2 協定・覚書・契約書

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(趣旨)

- 第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第23号)第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各地域のブロック知事会(以下「ブロック」という。)で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)が適用される事態に準用する。

(都道府県の役割)

- 第2条 都道府県は、応援を必要とする都道府県(以下「被災県」という。)に対して、 相互扶助の精神に基づき、全国知事会の調整の下で行われる全国的な広域応援に協 力するものとする。
- 2 都道府県は、前項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間 及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築するこ とに努めるものとする。

(ブロック幹事県の設置等)

第3条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、次表の各ブロックに幹事県を置く。

| ブロック名 | 構成都道府県名 |
|------------|-------------------------|
| 北海道東北地方知事会 | 北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 |
| | 福島県 新潟県 |
| 関東地方知事会 | 東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 |
| | 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県 |
| 中部圏知事会 | 富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 |
| | 静岡県 福井県 滋賀県 |
| 近畿ブロック知事会 | 福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 |
| | 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県 |
| 中国地方知事会 | 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 |
| 四国知事会 | 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 |
| 九州地方知事会 | 福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 |
| | 鹿児島県 沖縄県 山口県 |

- 2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。
- 3 幹事県は、原則として各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県とした場合は、この限りでない。
- 4 各ブロックにおいては、ブロック内での相互応援協定等を締結し、被災した都道府 県ごとに支援を担当する都道府県(カバー(支援)県)を定めるなど、ブロック内で の支援体制の構築に努めるものとする。
- 5 幹事県は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整 を行い、ブロック内での支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合 には、全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。
- 6 幹事県が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック 内で速やかに協議のうえ、幹事県に代わって職務を行う都道府県(以下「幹事代理県」 という。)を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告する ものとする。

(災害対策本部等の設置)

- 第4条 全国知事会は、本協定に定める広域応援等の調整を行う場合は、必要に応じて 災害対策本部等を設置することができる。
- 2 災害対策本部等の設置及び運営等は、全国知事会会長が別に定める。

(広域応援の実施)

- 第5条 全国知事会は、被災県の属するブロックの幹事県から、第3条第5項に基づく 広域応援の要請があった場合には、全国的な広域応援を実施するため、都道府県に対 して応援の要請を行う。
- 2 全国知事会から応援の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
- 3 通信の途絶等により、第3条第5項の要請がなされない場合にあっても、広域応援 の必要があると認められる場合には、全国知事会は第1項に規定する応援の要請を 行うことができる。

(業務の代行)

- 第6条 首都直下地震等により、全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合には、近畿ブロック知事会の幹事県が、前条の広域応援に関する業務を代行する。
- 2 前項の場合において、近畿ブロック知事会の幹事県による広域応援に関する業務 の代行が困難なときは、九州地方知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行す る。

3 前2項の規定による業務の代行が困難な場合は、災害等による被害の状況等を踏まえ、全国知事会会長が、全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長及び副委員長の意見を聴いた上で、広域応援に関する業務を代行する都道府県を決定するものとする。

(経費の負担)

- 第7条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域 応援を受けた被災県の負担とする。ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との 間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。
- 2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え(国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。)支弁を求めることができるものとする。
- 3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁を した都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、都道府県がブロック別及び個別に締結する災害時の相互応援協 定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第9条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、 全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する。

2 平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成30年11月9日から適用する。

2 平成24年5月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、令和3年11月22日から適用する。

2 平成30年11月9日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、令和6年1月1日から適用する。

2 令和3年11月22日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書の正本を全国知事会において保有するととも に、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

令和6年1月31日

全国知事会 会長

宮城県知事 村井 嘉浩

全国知事会 危機管理·防災特別委員会委員長 神奈川県知事 黒岩 祐治

全国知事会 東日本大震災復興協力本部本部長

静岡県知事 川勝 平太

北海道東北地方知事会 会長

岩手県知事 達増 拓也

関東地方知事会 会長

長野県知事 阿部守一

中部圏知事会 会長

愛知県知事 大村 秀章

近畿ブロック知事会 会長

福井県知事 杉本 達治

中国地方知事会 会長

島根県知事 丸山 達也

四国知事会 常任世話人

徳島県知事 後藤田 正 純

九州地方知事会 会長

熊本県知事 蒲島 郁夫

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」 (以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(所属ブロック知事会の決定等)

第2条 協定第3条第2項により、所属するブロック知事会が複数ある都道府県の所属ブロックを定める場合には、次表を基本として、当該都道府県及び当該都道府県が所属するブロック幹事県の間で協議のうえ、決定する。

| 都道府県名 | 広域応援の実施時の所属ブロック知事会 | |
|-------|--------------------|--|
| 静岡県 | | |
| 長野県 | 中部圏知事会 | |
| 三重県 | | |
| 福井県 | いら級・ブロー・カケロ市へ | |
| 滋賀県 | 近畿ブロック知事会 | |
| 鳥取県 | 中国地方知事会 | |
| 山口県 | | |
| 徳島県 | 四国知事会 | |

- 2 各ブロックの幹事県は、幹事県を定めたとき又は変更したときは、全国知事会に 報告するものとする。
- 3 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、全国知事会に 報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。

(要員の派遣に要する経費の内容等)

- 第3条 協定第7条に規定する経費のうち、要員の派遣に係るものについては、次の とおり定める。
 - (1) 要員の派遣に要する経費については、応援県が定める規定により算出した当該 応援要員の旅費、諸手当の額の範囲内とする。
 - (2) 要員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県の負担とする。
 - (3) 要員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災県が、被災県への往復の途中において生じたものについては、応援県が賠償の責めに任ずる。

(4) 前3号の規定に定めるもののほか、要員の派遣に要する経費については、被災県と応援県との間で協議して定める。

(経費の請求)

- 第4条 協定第7条第2項の規定により、応援県が応援に要した経費を繰替え支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災県に請求する。
 - (1) 応援要員の派遣については、前条で規定する額
 - (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
 - (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
 - (4) 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - (5) 施設の提供については、借上料
- 2 前項に規定する請求は、応援県の知事から、被災県の知事に請求する。

(その他)

第5条 その他、協定及び協定実施細目の実施に関して必要な事項は、全国知事会事 務局において別に定める。

附則 この実施細目は、平成19年7月12日から適用する。

- 2 平成18年7月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。
- 附則 この実施細目は、平成24年5月18日から適用する。
- 2 平成19年7月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。
- 附則 この実施細目は、平成30年11月9日から適用する。
- 2 平成24年5月18日から適用した実施細目は、これを廃止する。
- 附則 この実施細目は、令和2年12月1日から適用する。
- 2 平成30年11月9日から適用した実施細目は、これを廃止する。
- 附則 この実施細目は、令和3年11月22日から適用する。
- 2 令和2年12月1日から適用した実施細目は、これを廃止する。

全国知事会災害対策本部等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定第4条 第2項の規定に基づき、全国知事会災害対策本部等の設置及び運営等についての必要な事項を定める。

(災害対策都道府県連絡本部の設置)

- 第2条 事務総長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、被災情報等の 収集・連絡事務及び広域応援に係る調整を迅速かつ的確に進めるため、別に定める 基準により、臨時に全国知事会災害対策都道府県連絡本部(以下「連絡本部」とい う。)を設置する。
- 2 事務総長は、前項に規定する場合のほか、必要と認めるときは、臨時に連絡本部 を設置することができる。
- 3 事務総長は、前2項の規定により連絡本部を設置したときは、その旨を各都道府 県知事に通知する。

(連絡本部の組織及び事務・情報連絡室の設置)

- 第3条 連絡本部は、事務総長を本部長、事務局次長を副本部長、事務局の各部長を 本部員とし、その他事務局職員により構成する。
- 2 連絡本部は、被災県及び被災県の所属するブロックの幹事県並びに国等の関係団体から、被災情報等の収集に努めるとともに、広域応援に係る調整を行う。
- 3 連絡本部は、収集した被災情報等について、必要に応じて、各都道府県に連絡を 行う。
- 4 事務総長は、連絡本部の設置に至らない場合において、情報収集を行う必要があるときは、調査第二部に情報連絡室を設置する。

(連絡本部の廃止)

- 第4条 事務総長は、被災県への広域応援(短期)が終了し、かつ被災県の応急対策が 終了した場合には、連絡本部を廃止する。
- 2 第2条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(情報連絡員の派遣)

- 第5条 事務総長は、連絡本部を設置した場合において、被災県での情報収集等が必要と認めるときは、被災県に情報連絡員(リエゾン)を派遣することができる。
- 2 事務総長は、情報連絡員の派遣に、危機管理・防災特別委員会委員長県及び副委員長県等の協力を得ることができる。
- 3 情報連絡員は、被災情報等の収集に努めるとともに、広域応援に係る連絡調整を 行う。

(緊急広域災害対策本部の設置)

- 第6条 会長は、複数の都道府県において甚大な被害が見込まれる大規模・広域災害 が発生した場合、臨時に全国知事会緊急広域災害対策本部(以下「対策本部」とい う。)を設置する。
- 2 会長は、前項に規定する場合のほか、必要と認めるときは、臨時に対策本部を設

置することができる。

- 3 事務総長は、前2項の規定により対策本部が設置された場合において、当該災害 に係る連絡本部を設置していないときには、連絡本部を設置する。
- 4 第2条第3項の規定は、前3項の場合に準用する。

(対策本部の組織)

- 第7条 対策本部は、会長を本部長、危機管理・防災特別委員会委員長を副本部長と し、各ブロック幹事県知事及び危機管理・防災特別委員会副委員長を本部員として 構成する。
- 2 対策本部において、本部長に事故がある場合は、副本部長がその事務を代行する。
- 3 対策本部の本部長は、第1項に規定する本部員以外の知事について、必要に応じて対策本部への参画を求めることができる。

(対策本部の事務)

- 第8条 対策本部は、連絡本部を指揮し、被災情報等の収集・連絡事務及び広域応援 に係る調整を迅速かつ的確に進める。
- 2 対策本部の本部長は、必要と認めるときは、全国知事会緊急広域災害対策本部会議(以下「対策本部会議」という。)を開催することができる。
- 3 対策本部会議は、対策本部の本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部 長が議長となる。
- 4 対策本部の本部長は、必要と認めるときは、本部員以外の知事に対策本部会議への出席を求めることができる。

(対策本部の廃止)

- 第9条 会長は、今後の被害の発生又は拡大が見込まれず、各都道府県の災害対策本 部体制が縮小され、ブロック幹事県から新たな広域応援(短期)の要請が見込まれ ない場合には、対策本部を廃止する。
- 2 第2条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(その他)

第10条 その他、全国知事会災害対策本部等の設置及び運営等に関して定めのない事項は、全国知事会事務局において別に定める。

附則 この要綱は、令和3年11月22日から施行する。

附則 この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定

(趣旨)

- 第1条 この協定は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県(以下「道県」という。)が、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5条の2、第8条第2項第12号及び第74条の規定により、地震等による大規模災害が発生した場合において、応援を必要とする道県(以下「被災道県」という。)の要請に基づき、相互応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。
- 2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成16年法律第112号)が適用される事態に準用する。

(連絡担当部局)

第2条 道県は、相互応援に関する連絡担当部局を定め、大規模災害発生時には、速 やかに相互に連絡するものとする。

(カバー道県の設置)

- 第3条 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定(以下「全国協定」という。)第3条第4項に規定するカバー(支援)県(以下「カバー道県」という。)については、大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定実施細目(以下「実施細目」という。)で定めるものとする。
- 2 カバー道県は、被災道県を直接人的・物的に支援するほか、国や全国知事会等と の連絡調整に関し、被災道県を補完することを主な役割とする。

(幹事道県等)

- 第4条 全国協定第3条第1項に規定する幹事県(以下「幹事道県」という。)及び 同条第6項に規定する幹事代理県(「副幹事道県」という。)は、実施細目で定める。
- 2 幹事道県は、全国協定第3条第5項の規定によるブロック内の総合調整及び全 国知事会等に対する広域応援の要請を行うものとする。
- 3 副幹事道県は、幹事道県を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 副幹事道県にも事故があるときの職務の代理順序は、実施細目で定める。

(連絡調整員の派遣)

- 第5条 カバー道県は、必要があると認めるときは、被災道県の災害対策本部に、連 絡調整員を派遣することができる。
- 2 被災道県は、連絡調整員との連絡調整に十分配慮する。

(応援の内容)

第6条 応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋その他被災道県が必要とする支援とする。ただし、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき支援することが国の応援職員確保調整本部により決定された業務を除く。

(応援の要請)

- 第7条 被災道県は、第2条に規定する連絡担当部局を通じ、カバー道県又は幹事県 へ応援の要請を行うものとする。
- 2 被災道県は、前項の規定により応援を要請しようとするときは、被害状況等を連絡するとともに、必要とする応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又は電子メール等により応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。
 - (1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
 - (2) 施設、提供業務の種類又は斡旋の内容
 - (3)職種及び人数
 - (4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
 - (5) 応援期間(見込みを含む。)
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

(応援の自主出動)

- 第8条 カバー道県は、被災道県との連絡が取れない場合又は応援の要請を待つい とまがないと認めた場合は、他の道県と協力して自主的に被災道県の情報収集を 行い、その結果を道県に伝達するものとする。
- 2 カバー道県は、前項の情報収集の結果を踏まえ、被災道県に代わり幹事道県へ必要な応援の要請を行うことができるものとする。
- 3 前項の規定による応援の要請があった場合は、前条の規定による被災道県から の要請があったものとみなす。

(応援現地本部の設置)

- 第9条 カバー道県は、第7条第1項又は前条第2項に基づく応援の要請があった ときは、被災道県に応援現地本部を置く。
- 2 カバー道県は、前項の規定により応援現地本部を設置したときは、速やかに幹事

道県へ報告する。

- 3 応援現地本部は、被災道県の現地において、主に次の役割を担う。
 - (1) 応援のニーズの把握
 - (2) 国及び全国知事会その他の関係機関との連絡調整
 - (3) 幹事道県(次条の規定により広域応援本部が設置された場合にあっては同本部) との連絡調整
- 4 応援現地本部は、カバー道県及び応援を行う他の道県で構成し、カバー道県がその業務を掌理する。

(広域応援本部の設置)

- 第10条 幹事道県は、ブロック内の複数道県が同時被災したときその他の必要があると認めるときは、ブロック内応援及び全国的な広域応援に係る総合調整を行うため、広域応援本部を設置することができる。
- 2 広域応援本部は、原則として幹事道県庁に置く。
- 3 広域応援本部の本部長は、幹事道県知事をもって充てることとし、本部員は、各 道県の防災担当責任者をもって充てる。
- 4 前項までの規定の他、広域応援本部の設置及び運営に関して必要な事項は、実施細目で定める。

(応援経費の負担)

- 第11条 応援に要した経費は、原則として被災道県の負担とする。ただし、被災道県と応援道県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。
- 2 被災道県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、応援道県に当該費用の一時繰替え(国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。) 支弁を求めることができるものとする。
- 3 被災道県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支 弁をした応援道県に対し繰戻しをしなければならない。

(資料の交換)

第12条 道県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(連絡会議の設置)

- 第13条 道県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡 会議を設置するものとする。
- 2 前項の規定の他、連絡会議の開催に必要な事項は、実施細目で定める。

(その他)

- 第14条 この協定に定めのない事項は、特に必要が生じた場合に、その都度、道県 が協議して定める。
- 2 この協定の実施に関し必要な事項は、第2条に規定する連絡担当部局が協議して定める。

附則

- 1 この協定は、平成19年11月8日から効力を生ずるものとする。
- 2 平成7年10月31日に締結された協定は、これを廃止する。

附則

- 1 この協定は、平成26年10月21日から効力を生ずるものとする。
- 2 平成19年11月8日に締結された協定は、これを廃止する。

附則

- 1 この協定は、令和4年4月1日から効力を生ずるものとする。
- 2 平成 26 年 10 月 21 日に締結された協定は、これを廃止する。

大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第2条に規定する連絡担当部局は、別表1のとおりとする。

(カバー道県)

第3条 協定第3条に規定するカバー道県は、別表2のとおりとする。

(幹事道県等)

- 第4条 協定第4条第1項に規定する幹事道県及び副幹事道県は、別表3に定めるところにより毎年度各道県持ち回りとすることとし、同条第4項に規定する職務の代理順序も同表に定めるところによる。
- 2 協定第4条第1項に規定する副幹事道県は、次年度の幹事道県とする。
- 3 第1項の規定に関わらず、災害対応が翌年度に及ぶ場合には、当該災害が発生した時の担当道県が務めるものとする。ただし、次期担当道県との間で協議が整った場合にはこの限りでない。

(ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制)

- 第5条 協定第9条第1項に規定する情報収集を、迅速かつ的確に行うためのヘリコプターを活用した緊急被災状況収集体制は、別表4のとおりとする。
- 2 ヘリコプターによる緊急被災状況収集体制の担当道県がカバー道県になっていない場合には、相互に緊密な情報交換を行うものする。

(応援職員等の表示等)

- 第6条 協定第5条に規定する連絡調整員及び被災道県への応援職員(以下「応援職員等」という。)は、応援道県名を表示する腕章等を着用し、その身分を明らかにするものとする。
- 2 被災道県は、応援職員との連絡調整に十分配慮するものとする。

(応援職員等の携行品)

第7条 応援職員等は、災害時等の状況に応じ、必要な被服、当座の食料、携帯電話等を携行するものとする。

(応援職員等の活動拠点の確保)

第8条 被災道県は、応援職員等が被災道県庁舎において活動する拠点(執務スペース)を確保するものとする。

(応援等状況の報告)

- 第9条 カバー道県は、協定第5条に基づき派遣した連絡調整員及び協定第9条に 基づき設置した応援現地本部の活動について、幹事道県(広域応援本部が設置され ているときは同本部。第2項に同じ。)に対し、適宜状況報告を行う。
- 2 幹事道県は、応援状況の集約を行い、前項で収集した情報等を活用して応援に係 る総合的な調整を行う。

(広域応援本部の設置通知等)

第10条 幹事道県は、広域応援本部を設置したときは、道県に通知するとともに、 必要に応じ本部員及び事務局員の派遣要請を行う。

(広域応援本部の会議)

- 第11条 広域応援本部の本部員会議は、本部長が招集し、議長は、本部長をもって 充てる。
- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(広域応援本部の事務局)

第12条 広域応援本部の事務局は本部が設置された道県の防災担当部局及び各道県から派遣された連絡調整員が担当する。この場合において、事務局長は、設置道県 防災担当者の中から選任する。

(応援に関するガイドラインの策定)

第13条 協定及び実施細目で定めるほか、応援の実施に関し必要な事項は、別にガイドラインを策定し、迅速かつ的確な応援の実現に努めるものとする。

(防災訓練等)

第14条 道県は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練等を適時行 うものとする。

(応援職員等の派遣に要する経費負担等)

- 第 15 条 協定第 11 条に規定する経費のうち、応援職員等の派遣に要した経費の負担については、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1)被災道県が負担する経費の額は、応援道県が定める規定により算定した当該 応援職員等の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。
 - (2) 応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき、応援道県が 必要な補償を行う。
 - (3) 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災道県が、被災道県への往復の途中において生じたものについては、応援道県が賠償するものとする。
 - (4)前3号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被 災道県及び応援道県が協議して定める。

(経費の支払方法)

- 第16条 応援道県が、協定第11条第2項の規定により、応援に要した経費を繰替支 弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災道県に請求す るものとする。
 - (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する額
 - (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
 - (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
 - (4) ヘリコプター、車両、船艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - (5) 施設の提供については、借上料
 - (6)前5号に定めるもののほか、業務の提供等については、その実施に要した額
- 2 前項に規定する請求は、応援道県の知事名による請求書(関係書類添付)により 連絡担当部局を経由して被災道県の知事に請求する。
- 3 前2項の規定により難いときは、被災道県及び応援道県が協議して定める。

(資料の交換)

- 第 17 条 協定第 11 条に規定する資料の交換は、毎年度、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 33 条の規定に基づく派遣職員に関する資料の相互交換の際に行うものとする。
- 2 交換する資料は、道県の地域防災計画及び国民保護計画、応援の内容及びその他必要と認める資料とする。

(連絡会議の開催)

第18条 協定第12条に規定する連絡会議は、必要に応じて随時開催するものとし、 その事務処理については、副幹事道県が担当するものとする。

(協定の見直し)

第19条 協定及び実施細目は、必要に応じ見直すこととし、その事務処理については、副幹事道県が担当するものとする。

附則

- 1 この実施細目は、平成19年11月8日から施行する。
- 2 平成11年4月1日の実施細目は、これを廃止する。

附則

- 1 この実施細目は、平成26年10月21日から施行する。
- 2 平成19年11月8日の実施細目は、これを廃止する。

附則

(施行期日)

- 1 この実施細目は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 平成26年10月21日の実施細目は、これを廃止する。

(経過措置)

- 1 第4条の規定に基づく別表3に定める幹事道県等の持ち回り順序は、令和6年 4月1日から適用し、幹事道県を岩手県から始める。
- 2 前項の適用までの間、令和4年度は、幹事道県を青森県、副幹事道県を北海道とし、令和5年度は、幹事道県を北海道、副幹事道県を岩手県とする。

別表1

| 道県名 | 如旦夕 | 課名 | 無線電話 | 通常時の連絡先 | | 災害対策本部等の |
|-----|-----|-------|--------|---------------------|-------------------|--------------|
| 坦乐名 | 部局名 | 珠 名 | 無旅亀品 | NTT電話(直通) | 夜間・休日の連絡先 | 体制時の連絡先 |
| 北海道 | 総務部 | 危機対策課 | 01-11 | 011-204-5008(防災) | 同左又は 011-231-3398 | 011-204-5007 |
| | 危機対 | | | 011-204-5014(国民保護) | (当直室) | FAX |
| | 策局 | | | FAX 011-231-4314 | | 011-231-4314 |
| 青森県 | 危機管 | 防災危機管 | 02-221 | 017-734-9088(防災) | 同左(夜間休日常駐員か | 017-773-6866 |
| | 理局 | 理課 | | 017-734-9181(国民保護) | ら当番職員へ連絡) | FAX |
| | | | | FAX 017-722-4867 | | 017-773-6921 |
| 岩手県 | 総務部 | 総合防災室 | 03-16 | 019-629-5155 (防災及び国 | 同左(宿日直職員から当 | 019-629-5155 |
| | | | | 民保護) | 番職員へ連絡) | FAX |
| | | | | FAX 019-629-5174 | | 019-629-5174 |
| 宮城県 | 総務部 | 危機対策課 | 04-8- | 022-211-2375 (防災) | 同左又は 022-211-3161 | 022-211-2375 |
| | | | 2375 | 022-211-2382(国民保護) | (防災センター警備員か | FAX |
| | | | | FAX 022-211-2398 | ら当番職員へ連絡) | 022-211-2398 |
| 秋田県 | 総務部 | 総合防災課 | 05-11 | 018-860-4563 (防災) | 同左 | 018-860-4500 |
| | | | | 018-860-4562(国民保護) | | FAX |
| | | | | FAX 018-824-1190 | | 018-860-4530 |
| 山形県 | 防災く | 防災危機管 | 06-531 | 023-630-2231 (防災) | 同左又は 023-630-2754 | 023-630-3142 |
| | らし安 | 理課 | | 023-630-2654(国民保護) | (宿日直職員から当番職 | ~3145 |
| | 心部 | | | FAX 023-633-4711 | 員へ連絡) | FAX |
| | | | | | | 023-630-3140 |
| | | | | | | 3141 |
| 福島県 | 生活環 | 災害対策課 | 07-61 | 024-521-7194(防災) | 同左又は 024-521-7821 | 024-521-1903 |
| | 境部 | | | 024-521-7641(国民保 | (警備員から当番職員へ | 024-521-1907 |
| | | | | 護) | 連絡) | FAX |
| | | | | FAX 024-521-7920 | | 024-521-1958 |
| 新潟県 | 防災局 | 危機対策課 | 15-11 | 025-282-1638 (防災) | 同左又は 025-285-5511 | 025-282-1638 |
| | | | | 025-282-1636(国民保護) | (警備員から当番職員へ | (防災) |
| | | | | FAX 025-282-1640 | 連絡) | 025-282-1636 |
| | | | | | | (国民保護) |
| | | | | | | FAX |
| | | | | | | 025-282-1640 |

別表 2 カバー道県

| 被災道県名 |
|-------|
|-------|

| 北海道 | 青森県 | 岩手県 | 秋田県 |
|-----|-----|-----|-----|
| 青森県 | 北海道 | 秋田県 | 岩手県 |
| 岩手県 | 秋田県 | 北海道 | 青森県 |
| 宮城県 | 山形県 | 福島県 | 北海道 |
| 秋田県 | 岩手県 | 青森県 | 新潟県 |
| 山形県 | 宮城県 | 新潟県 | 福島県 |
| 福島県 | 新潟県 | 宮城県 | 山形県 |
| 新潟県 | 福島県 | 山形県 | 宮城県 |

別表3 幹事道県等の持ち回り順序

| 順番 | 道県名 |
|----|-----|
| 1 | 北海道 |
| 2 | 青森県 |
| 3 | 岩手県 |
| 4 | 宮城県 |
| 5 | 秋田県 |
| 6 | 山形県 |
| 7 | 福島県 |
| 8 | 新潟県 |

- ※1 副幹事道県は、翌年度の幹事道県担当道県が務めることとし、幹事道県に事故があるときは、 その職務を代理する。
- ※2 副幹事道県に事故があるときは、副幹事道県の次の順番の道県がその職務を代理する。
- ※3 幹事道県と副幹事道県のいずれにも事故があった場合は、副幹事道県の次の番号以降の道県で、番号の若い順に幹事道県、副幹事道県をそれぞれ代理するものとする。

別表4 ヘリコプターによる緊急被災情報収集体制

| 被災道県名 | 正 | 副 |
|-------|-----|-----|
| 北海道 | 青森県 | 岩手県 |
| 青森県 | 北海道 | 秋田県 |
| 岩手県 | 秋田県 | 北海道 |
| 宮城県 | 山形県 | 福島県 |
| 秋田県 | 岩手県 | 青森県 |
| 山形県 | 宮城県 | 新潟県 |
| 福島県 | 新潟県 | 宮城県 |
| 新潟県 | 福島県 | 山形県 |

この協定は、大規模災害時に備え、新潟県及び山形県(以下「両県」という。)共通の防災上の課題に対処するとともに、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づく相互応援の迅速かつ円滑な遂行に寄与するために、平常時における両県の連携・協力の推進に必要な基本的事項について定めるものとする。

第1 防災情報の共有化の推進

両県は、防災に関する基礎情報及び防災対策施策に関する情報を共有するとともに、 防災行政無線、防災情報システム等の活用により災害情報の共有体制を構築するものと する。

第2 政策検討等の共同実施

両県は、日本海沿岸の震災対策など防災上の共通課題に対し協力して対処するため、 政策の検討、国への提言等を共同で行うものとする。

第3 相互交流の推進

両県は、相互に総合防災訓練等への視察又は参加等を行うとともに、関係部局間における意見交換等を推進するものとする。

また、両県は、大規模災害時における連携・協力体制を充実・強化するため、両県管内の市町村、民間企業、NPO、関係団体等の防災関係機関相互の連携・協力体制の整備促進を図るものとする。

第4 物資・資機材等の提供体制の整備

両県は、大規模災害時に備え、食料品、飲料水、毛布等の生活必需物資の備蓄や防災 資機材等の整備を推進するとともに、災害時の提供体制の整備を推進するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両県がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年2月24日

新潟市新光町4番地1 新潟県知事 泉 田 裕





この協定は、大規模災害時に備え、宮城県及び山形県(以下「両県」という。)が、「大規模災害時の 北海道・東北8道県相互応援に関する協定」(以下「8道県相互応援協定」という。)に基づく相互応援 を迅速かつ円滑に遂行するため、平常時における両県の防災上の連携・協力の推進に関する基本的事項 について定めるものとする。

第1 円滑な応援調整体制の整備

両県は、大規模災害時において、相互協力のもと迅速かつ円滑に応急措置を実施するため、 常時連絡が可能な体制を整備する。

また、8道県相互応援協定の規定に基づき大規模災害時に、被災地の情報収集を迅速・円滑 に行い、適切な応援調整を実施するため、連絡調整や応援支援のための計画を作成する。

第2 防災情報の共有化の推進

両県は、防災に関する基礎情報及び防災対策施策に関する情報を共有するとともに、防災行 政無線、防災情報システム等の活用による災害情報の共有体制の構築について検討する。

第3 相互交流の推進

両県は、大規模災害の発生に備え、合同訓練の開催や総合防災訓練、図上訓練等への相互参加を推進するとともに、関係部局間における意見交換等を推進する。

また、両県は、大規模災害時における連携・協力体制を充実・強化するため、両県管内の市 町村、民間企業、NPO、関係団体等の防災関係機関相互の連携・協力体制の整備を促進する。

第4 物資・資機材等の迅速な提供体制の整備

両県は、大規模災害時に備え、食料品、飲料水、毛布等の生活必需物資の備蓄や防災資機材等の整備を推進するとともに、災害時に迅速な提供が行えるよう体制の整備を図る。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両県がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年12月26日

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県知事 村 井 嘉



山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事 齋 藤

この協定は、大規模災害時に備え、福島県及び山形県(以下「両県」という。)が、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づく相互応援を迅速かつ円滑に遂行するとともに、両県に共通する防災上の課題に対処するため、平常時における両県の防災上の連携・協力の推進に関する基本的事項について定めるものとする。

第1 連絡体制の整備

両県は、大規模災害時において、相互協力のもと迅速かつ円滑に応急措置を実施するため、 常時連絡が可能な体制を整備する。

第2 防災情報の共有化の推進

両県は、防災に関する基礎情報及び防災対策施策に関する情報を共有するとともに、防災 行政無線、防災情報システムの活用による災害情報の共有体制の構築について検討する。

第3 相互交流の推進

両県は、大規模災害の発生に備え、総合防災訓練、図上訓練等への相互参加を推進すると ともに、関係部局間における意見交換等を推進する。

また、両県は、大規模災害時における連携・協力体制を充実・強化するため、両県管内の 市町村、民間企業、NPO、関係団体等の防災関係機関相互の連携・協力体制の整備を促進 する。

第4 緊急物資等の迅速な提供体制の整備

両県は、大規模災害時に備え、食料品、飲料水、毛布等の生活必需物資の備蓄を推進する とともに、災害時に迅速な提供が行えるよう体制の整備を図る。

第5 共通課題の検討

両県は、雪害対策など共通する防災上の課題について、相互に協力し対処するため、情報 交換・研究会等を実施し対応を検討する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両県がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成19年2月19日

福島県福島市杉妻町2番16号

福島県知事佐藤雄

山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事 齋藤



2-1-5

この協定は、大規模災害時に備え、秋田県及び山形県(以下「両県」という。)が、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づく相互応援を迅速かつ円滑に遂行するとともに、両県に共通する防災上の課題に対処するため、平常時における両県の防災上の連携・協力の推進に関する基本的事項について定めるものとする。

第1 連絡体制の整備

両県は、大規模災害時において、相互協力のもと迅速かつ円滑に応急措置を実施するため、常時 連絡が可能な体制を整備する。

第2 防災情報の共有化の推進

両県は、防災に関する基礎情報及び防災対策施策に関する情報を共有するとともに、防災行政無線、防災情報システムの活用による災害情報の共有体制の構築について検討する。

また、幹線道路や鉄道の寸断など、両県民の生活に影響のある災害に関する情報を相互に提供し、共有する体制を整備する。

第3 相互交流の推進

両県は、大規模災害の発生に備え、総合防災訓練、図上訓練等への相互参加を推進するとともに、 関係部局間における意見交換等を推進する。

また、両県は、大規模災害時における連携・協力体制を充実・強化するため、両県管内の市町村、 民間企業、NPO、関係団体等の防災関係機関相互の連携・協力体制の整備を促進する。

第4 緊急物資等の迅速な提供体制の整備

両県は、大規模災害時に備え、食料品、飲料水、毛布等の生活必需物資の備蓄や防災資機材等の整備を推進するとともに、災害時に迅速な提供が行えるよう体制の整備を図る。

第5 政策検討等の共同実施

両県は、日本海沿岸の震災対策など防災上の共通課題に対し協力して対処するため、政策の検討、 国への提言等を共同で行うものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両県がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

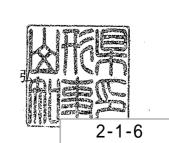
平成19年5月29日

秋田県秋田市山王四丁目1番1号

秋 田 県 知 事 寺 田 典 城

山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事 齋藤





防災関連情報の受配信に関する協定書

国土交通省東北地方整備局長(以下、「甲」という。)と山形県知事(以下、「乙」という。)は、光ファイバによる情報の受配信に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が保有する防災に係る情報等を相互共有し、両者が提供され た情報を活用することにより災害対処等に役立てることを目的とする。

(受配信内容)

第2条 甲及び乙が相互に受配信する情報は、次のとおりとし、詳細を別に定めるものと する。

なお、その他の必要な情報がある場合については、提供側の了解を得るものとす る。

- (1) 地上カメラ画像
- (2) 現地災害カメラ画像

(対象区域等)

- 第3条 本協定に係る対象区域は、山形県内及び隣接する地域とし、以下の範囲で活用するものとする。
 - (1) 東北地方整備局管内、国土交通省
 - (2) 山形県

(費用負担)

第4条 甲及び乙が第2条に掲げる情報を受配信するために必要な費用については、各々 が負担するものとし、責任分界点については別に定めるものとする。

(提供された情報の利用等)

第5条 甲及び乙は、提供を受けた情報を第3条で示す範囲のみで活用するものとし、情報提供側の許可を得ないで外部に提供してはならない。

(有効期限)

第6条 この協定の有効期間は、平成20年 3月31日とする。

但し、期間満了1ヶ月前において、甲、乙いずれからも改廃の意思表示がない場合は、この協定の期間を更に1年間延長することとし、以後もこの例によるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めた事項を変更しようとするとき、または、この協定に定めない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

以上、協定の証として本書二通を作成し、甲、乙押印のうえ、各自一通を保有するものとする。

平成19年 3月 13日

甲 国土交通省東北地方整備局長 坪香

学派(他)

乙 山形県知事

齋藤 5



防災関連情報の受配信に関する協定書

国土交通省東北地方整備局長(以下、「甲」という。)と山形県知事(以下、「乙」という。)は、光ファイバによる情報の受配信に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が保有する防災に係る情報等を相互共有し、両者が提供され た情報を活用することにより災害対処等に役立てることを目的とする。

(受配信内容)

第2条 甲及び乙が相互に受配信する情報は、次のとおりとし、詳細を別に定めるものと する。

なお、その他の必要な情報がある場合については、提供側の了解を得るものとす る。

- (1) 地上カメラ画像
- (2) 現地災害カメラ画像

(対象区域等)

- 第3条 本協定に係る対象区域は、山形県内及び隣接する地域とし、以下の範囲で活用するものとする。
 - (1) 東北地方整備局管内、国土交通省
 - (2) 山形県

(費用負担)

第4条 甲及び乙が第2条に掲げる情報を受配信するために必要な費用については、各々 が負担するものとし、責任分界点については別に定めるものとする。

(提供された情報の利用等)

第5条 甲及び乙は、提供を受けた情報を第3条で示す範囲のみで活用するものとし、情報提供側の許可を得ないで外部に提供してはならない。

(有効期限)

第6条 この協定の有効期間は、平成20年 3月31日とする。

但し、期間満了1ヶ月前において、甲、乙いずれからも改廃の意思表示がない場合は、この協定の期間を更に1年間延長することとし、以後もこの例によるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めた事項を変更しようとするとき、または、この協定に定めない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

以上、協定の証として本書二通を作成し、甲、乙押印のうえ、各自一通を保有するものとする。

平成19年 3月 13日

甲 国土交通省東北地方整備局長 坪香

学派(他)

乙 山形県知事

齋藤 5

災害派遣 (緊急患者空輸) の実施に関する協定書

山形県(以下「甲」という。)と陸上自衛隊第6師団(以下「乙」という。)は、災害派遣(緊急患者空輸)の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、自衛隊法第83条第1項及び同条第2項に基づく災害派遣による緊急患者空輸(以下「緊急患者空輸」という。)を円滑に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(平素からの連携等)

第2条 甲及び乙は緊急患者空輸に適切に対応できるよう、平素から意見の交換、 情報の交換等の連携を実施するものとする。

(緊急性等の確認)

第3条 甲は、乙に対し緊急患者空輸を要請するに先立ち、救命のため、患者の容体 及び医師、看護師、准看護師、救急救命士又は助産師(以下「医師等」という。)の 意見を聴取したうえ緊急性の有無、他の手段による速やかな輸送の可否等を確認す るものとする。

(要請の手続き)

- 第4条 甲が緊急患者空輸を要請しようとする場合には、乙に対して、文書をもってするものとする。ただし、緊急を要する場合には、電信又は電話によることができる。
- 2 前項ただし書きの場合においては、甲は事後において速やかに乙に対して文書 を提出するものとする。
- 3 甲は第1項の要請において、次の事項を明らかにするものとする。
- (1) 要請担当者の職、氏名、電話番号
- (2) 現地担当者の職、氏名、電話番号
- (3) 患者の氏名、性別、年齢、住所
- (4) 患者の症状及び医師等の判断(特に緊急患者空輸の必要性に関する判断、感染症等に関する情報、緊急患者空輸に際し運航上の配慮を要する事項等)
- (5) 緊急患者空輸を要請する区間(離着陸場所、経路等)人数
- (6) 使用する医療器材の種類、個数、重量、寸法
- (7) 緊急患者空輸で付添人を要する場合は、人数、氏名、性別、年齢、患者との 関係
- (8) その他参考となるべき事項

- 4 前項第5号の緊急患者空輸を要請する区間については、実施時期又は気象若しくは使用航空機等の状況により、活用する離着陸場所等を甲乙間の協議により変更できるものとする。
- 5 緊急患者空輸の到着地を甲外の都道府県に設定する場合、または、前項により到 着地が甲外の都道府県に変更される場合、到着地における患者の引渡しに係る調整 は甲が実施するものとする。

(医師等の搭乗)

- 第5条 甲は、原則として、緊急患者空輸の実施に際して医師を搭乗させるものと する。ただし、医師の人数が限られている場合その他正当な事由がある場合は、 看護師、准看護師、救急救命士又は助産師をもって代えることができる。
- 2 甲は、やむを得ない場合、乙と協議のうえ航空機に医師等を搭乗させないこと ができる。
- 3 甲は、医師等を搭乗させなかった際に、輸送中に患者に適切な処置ができず、 これによって事故等が生じたときは、乙の故意又は重大な過失による場合を除 き、乙に責任はないことを確認する。

(派遣の判断)

第6条 乙は、緊急患者空輸の要請を受けた場合は、要請の内容に基づいて緊急患者 空輸の可否について判断し、緊急患者空輸の必要性を認めた場合は、要請を受理す るものとする。ただし、気象状況の急変等により緊急患者空輸の実施が困難と判断 した場合は、要請を受理した後であっても当該緊急患者空輸を中断又は中止するこ とができる。この際、乙は、速やかに甲に対して、その旨を通知するものとする。

(通知)

- 第7条 乙は、緊急患者空輸を実施する場合は、速やかに甲に次の事項を通知するものとする。
 - (1) 使用航空機の機種・派遣人員
 - (2) 実施部隊の運航予定区間、運航予定時刻等
 - (3) 緊急患者空輸に際して準備を要する事項

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、緊急患者空輸の実施に際して必要な局地気象情報等、各種情報を迅速的確に把握し、相互に絶えず情報の交換を行うものとする。

(医師等の輸送)

第9条 医師等及び付添人の帰路の輸送は、行わないものとする。

(関係機関との協議)

第10条 甲及び乙は、緊急患者空輸の実施に係る関係機関と協議のうえ、関係機 関との連絡方法など必要な事項を定めるものとする。

(離着陸訓練)

第11条 甲及び乙は、平素から病院等における離着陸訓練を調整・実施し、緊急 患者空輸の実効性向上に努めるものとする。

(疑義等の決定)

第12条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項を決定する必要が生じた場合は、その都度、甲乙が協議のうえ決定するものとする。

(損害賠償)

第13条 乙の緊急患者空輸の実施に際して発生した航空事故による患者等の損害 賠償については、乙の故意又は重大な過失による場合を除き、甲がこれを負担する。

附則

この協定は、令和3年3月22日から施行する。

この協定を締結した証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通 を保有するものとする。

令和3年3月22日

甲 山形県 古村 美栄 吉村 美栄 一

乙 陸上自衛隊第6師団 第6師団長 蛭 川 利



山形県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定

山形県と気象庁は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年 法律第 57 号) 第 2 7 条及び気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号) 第 1 1 条に基づき共同して作成・発 表する土砂災害警戒情報に関する業務を実施するため、次のとおり協定を締結する。

また、本協定を円滑に運用するため「実施要領」を別に定める。

1. 土砂災害警戒情報の発表対象地域及び発表作業担当部署

十砂災害警戒情報の発表対象地域及び発表作業担当部署は、次の表のとおりとする。

| 発表対象地域(市町村) | 発表作業担当部署 |
|-----------------|------------|
| 三川町を除く山形県内34市町村 | 山形県県土整備部 |
| | 気象庁山形地方気象台 |

2. 土砂災害警戒情報に関する業務の作業場所及び連絡先

第1項に示す発表作業担当部署は、それぞれの庁舎内に作業場所を定めて土砂災害警戒情報に関する業務を行うものとし、相互の連絡が確実に実施できるよう実施要領に定めるものとする。

3. 土砂災害警戒情報に関する業務を行う際の資料の交換等

第1項に示す発表作業担当部署間の資料の交換は、オンラインで接続された情報処理システムを用いるものとし、交換する資料の種類は、実施要領に定めるものとする。

4. 土砂災害警戒情報に関する作業の開始及び終了

土砂災害警戒情報の作業の開始及び終了については、実施要領に定めるものとする。

5 土砂災害警戒情報の発表基準

十砂災害警戒情報の発表基準は、実施要領に定めるものとする。

6. 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、第1項に示す発表作業担当部署が共同して発表するものとし、発表形式等については、実施要領に定めるものとする。

7. 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報の伝達先及び伝達方法は、実施要領に定めるものとする。

() 8. 情報処理システム等障害時の措置

第3項に示す情報処理システム等の障害時における土砂災害警戒情報の作業の要領については、実施要領に定めるものとする。

9. その他

土砂災害警戒情報に関する業務の実施に関し、本協定の内容を変更する必要が生じた場合、または、本協定に定めていない事項について一方から申し入れがあった場合には、速やかに協議するものとする。

10. 附則

本協定の沿革は次のとおりである。

締 結 平成18年 9月 1日

一部改正 平成26年 5月26日

一部改正 平成27年 3月31日

山形県知事

吉村 美栄

気象庁長官

西出 則

 \bigcirc

東北地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、東北地域の各工業用水道事業者(以下「協定事業者」という。) が管理する工業用水道が地震等の大規模な災害により被災し、当該被災をした協定 事業者(以下「被災事業者」という。)が独力では緊急の復旧対応が困難な場合において、被災事業者からの要請により、他の協定事業者が行う応援活動を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(協定事業者)

第2条 前条に規定する協定事業者は次のとおりとする。

| 圏域協定事業者 青森県 六ヶ所村 岩手県 一関市 宮城県 村田町 秋田県 村田甲県市 大館市 山形県 山形県 中高島県 いわき市 白河市 南相馬市 西郷村 | | |
|---|---------------------|-----------|
| 青森県六ヶ所村岩手県 一関市一関市宮城県 村田町 秋田県 大館市 山形県 中の 福島県 いわき市 白河市 南相馬市 | 圏域 | 協定事業者 |
| 大ヶ所村 岩手県 一関市宮城県 村田町 秋田県 大館市 山形県 山形県 東根市 小国町 福島県 いわき市 白河市 南相馬市 | | 青森県 |
| 岩手県一関市宮城県村田町秋田県大館市山形県東根市小国町福島県いわき市白河市南相馬市 | 有箖乐 | 六ヶ所村 |
| 宮城県 宮城県 村田町 秋田県 大館市 山形県 東根市 小国町 福島県 いわき市 白河市 南相馬市 | 当 子间 | 岩手県 |
| 宮城県村田町秋田県大館市山形県東根市小国町福島県いわき市白河市南相馬市 | 石 于 乐 | 一関市 |
| 村田町 秋田県 大館市 山形県 東根市 小国町 福島県 いわき市 白河市 南相馬市 | 合地目 | 宮城県 |
| 秋田県大館市山形県東根市小国町福島県いわき市白河市南相馬市 | | 村田町 |
| 大館市 山形県 東根市 小国町 福島県 いわき市 白河市 南相馬市 | 4.4 田 旧 | 秋田県 |
| 山形県 東根市 小国町 福島県 いわき市 白河市 南相馬市 | 炒 | 大館市 |
| 小国町福島県いわき市白河市南相馬市 | | 山形県 |
| 福島県 いわき市 白河市 南相馬市 | 山形県 | 東根市 |
| いわき市 白河市 南相馬市 | | 小国町 |
| 在島県 南相馬市 | | 福島県 |
| 福島県南相馬市 | | いわき市 |
| 南相馬市 | 行 自 但 | 白河市 |
| 西郷村 | 佃局乐 | 南相馬市 |
| | | 西郷村 |
| 双葉地方水道企業団 | | 双葉地方水道企業団 |

(応援体制の整備)

第3条 東北地域に及ぶ地震等の大規模な災害が発生した場合、被災しなかった協定事業者(以下、「応援事業者」という。)は、応援の要請に備え、応援活動を速やかに 実施できる体制を執るものとする。

(応援主管事業者及び応援副主管事業者)

第4条 応援活動を迅速かつ円滑に遂行するため、主たる応援事業者(以下、「応援主管事業者」という。)及び、応援主管事業者が被災した場合に代わってその業務を遂行する応援事業者(以下、「応援副主管事業者」という。)を実施細則により定める。

(応援の要請等)

- 第5条 被災事業者は、他の協定事業者から応援を受けようとするときは、実施細則に 定めるところにより、応援を要請するものとする。
- 2 前項の規定による応援の要請を受けた応援主管事業者は、現地に赴き速やかに応援事業者と協力して被災事業者に対する応援活動を実施するものとする。ただし、現地に赴かずとも業務が遂行できる場合はこの限りではない。
- 3 通信途絶等により被災事業者から第1項の規定に基づく要請がない場合には、応援 主管事業者は応援事業者と連携し、被災状況、応援の適否等必要な情報収集を行う ものとする。
- 4 前項の情報から被害が甚大であると判断され、かつ被災事業者との連絡ができない場合には、応援主管事業者及び応援事業者は、自主的に応援活動を実施するものとする。
- 5 前項の応援活動は、被災事業者から第1項の規定に基づく応援の要請があったものとみなす。

(応援活動の内容)

- 第6条 応援活動の内容は、緊急の復旧措置に必要な次に掲げる事項とする。
 - (1) 職員の派遣
 - (2) 物資及び資材の提供
 - (3) その他被災事業者からの要請のあった事項

(物資等の携行)

第7条 応援事業者は、被災事業者に職員を派遣する場合は、実施細則に定めるところにより当該職員に必要な物資等を携行させるものとする。

(情報の交換)

第8条 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、関係資料等の必要な情報を、実施細則に定めるところによりあらかじめ相互に交換するものとする。

(経費の負担)

- 第9条 応援活動に要した経費は、実施細則に定めるところにより原則として被災事業者の負担とする。
- 2 応援事業者の職員が応援活動に際して第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援活動の従事中に生じたものについては被災事業者が、被災事業者への往復の移動途中において生じたものについては応援事業者が、それぞれ賠償の責めを負う。
- 3 被災事業者が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該被災事業者から要請があった場合には、応援事業者は、当該経費を一時立て替えて支弁するものとする。
- 4 応援事業者の職員の派遣に要する経費については、応援事業者が定めるところにより算出した当該職員の旅費及び諸手当の額をもって定めるものとする。

(公務災害補償に関する請求手続き)

第10条 応援事業者が派遣した職員が、応援活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に関する請求手続きは、被災事業者が作成する公務災害についての意見書及び事実関係を明らかにした報告書等に基づいて、応援事業者が行うものとする。

(関係機関等との連携)

第11条 この協定に基づく応援活動を実効あるものとするため、協定事業者は、平素から相互間並びに国、一般社団法人日本工業用水協会及びその他関係機関との間で十分な連携を図り、災害発生時の迅速かつ円滑な対応に万全を期するよう努めるものとする。

(連絡会議の開催等)

第12条 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、 毎年1回以上定期又は随時に連絡会議を開催するものとする。

(訓練)

第13条 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、 合同で訓練を実施するよう努めるものとする。

(他の協定との関係)

第14条 この協定は、協定事業者が既に締結している協定及び個別に締結する災害時 の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(その他)

第15条 この協定の実施に関し必要な細則事項は、実施細則に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、 協定事業者が協議して定めるものとする。

(施行期日)

第16条 この協定は、令和4年10月1日から施行する。

附則

1 令和4年3月7日に締結された「東北地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定」は、これを廃止する。

この協定を締結したことを証するため、この本書17通を作成し、関係者記名押印の 上、各自その1通を保有する。

令和4年 9月26日

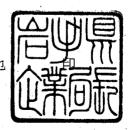
青森県知事 三村



六ヶ所村長 戸田 衛



岩手県企業局長 森 達也



一関市長 佐藤 善仁



宮城県公営企業管理者 佐藤 達也



村田町長 大沼 克巳



秋田県知事 佐竹 敬久



大館市長 福原 淳嗣



山形県企業管理者 沼澤 好德



東根市長 土田 正剛



小国町工業用水道事業者 小国町長 仁科 洋一



福島県知事 内堀 雅雄



いわき市水道事業管理者 上遠野 裕之



白河市長 鈴木 和夫



南相馬市長 門馬 和夫



西郷村上下水道事業 西郷村長 髙橋 廣志



双葉地方水道企業団企業長 松本 幸英





東北地方における災害等の相互応援に関する協定



国土交通省東北地方整備局(以下「東北地方整備局」という。)、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、仙台市及び東日本高速道路株式会社東北支社(以下「構成機関」という。)は、災害等が発生し、又はそのおそれがある場合の相互応援をより円滑に行うために、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、構成機関が所管する区域内において災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合の相互応援の内容を定め、もって災害等の拡大の防止と被災施設の早期の応急復旧に資することを目的とする。

(応援内容)

第2条 応援の内容は、次の各号に掲げる内容とする。

情報の収集・提供(現地情報連絡員(リエゾン)の派遣を含む。)

構成機関への職員の派遣

三 災害に係る専門家の派遣

四 構成機関が保有する車両、建設機械、応急組立橋等応急復旧資機材の貸し付け

五 構成機関が保有する通信機器等の貸し付け及び操作員の派遣

六 通行規制等の措置

構成機関が関係団体等に対し要請が必要な場合の協力

必要最小限の災害等緊急対応

その他必要と認められる事項

(災害等状況調査並びに連絡)

第3条 災害等が発生し、被災した構成機関が、本協定により他の構成機関からの応援を要請する場合は、その内容を東北地方整備局に連絡するものとする。

東北地方整備局は、被災した構成機関から上記の連絡があった場合、その内容を他 の構成機関に連絡するものとする。

(応援要請の手続き)

第4条 応援を要する構成機関は、第2条に定める応援内容を明らかにし、口頭もしく は電話により応援を要請し、後日、応援した構成機関に対し、速やかに文書で応援要 請手続きを行うものとする。

外田

丛形県 毗連

和事份

(応援要請によらない応援)

第5条 災害等が発生し、被災による連絡不能又は災害等に伴う進行性のある災害等の 発生により、被災した構成機関から応援の要請はないが、特に緊急を要し応援の要請 を待ついとまがないと認められる場合においては、前条の規定にかかわらず、構成機 関は第2条の規定に関し独自の判断により応援できるものとする。

(応援の実施)

第6条 第4条の規定により応援要請を受けた場合もしくは前条の規定により応援の判断をした場合、構成機関は可能な限り相互に協議のうえ、応援を行うものとする。

(応援の終了)

第7条 前条の応援の終了については、現地の状況等を踏まえ、構成機関が相互に協議 のうえ終了するものとする。

(費用負担)

第8条 第4条及び第5条に基づく第2条第2号から第9号までの応援に要する費用 は、応援を受けた構成機関の負担とする。ただし、別に定める場合及び応援を受けた 構成機関と応援を行った構成機関で協議した結果、合意が得られた場合についてはこ の限りではない。

(他の協定等との関係)

第9条 この協定は、構成機関が既に締結している他の相互応援協定等による応援及び 新たな相互応援協定等を妨げるものではない。

(その他)

- 第10条 この協定に定めのない事項は、構成機関が協議して定めるものとする。
- 2 この協定の実施に関し必要な事項は、別途、定めるものとする。

付則

1 平成21年3月26日に締結された「東北地方における国土交通省所管公共施設の災 害時の相互応援に関する申合せ」は、これを廃止する。

平成31年3月25日

国土交通省 東北地方整備局長 髙田 昌行



青森県知事 三村 申書



岩手県知事 達増 拓也

宮城県知事 村井 嘉浩



秋田県知事 佐竹 敬久



山形県知事 吉村 美栄子



福島県知事 内堀 雅雄



仙台市長 郡 和子



東日本高速道路株式会社 東北支社長 松﨑 薫

災害派遣(緊急患者空輸)の実施に関する協定書

山形県(以下「甲」という。)と陸上自衛隊第6師団(以下「乙」という。)は、災害派遣(緊急患者空輸)の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、自衛隊法第83条第1項及び同条第2項に基づく災害派遣による緊急患者空輸(以下「緊急患者空輸」という。)を円滑に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(平素からの連携等)

第2条 甲及び乙は緊急患者空輸に適切に対応できるよう、平素から意見の交換、 情報の交換等の連携を実施するものとする。

(緊急性等の確認)

第3条 甲は、乙に対し緊急患者空輸を要請するに先立ち、救命のため、患者の容体 及び医師、看護師、准看護師、救急救命士又は助産師(以下「医師等」という。)の 意見を聴取したうえ緊急性の有無、他の手段による速やかな輸送の可否等を確認す るものとする。

(要請の手続き)

- 第4条 甲が緊急患者空輸を要請しようとする場合には、乙に対して、文書をもってするものとする。ただし、緊急を要する場合には、電信又は電話によることができる。
- 2 前項ただし書きの場合においては、甲は事後において速やかに乙に対して文書 を提出するものとする。
- 3 甲は第1項の要請において、次の事項を明らかにするものとする。
- (1) 要請担当者の職、氏名、電話番号
- (2) 現地担当者の職、氏名、電話番号
- (3) 患者の氏名、性別、年齢、住所
- (4) 患者の症状及び医師等の判断(特に緊急患者空輸の必要性に関する判断、感染症等に関する情報、緊急患者空輸に際し運航上の配慮を要する事項等)
- (5) 緊急患者空輸を要請する区間(離着陸場所、経路等)人数
- (6) 使用する医療器材の種類、個数、重量、寸法
- (7) 緊急患者空輸で付添人を要する場合は、人数、氏名、性別、年齢、患者との 関係
- (8) その他参考となるべき事項

- 4 前項第5号の緊急患者空輸を要請する区間については、実施時期又は気象若しくは使用航空機等の状況により、活用する離着陸場所等を甲乙間の協議により変更できるものとする。
- 5 緊急患者空輸の到着地を甲外の都道府県に設定する場合、または、前項により到 着地が甲外の都道府県に変更される場合、到着地における患者の引渡しに係る調整 は甲が実施するものとする。

(医師等の搭乗)

- 第5条 甲は、原則として、緊急患者空輸の実施に際して医師を搭乗させるものと する。ただし、医師の人数が限られている場合その他正当な事由がある場合は、 看護師、准看護師、救急救命士又は助産師をもって代えることができる。
- 2 甲は、やむを得ない場合、乙と協議のうえ航空機に医師等を搭乗させないこと ができる。
- 3 甲は、医師等を搭乗させなかった際に、輸送中に患者に適切な処置ができず、 これによって事故等が生じたときは、乙の故意又は重大な過失による場合を除 き、乙に責任はないことを確認する。

(派遣の判断)

第6条 乙は、緊急患者空輸の要請を受けた場合は、要請の内容に基づいて緊急患者 空輸の可否について判断し、緊急患者空輸の必要性を認めた場合は、要請を受理す るものとする。ただし、気象状況の急変等により緊急患者空輸の実施が困難と判断 した場合は、要請を受理した後であっても当該緊急患者空輸を中断又は中止するこ とができる。この際、乙は、速やかに甲に対して、その旨を通知するものとする。

(通知)

- 第7条 乙は、緊急患者空輸を実施する場合は、速やかに甲に次の事項を通知するものとする。
 - (1) 使用航空機の機種・派遣人員
 - (2) 実施部隊の運航予定区間、運航予定時刻等
 - (3) 緊急患者空輸に際して準備を要する事項

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、緊急患者空輸の実施に際して必要な局地気象情報等、各種情報を迅速的確に把握し、相互に絶えず情報の交換を行うものとする。

(医師等の輸送)

第9条 医師等及び付添人の帰路の輸送は、行わないものとする。

(関係機関との協議)

第10条 甲及び乙は、緊急患者空輸の実施に係る関係機関と協議のうえ、関係機 関との連絡方法など必要な事項を定めるものとする。

(離着陸訓練)

第11条 甲及び乙は、平素から病院等における離着陸訓練を調整・実施し、緊急 患者空輸の実効性向上に努めるものとする。

(疑義等の決定)

第12条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項を決定する必要が生じた場合は、その都度、甲乙が協議のうえ決定するものとする。

(損害賠償)

第13条 乙の緊急患者空輸の実施に際して発生した航空事故による患者等の損害 賠償については、乙の故意又は重大な過失による場合を除き、甲がこれを負担する。

附則

この協定は、令和3年3月22日から施行する。

この協定を締結した証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通 を保有するものとする。

令和3年3月22日

甲 山形県 山形県知事 吉村 美 栄 子

乙 陸上自衛隊第6師団 第6師団長 蛭 川 利



大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、山形県内市町村(以下「市町村」という。)において、地震等による大規模災害が発生した場合に、市町村間の相互応援を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当課の設置)

第2条 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

(応援調整市町村の設置)

第3条 市町村は、大規模災害時に、被災市町村の応急応援を迅速、円滑に推進するため、あらかじめ地域ごとに応援調整市町村を定めておくものとする。

(応援の種類)

- 第4条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報収集及び提供
 - (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供等
 - (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材及び物資の提供等
 - (4) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供等
 - (5) 救援及び救助活動並びに応急措置に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の応援等
 - (6) 被災者の一時収容のための施設の提供等
 - (7) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

- 第5条 応援を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話又は電信等により 迅速に要請を行うとともに、後日文書によって応援を行った市町村に速やかに提出するものとする。
 - (1) 被害の種類及び状況
 - (2) 前条第2号から第4号までに掲げるものの品名、数量等
 - (3) 前条第5号に掲げるものの職種別人員
 - (4) 応援場所及び応援場所への経路
 - (5) 応援の期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主応援)

- 第6条 市町村は、大規模災害と認められる災害が発生し、被災市町村への応援を必要と認めたときは、要請を 待たずに自主的に応援を行うものとする。
- 2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村は、応援調整市町村と十分な連絡調整を行うものとする。 (応援経費の負担)
- 第7条 応援に要した経費は、原則として被災市町村の負担とする。

(その他)

- 第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じで情報や資料を相互に交換するものとする。
- 2 この協定に定めない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、協議して定めるものとする。
- 第9条 この協定は、平成7年11月20日から効力を生ずるものとする。
 - この協定を証するため、本協定書44通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成7年11月20日

協 定 者 市町村長 氏 名 ⑩ (44 市町村長連署)

大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定の運用について

- 1 本協定は、運用に当たっては県と十分連携を図ることとする。
- 2 第2条関係 協定書第2条に定める連絡担当課は別表1のとおりとする。
- 3 第3条関係
- (1) 協定書第3条に定める応援調整市町村は別表2のとおりとする。
- (2) 応援調整市町村の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。
- ① 被災市町村の被害状況の収集と提供
- ② 被災市町村が必要とする応援の種類等の集約及び応援市町村との連絡
- ③ 前2号に定めるもののほか必要な事項
- 4 第4条、第5条、第6条関係
- (1) 応援に従事する者(以下「応援職員」という。)は、応急措置の実施については、被災地の市町村長の指揮の下に行動するものとする。
- (2) 応援職員は、応援市町村名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。また、応援車両には、応援市町村名を表示する標章等を掲示し、連行するものとする。
- (3) 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。
- (4) 被災市町村は、災害の状況により必要に応じ、応援職員に対する宿舎の斡旋その他の便宜を供与する。
- 5 第7条関係
- (1) 阪神・淡路大震災においては、本県においても、多くの人的及び物的援助を行ったが、被害の甚大さに配慮し、かつ応援期間が短期間であったこともあり、〈建築確認業務等〉の長期派遣を除き、すべて自主的な応援として取り扱ったところである。
- (2) 本協定は、法的義務を踏まえながら、甚大な被害が生じた県内市町村に対し、国、県及び隣県等の応援が円滑に行われるまでの初動時での迅速な対応に重点をおいたものである。そのため、被災地市町村の経費負担を原則としながらも、両者の協議による場合はこの限りではないものとする。
- 6 その他
- (1) 市町村は、本協定の円滑な運用を図るため、平常時の連絡調整等を担当する幹事市町村を別表2に掲げる市町村として代表幹事を山形市とし、この運用に定めない事項で特に必要が生じた場合は、適宜担当課長会議を開催し、協議して定める。
- (2) この運用は、平成7年11月20日から適用する。

別表1

| | | | | | | 災害用電話番号・ファックス番号 | | | |
|-------|-----|----|------|------|---------------------------------------|-----------------|------|-----|-------------|
| 市町村名 | 担当課 | 課長 | 課長補佐 | 担当係長 | 担当者 | 執 務 | 時間中 | 勤務 | |
| | | | | | | NTT | 防災無線 | (受信 | 先名称) |
| 〇〇市町村 | | | | | | FAX | FAX | . (| .) |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | , | | | | | | | | |
| | | | | | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | | | |

別表 2

応援調整市町村

| 被災地域 | | | 応 援 | 調整市 | 町村 | · | |
|--------|------|------|------|------|------|-----|------|
| 双火地域 | 正 | | , | Ē | ij | | |
| 東南村山地域 | 寒河江市 | 米沢市 | 村山市 | 長井市 | 新庄市 | 鶴岡市 | 酒田市 |
| 西村山地域 | 山形市 | 長井市 | 村山市 | 鶴岡市 | 米沢市 | 新庄市 | 酒田市 |
| 北村山地域 | 新庄市 | 山形市 | 寒河江市 | 米沢市 | 酒田市 | 長井市 | 鶴岡市 |
| 最上地域 | 村山市 | 酒田市 | 鶴岡市 | 山形市 | 寒河江市 | 米沢市 | 長井市 |
| 東南置賜地域 | 長井市 | 山形市 | 寒河江市 | 村山市 | 新庄市 | 鶴岡市 | 酒田市 |
| 西置賜地域 | 米沢市 | 寒河江市 | 山形市 | 鶴岡市 | 村山市 | 新庄市 | 酒田市 |
| 鶴岡地域 | 酒田市 | 寒河江市 | 新庄市 | 山形市 | 長井市 | 村山市 | -米沢市 |
| 酒田地域 | 鶴岡市 | 新庄市 | 村山市 | 寒河江市 | 山形市 | 長井市 | 米沢市 |

- 1. 応援調整市町村は、県消防防災課及び所轄圧内支庁・地方事務所と連携して、各市町村との調整や、情報交換等を行うものとする。
- 2. 東南村山、西村山、北村山、最上、東南置賜、西置賜地域とは、それぞれの地方事務所の管内市町村とし、鶴岡、酒田地域とは、それぞれの消防本部の管内市町村とする。

大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定の運用について

- 1 本協定は、運用に当たっては県と十分連携を図ることとする
- 2 第2条関係 協定書第2条に定める連絡担当課は別表1のとおりとする。
- 3 第3条関係
- (1) 協定書第3条に定める応援協定調整市町村は別表2のとおりとする。
- (2) 応援調整市町村の役割は、次のとおりとする。
 - ① 被災市町村の被害状況の収集と提供
 - ② 被災市町村が必要とする応援の種類等の集約及び応援市町村との連絡
 - ③ 前2号に定めるもののほか必要な事項
- 4 第4条、第5条、第6条関係
- (1) 応援に従事する者(以下「応援職員」という。)は、応急措置については、 被災地の市町村長の指揮の下に行動するものとする。
- (2) 応援職員は、応援市町村名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。また、応援車両には、応援市町村名を表示する標章等を掲示し、運航するものとする。
- (3) 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な衣服、当座の食料等を携行するものとする。
- (4) 被災市町村は、災害の状況に応じ必要に応じ、応援職員に対する宿舎の斡旋その他の便宜を供与する。

5 第7条関係

- (1) 阪神・淡路大震災においては、本県においても、多くの人的、物的応援をお 行ったが、被害の甚大さに配慮し、かつ応援機関が短期間であったこともあ り<建築確認業務等>の長期派遣を除き、すべて自主的な応援として取り扱っ たところである。
- (2) 本協定は、法的義務を踏まえながら、甚大な災害が生じた県内市町村に対し、 国、県及び隣接県等の応援が円滑に行われるまでの初動時での迅速な対応に 重点をおいたものである。そのため、被災市町村の経費負担を原則としなが らも、両者の協議による場合はこの限りではないものとする。

6 その他

- (1) 市町村は、本協定の円滑な運用を図るため、平常時の連絡調整等を担当する 幹事市町村を別表2に掲げる市町村として代表幹事を山形市とし、この運用 で定めない事項で特に必要が生じた場合は、適宜担当課長会議を開催し、協 議して定める。
- (2) この運用は、平成7年11月20日から適用する。

1 大規模地震による災害発生時

| -bet- (4 | جامل مادا ک <i>ا</i> | 応援調整担当市 | | | | |
|----------|----------------------|---------|-------|------|--|--|
| 飲り | 炎地域 | 第1順位 | 第2位順位 | 第3順位 | | |
| 村 | 臣. | 鶴岡市 | 酒田市 | 新庄市 | | |
| 最 | 上 | 上山市 | 米沢市 | 長井市 | | |
| 置 | 賜 | 村山市 | 新庄市 | 鶴岡市 | | |
| 庄 | 平野東 縁地震 | 山形市 | 東根市 | 長井市 | | |
| 内 | 県西方 沖地震 | 新庄市 | 天童市 | 南陽市 | | |

2 大規模地震以外の災害発生時

| | , | | | | | |
|------|--------------|------|--------|--|--|--|
| 被災地域 | 応援調整担当市 | | | | | |
| | 第1順位 第2位順位 | | 第 3 順位 | | | |
| 東南村山 | 寒河江市 | 南陽市 | 東根市 | | | |
| 西村山 | 山形市 | 長井市 | 東根市 | | | |
| 北村山 | 新庄市 | 天童市 | 寒河江市 | | | |
| 最 上 | 村山市 | 酒田市 | 鶴岡市 | | | |
| 東南置賜 | 長井市 | 上山市 | 寒河江市 | | | |
| 西置賜 | 米沢市 | 寒河江市 | 上山市 | | | |
| 鶴岡 | 酒田市 | 寒河江市 | 新庄市 | | | |
| 酒 田 | 鶴岡市 | 新庄市 | 尾花沢市 | | | |

災害対策基本法施行令第22条に基づく協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和 3.6 年法律第 223 号。以下「法」という。)第 57条の 規定に基づき、山形県知事が日本放送協会山形放送局(以下「N H K 」という。)に放送を行うこと を求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 山形県知事は、法第55条の規定に基づく通知又は、要請について、災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合、又は著しく困難な場合において、その通信の必要があるときに、NHKに対し放送を行うことを求めることができる。

(要請の手続き)

- 第3条 山形県知事は、NHKに対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。
 - (1) 放送要請の理由
 - (2) 放送事項
 - (3) 希望する放送日時及び送信系統
 - (4) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 NHKは、山形県知事から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び送信系統を そのつど決定し、放送するものとする。

(連絡責任者)

(雑 則)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、山形県知事及びNHKが協議して定めるものとする。 第7条 この協定は、昭和60年9月1日から適用する。

昭和60年8月10.日

山形県知事 板垣清一郎

日本放送協会山形放送局長

佐 藤 益 躬

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、大地震等の災害に関し、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、山形県知事(以下「甲」という。)が、山形放送株式会社及び株式会社山形テレビ(以下「乙」という。) に放送の依頼をするときの手続きを定めるものとする。

(放送の依頼等)

- 第2条 甲は、災害の発生の防止又は応急対策を実施するうえで、放送以外に有効な通信、伝達手段が とり得ない場合に、乙に対し放送の依頼をするものとする。
- 2 乙は、甲に対し、前項の放送に必要な資料の提供を要求することができる。

(依頼の手続き)

- 第3条 甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送の依頼をするものとする。
 - (1) 放送依頼の理由
 - (2) 放送の内容
 - (3) 希望する放送の日時
 - (4) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から依頼された事項に関し、自主的判断に基づき、形式、内容、時刻及び送信系統を 決定して放送するものとする。

(連絡責任者等)

- 第5条 第3条に掲げる放送依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。
- 2 連絡責任者は、必要に応じ連絡会議をもつものとする。
- 3 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

(雑 則)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

第7条 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、そのつど関係機関に連絡するものとする。

第8条 この協定は、昭和55年4月1日から適用する。

昭和 55 年 3月 19/日

甲 山形県知事 板 垣 清一郎

乙 山形放送株式会社 株式会社 山形テレビ

(注) 県は同様の協定を株式会社テレビユー山形及び株式会社エフェム山形に対してもそれぞれ締結している。

株式会社 テレビユー山形 平成2年6月1日締結 株式会社 エフェム山形 平成2年6月1日締結

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、大地震等の災害に関し、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、山形県知事(以下「甲」という。)が、株式会社テレビユー山形(以下「乙」という。)に放送の依頼をするときの手続きを定めるものとする。

(放送の依頼等)

- 第2条 甲は、災害の発生の防止又は応急対策を実施するうえで、放送以外に 有効な通信,伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送の依頼をするもの とする。
- 2 乙は、甲に対し、前項の放送に必要な資料の提供を要求することができる。

(依頼の手続き)

- 第3条 甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送の依頼をするものとする。
- (1) 放送依頼の理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から依頼された事項に関し、自主的判断に基づき、形式,内容,時刻及び送信系統を決定して放送するものとする。

(連絡責任者等)

- 第5条 第3条に掲げる放送依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。
- 2 連絡責任者は、必要に応じ連絡会議をもつものとする。
- 3 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

(雑 則)

- 第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。
- 第7条 連絡責任者をおいた場合及び変更のあった場合には、そのつど関係機関に連絡するものとする。
- 第8条 この協定は、平成2年6月1日から適用する。

平成2年6月1日

甲 山形県知事 板 垣 清 一



乙 株式会社テレビ

代表取締役

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、大地震等の災害に関し、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、山形県知事(以下「甲」という。)が、株式会社エフエム山形(以下「乙」という。)に放送の依頼をするときの手続きを定めるものとする。

(放送の依頼等)

- 第2条 甲は、災害の発生の防止又は応急対策を実施するうえで、放送以外に 有効な通信,伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送の依頼をするもの とする。
- 2 乙は、甲に対し、前項の放送に必要な資料の提供を要求することができる。

(依頼の手続き)

- 第3条 甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送の依頼をするものとする。
- (1) 放送依頼の理由
- (2) 放送の内容
 - (3) 希望する放送の日時
 - (4) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から依頼された事項に関し、自主的判断に基づき、形式、内容、時刻及び送信系統を決定して放送するものとする。

(連絡責任者等)

- 第5条 第3条に掲げる放送依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。
- 2 連絡責任者は、必要に応じ連絡会議をもつものとする。
- 3 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。*

(雑 則)

- 第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。
- 第7条 連絡責任者をおいた場合及び変更のあった場合には、そのつど関係機関に連絡するものとする。
- 第8条 この協定は、平成2年6月1日から適用する。

平成2年6月1日

甲 山形県知事 板 垣 清 一







(協定の趣旨)

第1条 この協定は、大地震等の災害に関し、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、山形県知事(以下「甲」という。)が、株式会社さくらんぼテレビジョン(以下「乙」という。)に放送の依頼をするときの手続きを定めるものとする。

(放送の依頼等)

- 第2条 甲は、災害の発生の防止又は応急対策を実施するうえで、放送以外に有効な通信、伝達手段が とり得ない場合に、乙に対し放送の依頼をするものとする。
- 2 乙は、甲に対し、前項の放送に必要な資料の提供を要求することができる。

(依頼の手続き)

- 第3条 甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送の依頼をするものとする。
 - (1) 放送依頼の理由
 - (2) 放送の内容
 - (3) 希望する放送の日時
 - (4) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から依頼された事項に関し、自主的判断に基づき、形式、内容、時刻及び放送系統を 決定して放送するものとする。

(連絡責任者等)

- 第5条 第3条に掲げる放送依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。
- 2 連絡責任者は、必要に応じ連絡会議をもつものとする。
- 3 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。

(雑 則)

- 第6条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。
- 第7条 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、そのつど関係機関に連絡するものとする。
- 第8条 この協定は、平成9年4月1日から適用する。

平成9年2月24日

甲 山形県知事 髙 橋 和 雄川宝石 代表取鑑を経り上できまった。 代表取鑑を表し、本 惣 にまたし、本 惣 にない。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、大地震等の災害に関し、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、山形県知事(以下「甲」という。)が、株式会社ケーブルテレビ山形(以下「乙」という。)に放送の依頼をするときの手続きを定めるものとする。

(放送の依頼等)

- 第2条 甲は、災害の発生の防止又は応急対策を実施するうえで、放送以外に有効 な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送の依頼をするものとする。
- 2 乙は、甲に対し、前項の放送に必要な資料の提供を要求することができる。 (依頼の手続き)
- 第3条 甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送の依頼をするものとする。
- (1) 放送依頼の理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は甲から依頼された事項に関し、自主的判断に基づき、形式、内容、時刻及び放送系統を決定して放送するものとする。

(連絡責任者等)

- 第5条 第3条に掲げる放送依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者 を置くものとする。
- 2 連絡責任者は、必要に応じ連絡会議をもつものとする。
- 3 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。
- 4 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度連絡するものとする。

(雑則)

- 第6条 この協定に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。
- 第7条 この協定は、平成18年9月6日から適用する。

平成18年9月6日

- 甲 山形市松波二丁目8-1 山 形 県 知 事 齋 藤 弘
- 乙 山形市あこや町一丁目2-4株式会社ケーブルテレビ山形代表取締役社長 中村 松太郎

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、大地震等の災害に関し、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、山形県知事(以下「甲」という。)が、株式会社ニューメディア (以下「乙」という。)に放送の依頼をするときの手続きを定めるものとする。

(放送の依頼等)

- 第2条 甲は、災害の発生の防止又は応急対策を実施するうえで、放送以外に有効 な通信、伝達手段がとり得ない場合に、乙に対し放送の依頼をするものとする。
- 2 乙は、甲に対し、前項の放送に必要な資料の提供を要求することができる。

(依頼の手続き)

- 第3条 甲は、乙に対し、次の事項を明らかにして放送の依頼をするものとする。
- (1) 放送依頼の理由
- (2) 放送の内容
- (3) 希望する放送の日時
- (4) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は甲から依頼された事項に関し、自主的判断に基づき、形式、内容、時刻及び放送系統を決定して放送するものとする。

(連絡責任者等)

- 第5条 第3条に掲げる放送依頼の円滑な実施を図るため、甲及び乙に連絡責任者 を置くものとする。
- 2 連絡責任者は、必要に応じ連絡会議をもつものとする。
- 3 連絡会議は、連絡責任者に支障があるときは、代理者の出席を認めるものとする。
- 4 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度連絡するものと する。

(雑則)

- 第6条 この協定に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。
- 第7条 この協定は、平成19年3月1日から適用する。

平成19年3月1日

- 甲 山形市松波二丁目8-1 山 形 県 知 事 齋 藤 弘
- 乙 米沢市春日四丁目2-75株式会社ニューメディア代表取締役社長 金 子 剛 三



(趣旨)

第1条 この協定は、山形県知事(以下「甲」という。)が山形県地域防災計画に基づき 災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合(以下「災害時等」 という。)において、山形県が行う災害応急対策についての報道に関し、甲と(株)山形 新聞社代表取締役社長(以下「乙」という。)との間の必要な事項を定めることを目的 とする。

(報道の要請)

- 第2条 甲は、災害時等における災害の防止と災害の拡大の防止等を図るため、次の事項 に関する広報を行うに当たり、必要な場合には乙に対し、報道要請を行うものとする。
- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること

(要請の手続き)

- 第3条 甲は、前条の要請をする場合には、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。
- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

- 第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。
- 2 乙は報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮する ものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、山形県文化環境部消防防災課長及び(株)山形新聞社報道部長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、 その都度、甲、乙が協議するものとする。

上記の協定締結の証しとして、本協定2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成9年2月 28日

山形県知事 髙 橋



株式会社山形新聞社 代表取締役社長 相 馬 仮



2-2-8

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県知事(以下「甲」という。)が山形県地域防災計画に基づき 災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合(以下「災害時等」 という。)において、山形県が行う災害応急対策についての報道に関し、甲と(株)荘内 日報社代表取締役社長(以下「乙」という。)との間の必要な事項を定めることを目的 とする。

(報道の要請)

- 第2条 甲は、災害時等における災害の防止と災害の拡大の防止等を図るため、次の事項 に関する広報を行うに当たり、必要な場合には乙に対し、報道要請を行うものとする。
- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること

(要請の手続き)

- 第3条 甲は、前条の要請をする場合には、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。
- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

- 第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、 適切に対応する。
- 2 乙は報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮する ものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、山形県文化環境部消防防災課長及び(株)荘内日報社山形支局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、 その都度、甲、乙が協議するものとする。

上記の協定締結の証しとして、本協定2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成9年2月 28日

山形県知事

髙 橋 和





(趣旨)

第1条 この協定は、山形県知事(以下「甲」という。)が山形県地域防災計画に基づき 災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合(以下「災害時等」 という。)において、山形県が行う災害応急対策についての報道に関し、甲と(株)朝日 新聞社山形支局長(以 下「乙」という。)との間の必要な事項を定めることを目的と する。

(報道の要請)

- 第2条 甲は、災害時等における災害の防止と災害の拡大の防止等を図るため、次の事項 に関する広報を行うに当たり、必要な場合には乙に対し、報道要請を行うものとする。
- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること

(要請の手続き)

- 第3条-甲は一前条の要請をする場合には、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。
- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

- 第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、 適切に対応する。
- 2 乙は報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、山形県文化環境部消防防災課長及び(株)朝日新聞社山形支局長をもってこれに充てる。

(滴用)

第6条 この協定は締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、 その都度、甲、乙が協議するものとする。

上記の協定締結の証しとして、本協定2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成9年2月28日

山形県知事 髙 橋 和



(株)朝日新聞社山形支局長

金 森 定



(趣旨)

第1条 この協定は、山形県知事(以下「甲」という。)が山形県地域防災計画に基づき 災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合(以下「災害時等」 という。)において、山形県が行う災害応急対策についての報道に関し、甲と(株)毎日 新聞社山形支局長(以 下「乙」という。)との間の必要な事項を定めることを目的と する。

(報道の要請)

- 第2条 甲は、災害時等における災害の防止と災害の拡大の防止等を図るため、次の事項 に関する広報を行うに当たり、必要な場合には乙に対し、報道要請を行うものとする。
- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他 の災害応急対策に関すること

(要請の手続き)

- 第3条 甲は、前条の要請をする場合には、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。
- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

- 第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。
- 2 乙は報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、山形県文化環境部消防防災課長及び(株)毎日新聞社山形支局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、 その都度、甲、乙が協議するものとする。

上記の協定締結の証しとして、本協定2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成9年2月25日

山形県知事 髙 橋 和



(株)毎日新聞社山形支局長

粕 谷 昭

支聞由 局心日 長形新

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県知事(以下「甲」という。)が山形県地域防災計画に基づき 災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合(以下「災害時等」 という。)において、山形県が行う災害応急対策についての報道に関し、甲と(株)読売 新聞社山形支局長(以 下「乙」という。)との間の必要な事項を定めることを目的と する。

(報道の要請)

- 第2条 甲は、災害時等における災害の防止と災害の拡大の防止等を図るため、次の事項 に関する広報を行うに当たり、必要な場合には乙に対し、報道要請を行うものとする。
- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること

(要請の手続き)

- 第3条 甲は、前条の要請をする場合には、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。
- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

- 第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。
- 2 乙は報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮する ものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、山形県文化環境部消防防災課長及び(株)読売新聞社山形支局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、 その都度、甲、乙が協議するものとする。

上記の協定締結の証しとして、本協定2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成9年2月 28日

山形県知事 髙 橋 和 雄

(株)読売新聞社山形支局長

野田



(趣旨)

第1条 この協定は、山形県知事(以下「甲」という。)が山形県地域防災計画に基づき 災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合(以下「災害時等」 という。)において、山形県が行う災害応急対策についての報道に関し、甲と(株)日本 経済新聞社山形支局長(以 下「乙」という。)との間の必要な事項を定めることを目 的とする。

(報道の要請)

- 第2条 甲は、災害時等における災害の防止と災害の拡大の防止等を図るため、次の事項 に関する広報を行うに当たり、必要な場合には乙に対し、報道要請を行うものとする。
- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛牛に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること

(要請の手続き)

- 第3条 甲は、前条の要請をする場合には、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。
- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

- 第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。
- 2 乙は報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、山形県文化環境部消防防災課長及び(株)日本経済新聞社山形支局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、 その都度、甲、乙が協議するものとする。

上記の協定締結の証しとして、本協定2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成9年2月 28日

山形県知事 髙 橋 和



(株)日本経済新聞社山形支局

山 岸 🗦



(趣旨)

第1条 この協定は、山形県知事(以下「甲」という。)が山形県地域防災計画に基づき 災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合(以下「災害時等」 という。)において、山形県が行う災害応急対策についての報道に関し、甲と(株)産経 新聞社山形支局長(以 下「乙」という。)との間の必要な事項を定めることを目的と する。

(報道の要請)

- 第2条 甲は、災害時等における災害の防止と災害の拡大の防止等を図るため、次の事項 に関する広報を行うに当たり、必要な場合には乙に対し、報道要請を行うものとする。
- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること

(要請の手続き)

- 第3条 甲は、前条の要請をする場合には、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。
- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

- 第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、 適切に対応する。
- 2 乙は報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮する ものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、山形県文化環境部消防防災課長及び(株)産経新聞社山形支局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、 その都度、甲、乙が協議するものとする。

上記の協定締結の証しとして、本協定2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成9年2月 28日

山形県知事 髙 橋 和



(株)産経新聞社山形支局長

先崎



(趣旨)

第1条 この協定は、山形県知事(以下「甲」という。)が山形県地域防災計画に基づき 災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合(以下「災害時等」 という。)において、山形県が行う災害応急対策についての報道に関し、甲と河北新報 社山形総局長(以下「乙」という。)との間の必要な事項を定めることを目的とする。

(報道の要請)

- 第2条 甲は、災害時等における災害の防止と災害の拡大の防止等を図るため、次の事項に関する広報を行うに当たり、必要な場合には乙に対し、報道要請を行うものとする。
- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛牛に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること

(要請の手続き)

- 第3条 甲は、前条の要請をする場合には、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。
 - (1) 報道要請の理由
 - (2) 必要な報道の内容
 - (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

- 第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。
- 2 乙は報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、山形県文化環境部消防防災課長及び河北新報社山形総局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、 その都度、甲、乙が協議するものとする。

上記の協定締結の証しとして、本協定2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成9年2月 28日

山形県知事 髙 橋 和



河北新報社山形総局長

形製河 総駐北陰 局山新

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県知事(以下「甲」という。)が山形県地域防災計画に基づき 災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合(以下「災害時等」 という。)において、山形県が行う災害応急対策についての報道に関し、甲と(社)共同 通信社山形支局長(以下「乙」という。)との間の必要な事項を定めることを目的とす る。

(報道の要請)

- 第2条 甲は、災害時等における災害の防止と災害の拡大の防止等を図るため、次の事項 に関する広報を行うに当たり、必要な場合には乙に対し、報道要請を行うものとする。
- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること

(要請の手続き)

- 第3条 甲は、前条の要請をする場合には、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。
- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

- 第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。
- 2 乙は報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮する ものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、山形県文化環境部消防防災課長及び(社)共同通信社山形支局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は締結の日から適用する。

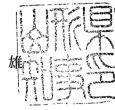
(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、 その都度、甲、乙が協議するものとする。

上記の協定締結の証しとして、本協定2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成9年2月 28日

山形県知事 髙 橋 和



(社)共同通信社山形支局長

土屋美



(趣旨)

第1条 この協定は、山形県知事(以下「甲」という。)が山形県地域防災計画に基づき 災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合(以下「災害時等」 という。)において、山形県が行う災害応急対策についての報道に関し、甲と(株)時事 通信社山形支局長(以下「乙」という。)との間の必要な事項を定めることを目的とす る。

(報道の要請)

- 第2条 甲は、災害時等における災害の防止と災害の拡大の防止等を図るため、次の事項 に関する広報を行うに当たり、必要な場合には乙に対し、報道要請を行うものとする。
- (1) 警報の発令及び伝達、地震予知情報の伝達並びに避難の勧告又は指示に関すること
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関すること
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関すること
- (5) 施設又は設備の応急の復旧に関すること
- (6) 保健衛生に関すること
- (7) 交通の規制又は緊急輸送の確保に関すること
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置その他の災害応急対策に関すること

(要請の手続き)

- 第3条 甲は、前条の要請をする場合には、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。
- (1) 報道要請の理由
- (2) 必要な報道の内容
- (3) その他の必要な事項

(報道の実施)

- 第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲から報道要請を受けたときは、適切に対応する。
- 2 乙は報道の実施に関し、他の緊急通行車両の通行を妨げることのないように配慮する ものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の実施に関する連絡を円滑、かつ、確実なものとするため、連絡責任者を置くこととし、山形県文化環境部消防防災課長及び(株)時事通信社山形支局長をもってこれに充てる。

(適用)

第6条 この協定は締結の日から適用する。

(協議)

第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、 その都度、甲、乙が協議するものとする。

上記の協定締結の証しとして、本協定2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成9年2月 28日

山形県知事 髙 橋 和 雄 二 二



災害救助法により県の行う医療、助産、死体処理を日本赤十字社山形県支部に委託する契約書

(目 的)

第1条 災害救助法第32条の規定により非常災害の場合、県の行う医療、助産、死体の処理については、この契約書に基づき、これを日本赤十字社山形県支部(以下「日赤県支部」という。)に委託するものとする。

(災害救助委託業務の発動)

第2条 日赤県支部は、県から医療、助産、死体処理の救助業務について要請があったとき、これを行 うものとする。

(委託の範囲)

第3条 委託の範囲は次のとおりとする。

- 1. 医療
 - (1) 診察
 - (2) 薬剤又は治療材料の支給
 - (3) 処置、手術その他の治療及び施術
 - (4) 病院又は診療所への収容
 - (5) 看 護 医療の期間は災害発生の日から 14 日以内とする。
- 2. 助 産
 - (1) 分娩の介助
 - (2) 分娩前及び分娩後の処置
 - (3) 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給 助産の期間は分娩した日から7日以内とする。
- 3. 死体の処理
 - (1) 死体の洗浄、縫合せ、消毒
 - (2) 死体の検案 死体処理の期間は災害発生の日から 10 日以内とする。

(委託に基く日赤県支部の活動)

第4条 日赤県支部は第1条の委託業務を行なうため、常時5ケ班以上の救護班を編成しておくものとする。

前項の救護班が委託業務を実施したときは、日赤県支部は県へ次の書類を提出するものとする。

1. 医療

(1) 診療記録簿の写

様式第1号

(2) 救護班の編成並びに活動記録の写 株式第2号

(3) 使用医療品、衛生材料受払簿の写 様式第3号

(4) 医療器具破損、修繕簿の写 様式第 4号

- (5) 病院診療所の診療報酬に関する証憑書類の写
- (6) 医療費明細書

様式第5号

- 2. 助 産
 - (1) 分娩の日時、場所、分娩者の住所、職業、氏名、年令等の記録の写
 - (2) 助産費給与明細書 様式第6号
 - (3) 助産関係支出証憑書類の写
- 3. 死体処理

死体処理明細書

様式第7号

(日赤県支部への費用負担)

第5条 委託をうけて日赤県支部が支弁した費用(人件費、救護所設置費、医療費、助産費、救護諸費、輸送費及び人夫費、事務費、その他の費用)については別表1により県において支払うものとする。 ただし医療品、衛生材料の未使用の残品であって保存のできるもの及び費用のための寄附金その他の収入を控除した額とする。

(扶助金の支給)

第6条 日赤県支部の救護班員(日赤県支部の有給職員を除く)が委託業務に従事中負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金については、別表1により県において支払うものとする。

(県に対する費用請求)

第7条 第5条及び第6条により日赤県支部が支弁した費用及び扶助金を請求するときは、様式第8号 及至第10号による請求書によるものとする。

(協力援助)

- 第8条 委託事項の実施について、県は日赤県支部の行なう救助業務について、これを推進援助するものとする。
- 第9条 本契約に定めるものの外必要な事項は県及び日赤県支部両者の協議によりその都度定めるものとする。
- 第10条 県及び日赤県支部は昭和34年5月18日付の委託契約書は、本契約締結の日をもって廃止するものとする。

この契約確認のため本書 2 通を作成し、県と日赤県支部は署名捺印の上、各 1 通を所持するものと する。

昭和35年4月5日

山 形 県 知 事 安孫子 藤 吉 日本 5 赤十字社山形県支部長 安孫子 藤 吉

災害 救助 法第32条の規定 による委託救護業務の支弁費

| 費 | Ž | 目 | 費 用 負 担 額 |
|----|------------|----|---|
| 人 | 件 | 費 | 日本赤十字社内国旅費規則、同救護規則、第26条による費用弁償に関する規程 及び同時間外手当、深夜手当支給規程に定めた額、又はこれに準じて算定した額 以内 |
| 救設 | 護置 | 所費 | 救護所設置のために使用した消耗器材費及び建物等の借上料又は損料の実費 |
| 救 | 護諸 | 費 | イ 医療及び助産のため使用した薬剤、治療材料、衛生材料及び医療器具破損、 修理等の実費 やむを得ない事情のため救護班によらず一般の病院、診療所において医療、助産 をうけた場合は、社会保険診療報酬の額とし、これにより難い場合は慣行料金の 二割引以内の額とする。 ロ 死体処理のための検案及び死体の洗浄、縫合せ、消毒等の処置として一体当 り2,700円以内の実費 |
| | 送 費 人 夫 | - | 医療、助産、死体処理及び救護所設置のために必要な輸送費及び人夫 費 について の当該地域における通常の実費 |
| 事 | 務 | 費 | 事務処理に使用した文房具等の消耗品、電話料等の実費 |
| 扶 | 助 | 金 | 委託業務に従事中救護班員及び医療班員が負傷し、疾病にかかり又は死亡したとき、その者又はその者の遣族に対し、日本赤十字社法第32条の規定によって支給した扶助金の額 |
| その | 他の費 | 月 | 前各号に該当しない費用であって、委託事項の実施のために使用した費用の実費 |

診療記 録

○○救護班

班長 医師

氏

名

| 年月日 | 住 | 所 | 職業 | 性別 | 患者氏名 | 年令 | 病名 | 措置概要 |
|-----|---|---|----|----|------|----|----|------|
| | | | | , | | | | |
| | | | | | | | 1 | |
| | | | | | | | | |
| | | | | , | | | | |

様式第二号

救護班、医療班の編成並びに活動記録

| 期 | 間 | 活動記録 | 診療者数 | 汝 | 班の編成 | 班長職氏名 | 備 | 考 |
|-------------|-----|-------------------|------|--------|--------------------------------|-------|---|---|
| 自〇月〇日 至〇月〇日 | ○日間 | ○ ○ 日 | ſ | 名 名 | 医 節 看護婦 主 事 補助員 | ○○病院 | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | |

様式第3号

使用医薬品、衛生材料受払簿

日赤山形県支部

| 딞 | 名 | | | 単 位 | | | | | | | |
|---|---|---|---|-----|--|---|-----|---|---|---|---|
| 年 | 月 | B | đ | 商 | | 要 | 受 | 払 | 残 | 備 | 考 |
| | | - | | | | | | | | | |
| | | | | | | | • 1 | | | | |
| , | | | | | | | | | | | |
| : | | | | | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | | | | |

様式第4号

治療、衛生材料及び医療器具破損修理簿

日赤山形県支部

| 年 | 月 | 日 | 品 | 名 | 破損及び修理の別 | 員 | 数 | 金 | 額 | 修 | 理 | 先 | 備 | 考 |
|--------|---|---|---|---|----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | : | |
| ; ; | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 1 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | | , | | | | | | 円 | | · | | | |

医 療 費 明 細 書

○○ 救 護 班

班長 医師 氏 名

| 受 療 | 医 | 師 | 1 :#: | 716 | 受履 | き者 | 世帯 | 主の住 | 所氏 | 名 | 医療費 |
|-----|---|---|------------------|----------------|----|----|----|-----|----|---|-------|
| 年月日 | 氏 | 名 | 摘 | 要 | 氏 | 名 | 住 | 所 | 氏 | 名 | 区 凉 貝 |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 1 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | |

様式第6号

助 産 費 給 与 明 細 書

〇〇 救 護 班

班長 医師 氏 名

| T D D | ナロエク | 助産婦 | 助 |] | Ĕ . | 費 | 世帯主 | の住所 | 听氏名 | 3 |
|--------------|------|-----|-----|----|-----|---|-----|-----|------------|---|
| 年月日 | 産婦氏名 | 氏 名 | 診 療 | 助産 | その他 | 計 | 住 | 所 | 氏 | 名 |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | , | | | | |

死 体 処 理 簿

〇 ○ 医療班

班長 医師 氏 名

| 死 亡 | 死 | 亡 | 死体発 | 死 亡 | 者 | 遺 | 族 | 処 | 理 | 費 | 死体の一 | / :1: : | . t z. |
|-----|---|---|-----|------|----|------|----------|----|----|--------|----------------------|--------------------|-------------------|
| 年月日 | 1 | 因 | 見場所 | 住所氏名 | 年令 | 住所氏名 | 死亡者との 関係 | 品名 | 数量 | 金額 | 死体の一 時保存建 物借上等 | 備 | 考 |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | e L | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | , | | | | | | | | | | |

様式第8号

災害救助法第34条の規定による補償請求書

災害救助法第32条の規定による委託事項に基づき、災害に際して実施した救助業務について、当支部 が支弁した費用に対する補償を同法第34条の規定により下記のとおり請求します。

年 月 日

日本赤十字社山形県支部長 氏

名 印

山形県知事 氏

名 殿

1 請求金額 金

円也

支 弁 費 用 総 額

円

寄附金その他の収入額

円

2 救助の種類及び期間

救助の種類

期間

摘 要

支 弁 費 用 明 細 書

| 区分 | 員 数 | 単 価 | 金 額 | 備考 |
|------------------------|-----|-----|-----|---------------|
| 1 人 件 費 | | | | |
| (1) 旅 費 | | | | 日本赤十字社救護規則第26 |
| (2) 役 務 費 | | | | 条の規定による費用弁償費 |
| (3) 時間外手当及び 深 夜 手 当 | | | | を計上するものであること。 |
| 2 救護所設置費 | · | | | |
| (1) 消耗器材費 | | | | |
| (2) 借上料損料 | | | | |
| 3 救 護 諸 費 | | | | |
| (1) 薬 剤 | | | | |
| (2) 治療材料 | | | | |
| (3) 医療器具破損費 | | | | |
| (4) 衛 生 材 料 | | | | |
| (5) 死体処理費 | | | | |
| (6) その他 | | | | |
| 4 輸 送 費 | | | | |
| 5 人 夫 賃 | | | | |
| 6 0 0 | | | | |
| (1) 0 | | | | |
| 7 救助金 | | | | |
| (1) 療養扶助金 | | | | |
| (2) 休業扶助金 | | | | |
| (3) 障害扶助金 | | | | |
| (4) 遺族扶助金 | | | | |
| (5) 葬祭扶助金 | | , | | |
| (6) 打切扶助金 | | | | |
| 8 事 務 費 | | | | |
| (1) 消 耗 品 費 | | | | |
| (2) 電 話 料 | | | | |
| (3) 電 報 料 | | | | |
| (4) その他 | | | | |
| 合 計 | | | | |

(注意) この費用明細書の各費目ごとの明細は内訳として添付すること。

療養 休業 障害 災害救助法による 遺族 葬祭 打切

| | | | | | | | | |
|--|---|---|------------|------|---|---|---|-------|
| 負傷、罹病又は死亡者の 住所、氏名 | | | | | | | | |
| 負傷、罹病又は死亡者の 日時及び場所 | | | | | | | | |
| 負傷、罹病又は死亡の原因 | - | | | | | | | |
| 傷病名、傷病の程度及び 身体の状況 | | | | | | • | | |
| 負傷、罹病又は死亡した 当時、本人と関係のあっ | 氏 | 名 | 本人と の続柄 | 生年月日 | 職 | 業 | 備 | 考 |
| た主なる親族の状況 (この欄は遺族及び葬祭 扶助金請求の場合記入 する。) | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

災害救助法第29条の規定による扶助金を支給されるよう別紙診断書を添えて申請します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

山形県知事

殿

右のとおり相違ないことを証明する。

市町村長

氏

名

印

(注 意)

- 1 療養扶助金支給申請書には医師の診断書、療養に関する請求書又は領収書を添付すること。
- 2 障害扶助金支給申請書には身体の障害の程度、療養開始以来の経過を詳記した医師の診断書を添付すること。
- 3 遺族扶助金又は葬祭扶助金支給申請書には医師の死亡診断書、死亡者との関係を証明する書類を添付すること。

災害救助に関する山形県知事と山形県医師会会長との協定書

山形県知事(以下「甲」という。)と山形県医師会会長(以下「乙」という。)は、非常災害時における医療救護活動等について互いに緊密な連携を図るため、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県内外で発生した非常災害時において災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。)及び山形県地域防災計画に基づき円滑かつ迅速な救助を実施するため必要な事項を定めるものとする。

(医療救護体制の整備)

- 第2条 甲は、乙及び関係団体等と緊密に連携し、非常災害時を想定した医療救護体制の整備を図るものとする。
- 2 乙は、非常災害に備え、会員を班長とする医療救護班を相当数編成するものとし、 甲は、その日常的な体制の確保に必要な支援を行うものとする。

(救助の協力)

第3条 乙は、救助法に基づいて甲が行う救助のうち、医療に関する救助の実施については、甲乙協議のうえ調整を図り、この協定の定めるところにより協力するものとする。

(医療救護班の派遣)

- 第4条 甲は、救助法等に基づき、医療救護活動等を実施するうえで必要と認めた場合は、乙に対して医療救護班の派遣を要請するものとし、乙は、この要請を受けたときは、速やかに医療救護班を編成し派遣するものとする。
- 2 緊急止むを得ない事情により、前項の要請を受けるいとまのないまま、乙が必要 と認めて医療救護班を派遣したときは、乙は速やかに甲に報告するものとし、甲は、 前項の要請に関する規定に照らして適当と認めたときは、これを承認するものとす る。この場合、甲の承認した医療救護班は、甲の要請に基づく医療救護班とみなす ものとする。

(医療施設の利用)

第5条 救助は、医療救護班によることを原則とするが、急迫した事情のある場合、 医療機関に収容して救助を行う必要のある場合等においては、乙は、会員の医療施 設の利用について協力が得られるように取り計らうものとする。

(救助の範囲)

第6条 乙が行う救助の範囲は、医療救護、助産及び検案等とし、その内容は、山形 県災害救助法施行細則(昭和35年1月県規則第4号。以下「救助法施行細則」とい う。)第2条に定めるところによるものとする。

(医薬品及び衛生材料)

第7条 救助に必要な医薬品及び衛生材料は、原則として、山形県医師会会員の手持ちのものを使用するものとする。ただし、甲は、必要な場合は補給の措置を講ずるものとする。

(通信及び運搬手段)

第8条 乙は、医療救護活動に必要な通信手段及び運搬手段等の確保に努めるものとする。なお、確保が困難な場合は、甲は、医療救護活動等が円滑に実施できるよう必要な措置をとるものとする。

(医療救護班の報告)

第9条 医療救護班の班長は、救助を行った場合においては必要な記録を行うととも に、乙及び甲に報告するものとする。

(費用弁償)

第10条 甲は、この協定による救助に要した費用については、救助法施行細則に定めるところにより、費用弁償を行うものとする。

(扶助金)

第11条 甲は、この協定による救助活動に従事した者が、この為に負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)に定めるところにより、扶助金を支給するものとする。

(細 目)

第12条 医療救護班体制の確保及び救助の実施に関し必要な細目は甲乙協議のう え別に定めるものとする。

(協 議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成24年3月31日までとする。ただし、この協 定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がない場 合は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、 以降もまた同様とする。

附則

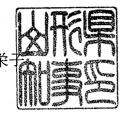
- 1 この協定は、平成24年2月28日から適用する。
- 2 昭和 55 年 10 月 1 日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 24 年 2 月 28 日

甲山形県知事

吉 村 美第



標質

乙 山形県医師会会長 有 湘

有海 躬 行





災害時における心理ケアに関する協定書

山形県(以下「甲」という。)と山形県臨床心理士会(以下「乙」という。)とは、災害時において被災者に対して行う心理ケア(以下「心理ケア」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、災害発生時の被災者対策の一環として、甲が行う心理ケアに対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(医療従事者の派遣)

第2条 甲は、心理ケアを実施する必要が生じた場合は、乙に対して心理ケアのための臨床心理士等(以下「心理ケア従事者」という。)の派遣を要請するものとする。

(心理ケア計画)

- 第3条 乙は、甲の心理ケア従事者の派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、心理ケアの計画を策定し、甲に提出するものとする。
- 2 心理ケア計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 心理ケア従事者の編成計画
 - (2) 心理ケア従事者の心理ケア活動計画
 - (3) 関係機関との連絡体制
 - (4) その他必要な事項

(心理ケア従事者の派遣要請の手続き)

第4条 甲は、第2条の規定に基づき乙に派遣を要請するときは、乙に対し次に掲げる事項を明示した文書(別記様式1)により行うものとする。

ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 派遣先の場所
- (4) 派遣者数
- (5) 派遣期間
- (6) その他必要な事項

(業務の内容)

- 第5条 心理ケア従事者は、原則として、避難所及び仮設住宅において、次に掲げる心理 ケア活動を行うものとする。
 - (1) 被災者に対する心理ケア
 - (2) その他状況に応じた必要な措置

(心理ケア従事者の輸送)

第6条 甲は、被災者への心理ケアが円滑に実施できるよう、心理ケア従事者の輸送について、必要な措置を講じるものとする。

(指揮命令)

第7条 現地での指揮命令及び心理ケア活動の連絡調整は、甲が指定するものが行うものとする。

(診察費)

第8条 避難所、仮設住宅における心理ケア費用は、無料とする。

(費用の弁償)

第9条 甲の要請に基づいて派遣した場合における心理ケア従事者の編成及び派遣に要する費用は、甲が負担するものとする。

(心理ケア従事者への災害補償)

第10条 甲は、心理ケアに従事した者が、その業務に従事したために負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和37年12月25日山形県条例第66号)」に定めるところによりその損害を補償する。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協議に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(適 用)

第12条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成18年3月27日

- 甲 山形市松波二丁目8番1号 山形県知事 齋藤 弘
- 乙 山形市小白川町一丁目4-12山形大学教職研究総合センター佐藤研究室内山形県臨床心理士会会長 野 ロ 敏 信

災害時における医療救護に関する協定書

山形県(以下「甲」という。)と社団法人山形県看護協会(以下「乙」という。)とは、 災害時における救護所等への看護師等の派遣について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、災害時の医療救護活動を円滑に実施するため、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(医療従事者の派遣)

第2条 甲は、災害時に医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、必要に応じ乙に対して看護師等(以下「医療従事者」という。)の派遣を要請するものとする。

(災害時医療救護計画)

- 第3条 乙は、甲の医療従事者の派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、災害時における医療救護の計画を策定し、甲に提出するものとする。
- 2 災害時医療救護計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 医療従事者の編成計画
 - (2) 医療従事者の医療救護活動計画
 - (3) 関係機関との連絡体制
 - (4) その他必要な事項

(医療従事者の派遣要請の手続き)

第4条 甲は、第2条の規定に基づき乙に派遣を要請するときは、乙に対し次に掲げる事項を明示した文書(別記様式1)により行うものとする。

ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 派遣先の場所
- (4) 派遣者数
- (5) 派遣期間
- (6) その他必要な事項

(業務の内容)

- 第5条 医療従事者は、原則として、避難所及び災害現場等に設置する救護所(以下「救護所」という。)において、医師の指示に基づき、次に掲げる医療救護活動を行うものとする。
 - (1) 傷病者に対する応急手当及び看護
 - (2) 傷病者の救護所への収容
 - (3) その他状況に応じた必要な措置

(薬剤等の供給)

第6条 医療従事者が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、医療従事者が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(医療従事者の輸送)

第7条 甲は、医療救護が円滑に実施できるよう、医療従事者の輸送について、必要な措置を講じるものとする。

(指揮命令)

第8条 現地での指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものが行うものとする。

(費用の弁償)

- 第9条 法令に定めがあるもののほか、甲の要請に基づいて派遣した場合における次の費用は、甲が負担するものとする。
 - (1) 医療従事者が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等 に係る費用
 - (2) 医療従事者の派遣に要する費用

(医療従事者への災害補償)

第10条 甲は、甲の要請に基づき医療救護に従事した者が、その業務に従事したために 負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、「災害に際し応急措置の業務に従 事した者に係る損害補償に関する条例(昭和37年12月25日山形県条例第66号)」 に定めるところによりその損害を補償する。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲については総務部危機管理室総合防災課長とし、乙については事務局長とする。

(協 議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協議に疑義が生じた場合は、甲乙協議のう え決定するものとする。

(適用)

第13条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成18年7月24日

- 甲 山形市松波二丁目8番1号 山形県知事 齋藤 弘
- 乙 山形市松栄一丁目5番45号社団法人山形県看護協会会 長 齋 藤 カツ子

災害時における医療救護活動に関する協定書

山形県(以下「甲」という。)と社団法人山形県薬剤師会(以下「乙」という。)とは、 災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、災害時の医療救護活動を円滑に実施するため、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(薬剤師の派遣)

第2条 甲は、災害時に医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、必要に応じ乙に対して薬剤師の派遣を要請するものとする。

(薬剤師の派遣要請の手続き)

第3条 甲は、第2条の規定に基づき乙に派遣を要請するときは、乙に対し次に掲げる事項を明示した文書(別記様式1)により行うものとする。

ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 派遣先の場所
- (4) 派遣者数
- (5) 派遣期間
- (6) その他必要な事項

(業務の内容)

- 第4条 甲の要請に基づき派遣された薬剤師(以下「薬剤師」という。)の業務は、次のとおりとする。
 - (1) 救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
 - (2) 救護所及び医薬品等の集積所等における医薬品等の仕分け、管理
 - (3) その他、消毒方法、医薬品の使用方法等の薬学的指導

(指揮命令)

第5条 現地での指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものが行うもの とする。

(薬剤師の輸送)

第6条 甲は、医療救護が円滑に実施できるよう、薬剤師の輸送について、必要な措置を 講じるものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 薬剤師が使用する医薬品等は、薬剤師が携行するもののほか、甲が供給するもの とする。

(調剤費)

第8条 救護所等における調剤費は無料とする。

(費用の弁償)

- 第9条 法令に定めがあるもののほか、甲の要請に基づいて派遣した場合における次の費 用は、甲が負担するものとする。
 - (1) 薬剤師が携行した医薬品等使用した場合の実費
 - (2) 薬剤師の派遣に要する費用

(医療従事者への災害補償)

第10条 甲は、甲の要請に基づき医療救護に従事した者が、その業務に従事したために 負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、「災害に際し応急措置の業務に従 事した者に係る損害補償に関する条例(昭和37年12月25日山形県条例第66号)」 に定めるところによりその損害を補償する。

(体制の整備)

第11条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 この協定に関する連絡責任者は、甲については総務部危機管理室総合防災課長 とし、乙については事務局長とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協議に疑義が生じた場合は、甲乙協議のう え決定するものとする。

(適用)

第14条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知 しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それ ぞれ1通を保有する。

平成18年12月8日

- 甲 山形市松波二丁目8番1号 山形県知事 齋藤 弘
- 乙 山形市美畑町11番26号 社団法人山形県薬剤師会 会 長 渡 辺 康 弘

災害時における医薬品等の供給に関する協定

山形県(以下「甲」という。)と山形県医薬品卸業協会(以下「乙」という。)とは、 災害発生における医薬品等の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲が乙と協力して医薬品等を確保し、迅速かつ円滑に被災地等 へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

(医薬品等の供給要請)

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、必要があると認めたとき、 又は県内の市町村より供給の要請があったときには、乙に対し保有する医薬品等の 供給を要請するものとする。

(要請事項の措置)

第3条 乙は、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとと もに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

(医薬品等の範囲)

- 第4条 供給する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び 数量とする。なお、乙の県内施設で措置できない場合は、県外施設から措置するよ う努めるものとする。
 - (1) 医薬品
 - (2) 医療機器
 - (3) 衛生材料

(供給要請の方法)

- 第5条 前条に掲げる医薬品等の供給要請は文書によることとするが、緊急の場合に は他の方法によることができるものとする。
- 2 やむを得ない事情のため、前項による手続きがとれない場合は、甲は、直接乙の 加入協会会員に対し供給の要請を行うことができるものとする。この場合、甲はそ れに伴う措置事項を、事後すみやかに乙に連絡するものとする。

(医薬品等の供給場所)

第6条 乙は、甲が指定した場所に医薬品等を供給するものとする。なお、甲が指定 する場所については、必要に応じて甲と乙が事前に協議するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第7条 乙は、一般社団法人日本医薬品卸売業連合会と連携を強化し、広域的な支援 が受けられる体制の整備に努め、甲はそのために必要な協力を行うものとする。

(情報の収集及び提供)

第8条 甲と乙は、災害時において、被災地の状況、被災者の救護状況並びに救護所等の災害用医薬品の需要に関する情報の収集に努め、情報交換を行うものとする。

(協議事項)

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度双方が誠意ある協議 を行うものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、平成20年4月1日からとし、甲乙いずれかの申し 出がない場合は継続するものとする。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を 保有する。

なお、乙は乙の加入協会員にこの協定を締結したことを周知するものとする。

平成20年3月27日 制定

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号 山形県知事 齋 藤 弘

乙 山形県蔵王松ケ丘一丁目2番10号 山形県医薬品卸業協会 会長 宮 原 良 司

令和4年2月7日 一部改定

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号 山形県知事 吉村 美 栄





災害時における医療機器等の供給に関する協定

山形県(以下「甲」という。)と東北医療機器協会山形県支部(以下「乙」という。)とは、災害発生における医療機器等の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲が乙と協力して医療機器等を確保し、迅速かつ円滑に被災地等へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

(医療機器等の供給要請)

第2条 甲は、災害時における医療機器等の確保を図るため、必要があると認めたとき、又は県内の市町村より供給の要請があったときには、乙に対し保有する医療機器等の供給を要請するものとする。

(要請事項の措置)

第3条 乙は、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとと もに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

(医療機器等の範囲)

- 第4条 供給する医療機器等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。なお、乙の県内施設で措置できない場合は、県外施設から措置するよう努めるものとする。
 - (1) 医療機器
 - (2) 衛生材料

(供給要請の方法)

- 第5条 前条に掲げる医療機器等の供給要請は文書によることとするが、緊急の場合 には他の方法によることができるものとする。
- 2 やむを得ない事情のため、前項による手続きがとれない場合は、甲は、直接乙の 加入協会会員に対し供給の要請を行うことができるものとする。この場合、甲はそ れに伴う措置事項を、事後すみやかに乙に連絡するものとする。

(医療機器等の供給場所)

第6条 乙は、甲が指定した場所に医療機器等を供給するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第7条 乙は、日本医療機器販売業協会と連携を強化し、広域的な支援が受けられる 体制の整備に努め、甲はそのために必要な協力を行うものとする。

(情報の収集及び提供)

第8条 甲と乙は、災害時において、被災地の状況、被災者の救護状況並びに救護所 等の災害用医療機器等の需要に関する情報の収集に努め、情報交換を行うものとす る。

(協議事項)

第9条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度双方が誠意ある協議 を行うものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、平成20年4月1日からとし、甲乙いずれかの申し 出がない場合は継続するものとする。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を 保有する。

なお、乙は乙の加入協会員にこの協定を締結したことを周知するものとする。また、 平成20年4月1日以降、乙の名称が変わっても本協定の権利関係については、新名称 の団体に承継するものとする。

平成 20 年 3 月 28 日



乙 山形県山形市吉原二丁目10番28号 東北医療機器協会山形県支部 支部会長 塩 谷 順 平



災害時の歯科医療救護に関する協定書

山形県(以下「甲」という。)と社団法人山形県歯科医師会(以下「乙」という。)とは、災害時における歯科医療救護について、次のとおり協定を締結する。

(総 則)

第1条 この協定は、災害救助法(昭和22年法律第118号)及び山形県地域防災計画 (平成19年6月策定) に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

(歯科医療救護班の派遣)

- 第2条 甲は、歯科医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し歯科医療救 護班の編成及び派遣を要請するものとする。
- 2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。
- 3 緊急止むを得ない事情により、甲の要請を受けるいとまのないまま、乙が必要と認め歯科医療救護班を派遣した場合は、速やかに甲に報告しその承認を得るものとする。 この場合、甲が承認した歯科医療救護班は、甲の要請に基づく歯科医療救護班とみなすものとする。

(歯科医療救護計画の策定等)

- 第3条 乙は、前条の規定による歯科医療救護活動の円滑な実施を図るため、歯科医療 救護班の編成、派遣その他歯科医療救護の実施に関する歯科医療救護計画を策定し、 これを甲に提出するものとする。
- 2 乙は、歯科医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の歯科医療救護計画を甲に提出するものとする。

(歯科医療救護班に対する指揮等)

第4条 歯科医療救護活動の総合調整を図るため、乙が派遣する歯科医療救護班に対する指揮は、甲が指定するものが行うものとする。

(歯科医療救護班の業務)

- 第5条 乙が派遣する歯科医療救護班は、甲又は市町村が避難所及び災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護活動を行うことを原則とする。
- 2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。
- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 歯科医療を要する傷病者の受入歯科医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) その他必要とされる措置

(医薬品等の供給)

第6条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、必要に応じて甲が供給するものとする。

(受入歯科医療機関の指定)

第7条 乙は、甲が歯科医療を要する傷病者の受入歯科医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(歯科医療費)

- 第8条 救護所における歯科医療費は、無料とする。
- 2 受入歯科医療機関における歯科医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償等)

- 第9条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、 甲が負担するものとする。
 - (1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に要する経費
 - (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等使用した場合の実費
 - (3) 歯科医療救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
 - (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したもので甲が認めたもの

(細 則)

第10条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項 については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、 この有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないとき は、有効期間満了の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を 保有する。



甲 山形県知事 吉 村 美栄-



乙 山形市十日町二丁目4番35号**市**記 社団法人 山形県歯科医師金店 会 長 石 黒 慶





停電を伴う災害時等における人工呼吸器装着在字難病患者への支援に関する協定書

山形県難病等団体連絡協議会(以下「甲」という。)、山形県難病医療等連絡協議会(以下「乙」という。)、山形県ハイヤー協会(以下「丙」という。)、山形県ハイヤー・タクシー協会(以下「丁」という。)及び山形県(以下「戊」という。)は、次のとおり、停電を伴う災害時等における、人工呼吸器装着在宅難病患者(以下「難病患者」という。)への支援に関する協定(以下「協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、停電を伴う災害時等において、難病患者が電源の確保された医療機関への移送を希望する場合、甲、乙、丙、丁及び戊が連携して、受入医療機関及び移送手段の確保のための協力を行うことを目的とする。

(甲の協力内容)

第2条 甲は、日ごろの協議会活動等を通して、難病患者の状況把握に努めるとともに、停電を伴う災害時等において、難病患者が丙又は丁の所管する車両を利用して、電源の確保された医療機関への移送を希望する場合には、難病患者の求めに応じて、移送にかかる必要な契約手続き等の調整を行うものとする。

(乙の協力内容)

第3条 乙は、停電を伴う災害時等において、難病患者が電源の確保された医療機関 への移送を希望する場合で、かつ、難病患者が移送可能な医療機関の紹介を希望す る場合には、難病患者の求めに応じて、医療機関の紹介を行うものとする。

(丙及び丁の協力内容)

第4条 丙及び丁は、停電を伴う災害時等において、難病患者が丙又は丁に加盟している企業(以下「加盟企業」という。)の所管する車両を利用して、電源の確保された医療機関への移送を希望する場合には、難病患者の家族とあらかじめ移送契約等(以下「契約等」という。)を締結の上、契約等に基づく移送を行うことができるよう加盟企業と調整を図るものとする。

(戊の協力内容)

第5条 戊は、本協定が円滑に執行されるよう、甲、乙、丙及び丁間の連携について 必要な調整等を行うとともに、災害時等においては、県の災害対策本部や医師会等 の関係機関(他県の関係機関も含む。)との連絡調整を行い、甲、乙、丙及び丁に必 要な情報提供を行うものとする。

(個人情報の保護)

第6条 甲、乙、丙、丁及び戊は、この協定の実施に当たり、個人情報の取り扱いを 適正に行うとともに、この協定の有効期間中又は有効期間が終了した後においても、 知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(協議)

第7条 この協定の内容に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について は、甲、乙、丙、丁及び戊で協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。 ただし、有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙、丙、丁及び戊のいずれからも 文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算し て1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊が記名押 印の上、各自1通を保管するものとする。

平成26年8月21日

甲 山形市小白川町四丁目32番7号 山形県難病等団体連絡協議会 代表幹事 川 越 隼



乙 山形市松波二丁目8番1号 山形県難病医療等連絡協議会 会 長 加 藤 丈



丙 山形市大字漆山字行段1422番地 一般社団法人 山形県ハイヤー協会 会 長 石 川 康



丁 山形市五十鈴三丁目1番30号山形県ハイヤー・タクシー協会会 長 伊藤博



戊 山形市松波二丁目8番1号

山形県知事 吉 村 美栄



災害時における公益社団法人山形県柔道整復師会の協力に関する協定

山形県(以下「甲」という。)と公益社団法人山形県柔道整復師会(以下「乙」という。)とは、乙が、大規模な災害等の発生時に行う医療救護活動等の協力(以下「協力」という。)に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害救助法(昭和22年法律第118号)及び山形県地域防災計画(平成19年6月策定)に基づき、山形県内において地震、風水害その他の大規模災害等が発生し、又は発生の恐れがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

(協力の内容)

- 第2条 甲は、災害時において災害対策本部を設置した場合等、乙の協力が必要であると 認められる時は、乙に対し次の事項について協力を要請することができる。
 - (1) 乙が編成する柔道整復救護班の派遣による医療救護活動
 - (2) その他甲が必要と認める活動
- 2 柔道整復救護班の活動は、医療救護所等において、柔道整復師法(昭和45年4月1 4日法律第19号)に規定された柔道整復業務の範囲内で実施する。
- 3 柔道整復救護班の派遣に当たり、乙は市町村と派遣場所等の必要な調整を図るものと する。
- 4 第1項に規定する協力において、被災者への施術費は無料とする。

(衛生材料等の供給及び費用弁償)

- 第3条 救護活動に必要な衛生材料等は当該柔道整復救護班が携行するもののほか、不足 した場合は甲が供給するものとする。
- 2 甲は、乙の協力に係る衛生材料等の提供使用については、その実費を弁償するものと する。

(協力の要請等)

- 第4条 甲が、乙に対して第2条第1項各号に定める事項について協力を要請する時は、 様式第1号により行うものとする。ただし、緊急を要する時は、口頭で要請し、その後、 速やかに当該文書を送付するものとする。
- 2 甲は、乙に対して要請した協力の必要がなくなった時は、速やかに様式第2号により 乙に通知するものとする。
- 3 乙は、甲の要請により可能な範囲で協力するものとする。
- 4 乙は、協力を終了した時は、速やかに様式第3号により甲に報告するものとする。

(安全の確保)

- 第5条 甲は、要請を受けて協力する乙の会員に対し、その協力の内容に応じ安全の確保 に十分配慮するものとする。
- 2 甲が協力要請を行う場合、乙に対して協力実施地域の被災状況及び交通規制等の情報

を提供するものとする。

(協力のための準備)

第6条 甲及び乙は、災害時における連絡体制等について事前に定めるとともに、相手方 に報告しておくものとする。

(経費の負担)

第7条 乙及び乙の会員が協力を行うために要した経費については、第3条に規定する費 用を除き、乙の負担とする。

(扶助金)

第8条 甲は、乙の会員が協力要請によって負傷し、疾病にかかり、又は死亡した時は、 災害救助法(昭和22年法律第118号)の規程に基づき支給される扶助金の例を参考とし て、扶助金相当額を乙に支給するものとする。

(平常時の活動)

第9条 甲及び乙は、協力が円滑に行われるように、平素から情報交換を行うものとする。 2 乙は、甲が実施する訓練等への参加に努めるなど防災意識を高めて、災害時に備える ものとし、また、甲は、乙の協力に必要な支援を行うものとする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも文書をもって協定の終了を通知しない時は、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されたものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通 を保有する。

平成 26 年 12 月 19 日

甲 山形市松波 2 丁目 8 一 1 山形県知事 吉 村 美栄子

乙 山形市五日町 15 番 10 号 公益社団法人山形県柔道整復師会 会 長 齊 藤 勝 典



災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書

山形県(以下「甲」という。)と公益社団法人山形県栄養士会(以下「乙」という。)とは、大規模な災害等の発生時における栄養・食生活支援活動に係る協力(以下「協力」という。)に関して、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、山形県内で、地震、風水害その他の 大規模災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)におい て、甲が行う栄養・食生活支援活動について、甲が乙に対して協力を要請する際に必要 な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

- 第2条 甲は、災害時において、乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し協力を要請することができる。
- 2 甲が、乙に対して前項の協力を要請するときは、乙との調整を図るために、別記様式 により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後、速やか に当該文書を送付するものとする。
- 3 乙は、甲の要請に基づき管理栄養士・栄養士の派遣について可能な範囲で協力するものとする。

(乙の業務)

- 第3条 前条第3項の規定により派遣される管理栄養士・栄養士は、甲が指定する場所において、次の各号に掲げる活動を行うものとする。
 - (1) 避難所等の栄養管理、衛生管理
 - (2) 避難所等における疾病・身体状況や食事等に関する情報収集、巡回栄養相談
 - (3) 要配慮者等に対する栄養・食事指導
 - (4) 特殊栄養食品(乳児用ミルクや高齢者用食品、食物アレルギー対応食品、病者用 食品等)の提供に係る支援
 - (5) 避難所や被災者の栄養状況調査、栄養管理
 - (6) その他甲が必要と認める活動

(移動手段)

第4条 甲は、乙が円滑に協力を行えるよう、乙の移動手段について必要な措置を講じる ものとする。

(費用弁償等)

第5条 第2条第1項の要請に基づく協力に係る第3条各号に定める活動に要した食品等の実費は、甲が負担するものとし、当該実費以外に要した費用については、乙が負担するものとする。

2 第2条第1項の要請に基づき協力する管理栄養士・栄養士が、第3条に規定する業務において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、甲は、災害救助法(昭和22年法律第118号)第12条の扶助金の例により、当該扶助金相当額を負担するものとする。

(指揮命令)

第6条 現地での指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(連絡体制)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく業務を円滑に実施するため、必要な連絡及び調整 を行い、平常時から連絡体制の強化に努めるものとする。

(細則)

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲 乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 10 条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から 1 年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の 1 ヶ月前までに、甲乙いずれからも文書をもって協定の終了を通知しないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して 1 年間この協定は延長されたものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を 保有する。

令和3年3月24日

甲 山形市松波2丁目8-1 山形県知事 吉村 美栄

乙 山形市小白川町2丁目3-31 公益社団法人山形県栄養士会 会 長 西村 恵美





協力要請書

令和 年 月 F

公益社団法人山形県栄養士会会長 殿

山形県知事

災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定書第2条第2項の規定により、下記のとおり協力を要請します。

なお、会員の安全確保には十分注意し、二次災害のおそれが予見される場合は、速やかに活動を中止し、撤退してください。

記

| 連絡窓口 | 担当者: 電 話: Fax: |
|-----------------|-------------------|
| 派遣の場所 | 市・町・村 |
| 被害の状況 | |
| 想定される業務の 内 容 | |
| その他の 必要な事項 | |

協定書

山 形 県 公益社団法人山形県栄養士会

山形県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定

山形県(以下「甲」という。)と社会福祉法人山形県社会福祉協議会(以下「乙」という。)は、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会運営要領(以下「運営要領」という。)に基づき、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害(災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害をいう。)の発生時に避難所、福祉避難所、その他要配慮者を受け入れる施設(以下「避難所等」という。)において、要配慮者を支援することを目的として派遣される「山形県災害派遣福祉チーム(山形DWAT)」(以下「チーム」という。)の派遣が円滑に行われることを目的とする。

(届出書の作成)

- 第2条 乙は、乙を構成する会員、法人、施設等(以下「会員等」という。)のうち、チームの派遣に協力するものについて、山形県災害派遣福祉チーム協力施設届出書(運営要領様式第3号。 以下「届出書」という。)を作成し、甲に提出する。
- 2 乙は、前項の届出書の内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、甲に提出するものとする。

(連携事項)

- 第3条 乙は、平常時は、協議会が行う活動に協力するものとする。
- 2 乙は、平常時は、大規模災害発生時に備え、協議会の活動に関して会員等の協力・連携体制 の構築に努めるものとする。
- 3 乙は、チーム員養成研修に積極的に参加し、チーム員の養成に努めるものとする。
- 4 大規模災害発生時は、チームの派遣が円滑に行われるよう、乙は協議会の取り組みを支援するものとする。

(派遣に係る要請等)

第4条 甲は、チームの派遣を行う必要があると判断した場合は、「チームの派遣に関する協定」に基づき、チームの派遣に協力可能な団体・施設等に対して、派遣を要請する。ただし、災害の状況等により要請書の作成を省略し口頭により要請することができる。

(定めのない事項等)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲、乙が協議して定める。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間(以下「有効期間」という。)は、この協定の締結の日から1年間

とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名のうえ、各自1通を保有する。

令和3年9月30日

甲 山形市松波二丁目8番1号 山形県知事 吉村 美栄子

乙 山形市小白川町2-3-31 社会福祉法人山形県社会福祉 会長 玉木 康雄

山形県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定

山形県(以下「甲」という。)と山形県社会福祉法人経営者協議会(以下「乙」という。)は、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会運営要領(以下「運営要領」という。)に基づき、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害(災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害をいう。)の発生時に避難所、福祉避難所、その他要配慮者を受け入れる施設(以下「避難所等」という。)において、要配慮者を支援することを目的として派遣される「山形県災害派遣福祉チーム(山形DWAT)」(以下「チーム」という。)の派遣が円滑に行われることを目的とする。

(届出書の作成)

- 第2条 乙は、乙を構成する会員、法人、施設等(以下「会員等」という。)のうち、チームの派遣に協力するものについて、山形県災害派遣福祉チーム協力施設届出書(運営要領様式第3号。以下「届出書」という。)を作成し、甲に提出する。
- 2 乙は、前項の届出書の内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、甲に提出するものとする。

(連携事項)

- 第3条 乙は、平常時は、協議会が行う活動に協力するものとする。
- 2 乙は、平常時は、大規模災害発生時に備え、協議会の活動に関して会員等の協力・連携体制 の構築に努めるものとする。
- 3 乙は、チーム員養成研修に積極的に参加し、チーム員の養成に努めるものとする。
- 4 大規模災害発生時は、チームの派遣が円滑に行われるよう、乙は協議会の取り組みを支援するものとする。

(派遣に係る要請等)

第4条 甲は、チームの派遣を行う必要があると判断した場合は、「チームの派遣に関する協定」 に基づき、チームの派遣に協力可能な団体・施設等に対して、派遣を要請する。ただし、災害 の状況等により要請書の作成を省略し口頭により要請することができる。

(定めのない事項等)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲、乙が協議して定める。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間(以下「有効期間」という。)は、この協定の締結の日から1年間

とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名のうえ、各自1通を保有する。

令和3年9月30日

甲 山形市松波二丁目8番1号 山形県知事 吉村 美栄



乙 山形市小白川町2-3-31 山形県社会福祉法人経営者 第

会長 柳生 法雄

山形県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定

山形県(以下「甲」という。)と山形県老人保健施設協会(以下「乙」という。)は、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会運営要領(以下「運営要領」という。)に基づき、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害(災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害をいう。)の発生時に避難所、福祉避難所、その他要配慮者を受け入れる施設(以下「避難所等」という。)において、要配慮者を支援することを目的として派遣される「山形県災害派遣福祉チーム(山形DWAT)」(以下「チーム」という。)の派遣が円滑に行われることを目的とする。

(届出書の作成)

- 第2条 乙は、乙を構成する会員、法人、施設等(以下「会員等」という。)のうち、チームの派遣に協力するものについて、山形県災害派遣福祉チーム協力施設届出書(運営要領様式第3号。以下「届出書」という。)を作成し、甲に提出する。
- 2 乙は、前項の届出書の内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、甲に提出するものとする。

(連携事項)

- 第3条 乙は、平常時は、協議会が行う活動に協力するものとする。
- 2 乙は、平常時は、大規模災害発生時に備え、協議会の活動に関して会員等の協力・連携体制 の構築に努めるものとする。
- 3 乙は、チーム員養成研修に積極的に参加し、チーム員の養成に努めるものとする。
- 4 大規模災害発生時は、チームの派遣が円滑に行われるよう、乙は協議会の取り組みを支援するものとする。

(派遣に係る要請等)

第4条 甲は、チームの派遣を行う必要があると判断した場合は、「チームの派遣に関する協定」に基づき、チームの派遣に協力可能な団体・施設等に対して、派遣を要請する。ただし、災害の状況等により要請書の作成を省略し口頭により要請することができる。

(定めのない事項等)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲、乙が協議して定める。

(有効期間)

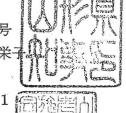
第6条 この協定の有効期間(以下「有効期間」という。)は、この協定の締結の日から1年間

とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名のうえ、各自1通を保有する。

令和3年9月30日

甲 山形市松波二丁目8番1号 山形県知事 吉村 美栄



乙 天童市大字道満193-1 山形県老人保健施設協会 会長 佐々木 大輔

山形県災害派遣福祉チームの派遣に関する基本協定

山形県(以下「甲」という。)と一般社団法人山形県介護支援専門員協会(以下「乙」という。) は、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会運営要領(以下「運営要領」という。)に基づき、山 形県災害福祉支援ネットワーク協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、次のとおり協 定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害(災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害をいう。)の発生時に避難所、福祉避難所、その他要配慮者を受け入れる施設(以下「避難所等」という。)において、要配慮者を支援することを目的として派遣される「山形県災害派遣福祉チーム(山形DWAT)」(以下「チーム」という。)の派遣が円滑に行われることを目的とする。

(届出書の作成)

- 第2条 乙は、乙を構成する会員、法人、施設等(以下「会員等」という。)のうち、チームの派遣に協力するものについて、山形県災害派遣福祉チーム協力施設届出書(運営要領様式第3号。 以下「届出書」という。)を作成し、甲に提出する。
- 2 乙は、前項の届出書の内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、甲に提出するものとする。

(連携事項)

- 第3条 乙は、平常時は、協議会が行う活動に協力するものとする。
- 2 乙は、平常時は、大規模災害発生時に備え、協議会の活動に関して会員等の協力・連携体制 の構築に努めるものとする。
- 3 乙は、チーム員養成研修に積極的に参加し、チーム員の養成に努めるものとする。
- 4 大規模災害発生時は、チームの派遣が円滑に行われるよう、乙は協議会の取り組みを支援するものとする。

(派遣に係る要請等)

第4条 甲は、チームの派遣を行う必要があると判断した場合は、「チームの派遣に関する協定」に基づき、チームの派遣に協力可能な団体・施設等に対して、派遣を要請する。ただし、**美**害の状況等により要請書の作成を省略し口頭により要請することができる。

(定めのない事項等)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲、乙が協議して定める。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間(以下「有効期間」という。)は、この協定の締結の日から1年間

とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名のうえ、各自1通を保有する。

令和3年9月30日

甲 山形市松波二丁目8番1号 山形県知事 吉村 美栄子



乙 山形市小白川町2-3-31 一般社団法人山形県介護支援専門員協会 会長 髙橋 則好

山形県(以下「甲」という。)と山形県身体障害者福祉施設協議会(以下「乙」という。)は、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会運営要領(以下「運営要領」という。)に基づき、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害(災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害をいう。)の発生時に避難所、福祉避難所、その他要配慮者を受け入れる施設(以下「避難所等」という。)において、要配慮者を支援することを目的として派遣される「山形県災害派遣福祉チーム(山形DWAT)」(以下「チーム」という。)の派遣が円滑に行われることを目的とする。

(届出書の作成)

- 第2条 乙は、乙を構成する会員、法人、施設等(以下「会員等」という。)のうち、チームの派遣に協力するものについて、山形県災害派遣福祉チーム協力施設届出書(運営要領様式第3号。以下「届出書」という。)を作成し、甲に提出する。
- 2 乙は、前項の届出書の内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、甲に提出するものとする。

(連携事項)

- 第3条 乙は、平常時は、協議会が行う活動に協力するものとする。
- 2 乙は、平常時は、大規模災害発生時に備え、協議会の活動に関して会員等の協力・連携体制の構築に努めるものとする。
- 3 乙は、チーム員養成研修に積極的に参加し、チーム員の養成に努めるものとする。
- 4 大規模災害発生時は、チームの派遣が円滑に行われるよう、乙は協議会の取り組みを支援するものとする。

(派遣に係る要請等)

第4条 甲は、チームの派遣を行う必要があると判断した場合は、「チームの派遣に関する協定」に基づき、チームの派遣に協力可能な団体・施設等に対して、派遣を要請する。ただし、災害の状況等により要請書の作成を省略し口頭により要請することができる。

(定めのない事項等)

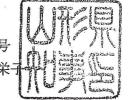
第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲、乙が協議して定める。

(有効期間)

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名のうえ、各自1通を保有する。

令和3年9月30日

甲 山形市松波二丁目8番1号 山形県知事 吉村 美栄



乙 山形市大字成安425-2 山形県身体障害者福祉施設協議会 会長 朝妻 智代子

山形県(以下「甲」という。)と山形県知的障害者福祉協会(以下「乙」という。)は、山形県 災害福祉支援ネットワーク協議会運営要領(以下「運営要領」という。)に基づき、山形県災害 福祉支援ネットワーク協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、次のとおり協定を締結 する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害(災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害をいう。)の発生時に避難所、福祉避難所、その他要配慮者を受け入れる施設(以下「避難所等」という。)において、要配慮者を支援することを目的として派遣される「山形県災害派遣福祉チーム(山形DWAT)」(以下「チーム」という。)の派遣が円滑に行われることを目的とする。

(届出書の作成)

- 第2条 乙は、乙を構成する会員、法人、施設等(以下「会員等」という。)のうち、チームの派遣に協力するものについて、山形県災害派遣福祉チーム協力施設届出書(運営要領様式第3号。 以下「届出書」という。)を作成し、甲に提出する。
- 2 乙は、前項の届出書の内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、甲に提出するものとする。

(連携事項)

- 第3条 乙は、平常時は、協議会が行う活動に協力するものとする。
- 2 乙は、平常時は、大規模災害発生時に備え、協議会の活動に関して会員等の協力・連携体制 の構築に努めるものとする。
- 3 乙は、チーム員養成研修に積極的に参加し、チーム員の養成に努めるものとする。
- 4 大規模災害発生時は、チームの派遣が円滑に行われるよう、乙は協議会の取り組みを支援するものとする。

(派遣に係る要請等)

第4条 甲は、チームの派遣を行う必要があると判断した場合は、「チームの派遣に関する協定」に基づき、チームの派遣に協力可能な団体・施設等に対して、派遣を要請する。ただし、災害の状況等により要請書の作成を省略し口頭により要請することができる。

(定めのない事項等)

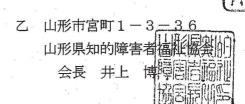
第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲、乙が協議して定める。

(有効期間)

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名のうえ、各自1通を保有する。

令和3年9月30日

甲 山形市松波二丁目8番1号 山形県知事 吉村 美栄



.

山形県(以下「甲」という。)と山形県精神保健福祉士協会(以下「乙」という。)は、山形県 災害福祉支援ネットワーク協議会運営要領(以下「運営要領」という。)に基づき、山形県災害 福祉支援ネットワーク協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、次のとおり協定を締結 する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害(災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害をいう。)の発生時に避難所、福祉避難所、その他要配慮者を受け入れる施設(以下「避難所等」という。)において、要配慮者を支援することを目的として派遣される「山形県災害派遣福祉チーム(山形DWAT)」(以下「チーム」という。)の派遣が円滑に行われることを目的とする。

(届出書の作成)

- 第2条 乙は、乙を構成する会員、法人、施設等(以下「会員等」という。)のうち、チームの派遣に協力するものについて、山形県災害派遣福祉チーム協力施設届出書(運営要領様式第3号。 以下「届出書」という。)を作成し、甲に提出する。
- 2 乙は、前項の届出書の内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、甲に提出するものとする。

(連携事項)

- 第3条 乙は、平常時は、協議会が行う活動に協力するものとする。
- 2 乙は、平常時は、大規模災害発生時に備え、協議会の活動に関して会員等の協力・連携体制 の構築に努めるものとする。
- 3 乙は、チーム員養成研修に積極的に参加し、チーム員の養成に努めるものとする。
- 4 大規模災害発生時は、チームの派遣が円滑に行われるよう、乙は協議会の取り組みを支援するものとする。

(派遣に係る要請等)

第4条 甲は、チームの派遣を行う必要があると判断した場合は、「チームの派遣に関する協定」に基づき、チームの派遣に協力可能な団体・施設等に対して、派遣を要請する。ただし、災害の状況等により要請書の作成を省略し口頭により要請することができる。

(定めのない事項等)

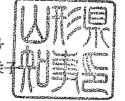
第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲、乙が協議して定める。

(有効期間)

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名のうえ、各自1通を保有する。

令和3年9月30日

甲 山形市松波二丁目8番1号 山形県知事 吉村 美栄



乙 上山市金谷字金谷神927-5 山形県精神保健福祉 (長祖神) 会長 那須 裕悌之士保护 ED協健県

山形県(以下「甲」という。)と山形県社会就労センター協議会(以下「乙」という。)は、山 形県災害福祉支援ネットワーク協議会運営要領(以下「運営要領」という。)に基づき、山形県 災害福祉支援ネットワーク協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、次のとおり協定を 締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害(災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害をいう。)の発生時に避難所、福祉避難所、その他要配慮者を受け入れる施設(以下「避難所等」という。)において、要配慮者を支援することを目的として派遣される「山形県災害派遣福祉チーム(山形DWAT)」(以下「チーム」という。)の派遣が円滑に行われることを目的とする。

(届出書の作成)

- 第2条 乙は、乙を構成する会員、法人、施設等(以下「会員等」という。)のうち、チームの派遣に協力するものについて、山形県災害派遣福祉チーム協力施設届出書(運営要領様式第3号。 以下「届出書」という。)を作成し、甲に提出する。
- 2 乙は、前項の届出書の内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、甲に提出するものとする。

(連携事項)

- 第3条 乙は、平常時は、協議会が行う活動に協力するものとする。
- 2 乙は、平常時は、大規模災害発生時に備え、協議会の活動に関して会員等の協力・連携体制 の構築に努めるものとする。
- 3 乙は、チーム員養成研修に積極的に参加し、チーム員の養成に努めるものとする。
- 4 大規模災害発生時は、チームの派遣が円滑に行われるよう、乙は協議会の取り組みを支援するものとする。

(派遣に係る要請等)

第4条 甲は、チームの派遣を行う必要があると判断した場合は、「チームの派遣に関する協定」に基づき、チームの派遣に協力可能な団体・施設等に対して、派遣を要請する。ただし、災害の状況等により要請書の作成を省略し口頭により要請することができる。

(定めのない事項等)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲、乙が協議して定める。

(有効期間)

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名のうえ、各自1通を保有する。

令和3年9月30日

甲 山形市松波二丁目8番1号 山形県知事 吉村 美栄



乙 山形市小白川町2-3-31 山形県社会就労センター協議 会長 黒沼 祐蔵へでよる

1

山形県(以下「甲」という。)と一般社団法人山形県相談支援専門員協会(以下「乙」という。) は、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会運営要領(以下「運営要領」という。)に基づき、山 形県災害福祉支援ネットワーク協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、次のとおり協 定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害(災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害をいう。)の発生時に避難所、福祉避難所、その他要配慮者を受け入れる施設(以下「避難所等」という。)において、要配慮者を支援することを目的として派遣される「山形県災害派遣福祉チーム(山形DWAT)」(以下「チーム」という。)の派遣が円滑に行われることを目的とする。

(届出書の作成)

- 第2条 乙は、乙を構成する会員、法人、施設等(以下「会員等」という。)のうち、チームの派遣に協力するものについて、山形県災害派遣福祉チーム協力施設届出書(運営要領様式第3号。 以下「届出書」という。)を作成し、甲に提出する。
- 2 乙は、前項の届出書の内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、甲に提出するものとする。

(連携事項)

- 第3条 乙は、平常時は、協議会が行う活動に協力するものとする。
- 2 乙は、平常時は、大規模災害発生時に備え、協議会の活動に関して会員等の協力・連携体制の構築に努めるものとする。
- 3 乙は、チーム員養成研修に積極的に参加し、チーム員の養成に努めるものとする。
 - 4 大規模災害発生時は、チームの派遣が円滑に行われるよう、乙は協議会の取り組みを支援するものとする。

(派遣に係る要請等)

第4条 甲は、チームの派遣を行う必要があると判断した場合は、「チームの派遣に関する協定」に基づき、チームの派遣に協力可能な団体・施設等に対して、派遣を要請する。ただし、災害の状況等により要請書の作成を省略し口頭により要請することができる。

(定めのない事項等)

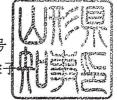
第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲、乙が協議して定める。

(有効期間)

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名のうえ、各自1通を保有する。

令和3年9月30日

甲 山形市松波二丁目8番1号 山形県知事 吉村 美栄子



乙 山形市江俣一丁目9番26号

一般社団法人山形県相談支援専門東南京

代表理事 鈴木 ひとみ

山形県(以下「甲」という。)と山形県保育協議会(以下「乙」という。)は、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会運営要領(以下「運営要領」という。)に基づき、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害(災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害をいう。)の発生時に避難所、福祉避難所、その他要配慮者を受け入れる施設(以下「避難所等」という。)において、要配慮者を支援することを目的として派遣される「山形県災害派遣福祉チーム(山形DWAT)」(以下「チーム」という。)の派遣が円滑に行われることを目的とする。

(届出書の作成)

- 第2条 乙は、乙を構成する会員、法人、施設等(以下「会員等」という。)のうち、チームの派遣に協力するものについて、山形県災害派遣福祉チーム協力施設届出書(運営要領様式第3号。 以下「届出書」という。)を作成し、甲に提出する。
- 2 乙は、前項の届出書の内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、甲に提出するものとする。

(連携事項)

- 第3条 乙は、平常時は、協議会が行う活動に協力するものとする。
- 2 乙は、平常時は、大規模災害発生時に備え、協議会の活動に関して会員等の協力・連携体制の構築に努めるものとする。
- 3 乙は、チーム員養成研修に積極的に参加し、チーム員の養成に努めるものとする。
- 4 大規模災害発生時は、チームの派遣が円滑に行われるよう、乙は協議会の取り組みを支援するものとする。

(派遣に係る要請等)

第4条 甲は、チームの派遣を行う必要があると判断した場合は、「チームの派遣に関する協定」に基づき、チームの派遣に協力可能な団体・施設等に対して、派遣を要請する。ただし、災害の状況等により要請書の作成を省略し口頭により要請することができる。

(定めのない事項等)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲、乙が協議して定める。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間(以下「有効期間」という。)は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示が

なされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名のうえ、各自1通を保有する。

令和3年9月30日

甲 山形市松波二丁目8番1号 山形県知事 吉村 美栄



乙 山形市小白川町2 山形県保育協議会 会長 岡崎 恵刊

山形県(以下「甲」という。)と特定非営利活動法人やまがた育児サークルランド(以下「乙」という。)は、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会運営要領(以下「運営要領」という。)に基づき、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害(災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害をいう。)の発生時に避難所、福祉避難所、その他要配慮者を受け入れる施設(以下「避難所等」という。)において、要配慮者を支援することを目的として派遣される「山形県災害派遣福祉チーム(山形DWAT)」(以下「チーム」という。)の派遣が円滑に行われることを目的とする。

(届出書の作成)

- 第2条 乙は、乙を構成する会員、法人、施設等(以下「会員等」という。)のうち、チームの派遣に協力するものについて、山形県災害派遣福祉チーム協力施設届出書(運営要領様式第3号。 以下「届出書」という。)を作成し、甲に提出する。
- 2 乙は、前項の届出書の内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、甲に提出するものとする。

(連携事項)

- 第3条 乙は、平常時は、協議会が行う活動に協力するものとする。
- 2 乙は、平常時は、大規模災害発生時に備え、協議会の活動に関して会員等の協力・連携体制 の構築に努めるものとする。
- 3 乙は、チーム員養成研修に積極的に参加し、チーム員の養成に努めるものとする。
- 4 大規模災害発生時は、チームの派遣が円滑に行われるよう、乙は協議会の取り組みを支援するものとする。

(派遣に係る要請等)

第4条 甲は、チームの派遣を行う必要があると判断した場合は、「チームの派遣に関する協定」に基づき、チームの派遣に協力可能な団体・施設等に対して、派遣を要請する。ただし、災害の状況等により要請書の作成を省略し口頭により要請することができる。

(定めのない事項等)

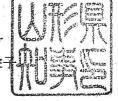
第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲、乙が協議して定める。

(有効期間)

この協定の締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙それぞれ記名のうえ、各自 1 通を保有する。

令和3年9月30日

甲 山形市松波二丁目8番1号 山形県知事 吉村 美栄



山形県(以下「甲」という。)と一般社団法人山形県社会福祉士会(以下「乙」という。)は、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会運営要領(以下「運営要領」という。)に基づき、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害(災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害をいう。)の発生時に避難所、福祉避難所、その他要配慮者を受け入れる施設(以下「避難所等」という。)において、要配慮者を支援することを目的として派遣される「山形県災害派遣福祉チーム(山形DWAT)」(以下「チーム」という。)の派遣が円滑に行われることを目的とする。

(届出書の作成)

- 第2条 乙は、乙を構成する会員、法人、施設等(以下「会員等」という。)のうち、チームの派遣に協力するものについて、山形県災害派遣福祉チーム協力施設届出書(運営要領様式第3号。 以下「届出書」という。)を作成し、甲に提出する。
- 2 乙は、前項の届出書の内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、甲に提出するものとする。

(連携事項)

- 第3条 乙は、平常時は、協議会が行う活動に協力するものとする。
- 2 乙は、平常時は、大規模災害発生時に備え、協議会の活動に関して会員等の協力・連携体制 の構築に努めるものとする。
- 3 乙は、チーム員養成研修に積極的に参加し、チーム員の養成に努めるものとする。
- 4 大規模災害発生時は、チームの派遣が円滑に行われるよう、乙は協議会の取り組みを支援するものとする。

(派遣に係る要請等)

第4条 甲は、チームの派遣を行う必要があると判断した場合は、「チームの派遣に関する協定」に基づき、チームの派遣に協力可能な団体・施設等に対して、派遣を要請する。ただし、災害の状況等により要請書の作成を省略し口頭により要請することができる。

(定めのない事項等)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲、乙が協議して定める。

(有効期間)

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名のうえ、各自1通を保有する。

令和3年9月30日

甲 山形市松波二丁目8番1号 山形県知事 吉村 美栄



乙 山形市小白川町2-3-31 一般社団法人山形県社会会 理事長 鈴木 一局工工程

山形県(以下「甲」という。)と一般社団法人山形県介護福祉士会(以下「乙」という。)は、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会運営要領(以下「運営要領」という。)に基づき、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害(災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害をいう。)の発生時に避難所、福祉避難所、その他要配慮者を受け入れる施設(以下「避難所等」という。)において、要配慮者を支援することを目的として派遣される「山形県災害派遣福祉チーム(山形DWAT)」(以下「チーム」という。)の派遣が円滑に行われることを目的とする。

(届出書の作成)

- 第2条 乙は、乙を構成する会員、法人、施設等(以下「会員等」という。)のうち、チームの派遣に協力するものについて、山形県災害派遣福祉チーム協力施設届出書(運営要領様式第3号。以下「届出書」という。)を作成し、甲に提出する。
- 2 乙は、前項の届出書の内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、甲に提出するものとする。

(連携事項)

- 第3条 乙は、平常時は、協議会が行う活動に協力するものとする。
- 2 乙は、平常時は、大規模災害発生時に備え、協議会の活動に関して会員等の協力・連携体制の構築に努めるものとする。
- 3 乙は、チーム員養成研修に積極的に参加し、チーム員の養成に努めるものとする。
- 4 大規模災害発生時は、チームの派遣が円滑に行われるよう、乙は協議会の取り組みを支援するものとする。

(派遣に係る要請等)

第4条 甲は、チームの派遣を行う必要があると判断した場合は、「チームの派遣に関する協定」に基づき、チームの派遣に協力可能な団体・施設等に対して、派遣を要請する。ただし、災害の状況等により要請書の作成を省略し口頭により要請することができる。

(定めのない事項等)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲、乙が協議して定める。

(有効期間)

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名のうえ、各自1通を保有する。

令和3年9月30日

甲 山形市松波二丁目8番1号 山形県知事 吉村 美栄



乙 山形市小白川町2-3-31 一般社団法人山形県介護福祉士 会長 佐々木 利典

山形空港医療救護活動に関する協定費

Ж

山形県山形空港事務所(以下「甲」という。)と社団法人北村山地区医師会(以下「乙」という。)は、山形空港において発生した航空機事故に対する医療教護活動について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

- 第1条 本協定は、山形空港において航空機事故が発生した場合又はその恐れがある場合 に、甲乙協力の下に医療教養活動を適切に実施することを目的とする。 (要請)
- 第2条 甲は、山形空港において航空機事故が発生した場合又はその恐れがある場合で、 医療救護活動を実施する必要が生じたときには、乙に対しその内容を通報するとともに 、医療救護要員派遣要請区分(以下「要請区分」という。)に応じ、医師及び看護婦等 (以下「医療救護要員」という。)の派遣又は待機の要請を行うものとする。 (医療救護要員の派遣及び待機)
- 第3条 乙は、前条の規定により甲から要請があった場合には、直ちに要請区分に応じた 医療救護要員の派遣又は待機を行うものとする。

(医療救護要員の任務)

- 第4条 医療救護要員の任務は、次のとおりとする。
 - (1)被災者の選別
 - (2) 協病者に対する応急処置及び必要な医療処置
 - (3) 医療機関への搬送の要否及び順位の決定
 - (4) 死亡の確認

(医療資器材の提供)

第5条 甲は、乙が派遣する医療救護要員に対し、甲が保管管理している医療資器材等を 提供するものとする。

(消火救難訓練)

- 第6条 甲は、消火救難訓練を計画した場合には、乙に訓練内容を連絡するとともに、必要に応じ医師及び看護婦等の参加を要請するものとする。
- 2 乙は、前項の規定により甲から消火救難訓練への参加要請があった場合には、これに協力するものとする。
- 3 甲は、乙に対し、消火救難訓練に使用する医療資器材等を提供するものとする。
- 4 甲は、乙が第2項の規定に基づき消火救難訓練に参加した場合には、所定の訓練測金 を支給するものとする。

(費用負担)

- 第7条 医療教護活動に係る費用負担については、別途協議するものとする。 (災害補償)
- 第8条 医師又は看護婦等が医療教護活動又は訓練参加において二次災害を負った場合には、「空港教急医療従事者傷害補償制度」に基づき処理するものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。 (協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関し**疑義**が生じた事項については、 甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成7年6月22日

甲 山形県山形空港事務所 所長 小 野 清 治 ※ Z 社団法人 北村山地区医師会 会 長 菅 繁 三

ことして、下記法人とも同一内容の協定を締結しております。

○社団法人 天童市・東村山郡医師会 会 長 木 村 正

○社団法人 寒河江市・西村山郡医師会 会 長 小 関 功 彦

山形空港医療救護活動に関する協定書和目

山形空港医療救護活動に関する協定書(平成7年6月22日締結)(以下「協定書」という。)第9条の規定に基づく細目は、次のとおりとする。

(医療救護要員派遣要請区分)

第1条 協定書第2条にいう医療救護要員派遣要請区分は、次のとおりとする。

待機要請: 医療救護要員が医師会館又は自宅等において待機をようする事態

派遣要請:現場救護所に派遣を要する事態

(報告書の提出)

- 第2条 乙は、協定書第3条の規定に基づき、医療救護要員の派遣又は待機を行った場合 には、医療救護要員名簿(様式第1号)及び医療救護活動失し報告書(様式第2号)並 びに医療品等使用報告書(様式第3号)を甲に提出するものとする。
- 2 乙は、協定書第6条第2項の規定に基づき消火救難訓練に参加した場合には、訓練参加者名簿(様式第4号)を甲に提出するものとする。

(費用負担)

- 第3条 甲は、協定書第7条に定める費用負担について、速やかに関係者による会議を招集し、協議するものとする。
- 2 乙は、会議の結果に基づき、甲を通して、費用を負担すべきものに対して請求書(様式5号)を提出するものとする。

(費用負担の内訳)

- 第4条 乙は、請求する費用負担の内訳は、次のとおりとする。
- (1) 医療救護要員の派遣又は待機に要した費用
- (2) 医療救護要員が携行した医薬品等を使用した場合の実費 (有効期間)
- 第5条 この細目の有効期間は、細目の締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この細目の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれかから何らの意思 表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この細目は延長され、 以降同様とする。

本細目2. 通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1. 通を保有する。

平成7年6月22日

甲山形県山形空港事務所 所 長 小野 滑 治 ※

乙 社団法人 北村山地区医師会 会 長 菅 繁三

※乙として、下記法人とも同一内容の協定細目書を締結しております。

社団法人 天童市・東村山郡医師会 会 長 木村 正 社団法人 寒河江市・西村山郡医師会 会 長 小関 功彦

庄内空港医療救護活動に関する協定書

山形県庄内空港事務所(以下「甲」という。)と社団法人 酒田地区医師会(以下「乙」という。)は、庄内空港において発生した航空機事故に対する医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第 1 条 本協定は、庄内空港において航空機事故が発生した場合又はその恐れがある場合に、甲乙協力の下に医療救護活動を適切に実施することを目的とする。

(要 請)

第 2 条 甲は、庄内空港において航空機事故が発生した場合又はその恐れがある場合で、医療救護活動を実施する必要が生じたときには、乙に対しその内容を通報するとともに、医療救護要員派遣要請区分(以下「要請区分」という。)に応じ、医師及び看護婦等(以下「医療救護要員」という。)の派遣又は待機の要請を行うものとする。

(医療救護要員の派遣及び待機)

第 3 条 乙は、前条の規定により甲から要請があった場合には、直ちに要請区分に応じた医療救護要員の派遣又は待機を行うものとする。

(医療救護要員の任務)

- 第 4 条 医療救護要員の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 被災者の選別
 - (2) 傷病者に対する応急処置及び必要な医療処置

- (3) 医療機関への搬送の要否及び順位の決定
- (4) 死亡の確認

(医療資器材等の提供)

第 5 条 甲は、乙が派遣する医療救護要員に対し、甲が保管管理している医療資器材等を提供するものとする。

(消火救難訓練)

- 第 6 条 甲は、消火救難訓練を計画した場合には、乙に訓練内容を連絡 するとともに、必要に応じ医師及び看護婦等の参加を要請するものとす る。
- 2 乙は、前項の規定により甲から消火救難訓練への参加要請があった場合には、これに協力するものとする。
- 3 甲は、乙に対し、消火救難訓練に使用する医療資器材等を提供するものとする。
- 4 甲は、乙が第2項の規定に基づき消火救難訓練に参加した場合には、 所定の訓練謝金を支給するものとする。

(費用負担)

第7条 医療救護活動に係る費用負担については、別途協議するものとする。

(災害補償)

第 8 条 医師又は看護婦等が医療救護活動又は訓練参加において二次災害を負った場合には、「空港救急医療従事者傷害補償制度」に基づき処理するものとする。

(細 目)

第 9 条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第 10 条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に関し疑義が生じ た事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、 各自その1通を保有する。

平成 6 年 6 月 1日

甲 山形県庄内空港事務所

所 長

地田武臣



乙 社団法人 酒田地区医師会

会 長 松 浦 昭



庄内空港医療救護活動に関する協定書細目

庄内空港医療救護活動に関する協定書(平成6年6月1日締結)(以下 「協定書」という。)第9条の規定に基づく細目は、次のとおりとする。

(医療救護要員派遣要請区分)

第 1 条 協定書第2条にいう医療救護要員派遣要請区分は、次のとおりとする。

待機要請:医療救護要員が医師会館又は自宅等において待機を要する事

熊

派遣要請:現場救護所に派遣を要する事態

(報告書等の提出)

- 第 2 条 乙は、協定書第3条の規定に基づき、医療救護要員の派遣又は 待機を行った場合には、医療救護要員名簿(第1号様式)及び医療救護 活動実施報告書(第2号様式)並びに医療品等使用報告書(第3号様式) を甲に提出するものとする。
- 2 乙は、協定書第6条第2項の規定に基づき消火救難訓練に参加した場合には、訓練参加者名簿^{*}(第4号様式)を甲に提出するものとする。

(費用負担)

- 第 3 条 甲は、協定書第7条に定める費用負担について、速やかに関係者による会議を招集し、協議するものとする。
- 2 乙は、会議の結果に基づき、甲を通して、費用を負担すべき者に対して請求書(第5号様式)を提出するものとする。

(費用負担の内訳)

- 第 4 条 乙が、請求する費用負担の内訳は、次のとおりとする。
 - (1) 医療救護要員の派遣又は待機に要した費用
 - (2) 医療救護要員が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(有効期間)

第 5 条 この細目の有効期間は、細目の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この細目の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この細目は延長され、以降同様とする。

本細目2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 6年6月1日

庁内空港医療救護活動に関する協定書

山形県庄内空港事務所(以下「甲」という。)と社団法人 鶴岡地区医師会(以下「乙」という。)は、庄内空港において発生した航空機事故に対する医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第 1 条 本協定は、庄内空港において航空機事故が発生した場合又はその恐れがある場合に、甲乙協力の下に医療救護活動を適切に実施することを目的とする。

(要請)

第 2 条 甲は、庄内空港において航空機事故が発生した場合又はその恐れがある場合で、医療救護活動を実施する必要が生じたときには、乙に対しその内容を通報するとともに、医療救護要員派遣要請区分(以下「要請区分」という。)に応じ、医師及び看護婦等(以下「医療救護要員」という。)の派遣又は待機の要請を行うものとする。

(医療救護要員の派遣及び待機)

第 3 条 乙は、前条の規定により甲から要請があった場合には、直ちに要請区分に応じた医療救護要員の派遣又は待機を行うものとする。

(医療救護要員の任務)

- 第 4 条 医療救護要員の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 被災者の選別
 - (2) 傷病者に対する応急処置及び必要な医療処置

- (3) 医療機関への搬送の要否及び順位の決定
- (4) 死亡の確認

(医療資器材等の提供)

第 5 条 甲は、乙が派遣する医療救護要員に対し、甲が保管管理している医療資器材等を提供するものとする。

(消火救難訓練)

- 第 6 条 甲は、消火救難訓練を計画した場合には、乙に訓練内容を連絡するとともに、必要に応じ医師及び看護婦等の参加を要請するものとする。
- 2 乙は、前項の規定により甲から消火救難訓練への参加要請があった場合には、これに協力するものとする。
- 3 甲は、乙に対し、消火救難訓練に使用する医療資器材等を提供するものとする。
- 4 甲は、乙が第2項の規定に基づき消火救難訓練に参加した場合には、 所定の訓練謝金を支給するものとする。

(費用負担)

第 7 条 医療救護活動に係る費用負担については、別途協議するものとする。

(災害補償)

第 8 条 医師又は看護婦等が医療救護活動又は訓練参加において二次災害を負った場合には、「空港救急医療従事者傷害補償制度」に基づき処理するものとする。

(細 目)

第 9 条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協 議)

第 10 条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に関し疑義が生じ た事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

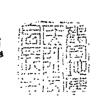
第 11 条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、 各自その1通を保有する。

平成6年6月1日

地田武

乙 社団法人 鶴岡地区医師会 会 長 世 英 古 日



庄内空港医療救護活動に関する協定書細目

庄内空港医療救護活動に関する協定書(平成6年6月1日締結)(以下 「協定書」という。)第9条の規定に基づく細目は、次のとおりとする。

(医療救護要員派遣要請区分)

第 1 条 協定書第2条にいう医療救護要員派遣要請区分は、次のとおりとする。

待機要請:医療救護要員が医師会館又は自宅等において待機を要する事

熊

派遣要請:現場救護所に派遣を要する事態

(報告書等の提出)

- 第 2 条 乙は、協定書第3条の規定に基づき、医療救護要員の派遣又は 待機を行った場合には、医療救護要員名簿(第1号様式)及び医療救護 活動実施報告書(第2号様式)並びに医療品等使用報告書(第3号様式) を甲に提出するものとする。
- 2 乙は、協定書第6条第2項の規定に基づき消火救難訓練に参加した場合には、訓練参加者名簿(第4号様式)を甲に提出するものとする。

(費用負担)

- 第 3 条 甲は、協定書第7条に定める費用負担について、速やかに関係者による会議を招集し、協議するものとする。
- 2 乙は、会議の結果に基づき、甲を通して、費用を負担すべき者に対して請求書(第5号様式)を提出するものとする。

(費用負担の内訳)

- 第 4 条 乙が、請求する費用負担の内訳は、次のとおりとする。
 - (1) 医療救護要員の派遣又は待機に要した費用
 - (2) 医療救護要員が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(有効期間)

第 5 条 この細目の有効期間は、細目の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この細目の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この細目は延長され、以降同様とする。

本細目2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 6 年 6 月 1 日

甲 山形県庄内空港事務所

所是田武武

乙 社団法人 鶴岡地区医師会

会長佐藤克已

災害時等における隊友会の協力に関する協定

山形県(以下「甲」という。)と公益社団法人隊友会山形県隊友会(以下「乙」という。)は、大規模な災害等から県民の生命、身体及び財産を守るため行う協力(以下「協力」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、山形県内において自然災害、大規模事故、武力攻撃事態等又は緊急対処事態、その他県民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合(以下「災害時等」という。)において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めることを目的とする。

(協力の内容)

- 第2条 甲は、災害時等において、乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対 し次の事項について協力を要請することができる。
- (1) 対策本部、対策本部地域支部(以下「本部等」という。)の運営に必要な情報の収集・整理業務の補助(本部等事務局活動、市町村連絡調整員の活動補助、地域被害情報の通報等)
- (2) 災害・安否・生活情報の収集、伝達の補助
- (3) 自ら避難することが困難な者(高齢者、障害者、乳幼児等)の避難及び誘導の補助
- (4) 給水、炊き出しその他の救援活動の補助
- (5) 避難所の開設及び運営の補助
- (6) がれきの撤去、清掃及び防疫の補助
- (7) 物資、資材等の配分及び運送の補助
- (8) その他甲が必要と認める業務の補助

(協力の要請等)

- 第3条 甲は、乙に対して前条各号に定める協力を要請するときは、様式第1号により 行うものとする。
 - ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、その後速やかに当該文書を送付するものとする。
- 2 甲は、乙に対して要請した協力の必要が無くなった時は、速やかに様式第2号により乙に通知するものとする。
- 3 乙は、甲の要請により可能な範囲で協力するものとする。

(安全の確保)

- 第4条 甲は、その要請を受けて協力する乙の会員に対し、協力の内容に応じ安全の確保に十分に配慮するものとする。
- 2 甲は、甲が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力する乙の会員に 対し特殊標章等(国民保護法第158条第1項に規定する特殊標章又は身分証明書を いう。)を交付するものとする。
- 3 乙の会員は、交付された特殊標章等を適切に管理し、国民保護措置を実施する者の 識別のために必要なときは、国民保護法の規定に基づき使用するものとする

(第三者等に対する損害)

第5条 乙は、甲及び甲に要請の依頼を行った市町村の責めに帰さない事由により、第 3条に定める協力の実施に伴って第三者へ損害を与えたときは、その賠償の責めを負 うものとする。

(損害補償等)

- 第6条 甲が乙に協力を要請した場合は、乙は乙の負担でボランティア保険に加入するものとする。
- 2 甲は、その要請により協力をした乙の会員が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、国民保護法、災害対策基本法その他関係する法律(以下「関係法令」という。)で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その損害を補償するものとする。

(経費の負担)

第7条 乙が協力を行うために要した経費については、原則として乙が負担するものとする。

(平常時の協力)

- 第8条 甲及び乙は、協力を円滑に実施するため、平素から情報交換を行うものとする。
- 2 乙は、甲が実施する訓練等に積極的に参加するものとする。また甲は、乙の協力に 必要な支援を行うものとする。
- 3 乙の会員が訓練等に参加するための費用は、乙の負担とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は協力内容に疑義が生じたときは、その都度、甲 乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

平成25年7月25日

- 甲山形県知事 吉村美栄子
- 7. 公益社団法人隊友会山形県隊友会

会 長 阿都昭夫

技術職OBによる災害支援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県内における災害復旧が円滑に進むよう、技術職OBの協力を得て、山形県(以下「甲」という。)と公益財団法人山形県建設技術センター(以下「乙」という。)が連携して被災市町村等を支援するため、当該支援の実施に必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ次の 各号に定めるところによる。
 - (1) 技術職 O B 山形県の技術職 (土木職、建築職、農業土木職など) の職員であった者
 - (2) 山形県災害復旧支援エンジニア制度 災害時において、乙が市町村等の要請に応じて、予め登録された技 術職〇Bを市町村等に派遣し、市町村等が行う被災状況調査などの災 実復旧業務をサポートする制度

(役割分担)

- 第3条 乙は、山形県災害復旧支援エンジニア制度(以下「エンジニア制度」という。) を運営するため、以下の業務を行う。
 - (1) 山形県災害復旧支援エンジニア (以下「エンジニア」という。) の 登録業務
 - (2) エンジニアに対する資質向上のための研修
 - (3) エンジニアの派遣要請の受付及びエンジニアの派遣
 - (4) その他日常の連絡調整などエンジニア制度運営のための事務局業務
- 2 甲は、乙に対し、エンジニア制度が効果的に運営されるよう、以下の 支援を行う。
 - (1) エンジニア制度の県内市町村等への周知
 - (2) 技術職OBが加入している任意の親睦団体等を通じての技術職 OBに対するエンジニア制度への参加の働きかけ
 - (3) 登録された技術職OBへの被服 (ヘルメット、上下作業着、長靴等) の貸与

(担当窓口)

第4条 この協定に関する担当窓口は、甲においては、山形県危機管理・ くらし安心局危機管理課とし、乙においては、公益財団法人山形県建設 技術センター総務企画部とする。

(情報提供)

- 第5条 乙は、エンジニア制度の実施状況について、適宜、甲に情報提供する。
- 2 甲は、市町村から災害復旧に係る応援要請があった場合は、速やかに 乙に情報提供する。

(協議)

第6条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議のう え定める。

(適用)

- 第7条 この協定は、平成25年7月25日から適用する。
- 2 この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1通を保管する。

平成 25 年 7 月 25 日

甲 山形県知事 吉村 美 栄



乙 公益財団法人山形県建設技術センター

理事長 岡 邦



災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

(

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、災害時において、山形県(以下「甲」という。)と山形県生活協同組合連合会(以下「乙」という。)とが、相互に協力して 災害時の県民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び安定供給、医療・保 健活動等の協力に関する事項について定めるものとする。

(応急生活物資供給の協力要請)

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙に加盟する生協(以下「会員生協」という。)の保有商品の供給について協力を要請することができる。

(応急生活物資供給の確保)

- 第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、会員生協を通じ、保有商品の優先供給および運搬に積極的に協力するものとする。
- 2 甲は会員生協が市町村と災害時の応急生活物資の調達及び安定供給に関する協定等の 個別協定を締結する場合に必要な協力を行うとともに、乙は会員生協に対して同協定の 締結を指導するものとする。

(応急生活物資の分配等)

第4条 応急生活物資の被災市町村への分配については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(応急生活物資)

- 第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、別表の品目の中から指定するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は乙と協議の上、別表以外の品目を指定できるものとする。

(応急生活物資供給の要請手続等)

- 第6条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭または電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。
- 2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検、 改善に努めるものとする。
- 3 乙は、乙と会員生協との連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障を来さないよう常に点検、改善に常に努めるものとする。

(対価及び費用)

- 第7条 第3条の規定により会員生協が供給した商品の対価および会員生協が行った運搬 等の費用については甲が負担するものとする。
- 2 前項に規定する対価及び費用は、会員生協が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準とし、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(医療・保健活動の確保)

第8条 災害時の救急医療活動その他医療・保健活動を円滑に行うため、甲は医療関係機関との連携のもとに、乙に対し情報の提供及び必要な要請を行い、乙はそれを受けて会員生協に対し必要な指導を行うものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第9条 乙及び会員生協は、山形県以外を事業区域とする生協との間での連携を強化し、 生協間相互支援協定の締結等広域的な支援が受けられる体制の整備に努め、甲は乙に対 して必要な協力を行うものとする。

(情報の収集・提供)

- 第10条 甲は、災害時において、県民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達 に努め、乙はそれに協力するものとする。
- 2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給 状況等の情報交換を行うものとする。
- 3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して県民に対して 迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。
- 4 甲と乙は、平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を 行い、災害時に備えるものとする。

(ボランティア活動への支援)

第11条 乙は、災害時に会員生協の組合員が行う生活物資の配布等の県民ボランティア活動を支援するものとし、甲はこれに協力するものとする。

(連絡会議の設置)

第12条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、連絡会議を設置するものとする。

(その他)

第13条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項につい ては、その都度甲及び乙が協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成9年9月2日

甲 山形市松波2丁目8-1 山形県知事 髙 橋 和

乙 山形市上柳67-1 山形県生活協同組合連合会 会長理事 伊 藤 寛

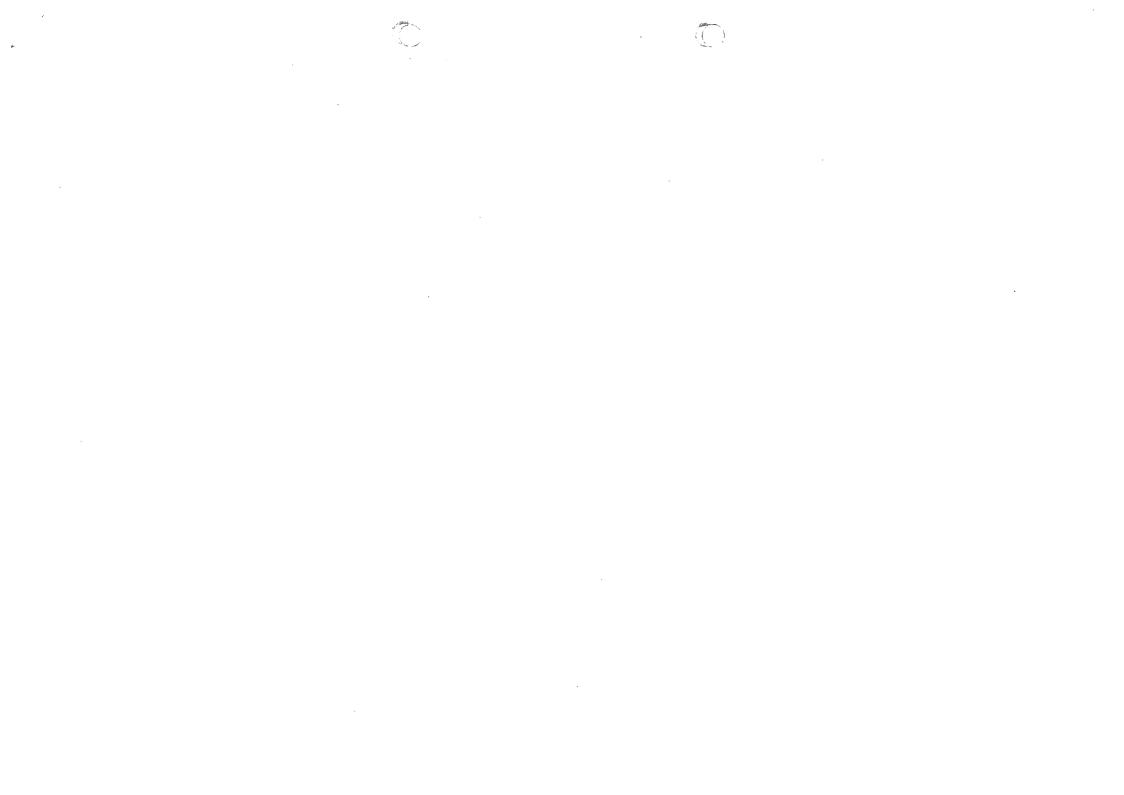




水・飲料、パン類、弁当類、レトルト食品(主食、おかず)、缶詰(イーターホーナン)、 果物(バナナ等)、インスタントラーメン、米、濡れティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、下着・靴下、紙おむつ、粉ミルク、哺乳瓶、鍋、電池・懐中電灯、軍手、ガムテープ、卓上ガスコンロ、紙製食器、マスク、靴、洗濯・洗面・洗髪用品、ふとん、文具、嗜好品(緑茶・紅茶・コーヒー)

蚊取り線香・殺虫剤(夏季)

使い捨てカイロ・毛布、灯油(冬季)



災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、災害時において、山形県(以下「甲」という。)と株式会社ト一屋(以下「乙」という。)とが、相互に協力して災害時の県民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び安定供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(応急生活物資供給の協力要請)

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙に保 有商品の供給について協力を要請することができる。

(応急生活物資供給の確保)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び 運搬に積極的に協力するものとする。

(応急生活物資の分配等)

第4条 応急生活物資の被災市町村への分配については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(応急生活物資)

- 第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、別表の品目の中から指定されたものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は乙と協議の上、別表以外の品目を指定できるものとする。

(応急生活物資供給の要請手続等)

- 第6条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭または電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。
- 2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障を来さないよう常に点検、 改善に常に努めるものとする。

(対価及び費用)

- 第7条 第3条の規定により乙が供給した商品の対価および乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。
- 2 前項に規定する対価及び費用は、乙が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準とし、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(情報の収集・提供)

第8条 甲は災害時において、県民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達 に努め、乙はそれに協力するものとする。

- 2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供 給状況等の情報交換を行うものとする。
- 3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して県民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。
- 4 甲と乙は、平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換 を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡会議の設置)

第9条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、連絡会議を設置する ものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成17年12月9日

- 甲 山形市松波2丁目8-1 山形県知事 齋 藤 弘
- 乙 酒田市東町2丁目2-1 株式会社ト一屋 取締役社長 荒 木 俊 彦

別 表 災害時応急生活物資

水・飲料、パン類、弁当類、レトルト食品(主食、おかず)、缶詰(イージーオープン)、果物(バナナ等)、インスタントラーメン、米、濡れティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、下着・靴下、紙おむつ、粉ミルク、哺乳瓶、鍋、電池・懐中電灯、軍手、ガムテープ、卓上ガスコンロ、紙製食器、マスク、靴、洗濯・洗面・洗髪用品、ふとん、文具、嗜好品(緑茶・紅茶・コーヒー)、蚊取り線香・殺虫剤(夏季)、使い捨てカイロ、毛布、灯油(冬季)

- (注1) 応急生活物資はおおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて調達する。
- (注2) 品目は、上記の他、甲乙協議のうえ、その都度指定できるものとする。

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、災害時において、山形県(以下「甲」という。)と株式会社ヤマザワ(以下「乙」という。)とが、相互に協力して災害時の県民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び安定供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(応急生活物資供給の協力要請)

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保 有商品の供給について協力を要請することができる。

(応急生活物資供給の確保)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び 運搬に積極的に協力するものとする。

(応急生活物資の分配等)

第4条 応急生活物資の被災市町村への分配については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(応急生活物資)

- 第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、別表の品目の中から指定されたものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は乙と協議の上、別表以外の品目を指定できるものと する。

(応急生活物資供給の要請手続等)

- 第6条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭または電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。
- 2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障を来さないよう常に点検 改善に努めるものとする。

(対価及び費用)

- 第7条 第3条の規定により乙が供給した商品の対価および乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。
- 2 前項に規定する対価及び費用は、乙が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準とし、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(情報の収集・提供)

- 第8条 甲は災害時において、県民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。
- 2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供

給状況等の情報交換を行うものとする。

- 3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して県民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。
- 4 甲と乙は、平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換 を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡会議)

第9条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に連絡会議を 開催するものとする。

(その他)

第 10 条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成17年12月28日

甲 山形市松波二丁目8-1 山形県知事 齋藤 弘

乙 山形市あこや町三丁目8-9株式会社ヤマザワ 代表取締役 山澤 進

(別表)災害時応急生活物資

水・飲料、パン類、弁当類、レトルト食品(主食、おかず)、缶詰(イージーオープン)、果物(バナナ等)、インスタントラーメン、米、濡れティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、下着・靴下、紙おむつ、粉ミルク、哺乳瓶、鍋、電池・懐中電灯、軍手、ガムテープ、卓上ガスコンロ、紙製食器、マスク、洗濯・洗面・洗髪用品、文具、嗜好品(緑茶・紅茶・コーヒー)、蚊取り線香・殺虫剤(夏季)、使い捨てカイロ、

- (注1) 応急生活物資はおおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせ て調達する。
- (注2) 品目は、上記の他、甲乙協議のうえ、その都度指定できるものとする。

災害時における物資の供給に関する協定書

山形県知事齋藤弘(以下「甲」という。)と山形県給食事業協会連合会会長 寒河江隆吉(以下「乙」という。)とは、災害時における物資(以下「物資」とい う。)の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

- 第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を供給する必要があると認められるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。
 - (1) 県内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
 - (2) 県外において災害が発生し、関係都道府県知事から物資の供給を要請されたとき。
 - (3) その他災害発生に伴い甲が必要と認めるとき。

(物資の種類)

第2条 乙が供給する物資の種類は、甲、乙協議のうえ別途定めることとする。

(要請の方法)

第3条 甲は、原則として文書をもって要請を行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭又はファクシミリ等で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第4条 乙は、甲から要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

(物資の引渡し)

第5条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に担当職員等を派遣して物資を確認のうえ引き取るものとする。

(費用)

- 第6条 この協定に基づき供給された物資の対価については甲が負担するものとする。
- 2 前項の費用は、災害発生直前時における適正な価格を基準として、甲、乙協議して定める。

(支払い)

第7条 甲は、前条の費用について、乙からの請求に基づき、速やかに支払う ものとする。

(会員事業所等の報告)

第8条 乙は、甲に対して定期的に会員事業所の概要及び調達・製造可能数量 を報告するものとする。

(緊急時連絡体制の整備)

第9条 甲及び乙は相互に協力し、緊急時の連絡体制を整備するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、そのつど甲、乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年3月16日

甲 山形市松波二丁目8-1 山形県知事 齋藤 弘

乙 山形市北町三丁目 2 - 1 山形県給食事業協会連合会 会 長 寒河江 降吉

災害時における物資の調達に関する協定

山形県(以下「甲」という。)と株式会社ローソン(以下「乙」という。)とは、地震・ 風水害その他の災害が発生または発生するおそれがある場合、被災住民等を救助するため の物資(以下「物資」という。)の調達および供給に関し、次のとおり協定(以下「本協定」 という。)を締結する。

(要請)

- 第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、 その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。
- (1) 山形県内に災害が発生し、または発生するおそれがあるとき。
- (2) 山形県外の災害について、国又は関係都道府県知事から物資の調達斡旋を要請されたとき及び救援の必要があると認められるとき。

(調達物資の範囲)

- 第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で物流ライン の断絶、乙の加盟店への商品供給を考慮の上、乙が調達・製造が可能な物資とする。
- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第3条 第1条の要請は、「物資発注書」(別紙第1号様式)をもって行なうものとする。 ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに 文書を交付するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資可能数量・措置の状況報告書」(別紙第2号様式)により甲に提出するものとする。

(物資の運搬、引渡し)

- 第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物 資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行なうものとする。ただし、乙又は乙の指定する 者の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行なうものとする。
- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引き取りを市町村に代行させることができる。
- 4 乙は、物資の引渡しが終了した後、次に掲げる事項を速やかに書面により甲に報告す

るものとする。

- (1) 引渡しの日時及び場所
- (2) 引渡しに係わる物資の品目及び数量

(費用)

- 第6条 乙が供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲または 甲の指定する地方自治体が負担するものとする。
- 2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前の乙の店舗での販売推奨価格(災害発生前 の取引については取引時の販売価格)とする。

(費用の支払い)

第7条 甲が引き取った物資及び乙が行なった運搬等の費用は、乙からの請求後1ヶ月以内に、甲または甲の指定する地方自治体から乙指定口座に振り込みにより支払うものとする。

(連絡責任者の報告)

第8条 甲と乙は、本協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者 届」(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに 相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(その他)

第10条 乙は、自己の加盟店もしくは関係者(配送業者等)に最大限の努力をもって本協 定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、強制することが困難な 事情がある場合、甲はこれを承諾する。

(協議)

- 第11条 本協定に定めのない事項については、その都度、甲・乙協議して定めるものとする。
- 2 前項の協議に拘らず、本協定につき紛争が生じた場合には、山形地方裁判所又は東京 地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることに甲及び乙は、予め合意するものとする。

(効力)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解約)

第13条 本協定を解約する場合は、甲・乙いずれか一方が解約日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自その1通を 保有するものとする。

平成18年7月24日

甲 山形県山形市松波二丁目8-1 山形県知事 齋藤 弘

乙 大阪府吹田市豊津町9番1号

株式会社ローソン 代表取締役社長 新 浪 剛

物資発注書

平成 年 月 日

会社名 株式会社ローソン 代表取締役社長 新浪 剛 殿 担当部署

山形県知事

災害時における物資の調達要請について

「災害時における物資の調達に関する協定」に基づき、下記のとおり要請します。なお、協定書第4条の規定により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

| 要請品目 | 要請数量 | 搬入希望場所 |
|------|------|----------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | 要請品目 | 要請品目要請数量 |

※ 要請数量は、1日あたり数量とする。

問い合わせ先

山形県総務部危機管理室総合防災課

電話 023-630-2255

FAX 0 2 3 - 6 3 3 - 4 7 1 1

担当

物資可能数量・措置の状況報告書

平成 年 月 日

山形県知事 様

会社名株式会社ローソン担当部署

「災害時における物資の調達に関する協定」(第4条)に基づき、当社の(物資可能数量・ 措置の状況)を下記のとおり報告します。

記

1. 調達可能数量

| 発災直後 | | 発災後3日以降 | | | |
|-----------|-----------|-----------|---------|--|--|
| 品 名 | 調達可能数量 | 品 名 | 調達可能数量 | | |
| (調理不要の食品) | | (主食+副食品) | | | |
| おにぎり | | おにぎり | | | |
| 弁 当 | | 弁 当 | | | |
| パン | | パン | | | |
| 飲料水 (お茶等) | | 缶 詰 | | | |
| その他 | | カップラーメン | | | |
| | | カップ味噌汁 | | | |
| | | 飲料水 (お茶等) | | | |
| | | その他 | | | |
| 下着類()タオ | ル ()懐中電 | 灯()乾電池 | () | | |
| 軍手 ()ちり紙 | :() ろうそく(|) ウエットテッィ | ィシュ () | | |
| カセットボンベ (|) | | | | |
| ※その他 | | | | | |
| (|) () | () | () | | |
| (|) () | () | () | | |
| (|) () | () | () | | |

注:協定書第4条による報告は、被災がないと想定した場合の1日あたりの最大調達・製造可能数量の概数を記入する。

- 2. 物資の搬入場所・方法(いずれかに○をつける)
 - ① 県災害対策本部まで当社が搬入する。
 - ② 当社指定場所で山形県に引渡し。
 - ③ その他(山形県が指定する場所で引渡し等)
- 3. 搬入方法(陸路、空路、海路)

連絡責任者届

【山形県】

1 連絡責任者

| 役職・足 | 氏名 | |
|------|----|--|
| ТЕ | L | |
| 携 | 帯 | |
| F A | X | |

2 時間外及び休日の場合の連絡先

| 項 | 目 | 第1連絡先 | 第2連絡先 |
|-----|-----|-------|-------|
| 役職・ | ・氏名 | | |
| T | E L | | |
| 携 | 帯 | | |
| F A | X | | |

- 3 勤務時間及び休日
 - •勤務時間:
 - 休日:

[]

1 連絡責任者

| 役職 | . 氏 | 名 | |
|-----|-----|---|--|
| Т | Е | L | |
| 携 | | 帯 | |
| F A | A | X | |

2 時間外及び休日の場合の連絡先

| IJ | 頁 | 目 | 第1連絡先 | 第2連絡先 |
|----|----|----|-------|-------|
| 役 | 職・ | 氏名 | | |
| Т | Е | L | | |
| 携 | | 帯 | | |
| F | Α | X | | |

- 3 勤務時間及び休日
 - •勤務時間:
 - 休 目:

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、災害時において、山形県(以下「甲」という。)と株式会社ヨークベニマル(以下「乙」という。)とが、相互に協力して災害時の県民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び安定供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(応急生活物資供給の協力要請)

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保 有商品の供給について協力を要請することができる。

(応急生活物資供給の確保)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給に積極的に協力するものとする。

(応急生活物資の分配等)

第4条 応急生活物資の被災市町村への分配については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(応急生活物資)

- 第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、別表の品目の 中から指定されたものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は乙と協議の上、別表以外の品目を、乙の営業に支障が無い範囲で指定できるものとする。

(応急生活物資供給の要請手続等)

- 第6条 甲の乙に対する要請手続きは、別紙の文書をもって行うものとする。ただし、 緊急を要するときは口頭または電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものと する。
- 2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障を来さないよう常に点検 改善に努めるものとする。

(物資の引渡し)

- 第7条 物資の受渡しは原則として甲が指定する場所とする。但し、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲は乙と協議の上、指定する場所を変更するものとする。
- 2 物資の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員又は、甲の指定する者が物資の確認を行い受領するものとする。

(対価及び費用)

第8条 第3条の規定により乙が供給した商品の対価および乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、乙が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準とし、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(情報の収集・提供)

- 第9条 甲は災害時において、県民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達 に努め、乙はそれに協力するものとする。
- 2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供 給状況等の情報交換を行うものとする。
- 3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して県民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。
- 4 甲と乙は、平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換 を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては山形県総務部危機管理室総合防災課長の職にあるものを、乙にあってはヨークベニマル総務室長の職にある者を当該責任者とする。

(連絡会議)

第11条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に連絡会議を 開催するものとする。

(その他)

第 12 条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年3月12日

甲 山形県山形市松波二丁目8-1 山形県知事 齋藤 弘

乙 福島県郡山市朝日二丁目18番2号

株式会社ヨークベニマル 代表取締役社長 大高 善興

(別表)

災害時に必要な応急生活物資

| | カテゴリー | 品名 |
|---------|--------|--|
| 1)食料品 | ①飲み物 | 水、ミネラルウォーター、ウーロン茶、牛乳、コーヒー、紅茶、炭酸飲料等(いずれもペットボトル又は紙パック) |
| | ②主食・副食 | パン、レトルト食品 (ご飯)、おにぎり、弁当類、 果物、惣菜類、缶詰、ハム、米、魚、肉、野菜、イ ンスタント食品、粉ミルク、バター、ジャム等 |
| | ③調味料閑係 | 醬油、砂糖、化学調味料、塩、食用油、味噌等 |
| 2) 生活用品 | ①炊事用具 | カセットガスボンベ、まな板、包丁、ナイフ、 なべ、やかん等 |
| | ②食器類 | はし、スプーン、紙コップ、紙皿等 |
| | ③日用雑貨 | ティッシュペーパー、トイレットペーパー、紙おむつ、洗剤、石鹸、シャンプー、生理用品、洗面用具、歯ブラシ、歯磨き粉、マスク、アルミホイル、ラップ等 |
| | ④光熱材料 | ろうそく、マッチ、ライター、乾電池等 |
| 4) その他 | | 軍手、ガムテープ、タオル、ビニール袋、文房具、 使い捨てカイロ、蚊取り線香、ゴザ、寝具類、電化 製品等 |

様

山形県知事

応急生活物資供給要請書

災害時における応急生活物資の供給協力等に関する協定第5条第1項の規定に基づき、 次のとおり生活物資の供給を要請いたします。

記

災害名

災害状況

要請理由

納品場所

(住 所)

(電話番号)

担当者(引取り人)職・氏名

| 口口 | 名 | 数 | 量 | 備 | 考 |
|----|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、災害時において、山形県(以下「甲」という。)と株式会社郷野目ストア(以下「乙」という。)とが、相互に協力して災害時の県民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び安定供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(応急生活物資供給の協力要請)

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保 有商品の供給について協力を要請することができる。

(応急生活物資供給の確保)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び 運搬に積極的に協力するものとする。

(応急生活物資の分配等)

第4条 応急生活物資の被災市町村への分配については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(応急生活物資)

- 第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、別表の品目の中から指定されたものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は乙と協議の上、別表以外の品目を指定できるものと する。

(応急生活物資供給の要請手続等)

- 第6条 甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭または電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。
- 2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障を来さないよう常に点検 改善に努めるものとする。

(対価及び費用)

- 第7条 第3条の規定により乙が供給した商品の対価および乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。
- 2 前項に規定する対価及び費用は、乙が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準とし、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(情報の収集・提供)

- 第8条 甲は災害時において、県民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達 に努め、乙はそれに協力するものとする。
- 2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供

給状況等の情報交換を行うものとする。

- 3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して県民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。
- 4 甲と乙は、平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換 を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡会議)

第9条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に連絡会議を 開催するものとする。

(その他)

第 10 条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年3月15日

甲 山形市松波二丁目8-1 山形県知事 齋 藤 弘

乙 新庄市沖ノ町5-42

株式会社郷野目ストア 代表取締役 郷野目 茂子

(別表)災害時応急生活物資

水・飲料、パン類、弁当類、レトルト食品(主食、おかず)、缶詰(イージーオープン)、果物(バナナ等)、インスタントラーメン、米、濡れティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、下着・靴下、紙おむつ、粉ミルク、哺乳瓶、鍋、電池・懐中電灯、軍手、ガムテープ、卓上ガスコンロ、紙製食器、マスク、洗濯・洗面・洗髪用品、文具、嗜好品(緑茶・紅茶・コーヒー)、蚊取り線香・殺虫剤(夏季)、使い捨てカイロ、

- (注1) 応急生活物資はおおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせ て調達する。
- (注2) 品目は、上記の他、甲乙協議のうえ、その都度指定できるものとする。

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、災害時において、山形県(以下「甲」という。)と株式会社セブンーイレブン・ジャパン(以下「乙」という。)とが、相互に協力して災害時の県民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達及び安定供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(応急生活物資供給の協力要請)

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保 有商品の供給について協力を要請することができる。

(応急生活物資供給の確保)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の供給に可能な 限り協力するものとする。

(応急生活物資の分配等)

第4条 応急生活物資の被災市町村への分配については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(応急生活物資)

- 第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、別表の品目の中から指定されたものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲は乙と協議の上、別表以外の品目を、乙の営業に支障 が無い範囲で指定できるものとする。

(応急生活物資供給の要請手続等)

- 第6条 甲の乙に対する要請手続きは、別紙様式1の文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭または電話等をもって要請し、事後に文書を提出する ものとする。
- 2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障を来さないよう常に点検 改善に努めるものとする。

(物資の引渡し)

- 第7条 物資の引渡しは原則として甲が指定する場所とする。但し、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲は乙と協議の上、指定する場所を変更するものとする。
- 2 物資の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員又は、甲の指定する者が物資の確認を行い受領するものとする。
- 3 乙は、物資の引渡し後、甲に対し別紙様式2の文書をもって報告するものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が物資を運搬する場合には、運搬に使用される車両 を緊急通行車両として通行できるよう支援するものとする。

(対価及び費用)

- 第9条 第3条の規定により乙が供給した商品の対価および乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。
- 2 前項に規定する対価及び費用は、乙が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における店頭価格を基準とし、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(情報の収集・提供)

- 第10条 甲は災害時において、県民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達 に努め、乙はそれに協力するものとする。
- 2 甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供 給状況等の情報交換を行うものとする。
- 3 甲と乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して県民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。
- 4 甲と乙は、平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換 を行い、災害時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては山形県総務部危機管理室総合防災課長の職にあるものを、乙にあっては総務部 渉外部門担当マネジャーの職にある者を当該責任者とする。

(その他)

第 12 条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する ものとする。

平成19年9月3日

甲 山形県山形市松波二丁目8-1

乙 東京都千代田区二番町8番地8号

山形県知事 齋藤

株式会社セブン - イレブン・ジャパン 代表取締役社長 山口 俊郎

弘

(別表)

災害時に必要な応急生活物資

| | カテゴリー | 品名 |
|---------|--------|---|
| 1)食料品 | ①飲み物 | 水、ミネラルウォーター、ウーロン茶、牛乳、コーヒー、紅茶、炭酸飲料等(いずれもペットボトル又は紙パック) |
| | ②主食・副食 | パン、レトルト食品(ご飯)、おにぎり、弁当類、 果物、惣菜類、缶詰、ハム、米、魚、肉、野菜、イ ンスタント食品、粉ミルク、バター、ジャム等 |
| | ③調味料関係 | 醬油、砂糖、化学調味料、塩、食用油、味噌等 |
| 2) 生活用品 | ①炊事用具 | カセットガスボンベ、まな板、包丁、ナイフ、 なべ、やかん等 |
| | ②食器類 | はし、スプーン、紙コップ、紙皿等 |
| | ③日用雑貨 | ティッシュペーパー、トイレットペーパー、紙おむつ、洗剤、石鹸、シャンプー、生理用品、洗面用具、歯ブラシ、歯磨き粉、マスク、アルミホイル、ラップ等 |
| | ④光熱材料 | ろうそく、マッチ、ライター、乾電池等 |
| 4) その他 | | 軍手、ガムテープ、タオル、ビニール袋、文房具、 使い捨てカイロ、蚊取り線香、ゴザ、寝具類、電化 製品等 |

(株) セブンーイレブン・ジャパン代表取締役社長 様

山形県知事

応 急 生 活 物 資 供 給 要 請 書

災害時における応急生活物資の供給協力等に関する協定第5条第1項の規定に基づき、 次のとおり生活物資の供給を要請いたします。

記

災害名

災害状況

要請理由

納品場所

(住 所)

(電話番号)

担当者(引取り人)職・氏名

| П | 名 | 数 | 量 | 備 | 考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

山形県知事 殿

(株) セブンーイレブン・ジャパン代表取締役社長

応急生活物資供給報告書

下記のとおり応急生活物資を供給いたしましたので報告します。

記

納品場所

(住 所)

(電話番号)

確認者(引取り人)職・氏名

| 品 | 名 | 数 | 量 | 備 | 考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

災害時における応急生活物資の供給等の支援に関する協定書

山形県(以下「甲」という。)と株式会社ファミリーマート(以下「乙」という。)とは、 災害時における応急生活物資(以下「物資」という。)の調達及び供給に関し、次のとおり 協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、甲が行う被災地等への物資調達及び 供給等の活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

(調達物資の範囲)

第2条 この協定に係る物資とは、原則として食料品、日用品および生活雑貨とし、別表 に定めるもののうち、甲から乙に対する要請時点で乙が調達および製造可能な物資と する。

(協力要請)

- 第3条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し、物資の供給を要請することができるものとする。
- 2 前項に係る要請は、甲から乙に対し文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(要請に伴う措置)

第4条 乙は、前条第1項の規定により甲から協力要請を受けたときは、可能な範囲において、物資の調達及び供給に積極的に協力するものとする。

(物資の運搬、引渡し)

- 第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物 資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行なうものとする。ただし、乙又は乙の指定する 者の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行なうものとする。
- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引き取りを市町村に代行させることができる。
- 4 乙は、物資の引渡しが終了した後、次に掲げる事項を速やかに書面により甲に報告するものとする。
- (1) 引渡しの日時及び場所
- (2) 引渡しに係わる物資の品目及び数量

(実績報告)

第6条 乙は、本協定に基づき物資を供給したときは、甲に対し、別に定める様式により 実績報告を行うものとする。 (費用負担)

第7条 乙が供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲または 甲の指定する地方自治体が負担するものとし、その費用の算出は、災害発生直前時にお ける適正な価格(災害発生前の取引については取引時の適正な価格)を基準として、甲 乙協議して定めるものとする。

(体制の整備)

第8条 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、物資供給に支障を来さないよう、常に点検、改善に努めるものとする。

(車両の運行)

第9条 甲は、甲の要請に基づき乙が物資を運搬する場合には、運搬に使用される車両を 緊急通行車両として通行できるよう支援するものとする。

(実施要領)

第10条 この協定に係る様式および実施に係る細目等は、実施要領として別に定めるものとする。

(その他)

第11条 この協定および前条の実施要領に関し、疑義または定めのない事項が生じたと きは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結の日からその効力を発揮するものとし、甲または乙が文書を もって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成20年 6月 4日

甲 山形県山形市松波二丁目8-1

山形県知事 齋藤 弘

乙 東京都豊島区東池袋3-1-1 株式会社ファミリーマート

代表取締役社長 上田 準二

別表(第2条に規定する物資)

| 物資区分 | 区分 | 品名 | | | | | |
|-------|----------|--|--|--|--|--|--|
| 食料品 | 主 食 | おむすび、弁当 | | | | | |
| | 副食 | 缶詰、カップみそ汁、カップラーメン、レトルト食品 | | | | | |
| | 飲 料 | 水、茶 | | | | | |
| 日用品およ | 衣料等 | 下着類、軍手、タオル | | | | | |
| び生活雑貨 | 日用品 | 紙オムツ、石鹸、洗剤、ティッシュ、ライター、カッパ、 生理用品、割り箸、スプーン、懐中電灯、乾電池 | | | | | |
| その他 | ,, , , – | つないもののうち、災害状況に応じて甲が緊急に指定する物資 または製造可能な物資 | | | | | |

災害時における飲料供給の協力に関する協定書

山形県(以下「甲」という。)とサントリーフーズ株式会社(以下「乙」という。)とは、 災害時における飲料供給の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時の応急対策活動を円滑に実施するため、甲から乙に対して 行う飲料供給の協力要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

(飲料供給の要請)

第2条 災害時において甲が飲料を必要とするとき、甲は乙に対し、乙の調達・製造が 可能な範囲内で飲料の供給を要請することができる。

(飲料の供給)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、通常業務に優先して飲料 の供給に努めるものとする。

(飲料の範囲)

- 第4条 甲が乙に要請する飲料の範囲は、次のとおりとする。
 - (1) ミネラルウォーター
 - (2) その他飲料

(飲料供給の要請手続等)

- 第5条 甲の乙に対する要請手続きは、別紙様式1の文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭または電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。
- 2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障を来さないよう常に点検 改善に努めるものとする。

(飲料の引渡し)

- 第6条 飲料の受渡しは原則として甲が指定する場所とする。但し、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲は乙と協議の上、指定する場所を変更するものとする。
- 2 飲料の引渡しの際は、引渡し場所に甲の職員又は、甲の指定する者が飲料の確認を行い受領するものとする。
- 3 乙は、飲料の引渡し後、甲に対し別紙様式2の文書をもって報告するものとする。

(対価及び費用)

- 第7条 第3条の規定により乙が供給した商品の対価および乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。
- 2 前項に規定する対価及び費用は、乙が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準とし、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(情報の収集・提供)

- 第8条 甲は災害時において、県民に対し飲料の配布場所等の情報伝達に努め、乙はこれに協力するものとする。
- 2 甲と乙は、災害時において、被災地や被災者の状況等について情報交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置き、甲にあっては山形県総務部危機管理室総合防災課長の職にあるものを、乙にあっては東北支社企画部企画課長の職にある者を当該責任者とする。

(その他)

第 10 条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年11月29日

甲 山形県山形市松波二丁目8-1 山形県知事 齋藤 弘

乙 東京都港区台場二丁目3番3号

サントリーフーズ株式会社 代表取締役社長 引田 耕治

サントリーフーズ (株) 代表取締役社長 様

山形県知事

飲料供給要請書

災害時における飲料供給の協力等に関する協定第5条第1項の規定に基づき、次のと おり飲料の供給を要請いたします。

記

災害名

災害状況

要請理由

納品場所

(住 所)

(電話番号)

担当者(引取り人)職・氏名

| 品 | 名 | 数 | 量 | 備 | 考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

山形県知事 殿

サントリーフーズ (株) 代表取締役社長

飲料供給報告書

下記のとおり飲料を供給いたしましたので報告します。

記

納品場所

(住 所)

(電話番号)

確認者(引取り人)職・氏名

| 品 | 名 | 数 | 量 | 備 | 考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

災害時における応急生活物資の供給等の応援に関する協定

山形県(以下「甲」という。)とイオングループのイオンリテール株式会社東北カンパニー(以下「乙」という。)、マックスバリュ東北株式会社(以下「丙」という。)、株式会社ジョイ(以下「丁」という。)、株式会社マイカル(以下「戊」という。)は、災害時における応急生活物資(以下「物資」という。)の調達及び供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

第1条 甲は、災害時において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、 その調達・製造商品の種類と数量の双方とも可能な範囲で物資の供給を要請する ことができる。乙は、甲の要請に基づき、丙、丁、戊と協力し対応するものとす る。

(供給物資の範囲)

- 第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙 が丙、丁、戊と協力し調達可能な物資とする。
 - (1) 食料品
 - (2) 飲料水
 - (3) 日用品
 - (4) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第3条 第1条の要請は、別紙様式第1号により行うものとする。ただし、緊急 を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後、速やかに文書 を交付するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第4条 乙は前条の規定により甲から要請を受けたときは、丙、丁、戊と協力し、 物資の供給及び運搬等に関し必要な措置を講ずるものとする。

(物資の運搬、引渡し)

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又は乙が指定する者が行うものとする。ただし、 乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うもの とする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引取るものとする。
- 3 乙は、引渡し場所において別紙様式第2号を受取るものとする。

(費用)

- 第6条 乙が供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、 甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。
- 2 前項の規定による対価・費用等は、災害発生直前における適正な価格により 算定するものとし、甲乙協議の上決定する。

(費用の支払い)

第7条 前条第1項に係る費用は、乙からの請求があったときは、速やかに甲又は甲の指定する地方自治体から乙指定口座に振込みにより支払うものとする。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては「生活環境部危機管理・くらし安心局危機管理課」、乙においては「イオンリテール株式会社東北カンパニー総務部」とする。なお、その連絡窓口は別紙様式第3号に定め、双方ともに備え付けるものとする。

(避難場所の提供)

第9条 乙は丙、丁、戊と協力し、災害時において乙、丙、丁、戊が所有し又は 管理する駐車場を、付近住民等の一時避難場所として提供するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第11条 この協定は、協定締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって解除の申し出をしない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲乙丙丁戊記名押印の上、各 自その1通を保有するものとする。

平成22年9月1日

- 甲 山形県山形市松波二丁目8番1号 山 形 県 知 事 吉 村 美 栄 子
- 乙 宮城県仙台市青葉区中央三丁目3番3号イオンリテール株式会社東北カンパニー執行役員 支社長大 山 英 佳
- 丁 山形県山形市あこや町二丁目1番30号 株式会社ジョイ 代表取締役社長 阿 部 恵
- 戊 大阪市中央区久太郎町三丁目1番30号 株式会社マイカル 代表取締役社長 松 井 博 史

様式第1号

緊急物資供給要請書

平成 年 月 日

イオンリテール株式会社東北カンパニー支社長殿

山形県知事

災害時における物資の供給要請について

災害時における応急生活物資の供給等の応援に関する協定第3条の規定により、下記のとおり要請します。

記

| 要請期日 | 要請品目 | 要請数量 | 搬入希望場所 |
|------|------|------|--------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| 問合せ先 | | | | |
|------|---|---|---|---|
| 山形県 | | 部 | | 課 |
| 電話 | _ | | _ | |
| FAX | _ | | _ | |
| 担出 | | | | |

平成 年 月 日

イオンリテール株式会社 東北カンパニー支社長 殿

> 受領確認者 職・氏名

受 領 書

貴社より次のとおり物資を受領しました。

記

2 物資の種類及び数量

| 規格 | 数量 | 備考 |
|----|----|--------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | 規格 | 規格 数 量 |

[※] 記以下の受領場所、品名、規格、数量などは配送時に予め記載しておくこと。 受領確認者の押印は省略できる。

災害時緊急連絡体制表

【山形県】

1 連絡責任者

| 所属部署 | |
|--------|--|
| 職・氏名 | |
| T E L | |
| F A X | |
| E-mail | |
| 時間外 | |

【イオンリテール株式会社東北カンパニー】

1 連絡責任者

| 所属部署 | |
|--------|--|
| 職・氏名 | |
| T E L | |
| F A X | |
| E-mail | |

2 夜間及び休日の場合の連絡先

| 担当部署 | |
|--------|--|
| 職・氏名 | |
| T E L | |
| F A X | |
| E-mail | |

災害時等における応急生活物資の供給に関する協定書

山 形 県 株式会社カワチ薬品

災害時等における応急生活物資の供給に関する協定書

山形県(以下、「甲」という。)と株式会社カワチ薬品(以下、「乙」という。)は、次のとおり災害時等における応急生活物資の供給に関する協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下、「災害時等」という。)において、甲が行う支援活動等のために必要とする物資を乙が迅速かつ円滑に供給するため、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

- 第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。
 - (1) 山形県内において災害等が発生し、又は発生するおそれがあるとき
 - (2) 山形県外において災害等が発生し、又は救援の必要があり、国又は他の都道府県から物資調達のあっせんを要請されたとき
- 2 要請の方法は、甲から乙に対し、別紙様式1「物資供給要請書」により行うものとする。 ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、その 後速やかに文書を提出するものとする。

(調達物資)

- 第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるものとする。
 - (1) 食料品、日用品、衣料品、医薬品
 - (2) その他甲が指定する物資で乙が提供できるもの

(要請に基づく乙の措置)

- 第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、可能な限り、物資の供給を実施するものとする。
- 2 乙は、前項の規定により物資の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2「物資供給 実績報告書」(以下、「実績報告書」という。)によりその状況を報告するものとする。ただし、 緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(物資の運搬及び引渡し)

- 第5条 物資の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、 原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が 行うものとする。
- 2 甲は、前項の引渡場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。
- 3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

(情報提供)

第6条 乙は、乙が第4条及び第5条の規定による活動の従事中に覚知した災害等による被害情報は、甲及び市町村等関係機関に積極的に提供するものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、乙が第4条の規定により供給した物資の対価及び第5条の規定による物資の運搬に要した費用を負担する。

2 甲が前項の規定により負担する額は、災害が発生する直前における通常の価格を基準とし、甲乙協議の上定めるものとする。

(費用の支払)

- 第8条 甲は、乙から第4条第2項の実績報告書が提出されたときは、必要な予算措置を講じるものとする。
- 2 乙は、甲が必要な予算措置を講じた後、甲に対し、負担額の支払を請求するものとする。
- 3 甲は、前項の規定により請求書の提出があったときは、その内容を確認し、当該請求書を 受理した日から30日以内に当該請求に係る金額を乙に支払うものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務により死亡、負傷、 又は疾病に罹患した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第 50号)その他の法令に定めるところによるものとする。

(連絡責任者の報告及び情報交換)

- 第10条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を選任し、互いに報告を行うものとする。 連絡責任者を変更したときも同様とする。
- 2 甲及び乙は、平常時から物資の供給等について連絡責任者による情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間 が満了する日の30日前までに甲又は乙から協定終了の意思表示がないときは、更に1年間 延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲 乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年2月20日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事 吉村美栄



乙 栃木県小山市大字卒島1293 株式会社カワチ薬品 代表取締役社長 河 内 伸



災害時における物資の調達に関する協定書

山形県警察(以下「甲」という。)と山形県酒類卸株式会社(以下「乙」という。)とは、地震、風水害その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合における警察活動に必要な物資の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において、甲から乙に対して行う物資の調達を迅速かつ円 滑に行うため、その必要な手続等について定めるものとする。

(調達の要請)

- 第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、 その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。
 - (1) 山形県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
 - (2) 山形県外の災害について山形県警察が派遣を要請されたとき。
 - (3) 山形県外の災害について、警察庁又は他の都道府県警察から物資の調達あっせんを要請されたとき。
- 2 前項の規定による要請は、乙に対し、「物資の調達に関する要請書」(別紙様式)(以下「要請書」という。)を交付することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請することができる。
- 3 前項の規定により要請した場合は、甲は事後速やかに要請書を乙に交付するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、要請された物資を供給するための措置をとるとともに、その措置状況を「物資供給連絡書」(別紙様式)により甲に提出するものとする。

(調達物資の範囲)

- 第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げる物資のうち、要請時点で乙が調達・製造が可能なものとする。
 - (1) 災害発生時の救難・救助活動及び災害警備活動並びに検視活動等に使用する警察 装備品、日用品、食糧品等
- (2) その他甲が指定する物資

(物資の供給)

第5条 乙は、甲から物資の調達の要請を受けたときは、甲の指定する日時までに甲の 指定する場所において物資を引き渡すものとする。

- 2 物資の引き渡しの際は、甲の職員又は甲の指定する者が物資を確認の上受領するものとする。
- 3 乙は、甲に物資を引き渡すときは、乙の納品書を添付するものとする。ただし、緊 急を要する場合は、引き渡し後速やかに提出するものとする。

(費用の負担)

- 第6条 乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬等に要した費用は、甲が負担するものとする。
- 2 乙が供給した物資の価格は、災害時直前における乙の店頭価格を基準として、甲、 乙が協議の上決定するものとする。

(費用の支払い)

第7条 甲は、前条の費用について、乙からの請求に基づき支払うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、甲と乙は、協定締結後速やかに連絡責任者を選定し相互に連絡するものとし、変更があった場合は直ちに相手方に連絡するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定は協定締結日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協 定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

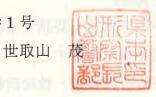
(協議)

第10条 この協定の実施に関し疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を 保有するものとする。

平成24年8月2日

甲 山形市松波2丁目8番1号 山形県警察本部長 世取山 茂



乙 寒河江市中央工業団地155番の4 山形県酒類卸株式会社 代表取締役 新田 公孝

物資の調達に関する要請書

平成 年 月 日

山形県酒類卸株式会社 様

山形県警察本部長

「災害時における物資の調達に関する協定書」に基づき、下記のとおり要請します。 記

| r | _ | - | | н | - | T ≥441. € | | 71 | North: | T.E. | =r: | | ± सर्व ≇≢ | D nt |
|-----|---|---|---|---|---|-----------|---|----|--------|------|-----|----|-----------|------|
| - 1 | | 要 | 請 | 品 | 目 | 数量 | | 引 | 渡 | 場 | 所 | 引渡 | 度要請 | 日時 |
| Ī | | | | | | | | | | | | | | 11 |
| | | | | | | | | | | | | | | 1 |
| 1 | | | | | | | | | | | | | | |
| ١ | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | П | 時頃 |
| | | | | | | | A | | | | - | 月 | 日 | 时頃 |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| -1 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |

担当者:警察本部会計課 Tm.023-626-0110(代)

物資供給連絡書

平成 年 月 日

山形県警察本部長 殿

山形県酒類卸株式会社

「災害時における物資の調達に関する協定書」に基づく物資調達の要請について、下記のとおり供給します。

記

| 供給品目 | 数量 | 引渡 | 場所 | 引 | 渡日 | 時 |
|--|----|----|----|-----|----|-----|
| 2 × × | | | | | | |
| | | 2 | | 2 | | 1 - |
| | | | | | | |
| The state of the s | | | | 月 | 日 | 時頃 |
| 4 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | V. | | | | 4 |
| | | | | 100 | | |

担当者:山形県酒類卸株式会社

Tel0237-83-0030 (代)

災害時における物資の調達に関する協定書

山形県警察(以下「甲」という。)と株式会社三幸ソーイング(以下「乙」という。)とは、地震、風水害その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合における警察活動に必要な物資の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において、甲から乙に対して行う物資の調達を迅速かつ円 滑に行うため、その必要な手続等について定めるものとする。

(調達の要請)

- 第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、 その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。
 - (1) 山形県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
 - (2) 山形県外の災害について山形県警察が派遣を要請されたとき。
 - (3) 山形県外の災害について、警察庁又は他の都道府県警察から物資の調達あっせんを要請されたとき。
- 2 前項の規定による要請は、乙に対し、「物資の調達に関する要請書」(別紙様式)(以下「要請書」という。)を交付することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請することができる。
- 3 前項の規定により要請した場合は、甲は事後速やかに要請書を乙に交付するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、要請された物資を供給するための措置をとるとともに、その措置状況を「物資供給連絡書」(別紙様式)により甲に提出するものとする。

(調達物資の範囲)

- 第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げる物資のうち、要請時点で乙が調達・製造が可能なものとする。
 - (1) 災害発生時の救難・救助活動及び災害警備活動並びに検視活動等に使用する警察 装備品、日用品、食糧品等
 - (2) その他甲が指定する物資

(物資の供給)

第5条 乙は、甲から物資の調達の要請を受けたときは、甲の指定する日時までに甲の 指定する場所において物資を引き渡すものとする。

- 2 物資の引き渡しの際は、甲の職員又は甲の指定する者が物資を確認の上受領するものとする。
- 3 乙は、甲に物資を引き渡すときは、乙の納品書を添付するものとする。ただし、緊 急を要する場合は、引き渡し後速やかに提出するものとする。

(費用の負担)

- 第6条 乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬等に要した費用は、甲が負担するものとする。
- 2 乙が供給した物資の価格は、災害時直前における乙の店頭価格を基準として、甲、 乙が協議の上決定するものとする。

(費用の支払い)

第7条 甲は、前条の費用について、乙からの請求に基づき支払うものとする。 (連絡責任者)

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、甲と乙は、協定締結後速やかに連絡責任者を選定し相互に連絡するものとし、変更があった場合は直ちに相手方に連絡するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定は協定締結日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協 定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を 保有するものとする。

平成24年8月6日

甲 山形市松波2丁目8番1号 山形県警察本部長 世取山 茂



乙 南陽市池黒881番地の2 株式会社三幸ソーイング 代表取締役 齋藤





0)

物資の調達に関する要請書

平成 年 月 日

株式会社三幸ソーイング 様

山形県警察本部長

「災害時における物資の調達に関する協定書」に基づき、下記のとおり要請します。 記

| Г | F | 要 | 請 | 品品 | 目 | 数量 | 引 | 渡 | 場 | 所 | 引 | 渡要 | 語 | 日時 |
|---|-----|----------|-----|----|---|-----------|------|-----|------|-----|------|----|------|------|
| - | 3 | <u> </u> | PF3 | ΗН | | 数里 | - 71 | 1/2 | */// | 171 | - 51 | 汉ヌ | , pH | H HJ |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 月 | | 日 | 時頃 |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | 0.5 | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |

担当者:警察本部会計課 Tel023-626-0110(代)

1

物資供給連絡書

平成 年 月 日

山形県警察本部長 殿

株式会社三幸ソーイング

「災害時における物資の調達に関する協定書」に基づく物資調達の要請について、下記のとおり供給します。

記

| | 供 | 給 | 品 | 目 | | 数量 | 引 | 渡 | 場 | 所 | 引 | 渡 | 日 | 時 |
|---|---|---|----|---|---|----|-----|---|---|---|-----|---|---|----|
| | | | | | | | 7 | | | | | | | |
| | | | | | | | 100 | | | | | | | |
| | | | 6. | | | | | | | | 100 | | | |
| | | | | | | | | | | | 月 | E | 1 | 時頃 |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | N 1 | | | |
| × | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 4 | | | | | | | | | |

担当者:株式会社三幸ソーイング

Tel0238-47-2600 (代)





災害時等における応急生活物資の供給に関する協定書

山 形 県株式会社カワチ薬品

災害時等における応急生活物資の供給に関する協定書

山形県(以下、「甲」という。)と株式会社カワチ薬品(以下、「乙」という。)は、次のとおり災害時等における応急生活物資の供給に関する協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下、「災害時等」という。)において、甲が行う支援活動等のために必要とする物資を乙が迅速かつ円滑に供給するため、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

- 第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。
 - (1) 山形県内において災害等が発生し、又は発生するおそれがあるとき
 - (2) 山形県外において災害等が発生し、又は救援の必要があり、国又は他の都道府県から物資調達のあっせんを要請されたとき
- 2 要請の方法は、甲から乙に対し、別紙様式1「物資供給要請書」により行うものとする。 ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、その 後速やかに文書を提出するものとする。

(調達物資)

- 第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるものとする。
 - (1) 食料品、日用品、衣料品、医薬品
 - (2) その他甲が指定する物資で乙が提供できるもの

(要請に基づく乙の措置)

- 第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、可能な限り、物資の供給を実施するものとする。
- 2 乙は、前項の規定により物資の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2「物資供給 実績報告書」(以下、「実績報告書」という。)によりその状況を報告するものとする。ただし、 緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(物資の運搬及び引渡し)

- 第5条 物資の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、 原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が 行うものとする。
- 2 甲は、前項の引渡場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。
- 3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

(情報提供)

第6条 乙は、乙が第4条及び第5条の規定による活動の従事中に覚知した災害等による被害情報は、甲及び市町村等関係機関に積極的に提供するものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、乙が第4条の規定により供給した物資の対価及び第5条の規定による物資の運搬に要した費用を負担する。

2 甲が前項の規定により負担する額は、災害が発生する直前における通常の価格を基準とし、 甲乙協議の上定めるものとする。

(費用の支払)

- 第8条 甲は、乙から第4条第2項の実績報告書が提出されたときは、必要な予算措置を講じるものとする。
- 2 乙は、甲が必要な予算措置を講じた後、甲に対し、負担額の支払を請求するものとする。
- 3 甲は、前項の規定により請求書の提出があったときは、その内容を確認し、当該請求書を 受理した日から30日以内に当該請求に係る金額を乙に支払うものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務により死亡、負傷、 又は疾病に罹患した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第 50号)その他の法令に定めるところによるものとする。

(連絡責任者の報告及び情報交換)

- 第10条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を選任し、互いに報告を行うものとする。 連絡責任者を変更したときも同様とする。
- 2 甲及び乙は、平常時から物資の供給等について連絡責任者による情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間 が満了する日の30日前までに甲又は乙から協定終了の意思表示がないときは、更に1年間 延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲 乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年2月20日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事 吉村美栄



乙 栃木県小山市大字卒島1293株式会社カワチ薬品代表取締役社長 河 内 伸



災害時等における応急生活物資の供給 及び支援物資の輸送等に関する協定書

山 形 県 株式会社丸勘山形青果市場

災害時等における応急生活物資の供給及び支援物資の輸送等に関する協定書

山形県(以下、「甲」という。)と株式会社丸勘山形青果市場(以下、「乙」という。)は、次のとおり災害時等における応急生活物資の供給・輸送、広域物資輸送拠点としての施設使用、支援物資等の緊急輸送及び保管に関する協定を締結する。

第一 趣旨

(趣旨)

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下、「災害時等」という。)において、甲が行う支援活動等のために必要とする応急生活物資を乙が迅速かつ円滑に供給・輸送するため、また、乙が管理する施設を使用して甲が広域物資輸送拠点(以下、「拠点」という。)の開設及び運営、支援物資等の緊急輸送及び保管をするため、必要な事項を定めるものとする。

第二 応急生活物資の供給

(応急生活物資供給の要請)

- 第2条 甲は、次に掲げる場合において、応急生活物資を調達する必要があるときは、乙に対し、応急生活物資の供給を要請することができる。
 - (1) 山形県内において災害等が発生し、又は発生するおそれがあるとき
 - (2) 山形県外において災害等が発生し、又は救援の必要があり、国又は他の都道府県から 応急生活物資調達のあっせんを要請されたとき
- 2 要請の方法は、甲から乙に対し、別紙様式1「応急生活物資供給要請書」により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(調達物資)

- 第3条 甲が乙に供給を要請する応急生活物資は、次に掲げるものとする。
 - (1) 青果物
 - (2) その他甲が指定する応急生活物資で乙が提供できるもの

(要請に基づく乙の措置)

- 第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、速やかに応急生活物資の供給を実施するものとする。
- 2 乙は、前項の規定により応急生活物資の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2「応 急生活物資供給実績報告書」(以下、「実績報告書」という。)によりその状況を報告するもの とする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後速やかに文書を提出す るものとする。

(応急生活物資の運搬及び引渡し)

第5条 応急生活物資の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの応急 生活物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別 に甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、前項の引渡場所に職員を派遣し、応急生活物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。
- 3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

(応急生活物資供給の費用負担)

- 第6条 甲は、乙が第4条の規定により供給した応急生活物資の対価及び第5条の規定による 応急生活物資の運搬に要した費用を負担する。
- 2 甲が前項の規定により負担する額は、災害が発生する直前における通常の価格を基準とし、甲乙協議の上定めるものとする。

第三 支援物資の輸送等

(施設の使用申請)

第7条 甲は、災害時において次の施設を拠点として使用する必要があるときは、乙に対して 施設の使用を申請するものとする。

所在地 山形市十文字2160

施設名 株式会社丸勘山形青果市場

2 前項の規定による申請は、別紙様式3により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(施設の使用許可)

- 第8条 乙は、前条の規定による申請を受けた場合において、乙が施設の使用について認めた場合は、施設の一部又は全部について甲の使用を許可するものとする。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

(施設の使用目的)

第9条 甲は、乙から使用許可を受けた施設を拠点及び輸送車両の駐車場として使用することができる。

(拠点の管理運営)

- 第10条 拠点の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
- 2 乙は、拠点の管理運営について甲に協力するものとする。

(施設使用の費用負担)

- 第11条 施設の使用料は無償とする。
- 2 甲は、拠点の管理運営に係る費用及び施設を原状に回復する費用を負担するものとする。

(施設使用期間)

第 12 条 拠点として施設を使用する期間は、災害発生の日から1ヶ月以内とするものとする。 ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議のうえ、1ヶ月の範囲内で 延長することができるものとし、以後も同様とする。 2 甲は、乙による施設の使用を早期に再開できるよう拠点として施設を使用する期間の短縮 に努めるものとする。

(施設使用の終了)

- 第13条 施設使用の終了は、甲が拠点の運営及び施設の原状回復を終了し、乙の確認を受けたときとする。
- 2 甲は、施設使用を終了する場合は、乙に別紙様式4を提出するものとする。

(支援物資等の緊急輸送に関する業務及び要請)

- 第14条 甲は、災害時に被災地等を支援するため、次に規定する支援物資等の緊急輸送に関する業務(以下「緊急輸送」という。)が必要となったときは、乙に対し、別紙様式5により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。
 - (1) 支援物資等の緊急輸送
 - (2) 前号に必要な車両、作業員、荷役機械及び資機材の手配
 - (3) その他必要な業務
- 2 乙は、前項の規定による要請があったときは、緊急輸送を可能な限り通常業務に優先して行うものとする。
- 3 甲は、乙の行う緊急輸送に必要な燃料の優先確保、緊急通行車両の指定及びその他円 滑な輸送に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(緊急輸送の報告)

第15条 乙は、緊急輸送を行ったときは、甲に対し、別紙様式6により速やかに報告するものとする。

(緊急輸送の費用負担)

- 第16条 緊急輸送に要した費用は、甲が負担するものとする。
- 2 前項の費用のうち、事業用自動車に係る運賃及び料金は、災害発生時直前における地域の事業者の認可運賃又は標準的な運賃、料金等を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。
- 3 第1項の費用のうち、前項の費用以外の費用は、甲乙協議の上決定するものとする。

(緊急輸送の事故)

- 第17条 乙の事業用自動車が、故障その他の理由により緊急輸送を中断したときは、乙は、速やかに事業用自動車を交換して緊急輸送を継続するよう努めるものとする。
- 2 乙は、緊急輸送に際し事故が発生したときは、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

(支援物資等の保管に関する業務及び要請)

- 第18条 甲は、災害時に被災地等を支援するため、次に規定する支援物資等の保管に関する業務(以下「支援物資等保管」という。)が必要となったときは、乙に対し、別紙様式7により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。
 - (1) 支援物資等の入出庫、仕分け及び保管
 - (2) 支援物資等の在庫状況の把握及び甲への報告
 - (3) 前2号に必要な作業員、荷役機械及び資機材の手配
 - (4) その他必要な業務
- 2 乙は前項の規定による甲の要請があったときは、支援物資等保管を可能な限り通常業務に 優先して行うものとする。
- 3 甲は、乙の行う支援物資等保管に必要な燃料の優先確保、通信手段の確保及びその他施設 の円滑な運営に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(保管等業務の報告)

第19条 乙は、支援物資等保管を行ったときは、甲に対し、別紙様式8により速やかに報告するものとする。

(保管等業務の費用負担)

- 第 20 条 物資の保管等に要した費用(保管料及び荷役料、資機材の使用料等の実費負担額)は、 甲が負担する。
- 2 前項の費用は、災害時等の直近における山形県の事業者が定めている標準的な料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 乙は、甲が負担する費用を甲に請求する。
- 4 甲は、前項の請求があった場合には、その日から起算して30日以内に支払う。

(保管等業務の事故等)

第 21 条 乙は、支援物資等保管に際し事故が発生したときは、甲に対して速やかにその状況を 報告するものとする。

第四 雑則

(情報提供)

第22条 乙は、本協定に基づく活動の従事中に覚知した災害等による被害情報は、甲及び市町 村等関係機関に積極的に提供するものとする。

(費用の支払)

第23条 甲は、乙から費用の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(補償)

第24条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務により死亡、負傷、又は疾病に罹患した場合の補償については、当該従事者の使用者の責任において行うものと

する。

(連絡責任者の報告及び情報交換)

- 第25条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を選任し、互いに報告を行うものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。
- 2 甲及び乙は、平常時から協定の運用等について連絡責任者による情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

(有効期間)

第26条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙から協定終了の意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第27条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙 協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名の上、各自1通を保有する。

令和3年9月14日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号 山形県

山形県知事

吉村美荣子

乙 山形県山形市十文字 2 1 6 0 株式会社丸勘山形青果市場

代表取締役社長

井上周士

災害時における物資供給に関する協定書

山形県(以下「甲」という。)と株式会社ダイユーエイト(以下「乙」という。)は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における必要な物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(要請)

- 第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙 に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。
 - (1) 県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
 - (2) 県外の災害について、国又は他の都道府県から物資の調達のあっせんを要請されたとき、又は救援の必要があるとき。
- 2 要請の方法は、甲から乙に対し、別紙様式1をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(調達物資)

- 第2条 甲が、乙に供給を要請する物資は、要請時点で乙が調達可能な物資であり、次に 掲げるものとする。
 - (1) 別表に掲げる物資
 - (2) その他甲が指定する物資

(実施)

- 第3条 乙は、甲から第1条の要請を受けたときは、速やかに物資の供給を実施するものとする。
- 2 乙は、前項の規定により物資等の調達を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2により、その状況を報告するものとする。

(物資の運搬及び引渡し)

- 第4条 物資の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。
- 2 甲は、前項の引渡場所に甲の職員を派遣し物資を確認の上引渡しを受けるものとする。
- 3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

(車両の通行)

第5条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行 できるように支援するものとする。

(費用の負担)

- 第6条 乙が供給した物資の対価及び引渡場所までの乙が行った運搬に係る費用は、甲又 は甲の指定する地方自治体が負担するものとし、その費用の算出は、災害発生直前にお ける適正な価格(災害発生前の取引については、取引時の適正な価格)を基準として甲 乙協議して定めるものとする。
- 2 引渡しを受けた物資の代金は、乙から請求があった後、甲又は甲の指定する地方公共 団体が速やかに支払うものとする。ただし、甲において予算措置を必要とする場合は、 予算措置後速やかに支払うものとする。

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務により死亡、負 傷、又は疾病に罹患した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22 年法律第50号) その他の法令に定めるところによるものとする。

(緊急連絡先の報告等)

第8条 甲及び乙は、担当者の氏名及び緊急連絡先について、互いに報告を行うものとす る。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上 決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって 協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名の上、各自1通を保有する。

令和 4 年 3 月 14 日

山形県山形市松波二丁目8番1号 甲 山形県

山形県知事吉村美栄子

福島県福島市太平寺字堰ノ上 58 番地 \mathbb{Z} 株式会社ダイユーエイト

代表取締役社長

一刻公里

| 大 分 類 | 主 な 品 種 |
|--------|---|
| 作業関係 | 作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防じんマスク、簡易マスク、 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、 ホースリール |
| 日用品等 | 毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、 ウェットティシュ、マスク、衛生用ポリ手袋(使い捨て)、バケツ、 水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ |
| 水関係 | 飲料水(ペットボトル)、生活用水用ポリタンク |
| 冷暖房機器等 | 大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ |
| 電気用品等 | 投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ |
| トイレ関係等 | 救急ミニトイレ |



災害時等における応急生活物資の供給に関する協定書

山 形 県 キユーピー株式会社



災害時等における応急生活物資の供給に関する協定書

山形県(以下、「甲」という。)とキユーピー株式会社(以下、「乙」という。)は、次のとおり災害時等における応急生活物資の供給に関する協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下、「災害時等」という。)において、甲が行う支援活動等のために必要とする物資を乙が迅速かつ円滑に供給するため、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

- 第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、物資の供給を要請することができる。
 - (1) 山形県内において災害等が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- (2) 山形県外において災害等が発生し、又は救援の必要があり、国又は他の都道府県から物資調達のあっせんを要請されたとき
- 2 要請の方法は、甲から乙に対し、別紙様式1により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(調達物資)

- 第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるものとする。
 - (1) ベビーフード、介護食、アレルゲン不使用食料品、調味料
 - (2) その他甲が指定する物資

(要請に基づく乙の措置)

- 第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、乙において供給が可能なものについて、 速やかに供給を実施するものとする。
- 2 乙は、前項の規定により物資の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2によりその状況を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(物資の運搬及び引渡し)

- 第5条 物資の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの物資の運搬は、 原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が 行うものとする。
- 2 甲は、前項の引渡場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。
- 3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

(情報提供)

第6条 乙は、乙が第4条及び第5条の規定による活動の従事中に覚知した災害等による被害情報は、甲及び市町村等関係機関に積極的に提供するものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、乙が第4条の規定による物資の供給に要した費用及び前条の規定による物資の

運

甲(費

第8: 2

受い

(補₁ 第 9 : 又 に

5

(連編 第1 連編

2 等i

(有刻 第 1

> がi 延l

(協語 第1:

Z0

Zt

運搬に要する費用を負担する。

2 甲が前項の規定により負担する額は、災害が発生する直前における通常の価格を基準とし、甲乙協議の上定めるものとする。

のとお

(費用の支払)

第8条 前条の費用は、乙からの請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の規定により請求書の提出があったときは、その内容を確認し、当該請求書を受理した日から30日以内に当該請求に係る金額を乙に支払うものとする。ただし、甲において予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務により死亡、負傷、 又は疾病に罹患した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第 50号)その他の法令に定めるところによるものとする。

(連絡責任者の報告及び情報交換)

- 第10条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を選任し、互いに報告を行うものとする。 連絡責任者を変更したときも同様とする。
- 2 甲及び乙は、平常時から物資の供給等について連絡責任者による情報交換を行い、災害時 等に備えるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙から協定終了の意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 4 年 4 月 20 日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事 吉村 美栄

W形果 側 割

乙 東京都渋谷区渋谷1-4-13キユーピー株式会社代表取締役 社長執行役員 高 宮

等」と

供給す

乙に対

県から

をもっ を提出

いて、

りその の後速

搬は、 る者が

る。

る被害

物資の

災害時における物資調達に関する協定

山形県警察(以下「甲」という。)とNPO法人コメリ災害対策センター(以下「乙」という。)は、地震、風水害その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における警察活動に必要な物資の調達に関し、次のとおり協定を締結する。



(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙から物資を調達するために必要な事項を定めるものとする。

(供給の協力要請)

- 第2条 甲は、次の場合において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が 可能な物資の供給を要請することができる。
 - (1) 山形県内における災害時
 - (2) 山形県外における災害時に、当該区域を管轄する都道府県警察への派遣が見込まれるとき
 - (3) 山形県外における災害時に、警察庁又は他の都道府県警察から物資の調達斡旋を要請されたとき

(調達物資の範囲)

- 第3条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。
 - (1) 別表に掲げる物資
 - (2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)



第4条 第2条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(物資の供給の協力)

- 第5条 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲で物資の優先供給に 努めるものとする。
- 2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

(物資の引渡し等)

第6条 物資の引渡場所及び日時は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、 原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲 と乙が協議して決定する。 2 甲は、物資の引渡しに当たっては、当該物資の検査をするものとし、検査に合格したときは当該物資の引渡しを受けるものとする。

(費用の負担)

- 第7条 乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。
- 2 前項に規定する費用は、災害発生時の直前における適正な価格を基準とし、甲と乙が協議の上決定する。

(費用の請求及び支払い)

- 第8条 乙は、前条の費用について、甲に請求するものとする。
- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うも のとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を 行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上 決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって 協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年10月11日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部長 佐 藤 正 !



乙 新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1 NPO法人 コメリ災害対策センター 理事長 捧 雄 一郎 災害時における緊急対応可能な物資

| 来心/心 可能体物具 |
|--|
| 主な品種 |
| 剣先スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、 金槌、鍬、チェンソー、電動ハンマードリル、発電機、 投光器、燃料携行缶、ホースリール、スコップ |
| 飲料水、簡易食料 (即席カップ麺など調理不要のもの) |
| 割り箸、紙コップ、紙皿、やかん |
| 毛布、布団 |
| 乾電池、懐中電灯、ビニールシート、標識ロープ タオル |
| カセット式ガスコンロ、カセットガスボンベ |
| 簡易トイレ |
| |

コメリ災害対策センター TEL:025 - 371 - 4185 FAX:025 - 371 - 4151

別紙様式

物資供給要請書

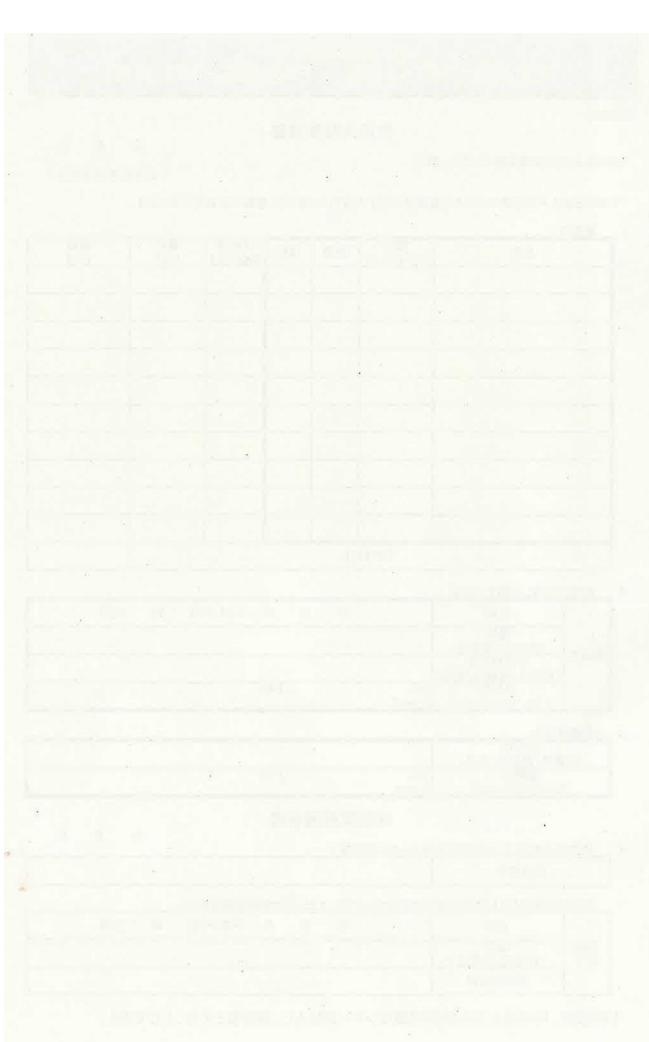
NPO法人コメリ災害対策センター 御中

年 月 日

山形県警察本部長

| 物資名 | 品名 | 規格 | 数量 | 単位 | 供給済 | 単価 【※】 | | £額 ※】 |
|------|---------------------------|-----------|---------|------|---------|------------|--|----------|
| | | (サイズ)等 | | | 確認【※】 | 1.8.1 | | <u> </u> |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| _ | | | | | | | | - |
| | | | | | | | | |
| | | | | | 20 | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| _ | | | | | | | | _ |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | - | | | | | |
| | | | ×1 | | - | | | _ |
| | | HHIL | | | | | | |
| 物資の | 引渡しに関する事項 | | | | | | | |
| | 日時 | | 年 | 月 E | 日 午前·午餐 | 参 時 | 分頃 | |
| 1 | 場所 | | | | | | | |
| 般送先 | <u>(所在地/施設名)</u> 受領担当者 | | | | | | | |
| | (所属名/役職名/氏名) | | | | | | | |
| | 連絡先 | TEL | | FA | X | ¥1 | | |
| | (TEL/FAX/E-mail) | E-mail | | | | | | + |
| 要請担 | | 2 | | | | | | |
| (前間 | 担当者 属名/役職名/氏名) | | | | | | | 2 |
| | 連絡先 | TEL | | FA | X | | | |
| (1 | EL/FAX/E-mail) | E-mail | | | | | | |
| | | 供給 | 実施幸 | 品生書 | | | | |
| | | 171414 | | | | 4 | 羊 月 | 日 |
| 受信担 | 当者【※】(コメリ災害対 | 対策センター担当 | 当者) | | | | | |
| | 担当者名 | | | | | _ 1 | | |
| 供給事 | 『施報告【※】(供給物資 | の確認について | ては、上記 | 記、供給 | 斉確認欄を使 | 用) | | |
| | 日時 | | 年 | | 日 午前•午往 | | 分頃 | |
| | | | | | | | | |
| 供給 | 場PJT | | | | | | | |
| 供給完了 | 場所 (所在地/施設名) | | | | 25 | | | |

【※】欄は、NPO法人コメリ災害対策センターが記入し、報告書とすることができる。







災害時における応急対策用燃料供給等の応援に関する協定書

山形県(以下「甲」という。)と山形県石油協同組合(以下「乙」という。)とは、災害時における応急対策用燃料等の供給及び救護用機材等の貸与に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

- 第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、災害発生時の応急対策活動を円滑に実施するため、甲から乙に対して行う応急対策用燃料等の供給及び救護用機材等の貸与の要請に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 応急対策用燃料等の供給とは、原則として次に掲げるものとする。
 - (1) 緊急用車両に対する燃料の供給
 - (2) 収容避難所等で使用する暖房用機器等への燃料の供給
 - (3) その他、被災者の需要に応じた燃料、機器の供給
- 3 救護用機材等の貸与とは、原則として次に掲げるものとする。
 - (1) 給油所に備え付けられている車両点検用機材(大型ジャッキ等)の貸与
 - (2) その他、被災者の救護に必要な機材等の貸与

(要請)

第2条 甲は、応急対策活動を円滑に実施するため必要があると認めるときは、乙に対し次に掲げる事項を明示した文書により燃料等の供給又は機材等の貸与の要請を行うものとする。

ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、 事後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 燃料等の供給又は機材等の貸与の要請を必要とする事由
- (2) 供給又は貸与を必要とする品目名とその数量
- (3) 供給又は貸与を必要とする場所
- (4) 供給又は貸与を必要とする期間
- (5) その他参考となる事項

(実 施)

第3条 乙は、甲から応急対策用燃料等の供給の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して実施するものとする。

(報 告)

- 第4条 乙は、前条の規定により応急対策用燃料等の供給を実施した場合は、速やかに 甲に対して次に掲げる事項を文書により報告するものとする。
 - (1) 供給した品目名とその数量
 - (2) 供給した場所
 - (3) その他必要な事項

(経費の負担)

- 第5条 第3条の規定により実施した応急対策用燃料等の供給に要した経費は、甲が負担するものとする。
- 2 前項に規定する費用は、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲については総務部危機管理室総合防災課長とし、乙は事務局長とする。

(協 議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協議に疑義が生じた場合は、甲乙協議のう え決定するものとする。

(適用)

第8条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成19年2月20日

甲 山形市松波二丁目8番1号 山形県知事 齋 藤 弘

乙 山形市北町二丁目 5 番 2 6 号 山形県石油協同組合 理 事 長 金 山 宏 一 郎

災害時における応急対策用燃料ガス等の供給応援に関する協定書

山形県(以下「甲」という。)と社団法人山形県エルピーガス協会(以下「乙」という。)とは、災害時における応急対策用燃料ガス等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

- 第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、災害発生時の応急対策活動を円滑に実施するため、甲から乙に対して行う応急対策用燃料ガス等の供給の要請に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 応急対策用燃料ガス等の供給は、原則として次に掲げるものとする。
 - (1) 炊き出し活動等で使用する燃料ガスの供給
 - (2) 収容避難所等で使用する燃料ガスの供給
 - (3) ガス供給施設復旧までの間におけるカセットコンロ等の配布
 - (4) その他、被災者の需要に応じた燃料ガス、機器の供給

(要 請)

- 第2条 甲は、応急対策活動を円滑に実施するため必要があると認めるときは、乙に対し次に掲げる事項を明示した文書により燃料ガス等の供給の要請を行うものとする。 ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、 事後、速やかに文書を提出するものとする。
 - (1) 応急対策用燃料等の供給の要請を必要とする事由
 - (2) 供給応援を必要とする品目名とその数量
 - (3) 供給応援を必要とする場所
 - (4) 供給応援を必要とする期間
 - (5) その他参考となる事項

(実 施)

第3条 乙は、甲から応急対策用燃料ガス等の供給の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して実施するものとする。

(報 告)

- 第4条 乙は、前条の規定により応急対策用燃料ガス等の供給を実施した場合は、速やかに甲に対して次に掲げる事項を文書により報告するものとする。
 - (1) 供給した品目名とその数量
 - (2) 供給した場所
 - (3) その他必要な事項

(経費の負担)

- 第5条 第3条の規定により実施した応急対策用燃料ガス等の供給に要した経費は、甲 が負担するものとする。
- 2 前項に規定する費用は、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲については総務部危機管理室総合防災課長

とし、乙は専務理事または事務局長とする。

(協 議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協議に疑義が生じた場合は、甲乙協議のう え決定するものとする。

(適用)

第8条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成19年 2月20日

甲 山形市松波二丁目8番1号 山形県知事 齋藤 弘

乙 山形市旅篭町三丁目3番36号社団法人山形県エルピーガス協会会 長 金 山 宏 一 郎

災害時における応急対策用都市ガス等の供給応援に関する協定書

山形県(以下「甲」という。)と山形県都市ガス協会(以下「乙」という。)とは、災害時における応急対策用都市ガス等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

- 第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、災害発生時の応急対策活動を円滑 に実施するため、甲から乙に対して行う応急対策用都市ガス等の供給の要請に関し、 必要な事項を定めるものとする。
- 2 応急対策用都市ガス等の供給は、原則として次に掲げるものとする。
 - (1) 炊き出し活動等で使用するガス等の供給
 - (2) 収容避難所等で使用するガス等の供給
 - (3) ガス供給施設復旧までの間におけるカセットコンロ等の配布
 - (4) その他、被災者の需要に応じたガス等、機器の供給

(要 請)

- 第2条 甲は、応急対策活動を円滑に実施するため必要があると認めるときは、乙に対し次に掲げる事項を明示した文書により都市ガス等の供給の要請を行うものとする。 ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、 事後、速やかに文書を提出するものとする。
 - (1) 応急対策用都市ガス等の供給の要請を必要とする事由
 - (2) 供給応援を必要とする品目名とその数量
 - (3) 供給応援を必要とする場所
 - (4) 供給応援を必要とする期間
 - **(5)** その他参考となる事項

(実施)

第3条 乙は、甲から応急対策用都市ガス等の供給の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して実施するものとする。

(報 告)

- 第4条 乙は、前条の規定により応急対策用都市ガス等の供給を実施した場合は、速やかに甲に対して次に掲げる事項を文書により報告するものとする。
 - (1) 供給した品目名とその数量
 - (2) 供給した場所
 - (3) その他必要な事項

(経費の負担)

- 第5条 第3条の規定により実施した応急対策用都市ガス等の供給に要した経費は、甲 が負担するものとする。
- 2 前項に規定する費用は、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲乙協 議のうえ決定するものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲については総務部危機管理室総合防災課長 とし、乙は事務局長とする。 (協 議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協議に疑義が生じた場合は、甲乙協議のう え決定するものとする。

(適 用)

第8条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成19年 2月20日

甲 山形市松波二丁目8番1号 山形県知事 齋藤 弘

乙 山形市白山三丁目1番31号山形県都市ガス協会会 長 高 橋 正 次

災害時における応急対策用高圧ガス等の供給応援に関する協定書

山形県(以下「甲」という。)と山形県高圧ガス地域防災協議会(以下「乙」という。)とは、災害時における応急対策用高圧ガス等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

- 第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、災害発生時の応急対策活動を円滑 に実施するため、甲から乙に対して行う応急対策用高圧ガス等の供給の要請に関し、 必要な事項を定めるものとする。
- 2 応急対策用高圧ガス等とは、原則として次に掲げるものとする。
 - (1) 医療用の酸素ガス、液化窒素、笑気ガス、炭酸ガス (ドライアイスを含む)、滅 菌ガス
 - (2) 救助用の圧縮ガス、酸素、アセチレン、LPガス
 - (3) 生活用の燃料用LPガス
 - (4) 上記3項目のガス使用に必要な機材

(要 請)

- 第2条 甲は、応急対策活動を円滑に実施するため必要があると認めるときは、乙に対し次に掲げる事項を明示した文書により高圧ガス等の供給の要請を行うものとする。 ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、 事後、速やかに文書を提出するものとする。
 - (1) 応急対策用高圧ガス等の供給の要請を必要とする事由
 - (2) 供給応援を必要とする品目名とその数量
 - (3) 供給応援を必要とする場所
 - (4) 供給応援を必要とする期間
 - (5) その他参考となる事項

(実 施)

第3条 乙は、甲から応急対策用高圧ガス等の供給の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して実施するものとする。

(報 告)

- 第4条 乙は、前条の規定により応急対策用高圧ガス等の供給を実施した場合は、速やかに甲に対して次に掲げる事項を文書により報告するものとする。
 - (1) 供給した品目名とその数量
 - (2) 供給した場所
 - (3) その他必要な事項

(経費の負担)

- 第5条 第3条の規定により実施した応急対策用高圧ガス等の供給に要した経費は、甲 が負担するものとする。
- 2 前項に規定する費用は、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲乙協 議のうえ決定するものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲については総務部危機管理室総合防災課長

とし、乙は事務局長とする。

(協 議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協議に疑義が生じた場合は、甲乙協議のう え決定するものとする。

(適用)

第8条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成19年 2月20日

甲 山形市松波二丁目8番1号 山形県知事 齋藤 弘

乙 山形市久保田一丁目7番1号山形県高圧ガス地域防災協議会会 長 大場 正 仁

災害時における石油類燃料供給等に関する協定書

山形県警察(以下「甲」という。)と山形県石油協同組合(以下「乙」という。)は、 災害時における石油類燃料の優先的な供給及び運搬(以下「供給活動」という。)に 関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において甲の石油類燃料が不足した場合に、乙の組合員が保有する石油類燃料を甲へ優先的に供給するために必要な事項を定め、もって災害警備活動その他警察活動の円滑な遂行を確保することを目的とする。

(協力要請)

- 第2条 甲は、災害時において、石油類燃料を必要とするときは、乙に対して供給活動を要請することができる。
- 2 前項の規定による要請は、乙に対し、石油類燃料の供給活動要請書(別記様式) を交付することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請 することができる。
- 3 甲は、前項ただし書の規定により要請した場合は、事後速やかに石油類燃料の給油活動要請書を乙に交付するものとする。

(実施)

- 第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、乙の組合員の給油取扱所その 他場所において、甲に対し、可能な限り優先的に供給活動を行うよう乙の組合員に 指示するものとする。
- 2 前条第1項の規定による要請に基づき乙の組合員が石油類燃料を供給する場合 は、甲は、可能な限り警戒員を配置するものとする。

(費用の負担)

- 第4条 前条第1項の規定により、乙の組合員が供給した石油類燃料の費用については、甲が負担するものとする。
- 2 前項に規定する費用は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の円滑な実施を図るため、甲と乙は、協定締結後速やかに連絡責任 者を選定し、相互に連絡するものとし、変更があった場合は直ちに相手方に連絡す るものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定は締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協 定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 山形市松波二丁目8番1号

山形県警察本部長 世取山



乙 山形市北町二丁目5番26号

山形県石油協同組合理事長 遠 藤 靖



備二第号平成年月日

 山形県石油協同組合

 理
 事
 長
 様

山形県警察本部長

石油類燃料の供給活動要請書 災害時における石油類燃料供給等に関する協定に基づき、次のとおり要請します。 記

| 要請 | 日 | 時 | 平成 | 年 | 月 | 日 (|)午前・後 | 時 | 分 |
|-----|-----|-----|----|---|---|-----|-------|---|---|
| 要請 | 内 | 容 | | | | | | | |
| その他 | 参考: | 事項 | | | | | | | |
| 連 絡 | 担当 | i 者 | | | | | | | |

災害時における救援物資等の緊急輸送及び保管に関する協定書

山形県(以下「甲」という。)と、公益社団法人山形県トラック協会(以下「乙」という。)及び山形県倉庫協会(以下「丙」という。)は、次のとおり災害時における救援物資等の緊急輸送及び保管に関する協定を締結する。

(協定趣旨)

第1条 この協定は、山形県内で災害が発生し、若しくは発生のおそれがある場合又は山形県以外で災害が発生した場合(以下「災害時」という。)に、甲が被災地又は被災のおそれがある地域(以下「被災地等」という。)を支援するため、甲から乙又は丙に対して要請する救援物資等の緊急輸送及び保管に関して、必要な事項を定めるものとする。

(緊急輸送に関する業務及び要請)

- 第2条 甲は、災害時に被災地等を支援するため、次に規定する救援物資等の 緊急輸送に関する業務(以下「緊急輸送」という。)が必要と認められるとき は、乙に対し、別紙1により要請するものとする。ただし、緊急を要する場 合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するも のとする。
 - (1) 救援物資等の緊急輸送
 - (2) 前号に必要な車両(霊柩車を含む)、作業員、荷役機械及び資機材の手配
 - (3) 甲及び山形県内の市町村(以下「市町村」という。)の災害対策本部等への物流専門家派遣による緊急輸送の支援、助言等
 - (4) その他必要な業務
- 2 乙は、前項の規定による要請があったときは、緊急輸送を可能な限り通常 業務に優先して行うものとする。
- 3 甲は、乙の行う緊急輸送に必要な燃料の優先確保、緊急通行車両の指定及びその他円滑な輸送に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(報告)

第3条 乙は、緊急輸送を行ったときは、甲に対し、別紙2により速やかに報告するものとする。

(経費の負担)

- 第4条 緊急輸送に要した費用は、甲又は甲から支援を受けた地方公共団体が負担するものとする。
- 2 前項の費用のうち、事業用自動車に係る運賃及び料金は、災害発生時直前における地域の事業者の認可運賃又は標準的な運賃及び料金を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。
- 3 第1項の費用のうち、前項の費用以外の費用は、甲乙協議の上決定するものとする。

(事故等)





- 第5条 乙が手配した事業用自動車が、故障その他の理由により緊急輸送を中断したときは、乙は、速やかに事業用自動車を交換して緊急輸送を継続するよう努めるものとする。
- 2 乙は、緊急輸送に際し事故が発生したときは、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

(救援物資等の保管に関する業務及び要請)

- 第6条 甲は、災害時に被災地等を支援するため、次に規定する救援物資等の保管に関する業務(以下「救援物資等保管」という。) が必要と認められるときは、丙に対し、別紙3により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。
 - (1) 甲の指定する施設又は丙の会員事業所(以下「施設」という。)における救援物資等の入出庫、仕分け及び保管
 - (2) 救援物資等の在庫状況の把握及び甲への報告
 - (3) 前2号に必要な作業員、荷役機械及び資機材の手配
 - (4) 甲及び市町村の災害対策本部等への物流専門家の派遣による救援物資 等保管の支援、助言等
 - (5) その他必要な業務
- 2 丙は前項の規定による甲の要請があったときは、救援物資等保管を可能な 限り通常業務に優先して行うものとする。
- 3 甲は、丙の行う救援物資等保管に必要な燃料の優先確保、通信手段の確保 及びその他施設の円滑な運営に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(報告)

第7条 丙は、救援物資等保管を行ったときは、甲に対し、別紙4により速やかに報告するものとする。

(経費の負担)

- 第8条 救援物資等保管に要した費用は、甲又は甲から支援を受けた地方公共 団体が負担するものとする。
- 2 前項の費用のうち、保管料及び荷役料は、丙の会員事業者が倉庫業法施行規則(昭和38年運輸省令第59号)に基づき国土交通大臣等に届出した料金を基準として、甲丙協議の上決定するものとする。
- 3 第1項の費用のうち、前項の費用以外の費用は、甲丙協議の上決定するものとする。

(事故等)

- 第9条 丙は、事故の発生等により救援物資等保管が困難な事由が発生したときは、他の施設を速やかに選定する等により、救援物資等保管を継続するよう努めるものとする。
- 2 丙は、救援物資等保管に際し事故が発生したときは、甲に対して速やかに その状況を報告するものとする。







(相互手配)

- 第 10 条 甲は、必要と認めるときは、第 2 条及び第 6 条の規定にかかわらず、 緊急輸送を丙に、救援物資等保管を乙に要請することができる。
- 2 乙及び丙は、前項の規定による甲の要請があったときは、相互に連携の 上、可能な限り通常業務に優先して行うものとする。
- 3 前2項の規定を適用する場合には、第2条から第5条中「乙」とあるのは 「丙」と、第6条から第9条中「丙」とあるのは「乙」と読み替えるものと する。

(市町村からの要請)

- 第11条 災害時に、市町村が、甲の指示により緊急輸送及び救援物資等保管を 行う場合、市町村から乙及び丙に緊急輸送及び救援物資等保管の要請があっ たときは、乙及び丙は、前条までの規定に準じて緊急輸送及び救援物資等保 管を行うよう努めるものとする。
- 2 前項のほか、災害時に、市町村が独自に被災地等を支援するため、市町村から乙及び丙に緊急輸送及び救援物資等保管の要請があったときは、乙及び丙は、前条までの規定に準じて緊急輸送及び救援物資等保管を行うよう努めるものとする。



(情報提供)

第12条 甲、乙及び丙は、それぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供 するよう努めるものとする。

(訓練の実施)

第13条 甲、乙及び丙は、災害の発生に備え、緊急輸送及び救援物資等保管に関する訓練を、協議の上連携して実施するよう努めるものとする。

(担当部署及び連絡責任者)

第14条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく緊急輸送及び救援物資等保管に関する担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任し、相互に通知するものとする。

(補償)

- 第 15 条 甲の要請により、緊急輸送又は救援物資等保管に従事した者(以下「従事者」という。)が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲は、次に掲げる場合を除き、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」(昭和 37 年 12 月山形県条例第 66 号)の例により、その損害を補償する。
 - (1) 従事者の故意又は重大な過失による場合
 - (2) 当該損害につき、乙、丙または従事者が締結した損害保険契約により、保険給付を受けることができる場合
 - (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該三者から損害賠償



を受けることができる場合

(協定の有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有 効期間満了の1か月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも更新しない旨の 意思表示がない場合は、有効期間満了日の翌日から起算して1年間更新する ものとし、以降もまた同様とする。

(協定の解除又は改定)

第17条 この協定は、甲、乙又は丙のいずれから申し出があったときは、甲、 乙及び丙が協議の上協定を解除又は改定することができる。

(準用及び協議)

- 第18条 この協定に定めのない事項については、「標準貨物自動車運送約款」 及び「標準倉庫寄託約款(乙)」(以下「約款」という。)を準用するものとす る。
- 2 前項によってもなお定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲 乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、各者記名押印の上、各1 通を保有する。

令和3年9月28日

山形県山形市松波二丁目8番1 甲

山形県知事

吉村 美栄

山形県山形市流通センター四丁目1番20号

公益社団法人 山形県トラック協会

会 長 能澤

丙

Z

山形県山形市流通センター四丁目1番2号

山形県倉庫協会

長 佐藤 슾







記 号 一 番 号 年 月 日

様

山形県知事

緊急輸送に関する要請書

「災害時における救援物資等の緊急輸送及び保管に関する協定書」第2条第1項の規定により、次のとおり要請します。

1 災害の状況及び要請理由



緊急輸送に関する要請内容

| NOTHING TOPO 7 STATE | 沢心間とに内する女間 11 | | | | |
|----------------------|---------------|----------------|----|--|--|
| 物資等の種類・数量 | 積み込み 日時・場所 | 取り下ろし 日時・場所 | 備考 | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

3 物流専門家の派遣に関する要請内容

| | 派遣場所 | |
|--------|------|--|
| | 人数 | |
| | 業務内容 | |
| - Comp | | |

ょ

緊急輸送に関する報告書

ALL S

年

山形県知事

様

(報告者)

要請のあった緊急輸送を次のとおり実施したので報告します。

1 緊急輸送に関する実施内容

| 緊急輔 | 前医に関する実施と | 勺谷 | | 1 | | |
|-----|-----------|-------|------|------|----|-----|
| 輸送 | 事業者名 | 物資等の | 輸送区間 | 使用車種 | 乗員 | 備考 |
| 月日 | 尹未有石 | 種類・数量 | + | ・台数 | 数 | (3) |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | , |
| | | | | | | |

2 物流専門家の派遣に関する実施内容

| 派遣場所 | |
|------|--|
| 人数 | |
| 業務内容 | |
| 派遣期間 | |
| | |

人们 (国要請先) (計算) (国

備考

記号 — 番 号 年 月 日

様

山形県知事

救援物資等保管に関する要請書

「災害時における救援物資等の緊急輸送及び保管に関する協定書」第6条第1項の規定により、次のとおり要請します。

1 災害の状況及び要請理由

救援物資等保管に関する要請内容

| 要請項目 | 物資の種類 ・数量 | 作業場所 | 作業時間 | 備考 |
|---------------------------------------|--------------|------|------|----|
| □入出庫 □仕分け □保管 □在庫状況把握 □処分 | | | | |

3 物流専門家の派遣に関する要請内容

| | 派遣場所 | |
|---|------|--|
| | 人 数 | |
| 劃 | 業務内容 | |
| | 派遣期間 | |

救援物資等保管に関する報告書

年 月

月以於黑人

山形県知事

様

(報告者)

要請のあった救援物資等保管を次のとおり実施したので報告します。

1 救援物資等保管に関する実施内容

| 双极"为只可不自己 | A J O JCNEI I II | | · | r | Γ | | |
|----------------|------------------|------|------|------------|---|---|--|
| 実施項目 | 物資の種類 ・数量 | 作業場所 | 作業時間 | 延べ 作業人数 | 備 | 考 | |
| □入出庫 | <u> </u> | | | | | | |
| □仕分け □保管 | | | | | | | |
| □在庫状況把握 □処分 | | | | | | | |
| | | | | | | | |

2 物流専門家の派遣に関する実施内容

| 100 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 | |
|---|--|
| 派遣場所 | |
| 人数 | |
| 業務内容 | |
| 派遣期間 | |



災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書

山形県知事齋藤弘(以下「甲」という。)と赤帽山形県軽自動車運送協同組合代表理事 冨樫弘志(以下「乙」という。)は、災害時における物資等の緊急輸送(以下「緊急輸送」 という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、災害発生時の応急対策活動を円滑 に実施するため、甲から乙に対して行う緊急輸送の要請に関し、必要な事項を定める ものとする。

(要請)

第2条 甲は、応急対策活動を円滑に実施するため必要があると認めるときは、乙に対し次に掲げる事項を明示した文書(別記様式第1号)により緊急輸送の要請を行うものとする。

ただし、文書により要請するいとまがない場合は、口頭又は電話等により要請し、 事後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 緊急輸送の要請を必要とする事由
- (2) 必要とする車両数、車両種類及び人員
- (3)物資の内容及び数量
- (4)物資の積込み場所及び輸送先
- (5) 緊急輸送を必要とする期間
- (6) その他参考となる事項

(実施)

第3条 乙は、甲から緊急輸送の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、 通常業務に優先して実施するものとする。

(報告)

- 第4条 乙は、前条の規定により緊急輸送を実施した場合は、速やかに甲に対して次に 掲げる事項を文書 (別記様式第2号) により報告するものとする。
 - (1) 従事した車両数
 - (2) 走行距離及び地点
 - (3) その他必要な事項

(経費の負担)

- 第5条 第3条の規定により実施した緊急輸送に要した経費は、甲が負担するものとする。
- 2 前項に規定する費用は、災害発生時直前における地域の事業者の届出運賃・料金を 基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(事故等)

- 第6条 乙の供給した事業用自動車が故障その他の理由により運行を中止したときは、 乙は速やかに当該事業用自動車を交換してその供給を継続するものとする。
- 2 乙は、前項の場合その他事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に

対し速やかにその状況を報告するものとする。

(損害賠償責任)

第7条 乙は、その事業用自動車の運行に際し、乙の責に帰する理由により、事業用自動車の使用者(同伴者を含む。)及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

- 第8条 甲は、緊急輸送に従事した者が、その業務に従事したため負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、次に掲げる場合を除き「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和37年12月25日県条例第66号)」に定めるところによりその損害を補償する。
 - (1) 緊急輸送に従事する者の故意又は重大な過失による場合。
 - (2) 当該損害につき、損害保険契約により保険給付を受けることができる場合。
 - (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲については総務部危機管理室総合防災課長 とし、乙は専務理事とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の うえ決定するものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ 1 通を保有する。

平成17年6月20日

- 甲 山形市松波二丁目8番1号 山形県知事 齋藤 弘
- 二 山形市あさひ町23番37号赤帽山形県軽自動車運送協同組合代表理事 冨 樫 弘 志

災害時における船舶による物資等の緊急輸送に関する協定書

山形県(以下「甲」という。)と東北内航海運組合(以下「乙」という。)とは、災害時における船舶による物資等の緊急輸送(以下「緊急輸送」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、災害発生時の応急対策活動を円滑に実施するため、甲から乙に対して行う船舶による緊急輸送の要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要 請)

- 第2条 甲は、応急対策活動を円滑に実施するため必要があると認めるときは、乙に対し 次に掲げる事項を明示した文書(別記様式1)により緊急輸送の要請を行うものとする。 ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、そ の後、速やかに文書を送付するものとする。
 - (1) 物資の内容及び数量
 - (2) 物資の積込み場所及び輸送先
 - (3) 緊急輸送を必要とする期間

(業務の内容)

- 第3条 本協定により、甲が乙に対して要請できる業務は、次のとおりとする。
 - (1) 被災者が必要とする生活必需品等の輸送業務
 - (2) 災害応急対策の実施に必要な資機材等の輸送業務
 - (3) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

(業務の実施)

第4条 乙は、甲から緊急輸送の要請を受けたときは、乙の組合員等(乙の加盟する「日本内航海運組合総連合会」傘下の組合員に応援を求める場合は当該組合員を含む。(以下「組合員等」という。)) に可能な限り業務を実施させるものとする。

(業務の報告)

第5条 乙は、前条の規定により緊急輸送を実施した場合は、速やかに甲に対して次に掲げる事項を文書(別記様式2)により報告するものとする。

ただし、文書により報告するいとまがないときは、口頭又は電話等により報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 従事した船舶数及び人員
- (2) 輸送した物資の内容及び数量
- (3) 物資の積込み場所及び輸送先

(経費の負担)

第6条 第4条の規定により実施した緊急輸送に要した経費は、甲が負担するものとする。 2 前項に規定する費用は、当該地域における適正な運賃とし、甲乙協議のうえ決定する ものとする。

(費用の請求及び支払)

第7条 組合員等は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求する ものとする。 2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものと する。

(事 故 等)

- 第8条 乙の供給した事業用船舶が故障その他の理由により運行を中止したときは、乙は速やかに当該事業用船舶を交換してその供給を継続するものとする。
- 2 乙は、前項の場合その他事業用船舶の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(災害補償)

- 第9条 甲は、緊急輸送に従事した者が、その業務に従事したために負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、次に掲げる場合を除き「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和37年12月25日山形県条例第66号)」に定めるところによりその損害を補償する。
 - (1) 緊急輸送に従事する者の故意又は重大な過失による場合
 - (2) 当該損害につき、損害保険契約により保険給付を受けることができる場合。
 - (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲については総務部危機管理室総合防災課長とし、乙については専務理事とする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協議に疑義が生じた場合は、甲乙協議のう え決定するものとする。

(適 用)

第12条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成17年12月21日

- 甲 山形市松波二丁目8番1号 山形県知事 齋藤 弘
- 乙 仙台市青葉区一番町一丁目8番10号 東北内航海運組合理事長 湯 村 健 介

災害時における荷役資機材の供給に関する協定書

山 形 県 トヨタL&F山形株式会社

災害時における荷役資機材の供給に関する協定書

山形県(以下「甲」という。)とトヨタL&F山形株式会社(以下「乙」という。)は、 次のとおり災害時における荷役資機材の供給に関する協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県内で災害が発生した場合又は山形県以外の被災都道府県から 甲が要請を受けた場合(以下「災害時」という。)において、甲が物資の輸送のために必 要とする荷役資機材を速やかに乙が甲に供給するため、必要な事項を定めるものとする。

(供給の要請)

- 第2条 甲は、災害時において荷役資機材を調達する必要があると判断したときは、乙に 荷役資機材の供給を要請することができる。
- 2 前項の規定による要請は、別紙1により行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後において速やかに書面を提出するものとする。

(荷役資機材の種類)

- 第3条 甲が乙に供給を要請する荷役資機材は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能なものとする。
 - (1) フォークリフト
 - (2) パレットトラック
 - (3) その他甲が必要と認めるもの

(供給協力)

- 第4条 乙は、第2条の規定により甲から要請を受けたときは、特別な事情がない限り、 荷役資機材の甲への優先供給に努めるものとする。ただし、乙が被災したこと等により 協力に応じることができない場合は、遅滞なく、その旨を甲に通知連絡する。
- 2 乙は、荷役資機材の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかに別紙2により 甲に報告するものとする。

(引渡し等)

- 第5条 甲は荷役資機材の引渡場所を指定するものとし、その引渡場所までの運搬は原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
- 2 甲は、乙が前項の規定により荷役資機材を運搬する車両を緊急又は優先通行車両として通行できるよう配慮するものとする。
- 3 甲は、第1項の引渡場所に甲の職員を派遣し、供給される荷役資機材を確認の上、引渡しを受けることを基本とする。
- 4 甲は、前項の規定による引渡しを受けることを市町村その他防災関係機関に代行させることができるものとする。

(費用の負担)

第6条 第4条の規定による荷役資機材の供給に要する費用及び乙が行った前条の規定による荷役資機材の運搬に要する費用は、甲が負担する。

2 甲が前項の規定により負担する額は、災害が発生する直前における通常の価格を基準 とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(費用の支払)

- 第7条 前条の費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。
- 2 甲は、前項の規定により請求書の提出があったときは、その内容を確認し、当該請求 書を受理した日から30日以内に当該請求に係る金額を乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を選任し、相互に通知するものとする。 連絡責任者を変更したときも同様とする。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制、荷役資機材の供給についての情報交換 を行い、災害時に備えるものとする。

(配慮事項)

第10条 甲は、第2条の規定により乙に要請を行う場合は、各種警報、避難勧告その他立 入制限が出されている地域への要請を避けるなど、荷役資機材の供給に従事する作業員 の安全に配慮するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了 日の30日前までに甲又は乙から解除の申出がないときは、この協定の有効期間を当該 満了日の翌日から起算して3年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

- 第12条 荷役資機材のレンタルによる供給に関して、この協定に定めのない事項は、乙が 通常使用するレンタル契約で定める事項を適用する。
- 2 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙 協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙署名の上、各自1通を保 有する。

平成30年1月12日

山形市松波二丁目8番1号 甲

山形県

吉村美菜子

乙 山形市荒楯町二丁目1番95号 トヨタL&F山形株式会社 代表取締役社長

铃木吉德

トヨタL&F山形株式会社 代表取締役社長

殿

山形県知事

荷役資機材供給要請書

「災害時における荷役資機材の供給に関する協定書」第2条の規定により、下記のとおり要請します。

記

| 要 請 日 | 年 月 日() |
|---------------------|---------|
| 原因となった災害 | |
| | |
| | |
| 供給を要請する 荷役資機材の種類 | |
| 及び数量 | |
| | |
| 使 用 期 間 | |
| 引渡(使用)場所 | |
| その他必要事項 | |

山形県知事

殿

トヨタL&F山形株式会社 代表取締役社長

荷役資機材供給実績報告書

「災害時における荷役資機材の供給に関する協定書」第2条の規定により要請ありました荷役資機材の供給について、下記のとおり実施しましたので、同協定書第4条の規定により報告します。

記

- 1 原因となった災害名:
- 2 荷役資機材供給実績

| | · 引渡(使用)場所 | 荷役資機材の種類 | 数量 | 供 | 給期 | 盯 |
|---|---------------------------------------|----------|----|----|----|-----|
| | | , | | 年 | 月 | 日から |
| | | | | 年 | 月 | 日まで |
| | | | N. | 年 | 月 | 日から |
| | | | | 年 | 月 | 日まで |
| | | | | 年 | 月 | 日から |
| | | | | 年 | 月 | 日まで |
| ſ | | | | 年 | 月 | 日から |
| | | | | 年 | 月 | 日まで |
| | | | | 年 | 月 | 日から |
| | | | | 年 | 月 | 日まで |
| | | | | 年 | 月 | 日から |
| | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | | 年 | 月 | 日まで |
| | | | | 年 | 月 | 日から |
| | | * | | 年_ | 月 | 日まで |
| | | | | 年 | 月 | 日から |
| | | | | 年 | 月 | 日まで |

災害時における荷役資機材の供給に関する協定書

山形県山形小松フォークリフト株式会社

災害時における荷役資機材の供給に関する協定書

山形県(以下「甲」という。)と山形小松フォークリフト株式会社(以下「乙」という。)は、次のとおり災害時における荷役資機材の供給に関する協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県内で災害が発生した場合又は山形県以外の被災都道府県から 甲が要請を受けた場合(以下「災害時」という。)において、甲が物資の輸送のために必 要とする荷役資機材を速やかに乙が甲に供給するため、必要な事項を定めるものとする。

(供給の要請)

- 第2条 甲は、災害時において荷役資機材を調達する必要があると判断したときは、乙に 荷役資機材の供給を要請することができる。
- 2 前項の規定による要請は、別紙1により行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後において速やかに書面を提出するものとする。

(荷役資機材の種類)

- 第3条 甲が乙に供給を要請する荷役資機材は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能なものとする。
 - (1) フォークリフト
 - (2) パレットトラック
 - (3) その他甲が必要と認めるもの

(供給協力)

- 第4条 乙は、第2条の規定により甲から要請を受けたときは、特別な事情がない限り、 荷役資機材の甲への優先供給に努めるものとする。ただし、乙が被災したこと等により 協力に応じることができない場合は、遅滞なく、その旨を甲に通知連絡する。
- 2 乙は、荷役資機材の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかに別紙2により甲に報告するものとする。

(引渡し等)

- 第5条 甲は荷役資機材の引渡場所を指定するものとし、その引渡場所までの運搬は原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
- 2 甲は、乙が前項の規定により荷役資機材を運搬する車両を緊急又は優先通行車両として通行できるよう配慮するものとする。
- 3 甲は、第1項の引渡場所に甲の職員を派遣し、供給される荷役資機材を確認の上、引渡しを受けることを基本とする。
- 4 甲は、前項の規定による引渡しを受けることを市町村その他防災関係機関に代行させることができるものとする。

(費用の負担)

第6条 第4条の規定による荷役資機材の供給に要する費用及び乙が行った前条の規定による荷役資機材の運搬に要する費用は、甲が負担する。

2 甲が前項の規定により負担する額は、災害が発生する直前における通常の価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(費用の支払)

- 第7条 前条の費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。
- 2 甲は、前項の規定により請求書の提出があったときは、その内容を確認し、当該請求 書を受理した日から30日以内に当該請求に係る金額を乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を選任し、相互に通知するものとする。 連絡責任者を変更したときも同様とする。

(情報交換)

第9条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制、荷役資機材の供給についての情報交換 を行い、災害時に備えるものとする。

(配慮事項)

第10条 甲は、第2条の規定により乙に要請を行う場合は、各種警報、避難勧告その他立 入制限が出されている地域への要請を避けるなど、荷役資機材の供給に従事する作業員 の安全に配慮するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了日の30日前までに甲又は乙から解除の申出がないときは、この協定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して3年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

- 第12条 荷役資機材のレンタルによる供給に関して、この協定に定めのない事項は、乙が 通常使用するレンタル契約で定める事項を適用する。
- 2 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

平成30年1月12日

乙 山形市流通センター一丁目2番地の1 山形小松フォークリフト株式会社 代表取締役社長 山形小松フォークリフト株式会社 代表取締役社長 殿

山形県知事

荷役資機材供給要請書

「災害時における荷役資機材の供給に関する協定書」第2条の規定により、下記のとおり要請します。

記

| 要請日 | 年 月 日() |
|---------------------|---------|
| 原因となった災害 | |
| | |
| 供給を要請する | |
| 荷役資機材の種類 及 び 数 量 | |
| | |
| 使 用 期 間 | |
| 引渡(使用)場所 | |
| その他必要事項 | |

山形県知事

殿

山形小松フォークリフト株式会社 代表取締役社長

荷役資機材供給実績報告書

「災害時における荷役資機材の供給に関する協定書」第2条の規定により要請ありました荷役資機材の供給について、下記のとおり実施しましたので、同協定書第4条の規定により報告します。

記

1 原因となった災害名:

2 荷役資機材供給実績

| 引渡(使用)場所 | 荷役資機材の種類 | 数量 | 供給期間 | | |
|----------|----------|----|------|---|-----|
| 8 | | | 年 | 月 | 日から |
| | | | 年 | 月 | 日まで |
| | | | 年 | 月 | 日から |
| | | | 年 | 月 | 日まで |
| | | | 年 | 月 | 日から |
| | | ٠. | 年 | 月 | 日まで |
| | | | 年 | 月 | 日から |
| | | | 年 | 月 | 日まで |
| | | | 年 | 月 | 日から |
| | | | 年 | | 日まで |
| | | | 年 | 月 | 日から |
| | | | 年 | 月 | 日まで |
| | | | 年 | 月 | 日から |
| | | | 年 | 月 | 日まで |
| | | | 年 | 月 | 日から |
| | | | 年 | 月 | 日まで |

災害時における応援協力に関する協定

山形県東北港運協会

災害時における応援協力に関する協定書

山形県(以下「甲」という。)と東北港運協会(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県内で災害対策基本法に規定する災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時等」という。)に、甲が行う被災者のための救援物資等の確保及び輸送活動等に対する乙の応援協力について、適正かつ円滑な運営を期すため、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害時等に、次条に掲げる応援協力の実施を乙に要請することができる。

(応援協力の内容)

- 第3条 乙は、甲から前条に基づく要請を受けた場合は、応援協力を実施するものとする。
- 2 前項の応援協力の内容は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 救援物資等の荷役
- (2) 救援物資等の受入及び積出施設並びに保管場所の確保
- (3) 埠頭内道路等の啓開
- (4) 救援物資等の物資輸送拠点への輸送
- (5) その他必要とする業務
- 3 乙は、本条第1項の規定による要請があったときは、救援物資等の確保及び輸送等 を可能な限り通常業務に優先して行うものとする。

(要請手続)

第4条 甲は、被災者のための救援物資等の確保及び輸送等を実施するために、乙の応援協力が必要と認めたときは、次に掲げる事項を明示して、別に定める様式により文書で要請を行うものとする。

ただし、緊急の場合には、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 要請理由及び災害状況
- (2) 要請期間及び場所
- (3) 要請内容
- (4) その他必要な事項

(実施報告)

第5条 乙は、第3条第2項各号に掲げる応援協力を実施した場合は、甲に対し、次に 掲げる事項を明示して、別に定める様式により実施状況を報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1)業務従事者
- (2) 業務に使用した機材
- (3)業務従事日数及び場所
- (4) 業務実施状況
- (5) その他必要な事項

(経費の負担等)

- 第6条 乙が第2条の規定に基づく要請のため第3条第2項各号に掲げる業務の実施に 要した経費は、甲が負担する。
- 2 甲は、前条の実施報告があったときは、書面等に基づきその報告に係る業務が応援 協力に要したものであるかを審査し、その負担すべき経費について確定する。

(価格の決定)

- 第7条 甲が負担する経費の価格は、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、 次により算出された料金を基準として決定する。
 - (1) 港湾運送事業法に基づき届出された料金
 - (2) 前号の定めにより難い場合においては、甲と乙とが協議して定めた料金

(連絡体制等)

第8条 甲及び乙は、この協定の実施に関する事項の連絡責任者等をあらかじめ定めておくとともに、甲にあっては、山形県地域防災計画等を変更したときは、遅滞なく乙に通知し、乙にあっては、協力体制及び情報受伝達体制等の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に関し必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものと する。

(損害の負担)

第10条 本協定による応援協力により生じた損害の負担は、当該従事者の使用者の責任 において行うものとする。

(補償)

第 11 条 第 3 条に規定する甲からの要請に基づき乙が実施した応援協力に従事した者が、これに従事したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、当該従事者の使用者の責任において行うものとする。

(協議)

第12条 この協定について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、その都度、 甲乙双方が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1通を保有するものとする。

令和3年6月21日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事 吉村 美栄子



乙 宫城県仙台市宮城野区原町南目字町146

東北港運協会 会長 澤藤 孝

災害時における応援協力に関する協定実施細目

災害時における応援協力に関する協定(以下、「協定」という。)第9条の規定に基づき、山形県と東北港運協会との協定を実施するための細目を次のように定める。

(作業場所等)

- 第1条 東北港運協会は、協定第2条に基づく要請があった場合は、直ちに協定第3条第2項第1号に掲げる「救援物資等の荷役」を行う作業場所及び同項第2号に掲げる救援物資等の受入及び積出施設並びに保管場所を確保し、その旨を遅滞なく山形県に報告するとともに、協定第3条第2項各号に掲げる業務に必要な人員、機材等を出動させるものとする。
- 2 前項の報告は、別紙様式1及び2の例によるものとする。

(要請書)

第2条 協定第4条に規定する、山形県が東北港運協会に提出する書面は、別 紙様式3のとおりとする。

(報告書)

第3条 協定第5条に規定する、東北港運協会が山形県へ提出する書面は、別 紙様式4のとおりとする。

(担当者等の報告)

第4条 協定第8条に規定する連絡責任者等は、別表のとおりとする。

附則

この実施細目は、令和3年6月21日から実施する。

港湾荷役作業場所

年 月 日

山形県知事 殿

東北港運協会 会長

「災害時における応援協力に関する協定実施細目」第1条に基づき、下記の とおり報告します。

| 連絡先 | 電話 |
|--------------|----|
| | |
| 港湾荷役 作業場所 | |
| | |

救援物資等の受入及び積出施設並びに保管場所

年 月 日

山形県知事 殿

東北港運協会 会長

「災害時における応援協力に関する協定実施細目」第1条に基づき、下記の とおり報告します。

| 連絡先 | 電話 |
|----------------|----|
| 救援物資等 の受入場所 | |
| 救援物資等 の積出施設 | |
| 救援物資等 の保管場所 | |
| 摘要 | |

応援協力業務要請書

年 月 日

東北港運協会 会長 殿

山 形 県 知 事

「災害時における応援協力に関する協定実施細目」第2条に基づき、下記のとおり要請します。

| 連絡先 | 電話 |
|----------------|----|
| 要請理由及び 災害状況 | |
| 要請期間 及び場所 | |
| 要請内容 | |
| 摘要 | |

応援協力業務実施報告書

年 月 日

山形県知事 殿

東北港運協会 会長

「災害時における応援協力に関する協定実施細目」第4条に基づき、下記の とおり報告します。

| 連絡先 | 電話 |
|--------|----|
| 業務従事者 | |
| 業務に使用 | |
| した機材 | |
| 業務従事日数 | |
| 及び場所 | |
| 業務実施状況 | |
| 摘要 | |

別表

| | 山形県 | 東北港運協会 |
|-------|--------------|--------|
| 連絡責任者 | 防災くらし安心部防災危機 | 専務理事 |
| | 管理課長 | |
| 事務担当者 | 防災くらし安心部防災危機 | 協会職員 |
| | 管理課職員 | |

災害時等における応急生活物資の供給 及び支援物資の輸送等に関する協定書

山 形 県 株式会社丸勘山形青果市場

災害時等における応急生活物資の供給及び支援物資の輸送等に関する協定書

山形県(以下、「甲」という。)と株式会社丸勘山形青果市場(以下、「乙」という。)は、次のとおり災害時等における応急生活物資の供給・輸送、広域物資輸送拠点としての施設使用、支援物資等の緊急輸送及び保管に関する協定を締結する。

第一 趣旨

(趣旨)

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下、「災害時等」という。)において、甲が行う支援活動等のために必要とする応急生活物資を乙が迅速かつ円滑に供給・輸送するため、また、乙が管理する施設を使用して甲が広域物資輸送拠点(以下、「拠点」という。)の開設及び運営、支援物資等の緊急輸送及び保管をするため、必要な事項を定めるものとする。

第二 応急生活物資の供給

(応急生活物資供給の要請)

- 第2条 甲は、次に掲げる場合において、応急生活物資を調達する必要があるときは、乙に対し、応急生活物資の供給を要請することができる。
 - (1) 山形県内において災害等が発生し、又は発生するおそれがあるとき
 - (2) 山形県外において災害等が発生し、又は救援の必要があり、国又は他の都道府県から 応急生活物資調達のあっせんを要請されたとき
- 2 要請の方法は、甲から乙に対し、別紙様式1「応急生活物資供給要請書」により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(調達物資)

- 第3条 甲が乙に供給を要請する応急生活物資は、次に掲げるものとする。
 - (1) 青果物
 - (2) その他甲が指定する応急生活物資で乙が提供できるもの

(要請に基づく乙の措置)

- 第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、速やかに応急生活物資の供給を実施する ものとする。
- 2 乙は、前項の規定により応急生活物資の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2「応 急生活物資供給実績報告書」(以下、「実績報告書」という。)によりその状況を報告するもの とする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後速やかに文書を提出す るものとする。

(応急生活物資の運搬及び引渡し)

第5条 応急生活物資の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの応急 生活物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別 に甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、前項の引渡場所に職員を派遣し、応急生活物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。
- 3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

(応急生活物資供給の費用負担)

- 第6条 甲は、乙が第4条の規定により供給した応急生活物資の対価及び第5条の規定による 応急生活物資の運搬に要した費用を負担する。
- 2 甲が前項の規定により負担する額は、災害が発生する直前における通常の価格を基準とし、甲乙協議の上定めるものとする。

第三 支援物資の輸送等

(施設の使用申請)

第7条 甲は、災害時において次の施設を拠点として使用する必要があるときは、乙に対して 施設の使用を申請するものとする。

所在地 山形市十文字2160

施設名 株式会社丸勘山形青果市場

2 前項の規定による申請は、別紙様式3により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(施設の使用許可)

- 第8条 乙は、前条の規定による申請を受けた場合において、乙が施設の使用について認めた場合は、施設の一部又は全部について甲の使用を許可するものとする。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

(施設の使用目的)

第9条 甲は、乙から使用許可を受けた施設を拠点及び輸送車両の駐車場として使用することができる。

(拠点の管理運営)

- 第10条 拠点の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
- 2 乙は、拠点の管理運営について甲に協力するものとする。

(施設使用の費用負担)

- 第11条 施設の使用料は無償とする。
- 2 甲は、拠点の管理運営に係る費用及び施設を原状に回復する費用を負担するものとする。

(施設使用期間)

第 12 条 拠点として施設を使用する期間は、災害発生の日から1ヶ月以内とするものとする。 ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議のうえ、1ヶ月の範囲内で 延長することができるものとし、以後も同様とする。 2 甲は、乙による施設の使用を早期に再開できるよう拠点として施設を使用する期間の短縮 に努めるものとする。

(施設使用の終了)

- 第13条 施設使用の終了は、甲が拠点の運営及び施設の原状回復を終了し、乙の確認を受けたときとする。
- 2 甲は、施設使用を終了する場合は、乙に別紙様式4を提出するものとする。

(支援物資等の緊急輸送に関する業務及び要請)

- 第14条 甲は、災害時に被災地等を支援するため、次に規定する支援物資等の緊急輸送に関する業務(以下「緊急輸送」という。)が必要となったときは、乙に対し、別紙様式5により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。
 - (1) 支援物資等の緊急輸送
 - (2) 前号に必要な車両、作業員、荷役機械及び資機材の手配
 - (3) その他必要な業務
- 2 乙は、前項の規定による要請があったときは、緊急輸送を可能な限り通常業務に優先して行うものとする。
- 3 甲は、乙の行う緊急輸送に必要な燃料の優先確保、緊急通行車両の指定及びその他円 滑な輸送に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(緊急輸送の報告)

第15条 乙は、緊急輸送を行ったときは、甲に対し、別紙様式6により速やかに報告するものとする。

(緊急輸送の費用負担)

- 第16条 緊急輸送に要した費用は、甲が負担するものとする。
- 2 前項の費用のうち、事業用自動車に係る運賃及び料金は、災害発生時直前における地域の事業者の認可運賃又は標準的な運賃、料金等を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。
- 3 第1項の費用のうち、前項の費用以外の費用は、甲乙協議の上決定するものとする。

(緊急輸送の事故)

- 第17条 乙の事業用自動車が、故障その他の理由により緊急輸送を中断したときは、乙は、速やかに事業用自動車を交換して緊急輸送を継続するよう努めるものとする。
- 2 乙は、緊急輸送に際し事故が発生したときは、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

(支援物資等の保管に関する業務及び要請)

- 第18条 甲は、災害時に被災地等を支援するため、次に規定する支援物資等の保管に関する業務(以下「支援物資等保管」という。)が必要となったときは、乙に対し、別紙様式7により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。
 - (1) 支援物資等の入出庫、仕分け及び保管
 - (2) 支援物資等の在庫状況の把握及び甲への報告
 - (3) 前2号に必要な作業員、荷役機械及び資機材の手配
 - (4) その他必要な業務
- 2 乙は前項の規定による甲の要請があったときは、支援物資等保管を可能な限り通常業務に 優先して行うものとする。
- 3 甲は、乙の行う支援物資等保管に必要な燃料の優先確保、通信手段の確保及びその他施設 の円滑な運営に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(保管等業務の報告)

第19条 乙は、支援物資等保管を行ったときは、甲に対し、別紙様式8により速やかに報告するものとする。

(保管等業務の費用負担)

- 第 20 条 物資の保管等に要した費用(保管料及び荷役料、資機材の使用料等の実費負担額)は、 甲が負担する。
- 2 前項の費用は、災害時等の直近における山形県の事業者が定めている標準的な料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 乙は、甲が負担する費用を甲に請求する。
- 4 甲は、前項の請求があった場合には、その日から起算して30日以内に支払う。

(保管等業務の事故等)

第21条 乙は、支援物資等保管に際し事故が発生したときは、甲に対して速やかにその状況を 報告するものとする。

第四 雑則

(情報提供)

第22条 乙は、本協定に基づく活動の従事中に覚知した災害等による被害情報は、甲及び市町 村等関係機関に積極的に提供するものとする。

(費用の支払)

第23条 甲は、乙から費用の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(補償)

第24条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務により死亡、負傷、又は疾病に罹患した場合の補償については、当該従事者の使用者の責任において行うものと

する。

(連絡責任者の報告及び情報交換)

- 第25条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を選任し、互いに報告を行うものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。
- 2 甲及び乙は、平常時から協定の運用等について連絡責任者による情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

(有効期間)

第26条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙から協定終了の意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第27条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙 協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名の上、各自1通を保有する。

令和3年9月14日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号 山形県

山形県知事

吉村美荣子

乙 山形県山形市十文字 2 1 6 0 株式会社丸勘山形青果市場

代表取締役社長

井上周士



災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定



山 形 県一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク

災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定

山形県(以下「甲」という。)と一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク(以下「乙」という。)とは、災害時における物資の輸送・荷役等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、山形県内で災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。)が発生し、若しくは発生するおそれがある場合、又は他の都道府県に災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、甲が行う支援活動等に対する乙の協力について、適正かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定めるものとする。

(支援協力の要請)

第2条 甲は、前条に規定する災害応急対策及び災害復旧対策の円滑な実施のため、物資の 輸送や荷役作業等が必要であると認めるときは、乙に対して支援を要請することができる。

(支援協力の実施)

- 第3条 乙は、甲から前条の要請を受け、これを受諾したときは、物資の輸送や荷役作業等 について速やかに対応するよう努めるものとする。
- 2 前項の規定において、甲は、乙の会員運送事業者と取引先、委託先、加盟店等の関係者 との契約上の制限又は業務上の制約等により乙の会員運送事業者の協力が困難な場合があ ることを考慮するものとする。
- 3 甲は、乙及び乙の会員運送事業者による物資の輸送や荷役作業等が円滑に行われるよう、 輸送ルートの被災状況等に係る情報の提供、支援物資の搬送車両の円滑な通行に関する支 援、輸送のための燃料の確保その他の必要な支援に努めるものとする。

(支援協力の内容)

- 第4条 甲が乙に要請する支援は、次に掲げるものとする。
 - (1)物資等の輸送力の提供
 - (2) 荷役作業
 - (3)物資の調達及び供給
 - (4)物資拠点の提供及び運営
 - (5) その他、甲が必要と認めるもの
- 2 甲は、前項の支援を円滑に実施するため、物資の輸送・荷役等に関する専門的な知識を 有する者(以下「連絡調整員」という。)の派遣を乙に要請することができる。

(要請の方法)

第5条 甲は、乙に対し支援要請を行うときは、様式第1号支援協力要請書(以下「要請書」という。)により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請できるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

(報告)

第6条 乙は、第4条の規定による要請に対し支援を実施したときは、様式第2号業務実施報告書(以下「実施報告書」という。)により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話等により報告し、その後速やかに実施報告書を提出するものとする。

(費用の負担)

- 第7条 第3条の規定による支援協力に要した費用の負担については、甲乙協議の上定めるものとする。ただし、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第68条又は第74条第1項の規定により、他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて支援活動を行った場合の費用の負担は、同法第92条に定めるところによる。
- 2 甲が前項の規定により負担する額は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

(費用の支払)

- 第8条 甲は、乙から第6条の実施報告書が提出されたときは、必要な予算措置を講じるものとする。
- 2 乙は、甲が必要な予算措置を講じた後、甲に対し、負担額の支払を請求するものとする。
- 3 甲は、前項の規定により適法な支払請求書を受理したときは、その受理した日から30日以内に当該請求に係る金額を乙に支払うものとする。

(損害補償)

第9条 本協定に基づく支援に協力した者の負傷、疾病、障がい又は死亡に関する損害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定めるところによるもののほか、原則として、乙の責任において行うものとする。

(第三者への損害賠償責任)

- 第10条 乙は、第3条の規定による支援協力中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。
- 2 前項に規定する第三者への賠償については、乙と乙の会員事業者で協議の上、決定するものとする。
- 3 乙は、第3条の規定による支援協力中に、自らの責に帰さない理由により第三者に損害

を与えた場合は、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況等を文書により甲に報告し、その処置については、甲乙協議して定めるものとする。

(連絡責任者の報告)

第11条 甲及び乙は、この協定の成立に係る連絡責任者を協定締結後速やかに様式第3号 連絡責任者届により相手方に報告するものとし、変更があった場合も同様とする。

(情報提供)

第12条 甲及び乙は、覚知した災害等の被害情報を相互に提供するほか、市町村等にも積極的に提供するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から文書で相手方に協定終了の意思表示をしないときは、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(情報の共有)

第14条 甲及び乙は、意見交換会の実施など、相互の災害対応等の情報の共有に努めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものと する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和4年11月30日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事 吉村 美栄



乙 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号 鉃鋼ビル本館5階 一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク 理事長 和 佐 見 勝

| 第 | | 号 |
|---|---|---|
| 年 | 月 | 日 |

一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク理事長 様

山形県知事

物資の輸送・荷役等に関する支援協力要請書

災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定書第4条の規定に基づき、次のとおり支援協力を要請します。

1 被害の状況

2 支援協力の要請内容

| 支援協力を要請する業務 | □ 物資等の輸送力の提供□ 荷役作業□ 物資の調達及び供給□ 物資拠点の提供及び運営□ その他、山形県が必要と認めるもの(|) |
|-------------|--|---|
| 具体的な業務内容 | | |
| 業務の実施場所 | | |
| 支援協力の要請機関 | 年 月 日 ~ 年 月 | 日 |
| その他必要な事項 | | |

号 第 年 月 日

山形県知事 様

一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク理事長

物資の輸送・荷役等に関する業務実施報告書

災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定書第6条の規定に基づき、次のと おり支援協力を要請します。

1 業務を実施した期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 業務の実施内容

| 事項 | 内 容 |
|-------------------------------|-----|
| 調達車両台数 | |
| 配車場所 | |
| 輸送場所 | |
| 荷役作業場所 | |
| 荷役作業量 | |
| 物資拠点の提供及び運営 | |
| 物資拠点に搬入・保管する物資 の品目・数量・保管期間 | |
| 連絡調整員の派遣場所 | |
| その他業務 | |
| 備考 | |

年 月 日

連絡責任者届

1 山形県

| | 所 | 在 | 地 | | |
|-----|----|--------|-------|---|--|
| 担 | 名称 | | | | |
| 当 | 電話 | 番号(一般) |) | | |
| 部 | 電話 | 番号(衛星) |) | | |
| | FΑ | X番号 | | | |
| 署 | アド | レス | | | |
| 担 | 第 | 職氏名(ふ | ふりがな) | | |
| | 1 | 電話番号 | (卓上) | | |
| | 順 | 電話番号 | (携帯) | | |
| 当 | 位 | アドレス | | · | |
| | 第 | 職氏名(ふ | ふりがな) | | |
| | 2 | 電話番号 | (卓上) | | |
| -+~ | 順 | 電話番号 | (携帯) | | |
| 者 | 位 | アドレス | | | |

2 一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワーク

| | 所 | 在地 | |
|------|----|-----------|--|
| 担 | 名称 | | |
| 当 | 電話 | 番号(一般) | |
| 部 | 電話 | 番号(衛星) | |
| | FΑ | X番号 | |
| 署 | アド | レス | |
| 担 | 第 | 職氏名(ふりがな) | |
| | 1 | 電話番号(卓上) | |
| | 順 | 電話番号(携帯) | |
| 当 | 位 | アドレス | |
| | 第 | 職氏名(ふりがな) | |
| | 2 | 電話番号(卓上) | |
| -tv. | 順 | 電話番号(携帯) | |
| 者 | 位 | アドレス | |

災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書

山形県(以下「甲」という。)と山形市(以下「乙」という。)は、次のとおり災害時に おける義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県内で災害が発生した場合又は山形県以外の被災都道府県から 甲が要請を受けた場合(以下「災害時」という。)において、乙が管理する施設を使用し て甲が義援物資集積配分拠点(以下「拠点」という。)を開設及び運営するために必要な 事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 この協定の対象施設(以下「施設」という。)は、次のとおりとする。

所在地 山形市平久保100番地

施設名 山形国際交流プラザ(山形ビッグウイング)

(施設の使用申請)

- 第3条 甲は、災害時において前条の施設を拠点として使用する必要があると認めるときは、乙に対して施設の使用を申請するものとする。
- 2 前項の規定による申請は、別紙1により行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により申請し、事後において速やかに書面を提出するものとする。

(施設の使用許可)

- 第4条 乙は、前条の規定による申請を受けた場合において、乙が被災していない場合又は乙の被災が軽微で災害対策により施設を使用しない場合は、施設のうち展示棟及び駐車場の一部について甲の使用を許可するものとする。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

(使用目的)

第5条 甲は、乙から使用許可を受けた施設を拠点及び輸送車両の駐車場として使用することができる。

(拠点の管理運営)

- 第6条 拠点の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
- 2 乙は、拠点の管理運営について甲に協力するものとする。

(費用負担)

- 第7条 乙は、この協定による施設の使用について、山形国際交流プラザ条例(平成5年 山形市条例第17号)に定める使用料を免除する。
- 2 甲は、拠点の管理運営に係る費用、施設を原状に回復する費用及び甲の施設の使用に 伴う指定管理者の減収分相当額を負担するものとする。
- 3 前項の減収分相当額は、甲が施設を使用する月と同月の過去の使用実績額に基づき算定するものとし、日額で定めるものとする。ただし、この算定方法により難い場合は、

甲乙協議のうえ定めるものとする。

(使用期間)

- 第8条 拠点として施設を使用する期間は、災害発生の日から1ヶ月以内とするものとす る。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議のうえ、1ヶ月の 節囲内で延長することができるものとし、以後も同様とする。
- 2 甲は、乙による施設の使用を早期に再開できるよう拠点として施設を使用する期間の 短縮に努めるものとする。

(施設使用の終了)

- 第9条 施設使用の終了は、甲が拠点の運営及び施設の原状回復を終了し、乙の確認を受 けたときとする。
- 2 甲は、施設使用を終了する場合は、乙に別紙2を提出するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を選任し、相互に通知するものとする。 連絡責任者を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。た だし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協 定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様と する。

(協議)

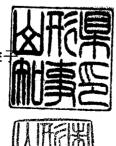
第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、 甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通 を保有する。

平成29年5月1日

山形市松波二丁目8番1号 山形県 山形県知事 吉 村

乙 山形市旅篭町二丁目3番25号 山形市 山形市長







市(町)長 殿

山形県知事



施設使用申請書

「災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書」第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 災害発生日及び災害の状況

| 災害発生日 | 年 | 月 日(|)午前・午後 | 時ごろ |
|-------|---|------|--------|-----|
| 災害の状況 | | | | |

2 使用する施設

| 施設名 | | |
|-------------------------|--------|--------|
| 使用区分 | □施設の一部 | □施設の全部 |
| 施設の一部 を使用する 場合はその | | |
| 名称 | | |

- 3 使用期間
- 年 月 日 ~ 年 月 日
- 4 その他必要な事項



市(町)長 殿

山形県知事

施設使用終了届書

年 月 日付けで許可いただいた施設の使用について、「災害時における義援物 資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書」第9条第1項の規定により終了します ので、同条第2項の規定により、次のとおり提出します。

| 拠 点 閉 鎖 (終 了) 日 | 年 | 月 | 日() | |
|-----------------|---|---|-----|--|
| 施設の原状回復終了日 | 年 | 月 | 月() | |
| 使用終了(原状回復確認)日 | 年 | 月 | 日() | |

H

災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書

山形県(以下「甲」という。)と天童市(以下「乙」という。)は、次のとおり災害時に おける義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県内で災害が発生した場合又は山形県以外の被災都道府県から 甲が要請を受けた場合(以下「災害時」という。)において、乙が管理する施設を使用し て甲が義援物資集積配分拠点(以下「拠点」という。)を開設及び運営するために必要な 事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 この協定の対象施設(以下「施設」という。)は、次のとおりとする。

所在地 天童市大字小関1230番地

施設名 天童市スポーツセンター 屋内コート (サン・ビレッジ)

(施設の使用申請)

- 第3条 甲は、災害時において前条の施設を拠点として使用する必要があると認めるとき は、乙に対して施設の使用を申請するものとする。
- 2 前項の規定による申請は、別紙1により行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により申請し、事後において速やかに書面を提出するものとする。

(施設の使用許可)

- 第4条 乙は、前条の規定による申請を受けた場合において、乙が被災していない場合又は乙の被災が軽微で災害対策により施設を使用しない場合は、施設の全部又は一部について甲の使用を許可するものとする。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

(使用目的)

第5条 甲は、乙から使用許可を受けた施設を拠点及び輸送車両の駐車場として使用することができる。

(拠点の管理運営)

- 第6条 拠点の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
- 2 乙は、拠点の管理運営について甲に協力するものとする。

(費用負担)

- 第7条 乙は、この協定による施設の使用について、天童市スポーツセンター設置及び管理に関する条例(平成元年10月3日条例第33号)に定める使用料を免除する。
- 2 甲は、拠点の管理運営に係る費用、施設を原状に回復する費用及び甲の施設の使用に伴う指定管理者の減収分相当額を負担するものとする。
- 3 前項の減収分相当額は、甲が施設を使用する月と同月の過去の使用実績額に基づき算定するものとし、日額で定めるものとする。ただし、この算定方法により難い場合は、

甲乙協議のうえ定めるものとする。

(使用期間)

- 第8条 拠点として施設を使用する期間は、災害発生の日から1ヶ月以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議のうえ、1ヶ月の範囲内で延長することができるものとし、以後も同様とする。
- 2 甲は、乙による施設の使用を早期に再開できるよう拠点として施設を使用する期間の 短縮に努めるものとする。

(施設使用の終了)

- 第9条 施設使用の終了は、甲が拠点の運営及び施設の原状回復を終了し、乙の確認を受けたときとする。
- 2 甲は、施設使用を終了する場合は、乙に別紙2を提出するものとする。

(連絡責任者)

第 10 条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を選任し、相互に通知するものとする。 連絡責任者を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、 甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年5月1日

甲 山形市松波二丁目8番1号

山形県

山形県知事

吉 村 美栄



乙 天童市老野森一丁目1番1号 天童市

天童市長 山 本





市(町)長 殿

山形県知事



施設使用申請書

「災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書」第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 災害発生日及び災害の状況

| 災害発生日 | 年 月 日()午前・午後 時ごろ |
|-------|------------------|
| 災害の状況 | |

2 使用する施設

| | 施 設 名 | | , | | |
|---|--------------------------------|--------|--------|---|---|
| , | 使用区分 | □施設の一部 | □施設の全部 | | • |
| | 施設の一部 を使用する 場合はその 名 称 | | | 4 | |

- 3 使用期間
- 年 月 日 ~ 年

月

日

4 その他必要な事項



市(町)長 殿

山形県知事

施設使用終了届書

年 月 日付けで許可いただいた施設の使用について、「災害時における義援物 資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書」第9条第1項の規定により終了します ので、同条第2項の規定により、次のとおり提出します。

| 拠 点 閉 鎖 (終 了) 日 | 年 | 月 | 日() | |
|-----------------|---|---|-----|--|
| 施設の原状回復終了日 | 年 | 月 | 日() | |
| 使用終了(原状回復確認)日 | 年 | 月 | 日() | |

災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書

山形県(以下「甲」という。)と寒河江市(以下「乙」という。)は、次のとおり災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県内で災害が発生した場合又は山形県以外の被災都道府県から 甲が要請を受けた場合(以下「災害時」という。)において、乙が管理する施設を使用し て甲が義援物資集積配分拠点(以下「拠点」という。)を開設及び運営するために必要な 事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 この協定の対象施設(以下「施設」という。)は、次のとおりとする。

所在地 寒河江市大字寒河江字久保7番地

施設名 チェリーナさがえ (寒河江市屋内多目的運動場)

(施設の使用申請)

- 第3条 甲は、災害時において前条の施設を拠点として使用する必要があると認めるときは、乙に対して施設の使用を申請するものとする。
- 2 前項の規定による申請は、別紙1により行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により申請し、事後において速やかに書面を提出するものとする。

(施設の使用許可)

- 第4条 乙は、前条の規定による申請を受けた場合において、乙が被災していない場合又は乙の被災が軽微で災害対策により施設を使用しない場合は、施設の全部又は一部について甲の使用を許可するものとする。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

(使用目的)

第5条 甲は、乙から使用許可を受けた施設を拠点及び輸送車両の駐車場として使用する ことができる。

(拠点の管理運営)

- 第6条 拠点の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
- 2 乙は、拠点の管理運営について甲に協力するものとする。

(費用負担)

- 第7条。 るは、この協定による施設の使用について、寒河江市体育施設に関する条例(昭和55年12月24日条例第43号)に定める使用料を免除する。
- 2 甲は、拠点の管理運営に係る費用、施設を原状に回復する費用及び甲の施設の使用に 伴う指定管理者の減収分相当額を負担するものとする。
- 3 前項の減収分相当額は、甲が施設を使用する月と同月の過去の使用実績額に基づき算 定するものとし、日額で定めるものとする。ただし、この算定方法により難い場合は、

甲乙協議のうえ定めるものとする。

(使用期間)

- 第8条 拠点として施設を使用する期間は、災害発生の日から1ヶ月以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議のうえ、1ヶ月の 範囲内で延長することができるものとし、以後も同様とする。
- 2 甲は、乙による施設の使用を早期に再開できるよう拠点として施設を使用する期間の 短縮に努めるものとする。

(施設使用の終了)

- 第9条 施設使用の終了は、甲が拠点の運営及び施設の原状回復を終了し、乙の確認を受けたときとする。
- 2 甲は、施設使用を終了する場合は、乙に別紙2を提出するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を選任し、相互に通知するものとする。 連絡責任者を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、 甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通 を保有する。

平成29年5月1日

甲 山形市松波二丁目8番1号 山形県

山形県知事

吉 村 美栄



乙 寒河江市中央一丁目9番45号 寒河江市 寒河江市長 佐藤洋





市(町)長 殿

山形県知事



施設使用申請書

「災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書」第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 災害発生日及び災害の状況

| 災害発生日 | 年 | 月 日(|)午前・午後 | 時ごろ |
|-------|---|------|--------|-----|
| 災害の状況 | | | | |

2 使用する施設

| 施設名 | | | |
|--------------------------------|--------|--------|--|
| 使用区分 | □施設の一部 | □施設の全部 | |
| 施設の一部 を使用する 場合はその 名 称 | | | |

- 3 使用期間
- 年 月 日 ~ 年 月
- 4 その他必要な事項



 第
 号

 年
 月

 日

市(町)長 殿

山形県知事

施設使用終了届書

年 月 日付けで許可いただいた施設の使用について、「災害時における義援物 資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書」第9条第1項の規定により終了します ので、同条第2項の規定により、次のとおり提出します。

| 拠点閉鎖(終了)日 | 年 | 月 | 日() | |
|---------------|---|---|-----|--|
| 施設の原状回復終了日 | 年 | 月 | 日() | |
| 使用終了(原状回復確認)日 | 年 | 月 | 月() | |

ij

災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書

山形県(以下「甲」という。)と米沢市(以下「乙」という。)は、次のとおり災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県内で災害が発生した場合又は山形県以外の被災都道府県から 甲が要請を受けた場合(以下「災害時」という。)において、乙が管理する施設を使用し て甲が義援物資集積配分拠点(以下「拠点」という。)を開設及び運営するために必要な 事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 この協定の対象施設(以下「施設」という。)は、次のとおりとする。

所在地 米沢市徳町、塩井町塩野地内

施設名 米沢市総合公園

(施設の使用申請)

- 第3条 甲は、災害時において前条の施設を拠点として使用する必要があると認めるときは、乙に対して施設の使用を申請するものとする。
- 2 前項の規定による申請は、別紙1により行うものとする。ただし、特に緊急を要する 場合は、電話等により申請し、事後において速やかに書面を提出するものとする。

(施設の使用許可)

- 第4条 乙は、前条の規定による申請を受けた場合において、乙が被災していない場合又は乙の被災が軽微で災害対策により施設を使用しない場合は、施設のうち米沢市営多目的屋内運動場(米沢市塩井町塩野1357番地の3)及び駐車場の全部又は一部について甲の使用を許可するものとする。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

(使用目的)

第5条 甲は、乙から使用許可を受けた施設を拠点及び輸送車両の駐車場として使用することができる。

(拠点の管理運営)

- 第6条 拠点の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
- 2 乙は、拠点の管理運営について甲に協力するものとする。

(費用負担)

- 第7条 乙は、この協定による施設の使用について、米沢市都市公園条例(昭和32年7月5日条例第34号)に定める使用料を免除する。
- 2 甲は、拠点の管理運営に係る費用、施設を原状に回復する費用及び甲の施設の使用に 伴う指定管理者の減収分相当額を負担するものとする。
- 3 前項の減収分相当額は、甲が施設を使用する月と同月の過去の使用実績額に基づき算

划

定するものとし、日額で定めるものとする。ただし、この算定方法により難い場合は、 甲乙協議のうえ定めるものとする。

(使用期間)

- 第8条 拠点として施設を使用する期間は、災害発生の日から1ヶ月以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議のうえ、1ヶ月の 範囲内で延長することができるものとし、以後も同様とする。
- 2 甲は、乙による施設の使用を早期に再開できるよう拠点として施設を使用する期間の 短縮に努めるものとする。

(施設使用の終了)

- 第9条 施設使用の終了は、甲が拠点の運営及び施設の原状回復を終了し、乙の確認を受けたときとする。
- 2 甲は、施設使用を終了する場合は、乙に別紙2を提出するものとする。

(連絡責任者)

第 10 条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を選任し、相互に通知するものとする。 連絡責任者を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、 甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通 を保有する。

平成29年5月1日

甲 山形市松波二丁目8番1号 山形県 山形県知事 吉 村

乙 米沢市金池五丁目2番25号 米沢市

米沢市長 中 川





市(町)長 殿

山形県知事

施設使用申請書

「災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書」第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 災害発生日及び災害の状況

| 災害発生日 | 年 | 月日 | ∃ () | 午前・午後 | 時ごろ | |
|-------|---|----|-------|-------|-----|--|
| 災害の状況 | | | | | | |

2 使用する施設

| 施設名 | | | |
|-----------------------------------|----------|--------|---|
| 使用区分 | □施設の一部 [| □施設の全部 | , |
| 施設の一部 を使用する 場合はその 名 称 | | | |

- 3 使用期間
- 年 月 日 ~ 年 月

日

4 その他必要な事項



 第
 号

 年
 月

 日

市(町)長 殿

山形県知事

施設使用終了届書

年 月 日付けで許可いただいた施設の使用について、「災害時における義援物 資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書」第9条第1項の規定により終了します ので、同条第2項の規定により、次のとおり提出します。

| 拠 点 閉 鎖 (終 了) 日 | 年 | 月 | 日() | |
|-------------------|---|---|------|--|
| 施設の原状回復終了日 | 年 | 月 | 日(') | |
| 使用終了(原状回復確認)日 | 年 | 月 | 日() | |

Acceptance of the Parket

災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書

山形県(以下「甲」という。)と小国町(以下「乙」という。)は、次のとおり災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県内で災害が発生した場合又は山形県以外の被災都道府県から 甲が要請を受けた場合(以下「災害時」という。)において、乙が管理する施設を使用し て甲が義援物資集積配分拠点(以下「拠点」という。)を開設及び運営するために必要な 事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 この協定の対象施設(以下「施設」という。)は、次のとおりとする。

所在地 小国町大字栄町106番地

施設名 小国町多目的屋内運動場

(施設の使用申請)

- 第3条 甲は、災害時において前条の施設を拠点として使用する必要があると認めるとき は、乙に対して施設の使用を申請するものとする。
- 2 前項の規定による申請は、別紙1により行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により申請し、事後において速やかに書面を提出するものとする。

(施設の使用許可)

- 第4条 乙は、前条の規定による申請を受けた場合において、乙が被災していない場合又は乙の被災が軽微で災害対策により施設を使用しない場合は、施設の全部又は一部について甲の使用を許可するものとする。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

(使用目的)

第5条 甲は、乙から使用許可を受けた施設を拠点及び輸送車両の駐車場として使用することができる。

(拠点の管理運営)

- 第6条 拠点の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
- 2 乙は、拠点の管理運営について甲に協力するものとする。

(費用負担)

- 第7条 乙は、この協定による施設の使用について、小国町多目的屋内運動場条例(平成 24年12月小国町条例第16号)に定める使用料を免除する。
- 2 甲は、拠点の管理運営に係る費用、施設を原状に回復する費用及び甲の施設の使用に 伴う指定管理者の減収分相当額を負担するものとする。
- 3 前項の減収分相当額は、甲が施設を使用する月と同月の過去の使用実績額に基づき算定するものとし、日額で定めるものとする。ただし、この算定方法により難い場合は、

(使用期間)

- 第8条 拠点として施設を使用する期間は、災害発生の日から1ヶ月以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議のうえ、1ヶ月の 範囲内で延長することができるものとし、以後も同様とする。
- 2 甲は、乙による施設の使用を早期に再開できるよう拠点として施設を使用する期間の 短縮に努めるものとする。

(施設使用の終了)

- 第9条 施設使用の終了は、甲が拠点の運営及び施設の原状回復を終了し、乙の確認を受けたときとする。
- 2 甲は、施設使用を終了する場合は、乙に別紙2を提出するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を選任し、相互に通知するものとする。 連絡責任者を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、 甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年5月1日

甲 山形市松波二丁目8番1号 山形県

山形県知事

吉 村 美栄



乙 小国町大字小国小坂町二丁目70番地

小国町

小国町長 仁科洋



四個個個

市(町)長 殿

山形県知事



施設使用申請書

「災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書」第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 災害発生日及び災害の状況

| 災害発生日 | 年 月 日()午前・午後 時ごろ |
|-------|------------------|
| 災害の状況 | |

2 使用する施設

| 施設名 | | | |
|--------------------------------|--------|--------|--|
| 使用区分 | □施設の一部 | □施設の全部 | |
| 施設の一部 を使用する 場合はその 名 称 | | | |

- 3 使用期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 4 その他必要な事項

所有問題

 第
 号

 年
 月

 日

市(町)長 殿

山形県知事

施設使用終了届書

年 月 日付けで許可いただいた施設の使用について、「災害時における義援物 資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書」第9条第1項の規定により終了します ので、同条第2項の規定により、次のとおり提出します。

| 拠 点 閉 鎖 (終 了) 日 | 年 | 月 | 日() | |
|-----------------|---|---|-----|--|
| 施設の原状回復終了日 | 年 | 月 | 日() | |
| 使用終了(原状回復確認)日 | 年 | 月 | 日() | |

災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書

山形県(以下「甲」という。)と庄内町(以下「乙」という。)は、次のとおり災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県内で災害が発生した場合又は山形県以外の被災都道府県から 甲が要請を受けた場合(以下「災害時」という。)において、乙が管理する施設を使用し て甲が義援物資集積配分拠点(以下「拠点」という。)を開設及び運営するために必要な 事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 この協定の対象施設(以下「施設」という。)は、次のとおりとする。

所在地 庄内町余目字大塚65番地2

施設名 庄内町屋内多目的運動場

(施設の使用申請)

- 第3条 甲は、災害時において前条の施設を拠点として使用する必要があると認めるときは、乙に対して施設の使用を申請するものとする。
- 2 前項の規定による申請は、別紙1により行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により申請し、事後において速やかに書面を提出するものとする。

(施設の使用許可)

- 第4条 乙は、前条の規定による申請を受けた場合において、乙が被災していない場合又は乙の被災が軽微で災害対策により施設を使用しない場合は、施設の全部又は一部について甲の使用を許可するものとする。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

(使用目的)

第5条 甲は、乙から使用許可を受けた施設を拠点及び輸送車両の駐車場として使用することができる。

(拠点の管理運営)

- 第6条 拠点の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
- 2 乙は、拠点の管理運営について甲に協力するものとする。

(費用負担)

- 第7条 乙は、この協定による施設の使用について、庄内町体育施設設置及び管理条例(平成27年9月17日条例第39号)に定める使用料を免除する。
- 2 甲は、拠点の管理運営に係る費用、施設を原状に回復する費用及び甲の施設の使用に伴う指定管理者の減収分相当額を負担するものとする。
- 3 前項の減収分相当額は、甲が施設を使用する月と同月の過去の使用実績額に基づき算定するものとし、日額で定めるものとする。ただし、この算定方法により難い場合は、

(使用期間)

- 第8条 拠点として施設を使用する期間は、災害発生の日から1ヶ月以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議のうえ、1ヶ月の範囲内で延長することができるものとし、以後も同様とする。
- 2 甲は、乙による施設の使用を早期に再開できるよう拠点として施設を使用する期間の 短縮に努めるものとする。

(施設使用の終了)

- 第9条 施設使用の終了は、甲が拠点の運営及び施設の原状回復を終了し、乙の確認を受けたときとする。
- 2 甲は、施設使用を終了する場合は、乙に別紙2を提出するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を選任し、相互に通知するものとする。 連絡責任者を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、 甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通 を保有する。

平成29年5月1日

甲 山形市松波二丁目8番1号 山形県

山形県知事

吉 村 美栄



乙 庄内町余目字町132番地1 庄内町 庄内町長 原 田 眞



划机

市(町)長 殿

山形県知事



施設使用申請書

「災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書」第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 災害発生日及び災害の状況

| 災害発生日 | 年月 | 日()午前・午後 | 時ごろ |
|-------|----|----------|-----|
| 災害の状況 | | | |

2 使用する施設

| 使用区分 □施設の一部 □施設の全部 | 施設名 | | |
|--------------------|----------------|--------|--------|
| 施設の一部 | 使用区分 | □施設の一部 | □施設の全部 |
| 名 | を使用する 場合はその | | |

- 3 使用期間
- 年 月 日 ~
- 年 月 日

4 その他必要な事項

市(町)長 殿

山形県知事

施設使用終了届書

年 月 日付けで許可いただいた施設の使用について、「災害時における義援物 資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書」第9条第1項の規定により終了します ので、同条第2項の規定により、次のとおり提出します。

| 拠 点 閉 鎖 (終 了) 日 | 年 | 月 | 日() | |
|-------------------|---|---|-----|--|
| 施設の原状回復終了日 | 年 | 月 | 日() | |
| 使用終了(原状回復確認)日 | 年 | 月 | 日() | |

4

災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書

山形県(以下「甲」という。)と遊佐町(以下「乙」という。)は、次のとおり災害時に おける義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県内で災害が発生した場合又は山形県以外の被災都道府県から 甲が要請を受けた場合(以下「災害時」という。)において、乙が管理する施設を使用し て甲が義援物資集積配分拠点(以下「拠点」という。)を開設及び運営するために必要な 事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 この協定の対象施設(以下「施設」という。)は、次のとおりとする。

所在地 遊佐町吹浦字西浜2番地の76

施設名 遊佐町ふれあい広場 (マルチドームふれんどりい)

(施設の使用申請)

- 第3条 甲は、災害時において前条の施設を拠点として使用する必要があると認めるときは、乙に対して施設の使用を申請するものとする。
- 2 前項の規定による申請は、別紙1により行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により申請し、事後において速やかに書面を提出するものとする。

(施設の使用許可)

- 第4条 乙は、前条の規定による申請を受けた場合において、乙が被災していない場合又は乙の被災が軽微で災害対策により施設を使用しない場合は、施設の全部又は一部について甲の使用を許可するものとする。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

(使用目的)

第5条 甲は、乙から使用許可を受けた施設を拠点及び輸送車両の駐車場として使用することができる。

(拠点の管理運営)

- 第6条 拠点の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
- 2 乙は、拠点の管理運営について甲に協力するものとする。

(費用負担)

- 第7条 乙は、この協定による施設の使用について、遊佐町ふれあい広場の設置及び管理 に関する条例(平成9年3月11日遊佐町条例第5号)に定める使用料を免除する。
- 2 甲は、拠点の管理運営に係る費用、施設を原状に回復する費用及び甲の施設の使用に伴う指定管理者の減収分相当額を負担するものとする。
- 3 前項の減収分相当額は、甲が施設を使用する月と同月の過去の使用実績額に基づき算定するものとし、日額で定めるものとする。ただし、この算定方法により難い場合は、

甲乙協議のうえ定めるものとする。

(使用期間)

- 第8条 拠点として施設を使用する期間は、災害発生の日から1ヶ月以内とするものとす る。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議のうえ、1ヶ月の 範囲内で延長することができるものとし、以後も同様とする。
- 2 甲は、乙による施設の使用を早期に再開できるよう拠点として施設を使用する期間の 短縮に努めるものとする。

(施設使用の終了)

- 第9条 施設使用の終了は、甲が拠点の運営及び施設の原状回復を終了し、乙の確認を受 けたときとする。
- 2 甲は、施設使用を終了する場合は、乙に別紙2を提出するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を選任し、相互に通知するものとする。 連絡責任者を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。た だし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協 定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様と する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、 甲乙協議のうえ定めるものとする。

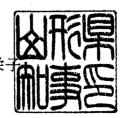
この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通 を保有する。

平成29年5月1日

山形市松波二丁目8番1号 山形県

> 山形県知事 吉 村 美栄

乙 遊佐町遊佐字舞鶴211 遊佐町 游佐町長 時







市(町)長 殿

山形県知事



施設使用申請書

「災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書」第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 災害発生日及び災害の状況

| 災害発生日 | 年 | 月 | 日()午前・午後 | 時ごろ |
|-------|---|---|----------|-----|
| 災害の状況 | | | | |

2 使用する施設

| 施設名 | | | |
|--------------------------------|--------|--------|--|
| 使用区分 | □施設の一部 | □施設の全部 | |
| 施設の一部 を使用する 場合はその 名 称 | | | |

- 3 使用期間
- 年 月 日 ~ 年 月

日

4 その他必要な事項

市(町)長 殿

山形県知事

施設使用終了届書

年 月 日付けで許可いただいた施設の使用について、「災害時における義援物 資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書」第9条第1項の規定により終了します ので、同条第2項の規定により、次のとおり提出します。

| 拠 点 閉 鎖 (終 了) 日 | 年 | 月 | 日() | |
|-------------------|---|---|-------|--|
| 施設の原状回復終了日 | 年 | 月 | 月 () | |
| 使用終了(原状回復確認)日 | 年 | 月 | 日() | |

H

災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書

山形県(以下「甲」という。)と三川町(以下「乙」という。)は、次のとおり災害時に おける義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県内で災害が発生した場合又は山形県以外の被災都道府県から 甲が要請を受けた場合(以下「災害時」という。)において、乙が管理する施設を使用し て甲が義援物資集積配分拠点(以下「拠点」という。)を開設及び運営するために必要な 事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 この協定の対象施設(以下「施設」という。)は、次のとおりとする。

所在地 東田川郡三川町大字横山字堤215

施設名 屋内多目的運動施設(アスレなの花)

(施設の使用申請)

- 第3条 甲は、災害時において前条の施設を拠点として使用する必要があると認めるときは、乙に対して施設の使用を申請するものとする。
- 2 前項の規定による申請は、別紙1により行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により申請し、事後において速やかに書面を提出するものとする。

(施設の使用許可)

- 第4条 乙は、前条の規定による申請を受けた場合において、乙が被災していない場合又は乙の被災が軽微で災害対策により施設を使用しない場合は、施設の全部又は一部について甲の使用を許可するものとする。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

(使用目的)

第5条 甲は、乙から使用許可を受けた施設を拠点及び輸送車両の駐車場として使用することができる。

(拠点の管理運営)

- 第6条 拠点の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
- 2 乙は、拠点の管理運営について甲に協力するものとする。

(費用負担)

- 第7条 乙は、この協定による施設の使用について、三川町体育施設の設置及び管理運営 に関する条例(昭和56年3月16日三川町条例第28号)に定める使用料を免除する。
- 2 甲は、拠点の管理運営に係る費用、施設を原状に回復する費用を負担するものとする。

(使用期間)

第8条 拠点として施設を使用する期間は、災害発生の日から1ヶ月以内とするものとす

る。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議のうえ、1ヶ月の 範囲内で延長することができるものとし、以後も同様とする。

2 甲は、乙による施設の使用を早期に再開できるよう拠点として施設を使用する期間の 短縮に努めるものとする。

(施設使用の終了)

- 第9条 施設使用の終了は、甲が拠点の運営及び施設の原状回復を終了し、乙の確認を受けたときとする。
- 2 甲は、施設使用を終了する場合は、乙に別紙2を提出するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を選任し、相互に通知するものとする。 連絡責任者を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、 甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通 を保有する。

平成29年6月1日

甲 山形市松波二丁目8番1号 山形県 山形県知事 吉 村 美



乙 東田川郡三川町大字横山字西田85番地

三川町

三川町長 阿 部



市(町)長 殿



山形県知事

施設使用申請書

「災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書」第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 災害発生日及び災害の状況

| 災害発生日 | 年 | 月 | 日()午前・午後 | 時ごろ | |
|-------|---|---|-----------|-----|--|
| | | · | | | |
| 災害の状況 | | | | | |
| | | | | | |

2 使用する施設

| 施設名 | | | |
|--------------------|--------|--------|--|
| 使用区分 | □施設の一部 | □施設の全部 | |
| 施設の一部を使用する場合はその名。称 | | | |

- 3 使用期間
- 年 月 日 ~ 年 月 日
- 4 その他必要な事項



市(町)長 殿

山形県知事



施設使用終了届書

年 月 日付けで許可いただいた施設の使用について、「災害時における義援物 資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書」第9条第1項の規定により終了します ので、同条第2項の規定により、次のとおり提出します。

| 拠点閉鎖(終了)日 | 年 | 月 | 月 () |
|---------------|---|-----|-------|
| 施設の原状回復終了日 | 年 | 月 | 日() |
| 使用終了(原状回復確認)日 | 年 | . 月 | 日() |



「災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定」 実施細目の覚書

山形県(以下「甲」という。)と三川町(以下「乙」という。)は、災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定(以下「協定」という。)の実施細目について、次のとおり覚書を交換する。

(趣旨)

- 第1条 この覚書は、甲と乙が締結した協定に関し、円滑な実施を行うために必要な事項 を定めるものとする。
- 2 この覚書における用語の意義は、協定の例による。

(拠点として使用する施設の範囲)

第2条 協定第2条の施設について、甲が拠点として使用する範囲は、原則として施設の 建物全体及びその敷地全体(付帯施設を含む。)とする。ただし、甲乙協議により拠点と して使用する範囲を施設の一部と設定した場合は、この設定した範囲とする。

(拠点の管理運営に係る経費)

- 第3条 協定第7条第2項の拠点の管理運営に係る経費は次の各号とする。
 - (1) 電気料
 - (2) 水道料及び下水道料
 - (3) 灯油又は重油等の燃料
 - (4) 通信料
 - (5) その他、拠点の管理運営に必要な経費で甲乙協議のうえ認めた経費

(拠点の管理運営に係る経費の算定)

- 第4条 協定第7条第2項の拠点の管理運営に係る経費は、次の各号により算定した金額とする。なお、当該経費を算定する期間は、施設の原状回復に要する期間を含むものとする。
 - (1) 拠点の管理運営に使用した数量がメーター等で算定できる経費は、算定した使用量に相当する金額
 - (2) 前号以外の経費は、経費の種類ごとに使用面積、使用人数又は使用期間等の合理的な数値を基に全体額を按分して算定した金額
 - (3) 前各号により難い経費は、甲乙協議のうえ算定した金額

この覚書を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年6月1日

甲 山形市松波二丁目8番1号 山形県 山形県知事 吉 村 美栄子

乙 東田川郡三川町大字横山字西田85番地

三川町

三川町長 阿部



災害時等における応急生活物資の供給 及び支援物資の輸送等に関する協定書

山 形 県 株式会社丸勘山形青果市場

災害時等における応急生活物資の供給及び支援物資の輸送等に関する協定書

山形県(以下、「甲」という。)と株式会社丸勘山形青果市場(以下、「乙」という。)は、次のとおり災害時等における応急生活物資の供給・輸送、広域物資輸送拠点としての施設使用、支援物資等の緊急輸送及び保管に関する協定を締結する。

第一 趣旨

(趣旨)

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下、「災害時等」という。)において、甲が行う支援活動等のために必要とする応急生活物資を乙が迅速かつ円滑に供給・輸送するため、また、乙が管理する施設を使用して甲が広域物資輸送拠点(以下、「拠点」という。)の開設及び運営、支援物資等の緊急輸送及び保管をするため、必要な事項を定めるものとする。

第二 応急生活物資の供給

(応急生活物資供給の要請)

- 第2条 甲は、次に掲げる場合において、応急生活物資を調達する必要があるときは、乙に対し、応急生活物資の供給を要請することができる。
 - (1) 山形県内において災害等が発生し、又は発生するおそれがあるとき
 - (2) 山形県外において災害等が発生し、又は救援の必要があり、国又は他の都道府県から 応急生活物資調達のあっせんを要請されたとき
- 2 要請の方法は、甲から乙に対し、別紙様式1「応急生活物資供給要請書」により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(調達物資)

- 第3条 甲が乙に供給を要請する応急生活物資は、次に掲げるものとする。
 - (1) 青果物
 - (2) その他甲が指定する応急生活物資で乙が提供できるもの

(要請に基づく乙の措置)

- 第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、速やかに応急生活物資の供給を実施する ものとする。
- 2 乙は、前項の規定により応急生活物資の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2「応 急生活物資供給実績報告書」(以下、「実績報告書」という。)によりその状況を報告するもの とする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後速やかに文書を提出す るものとする。

(応急生活物資の運搬及び引渡し)

第5条 応急生活物資の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの応急 生活物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別 に甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、前項の引渡場所に職員を派遣し、応急生活物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。
- 3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

(応急生活物資供給の費用負担)

- 第6条 甲は、乙が第4条の規定により供給した応急生活物資の対価及び第5条の規定による 応急生活物資の運搬に要した費用を負担する。
- 2 甲が前項の規定により負担する額は、災害が発生する直前における通常の価格を基準とし、甲乙協議の上定めるものとする。

第三 支援物資の輸送等

(施設の使用申請)

第7条 甲は、災害時において次の施設を拠点として使用する必要があるときは、乙に対して 施設の使用を申請するものとする。

所在地 山形市十文字2160

施設名 株式会社丸勘山形青果市場

2 前項の規定による申請は、別紙様式3により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(施設の使用許可)

- 第8条 乙は、前条の規定による申請を受けた場合において、乙が施設の使用について認めた場合は、施設の一部又は全部について甲の使用を許可するものとする。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

(施設の使用目的)

第9条 甲は、乙から使用許可を受けた施設を拠点及び輸送車両の駐車場として使用することができる。

(拠点の管理運営)

- 第10条 拠点の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
- 2 乙は、拠点の管理運営について甲に協力するものとする。

(施設使用の費用負担)

- 第11条 施設の使用料は無償とする。
- 2 甲は、拠点の管理運営に係る費用及び施設を原状に回復する費用を負担するものとする。

(施設使用期間)

第 12 条 拠点として施設を使用する期間は、災害発生の日から1ヶ月以内とするものとする。 ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議のうえ、1ヶ月の範囲内で 延長することができるものとし、以後も同様とする。 2 甲は、乙による施設の使用を早期に再開できるよう拠点として施設を使用する期間の短縮 に努めるものとする。

(施設使用の終了)

- 第13条 施設使用の終了は、甲が拠点の運営及び施設の原状回復を終了し、乙の確認を受けたときとする。
- 2 甲は、施設使用を終了する場合は、乙に別紙様式4を提出するものとする。

(支援物資等の緊急輸送に関する業務及び要請)

- 第14条 甲は、災害時に被災地等を支援するため、次に規定する支援物資等の緊急輸送に関する業務(以下「緊急輸送」という。)が必要となったときは、乙に対し、別紙様式5により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。
 - (1) 支援物資等の緊急輸送
 - (2) 前号に必要な車両、作業員、荷役機械及び資機材の手配
 - (3) その他必要な業務
- 2 乙は、前項の規定による要請があったときは、緊急輸送を可能な限り通常業務に優先して行うものとする。
- 3 甲は、乙の行う緊急輸送に必要な燃料の優先確保、緊急通行車両の指定及びその他円 滑な輸送に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(緊急輸送の報告)

第15条 乙は、緊急輸送を行ったときは、甲に対し、別紙様式6により速やかに報告するものとする。

(緊急輸送の費用負担)

- 第16条 緊急輸送に要した費用は、甲が負担するものとする。
- 2 前項の費用のうち、事業用自動車に係る運賃及び料金は、災害発生時直前における地域の事業者の認可運賃又は標準的な運賃、料金等を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。
- 3 第1項の費用のうち、前項の費用以外の費用は、甲乙協議の上決定するものとする。

(緊急輸送の事故)

- 第17条 乙の事業用自動車が、故障その他の理由により緊急輸送を中断したときは、乙は、速やかに事業用自動車を交換して緊急輸送を継続するよう努めるものとする。
- 2 乙は、緊急輸送に際し事故が発生したときは、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

(支援物資等の保管に関する業務及び要請)

- 第18条 甲は、災害時に被災地等を支援するため、次に規定する支援物資等の保管に関する業務(以下「支援物資等保管」という。)が必要となったときは、乙に対し、別紙様式7により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。
 - (1) 支援物資等の入出庫、仕分け及び保管
 - (2) 支援物資等の在庫状況の把握及び甲への報告
 - (3) 前2号に必要な作業員、荷役機械及び資機材の手配
 - (4) その他必要な業務
- 2 乙は前項の規定による甲の要請があったときは、支援物資等保管を可能な限り通常業務に 優先して行うものとする。
- 3 甲は、乙の行う支援物資等保管に必要な燃料の優先確保、通信手段の確保及びその他施設 の円滑な運営に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(保管等業務の報告)

第19条 乙は、支援物資等保管を行ったときは、甲に対し、別紙様式8により速やかに報告するものとする。

(保管等業務の費用負担)

- 第 20 条 物資の保管等に要した費用(保管料及び荷役料、資機材の使用料等の実費負担額)は、 甲が負担する。
- 2 前項の費用は、災害時等の直近における山形県の事業者が定めている標準的な料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 乙は、甲が負担する費用を甲に請求する。
- 4 甲は、前項の請求があった場合には、その日から起算して30日以内に支払う。

(保管等業務の事故等)

第21条 乙は、支援物資等保管に際し事故が発生したときは、甲に対して速やかにその状況を 報告するものとする。

第四 雑則

(情報提供)

第22条 乙は、本協定に基づく活動の従事中に覚知した災害等による被害情報は、甲及び市町 村等関係機関に積極的に提供するものとする。

(費用の支払)

第23条 甲は、乙から費用の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(補償)

第24条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務により死亡、負傷、又は疾病に罹患した場合の補償については、当該従事者の使用者の責任において行うものと

する。

(連絡責任者の報告及び情報交換)

- 第25条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を選任し、互いに報告を行うものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。
- 2 甲及び乙は、平常時から協定の運用等について連絡責任者による情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

(有効期間)

第26条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙から協定終了の意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第27条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙 協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名の上、各自1通を保有する。

令和3年9月14日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号 山形県

山形県知事

吉村美荣子

乙 山形県山形市十文字 2 1 6 0 株式会社丸勘山形青果市場

代表取締役社長

井上周士



災害時における山形県土木部所管の河川、道路、住宅等の 災害応急対策に関する協定

山形県知事(以下「甲」という)と社団法人山形県建設業協会長(以下「乙」という) とは、災害時における河川、道路、住宅等の災害応急対策業務の実施に関し、次のと おり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、地震、大雨等の異常な自然現象及び予期できない災害等の発生により、甲が管理する河川、道路、住宅等(以下「管理施設」という。)に関して災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、乙は土木部防災業務計画及び緊急点検・応急マニュアルに従い、乙の会員による、必要な建設機械、資材、労力等(以下「建設資機材等」という。)の確保及びその動員方法を定め、点検・応急対策を実施することにより、被害の拡大の防止と被害施設の早期復旧に期することを目的とする。

(業務の実施区間)

第2条 業務の実施区間は、別紙のとおりとする。

(業務の内容)

第3条 乙の会員が、土木部防災業務計画及び点検・応急マニュアルに基づき、自主的 出動の場合は、甲からの要請があったものとみなし、乙の会員は業務実施区間の 点検・応急対策を行うものとする。

また、その業務基準外にあっても業務の必要が生じた場合は、甲から乙の会員 へ出動を要請することができるものとする。

- 2 乙の会員は、業務実施区間において点検・応急対策を実施した場合は、甲に速やかに報告するものとする。
- 3 乙は、あらかじめ管理施設の点検及び応急対策に必要な実施体制を甲に報告するものとする。

(業務の実施体制)

第4条 前条3項に基づき甲に報告する管理施設の災害応急対策業務の実施体制は、乙の会員の編成表及び連絡系統とする。なお、変更が生じた場合は速やかに甲に報告するものとする。

(建設資機材等の報告)

- 第5条 乙は、第3条3項の実施体制に必要な建設資機材等の数量を把握し、あらかじめ書面で乙の会員の編成表ごとに甲に報告するものとする。
 - 2 乙は、前項で報告した内容に変更を生じた時、又は、建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

(契約の締結)

第6条 甲は、土木部防災業務計画及び点検・応急対策マニュアルにより自主的に乙の 会員が出動し、又は乙の会員に出動を要請したときは、遅滞なく当該の会員と工 事請負契約を締結するものとする。

(有効期限)

第7条 この協定の期間は、平成8年/ス月6日から平成9年3月31日までとする。 ただし、前項に規定する期間満了の1箇月前までに甲、乙いずれからも何ら申 し出のない時は、引き続き同一条件をもって1年間の協定を行ったものとする。

(実施区間の特例)

第8条 乙は甲が特に必要として、第2条に規定する区間以外に出動を要請した場合は、 特別な理由がない限り、これに応じるものとする。

(費用)

第9条 乙が土木部防災業務計画及び点検・応急マニュアルに基づき出動した場合は、 その活動に要した費用は甲の負担とし、契約締結後甲は乙に支払うものとする。

(損害の負担)

第10条 業務の実施に伴い甲、乙双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は建設資機材等の損害が生じた場合、乙はその事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その措置については、甲、乙協議して定めるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定められない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、 甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証しとして、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、それぞれ各1通保有するものとする。

平成8年/2月6日

甲: 山形県知事 髙 橋 和



乙: 社団法人 山形県建設業協会 会 長 千 歳 栄料を言う

(参考:第11条の協議により定める予定)

「災害時における山形県土木部所管の河川、道路、住宅等の災害応急対策に関する協定」 (以下、災害応急対策協定という)の運用について

「災害応急対策協定」(平成8年12月 6日締結)の運用について、以下の通りとする。

- 1. 業務の実施区間及び実施体制について(第2条、第3条第3項および第4条関係)
 - ・県は、各施設毎に実施区間を協会に提示する。
 - ・建設業協会は、提示された実施区間毎に、点検及び応急対策に必要な実施体制を定めて、 会員の編成表及び連絡系統を、あらかじめ県に報告する。 また、実施体制に必要な建設資機材等の数量を把握し、あらかじめ会員の編成表毎に県に 報告しておく。
- 2. 業務の実施、契約締結及び費用の支払いについて
 - ・第3条第1項、同条第2項及び第5条については、県は各公所長、建設業協会は各支部長が、それぞれ協定者に代わって対応するものとする。
- 3. 契約については、実施される業務が、この協定、「山形県土木部防災業務計画」及び「点検
 - ・応急マニュアル」に基づく業務であり、緊急かつ迅速な対応が必要である事から、随意契 約により対応する。

4. 費用について

・緊急点検の費用については、標準体制を以下の通りとして見積もる事とする。

*構成(1班あたり)

- ・車両 ライトバン(1500cc)
- ・点検者 一般世話役 1人
- · 運転者 一般運転者 1人

*業務基準

点検報告

1 時間

準備、後処理

1時間

計2時間

点検時の運転速度は、30km/Hを標準とする。

・応急対策については、「点検・応急マニュアル」に基づく設計積算とする。

5. 適応範囲について

・第1条により適応範囲は、「地震、大雨等の異常な自然現象及び予測できない災害等の発生により・・・」としているが、現段階で「山形県土木部防災業務計画」及び「点検マニュアル」が、震災対策だけが策定されている状況であり、建設業協会の会員による自主的出動は地震時のみとなるが、県による要請出動の場合は、あらゆる状況に対応するものとする。

及び工業用水道の災害応急対策に関する協定 災害時における山形県企業局所管の広域水道

山形県企業管理者(以下「甲」という。)と社団法人山形県建設業協会長(以下「乙」という。)とは、災害時における広域水道及び工業用水道施設の災害応急対策業務に関し、次のとおり協定を 絡結する。

$\widehat{\square}$

第1条 管理する広域水道及び工業用水道施設(は発生するおそれのある場合において、 その動員方法を定め、点検・応急対策を実施することにより、被害の拡大防止と被害施設の早期復旧を期することを目的とする。 乙の会員による必要な建設機材、資材、 この協定は、地震、大雨等の異常な自然現象及び予期できない災害等の発生により、甲が る広域水道及び工業用水道施設(以下「管理施設」という。)に関して災害が発生し、又 するおそれのある場合において、乙は甲が定める緊急点検・応急復旧マニュアルに従い、 労力等(以下「建設資機材 等」という。)の確保及び

(業務の実施区間)

第2条 業務の実施区間は、別紙のとおりとする。

- §3条 乙の会員が、点検・応急復旧マニュアルに基づき自主的に出動した場合は、甲からの要請があったものとみなし、乙の会員は業務実施区間の点検・応急対策を行うものとする。 また、その業務基準外にあっても業務の必要が生じた場合は、甲から乙の会員へ出動を要請することができるものとする。
- ものとする。 乙の会員は、業務実施区間において点検・応急対策を実施した場合は、甲に速やかに報告する
- 乙は、 あらかじめ管理施設の点検及び応急対策に必要な実施体制を甲に報告するものとする。

(業務の実施体制)

4条 前条第3項に基づき甲に報告する管理施設の災害応急対策業務の実施体制は、乙の会員の編成表及び連絡系統によるものとする。なお、変更が生じた場合は速やかに甲に報告するものと

- 第5条
- (建設資機材等の報告) 65条 乙は、第3条第3項の実施体制に必要な建設資機材等の数量を把握し、あらかじめ書面で この会員の編成表ごとに甲に報告するものとする。 2 乙は、前項で報告した内容に変更が生じたとき、又は、建設資機材等の現状について甲から特に報告を求められたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

(契約の締結)

6条 甲は、点検・ を要請したときは、 応急復旧マニュアルにより自主的に乙の会員が出動し、 遅滞なく当該の会員と契約を締結するものとする。 又は乙の会員に出動

7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。 ただし、期間満了の1箇月前までに甲、乙いずれからも何ら申し出のない時は、 条件をもって1年間の協定を行ったものとし、以後もまた同様とする。 引き続き同-

(実施区間の特例)

第8条 乙は甲が特に必要として、第2条に規定する区間以外に出動を要請した場合は、特別な理由がない限り、これに応じるものとする。

第9条 乙が点検・応急復旧マニュアルに基づき出動した場合は、その活動に要した費用は甲の負担とし、契約締結後甲は乙に支払うものとする。

(損害の負担)

第10条 又は建設資機材等の損害が生じた場合、乙はその事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その措置については、甲、乙協議して定めるものとする。 業務の実施に伴い甲、乙双方の責に帰さない理由により、 第三者に損害が発生した場合。

(その他) 第11条 11条 この協定に定めのない事項、 協議してこれを定めるものとする。 又はこの協定に疑義が生じたときは、 その都度、 <u>_</u> Zžž

- 1 山形県企業局及び社団法人山形県建設業協会が平成16年4月1日付けで締結した災害時における山形県企業局所管の広域水道及び工業用水道の災害応急対策に関する協定は、この協定の 締結をもって廃止する。 2 本協定は、協定締
- 協定締結日から施行する

のなり、 の協定の証として、 本書2通を作成し、 <u>_</u> 乙が記名押印の上、 それぞれ各1通保有するもの

平成19 年 ω 田 22 Ш

 \blacksquare 山形県企業 管理者 * 三 H



 \square 社団法人山形県建設業協会 \equiv

畑 半



災害時における山形県管理の漁港の災害応急対策に関する協定

山形県庄内総合支庁産業経済部水産課長(以下「甲」という。)と社団法人山形県建設業協会鶴岡支部長(以下「乙」という。)とは、災害時における県管理の漁港施設の災害応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、地震、大雨等の異常な自然現象及び予期できない災害等の発生により、甲が管理を所管する漁港施設に関して災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、乙は緊急点検・応急マニュアルに従い、乙の会員による、必要な建設機械、資材、労力等(以下「建設資機材等」という。)の確保及びその動員方法を定め、点検及び応急対策を実施することにより、被害の拡大の防止と被害施設の早期復旧並びに社会貢献活動に期することを目的とする。

(業務の実施対象施設)

第2条 業務の実施対象施設(以下「業務対象施設」という。)は、鶴岡市に所在する県が 管理する漁港施設とする。

(業務の内容)

第3条 乙の会員が、点検・応急マニュアルに基づき、自主的出動の場合は、甲からの要請があったものとみなし、乙の会員は業務対象施設の点検及び応急対策を行うものとする。

また、その業務基準外であっても業務の必要が生じた場合は、甲から乙の会員へ 出動を要請することができるものとする。

- 2 乙の会員は業務対象施設において点検及び応急対策を実施した場合は、甲に速やかに報告するものとする。
- 3 乙は、あらかじめ業務対象施設の点検及び応急対策に必要な実施体制を甲に報告するものとする。

(業務の実施体制)

- 第4条 前条第3項に基づき乙が報告する業務対象施設の災害応急対策業務の実施体制は、 乙の会員の編成表及び連絡系統とする。なお、変更が生じた場合は速やかに甲に報 告するものとする。また、年度当初の実施体制を毎年4月末日まで甲に提出するも のとする。
 - 2 大規模災害時に対応するため、業務対象施設ごとの実施体制にかかわらず災害応急対策を実施する会員ごとの編成表も併せて報告する。

(建設資機材等の報告)

- 第5条 乙は、第3条第3項の実施体制に必要な建設資機材等の数量を把握し、あらかじめ 書面で乙の会員の編成表ごとに甲に報告するものとする。
 - 2 乙は、前項で報告した内容に変更を生じたとき、又は、建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

、(契約の締結)

第6条 点検・応急対策マニュアルにより自主的に乙の会員が出動し、又は甲が乙の会員 に出動を要請したときに要する緊急点検の費用については、原則として乙が負担す るものとする。また、甲の要請により乙の会員が応急対策を実施したときは、甲は 遅滞なく乙の会員と工事請負契約を締結するものとする。

(有効期限)

第7条 この協定の期間は、この協定の締結の日からから平成20年3月31日までとする。 2 前項に規定する期間満了の日の1箇月前までに、甲、乙いずれからも何ら申し出 のないときは、期間満了の日の翌日から1年間についてこの協定を更新するものと する。また、その後においても、同様とする。

(実施対象施設の特例)

第8条 乙は甲が特に必要として、第2条に規定する施設以外に出動を要請した場合は、 特別な理由がないかぎり、これに応じるものとする。

(費用)

第9条 乙の会員が点検・応急マニュアルに基づき出動した場合において、その応急対策 に要した費用は甲の負担とし、契約締結後甲は乙の会員に支払うものとする。

(損害の負担)

第10条 業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、または建設資機材等の損害が生じた場合、乙はその事実発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その措置については、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定められない事項、またはこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙 が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ各1通を 保有するものとする。

平成20年2月29日

甲:山形県庄内総合支庁産業経済部

水産課長樋田陽



乙:社団法人 山形県建設業協会

鶴岡支部長



災害時における山形県管理の漁港の災害応急対策に関する協定

山形県庄内総合支庁産業経済部水産課長(以下「甲」という。)と社団法人山形県建設業 協会酒田支部長(以下「乙」という。)とは、災害時における県管理の漁港施設の災害応急 対策業務の実施に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、地震、大雨等の異常な自然現象及び予期できない災害等の発生によ り、甲が管理を所管する漁券施設に関して災害が発生し、又は発生するおそれのある 場合において、乙は緊急点検・応急マニュアルに従い、乙の会員による、必要な建設 機械、資材、労力等(以下「建設資機材等」という。)の確保及びその動員方法を定 め、点検及び応急対策を実施することにより、被害の拡大の防止と被害施設の早期復 旧並びに社会貢献活動に期することを目的とする。

(業務の実施対象施設)

第2条 業務の実施対象施設(以下「業務対象施設」という。)は、酒田市及び遊佐町に所 在する県が管理する漁港施設とする。

(業務の内容)

第3条 乙の会員が、点検・応急マニュアルに基づき、自主的出動の場合は、甲からの要 請があったものとみなし、乙の会員は業務対象施設の点検及び応急対策を行うものと する。

また、その業務基準外であっても業務の必要が生じた場合は、甲から乙の会員へ 出動を要請することができるものとする。

- 2 乙の会員は業務対象施設において点検及び応急対策を実施した場合は、甲に速や かに報告するものとする。
- 3 乙は、あらかじめ業務対象施設の点検及び応急対策に必要な実施体制を甲に報告 するものとする。

(業務の実施体制)

- 第4条 前条第3項に基づき乙が報告する業務対象施設の災害応急対策業務の実施体制は、 乙の会員の編成表及び連絡系統とする。なお、変更が生じた場合は速やかに甲に報 告するものとする。また、年度当初の実施体制を毎年4月末日まで甲に提出するも のとする。
 - 2 大規模災害時に対応するため、業務対象施設ごとの実施体制にかかわらず災害応 急対策を実施する会員ごとの編成表も併せて報告する。

(建設資機材等の報告)

- 第5条 乙は、第3条第3項の実施体制に必要な建設資機材等の数量を把握し、あらかじめ 書面で乙の会員の編成表ごとに甲に報告するものとする。
 - 2 乙は、前項で報告した内容に変更を生じたとき、又は、建設資機材等の現状につ いて甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

(契約の締結)

第6条 点検・応急対策マニュアルにより自主的に乙の会員が出動し、又は甲が乙の会員 に出動を要請したときに要する緊急点検の費用については、原則として乙が負担す るものとする。また、甲の要請により乙の会員が応急対策を実施したときは、甲は 遅滞なく乙の会員と工事請負契約を締結するものとする。

(有効期限)

第7条 この協定の期間は、この協定の締結の日からから平成20年3月31日までとする。 2 前項に規定する期間満了の日の1箇月前までに、甲、乙いずれからも何ら申し出 のないときは、期間満了の日の翌日から1年間についてこの協定を更新するものと する。また、その後においても、同様とする。

(実施対象施設の特例)

第8条 乙は甲が特に必要として、第2条に規定する施設以外に出動を要請した場合は、 特別な理由がないかぎり、これに応じるものとする。

(費用)

第9条 乙の会員が点検・応急マニュアルに基づき出動した場合において、その応急対策 に要した費用は甲の負担とし、契約締結後甲は乙の会員に支払うものとする。

(損害の負担)

第10条 業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及 ぼした場合、または建設資機材等の損害が生じた場合、乙はその事実発生後遅滞 なく、その状況を書面により甲に報告し、その措置については、甲、乙協議して これを定めるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定められない事項、またはこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙 が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書2诵を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ各1通を 保有するものとする。

平成20年2月29日

甲:山形県庄内総合支庁産業経済部 水產課長桶田陽



乙:社団法人 由影県建設業協会 酒田 英歌 長星端 橋 幸



災害時における応急対策業務に関する協定

国土交通省東北地方整備局(以下「甲」という。)並びに東北6県(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)及び仙台市(以下「乙」という。)は、災害時における応急対策業務(以下「業務」という。)の実施に関し、(社)日本土木工業協会東北支部(以下「丙」という。)と次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、甲又は乙が管理若しくは工事中の施設が、地震・大雨等の異常な自然現象、予期できない災害等により被災したときに丙が実施する業務の方法を定め、 もって、被害の拡大の防止と被害施設の早期復旧に期することを目的とする。

(業務の実施範囲)

第2条 業務の実施範囲は、甲又は乙が管理若しくは工事中の公共土木施設(以下「所 管施設」という。)における災害発生箇所とする。

(業務の内容)

- 第3条 甲又は甲の所掌する事務所等の長は、甲の所管施設に災害が発生し必要と認めるときは、丙の会員に出動を要請することができるものとし、出動を要請したときには、速やかに要請内容を丙に連絡するものとする。
- 2 丙の会員は、前項に定める要請があったときは、速やかに要請内容を丙に報告する とともに、できる限り速やかに甲の所管施設の被災状況を把握し、甲又は甲の所掌す る事務所等の長の指示により業務を実施するものとする。
- 3 乙は、乙の所管施設に災害が発生し必要と認めるときは、甲を通じて丙の会員の出 動を丙に要請することができるものとする。
- 4 丙の会員は、前項に定める要請があったときは、できる限り速やかに乙の所管施設の被災状況を把握し、乙又は乙の所掌する地方機関の長の指示により業務を実施するものとする。

(業務の実施体制)

- 第4条 丙は、業務を早急に実施できるよう前もって必要な建設機械、資材、労力等 (以下「建設資機材等」という。)の確保及び動員の方法を定め、その実施体制を甲 に報告するものとする。
- 2 前項に基づき丙が甲に報告する実施体制は、丙の会員による編成表及び連絡系統とする。なお、丙は実施体制に変更が生じた場合には速やかに甲に報告するものとする。
- 3 甲は、甲の所掌する事務所等の長及び乙に第1項に基づく実施体制を通知しておく ものとする。

(建設資機材等の報告)

第5条 丙は、建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、速やかにそ の資料を甲に提出するものとする。

(契約の締結)

- 第6条 甲又は甲の所掌する事務所等の長が丙の会員に出動を要請したときは、甲又は甲の所掌する事務所等の長は丙の当該会員と工事請負契約を速やかに締結するものとする。
- 2 乙が甲を通じて丙の会員の出動を丙に要請したときは、乙又は乙の所掌する地方機 関の長は丙の当該会員と工事請負契約を速やかに締結するものとする。

(有効期限)

第7条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成19年3月31日までの期間と する。

ただし、期間満了の1月前までに甲、乙又は丙のいずれからも何ら申し出のないと きは、引き続き同一条件をもって更に1年間継続するものとし、当該継続期間が満了 したときも同様とする。

(実施範囲の特例)

- 第8条 第2条に規定する範囲以外に特に必要として甲又は甲の所掌する事務所等の長が丙の会員に出動を要請した場合は、特別な理由がない限り、丙の会員はこれに応じるものとする。
- 2 第2条に規定する範囲以外に特に必要として乙が甲を通じて丙の会員の出動を丙に 要請した場合は、特別な理由がない限り、丙及び丙の会員はこれに応じるものとする。

(損害の負担)

- 第9条 業務の実施に伴い甲、甲の所掌する事務所等の長、乙、乙の所掌する地方機関の長、丙又は丙の会員の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合又は建設資機材等の損害が生じた場合には、丙又は丙の会員は、その事実の発生後速やかにその状況を書面により、甲に係るものについては甲又は甲の所掌する事務所等の長に、乙に係るものについては乙又は乙の所掌する地方機関の長に報告するものとする。
- 2 前項の損害に対する処置については、甲、甲の所掌する事務所等の長、乙又は乙の 所掌する地方機関の長と、丙又は丙の会員が協議して定めるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、 乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。 この協定の証として、本書9通を作成し、それぞれ甲、乙及び丙が捺印の上、各自1 通を保有するものとする。

平成 19 年 2 月 19 日

甲 国土交通省 東北地方整備局 局 長 坪 香



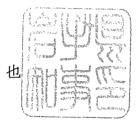
乙 青 森 県

知 事 三村 申



岩 手 県

知 事 増 田 寛



宮 城 県

知 事 村井嘉



秋 田 県

知 事 寺田 典



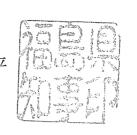
山 形 県

知 事 齋藤



福 島 県

知 事 佐藤雄平



仙 台 市

市 長 梅 原 克



丙 社団法人 日本土木工業協会 東北支部 支 部 長 赤 沼 聖





大規模災害時における応急対策業務の応援に関する協定



平成28年3月

山形県県土整備部

一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会東北支部

大規模災害時における応急対策業務の応援に関する協定

山形県県土整備部長(以下「甲」という。)と一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会東北支部長(以下「乙」という。)は、災害時に乙が実施するプレストレスト・コンクリート構造物等の応急対策業務の応援(以下「応援」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、地震、台風、大雨等の異常な自然現象による大規模な災害(以下「大規模 災害」という。)が発生し、甲が所管するプレストレスト・コンクリート構造物等が被災、 又は被災するおそれが生じた場合、乙が実施する応援に関し必要な事項を定め、もって被 害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

(応援の要請)

- 第2条 甲は、大規模災害時において、甲が行う業務の範囲で対応することが困難となり、乙 の応援が必要と認められるときは、乙に対し応援を要請することができるものとする。
- 2 乙は、甲から前項の規定による要請を受けたときは、特別の理由がない限り応じるものとする。

(応援の内容)

- 第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるいずれかとする。
 - (1) 緊急点検
 - (2) 応急対策の検討及び工事
 - (3) その他必要と認められる事項
- 2 乙は、応援を完了したときは、速やかに甲に報告するものとする。

(応援の実施体制)

第4条 甲及び乙は、あらかじめ本協定に基づく応援の要請、実施及び報告に係る実施体制を 定め、毎年4月末日までに報告するものとし、変更が生じた場合には、速やかに報告する ものとする。

(経費の負担)

第5条 第3条第1項第1号の緊急点検に要する経費は、原則として乙が負担するものとする。 また、第3条第1項第2号及び第3号の応急対策等に要する経費は、原則として甲が負担 するものとする。

(損害の負担)

第6条 応援の実施に伴い、甲、乙双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした

場合には、乙はその事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その措置 について、甲乙協議して定めるものとする。

(災害補償)

第7条 本協定に基づいて応援に従事した者が、作業中において負傷、罹患、又は死亡した場合の補償については、従事者の使用者の責任において行うものとする。

(その他)

- 第8条 本協定に定めのない事項、又はこの協定について疑義が生じたときは、その都度甲と 乙が協議のうえ定めるものとする。
- 2 本協定を円滑に実施するために、別途運用細目を定めるものとする。

付則

1 本協定は、平成28年3月22日より効力を生ずる。

本協定の証として、本書を2通作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年3月22日

甲 山形県県土整備部長

上 坂 克



乙 一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業績 東北支部長 森島



「大規模災害時における応急対策業務の応援に関する協定」 運用細目

標記協定に基づき、円滑な応援の実施を図るために以下の運用を定める。

1 協定第1条『目的』

- (1) 「プレストレスト・コンクリート構造物等」とは以下の構造物をいう。
 - 1) 橋梁
 - 2) スノーシェッド
 - 3) ロックシェッド
 - 4) その他、必要と認められる構造物

2 協定第2条『応援の要請』

- (1) 甲は、乙に応援を要請するときは、電話等で要請した後、速やかに別添様式1を提出する。なお、大規模災害の発生により甚大な被害が想定されるが、甲からの応援要請がない場合は、乙は甲に対し応援の要否について、確認するものとする。
- (2) 乙は、応援を要請されたときは、出動する会員を調整し甲に電話等で報告した後、 速やかに別添様式2により報告する。また、出動する会員は、総合支庁建設部又は出 先機関に電話で連絡し、応援の実施に係る個別調整を行う。
- (3) 災害の状況により、乙が十分な実施体制が組めない場合は別途協議する。

3 協定第3条第1項『応援の内容』

- (1) 緊急点検は、甲が通行の可否等の迅速な判断を行うために必要な資料の情報収集とし、目視による被害状況調査、写真撮影及び報告書作成とする。
- (2) 緊急点検は、乙の行う社会貢献活動であることを理解し、応援の内容が過度にならぬよう十分配慮する。
- (3) 応急対策は、緊急輸送道路の早期啓開や孤立集落の解消等のため応急的に必要な対策とする。

4 協定第3条第2項『応援の完了』

(1) 乙の会員は、緊急点検の結果を、逐次、総合支庁建設部又は出先機関に別添様式4 により直接報告するものとし、通行止めなど早急な対応が必要な場合は、電話等で速 やかに報告する。

- (2) 乙は、応援を完了したときは、別添様式3及び様式4を速やかに甲に提出する。甲は、乙から提出のあった別添様式3及び様式4を総合支庁建設部又は出先機関に送付する。
- (3) 乙の会員は、本協定に基づいて実施した活動実績の証明が必要な場合には、別添様式5を総合支庁建設部又は出先機関に提出し証明を受けるものとする。

5 協定第4条『応援の実施体制』

(1) 乙は、甲と協議のうえ、4地域ごとに応援を担当する会員をあらかじめ定めておくものとする。なお、本協定の事務の窓口は、甲は山形県県土整備部管理課に、乙は一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会東北支部事務局とする。

6 協定第5条『経費の負担』

(1) 応急対策の検討や工事などが必要と認められる場合は、その経費の負担について、総合支庁建設部又は出先機関と乙の会員との間で遅滞なく契約を締結する。

7 協定第8条『その他』

(1) 乙は、甲が特に必要として甲以外の者が管理する構造物の緊急点検の応援を依頼した場合は、当該構造物の管理者と緊急点検の応援の内容等を協議するものとする。

付則 この運用は、平成28年3月22日から効力を生ずる。

様 式 等

平成28年3月

山形県県土整備部

一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会東北支部

一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会 東北支部長 様

山形県県土整備部長 (公印省略)

大規模災害時における応急対策業務の応援要請について

「大規模災害時における応急対策業務の応援に関する協定」第2条に基づき、下 記のとおり応援を要請します。

記

- 1 要請月日平成○○年○○月○○日(平成○○年○○月○○日発生○○地震)
- 2 要請箇所 ○○総合支庁管内(又は一般県道○○線等)
- 3 業務内容
 - ▼ 緊急点検
 - □ 応急対策の検討及び工事
 - □ その他必要な事項
 - ※該当するものにチェックを入れる。
- 4 問い合わせ先

(山形県県土整備部○○課 担当者名○○ 電話番号○○)

山形県県土整備部長 様 ○○総合支庁建設部長(又は出先機関の長)様

> 一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会 東北支部長 (公印省略)

応援要請に基づく出動会員について(報告)

平成 \bigcirc 0年 \bigcirc 0月 \bigcirc 0日付け \triangle 0 \bigcirc 第 \bigcirc 0号で応援要請のあった件について、下記のとおり報告します。

今後の調整については、下記の出動会員と直接連絡願います。

記

| 出動行 | | ○○総合支庁管内 | |
|-----|---|-----------|----------|
| 出動会 | 員数 | ◇◇社 | |
| 番号 | | 会社名・電話番号 | 担当者・携帯番号 |
| 1 | $ \begin{array}{c c} \triangle \triangle \triangle \\ 0 \ 2 \ 2 \end{array} $ | △株式会社 | |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 4 | | | |
| 5 | | | |

山形県県土整備部長 様

一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会 東北支部長 (公印省略)

大規模災害時における応急対策業務の報告について

平成○○年○○月○○日付け△△○○第○○号で応援要請のあった応急対策業務について、完了したので下記のとおり報告します。

記

1 要請月日平成○○年○○月○○日 (平成○○年○○月○○日発生○○地震)

2 要請箇所及び業務内容

| | | H11 E1//1// | | 未切了 位 | | | | | |
|----|-----|-------------|----|----------------------------|------|------|----------|----------------|-----|
| 整 | 理番 | 号(コード番ー | 号) | 橋梁名等 | 所在 | 出動会員 | | 業務内容 | |
| 公所 | 連番 | 災害発生 年月日 | 協会 | (路線名) | 市町村 | 山野云貝 | 緊急 点検 | 応急対策の 検討、工事 | その他 |
| 01 | 001 | 20160311 | Р | ○○○橋 (主要地方道○○○○ ○○線) | 000市 | ㈱○○○ | 7 | | |
| | | | Р | | | | | | |
| | | | Р | | | | | | |
| | | | Р | | | | | | |
| | | | Р | | | | | | |
| | | | Р | | | | | | |
| | | | Р | | | | | | |
| | | | Р | | | | | | |

※ [公所] 01:村山、02:西村山、03:北村山、04:最上、05:置賜、06:西置賜、07:庄内、08:庄内空港、09:港湾事務所

※〔連番〕連番は公所ごととする。

※ 〔協会〕 P:プレストレスト・コンクリート建設業協会、M:日本橋梁建設協会

| | | | | | | 整理番号 | (コード番号) | | |
|----------------|---|-----------------|---------------------------------------|-----------|------------|--------------|--|-----------------------|---------------------------|
| | | | | | | I I | | | |
| 点検調書(その1) | 1) 橋梁の諸元 | | 調査日 | 1 年 | В В | 1111111 | 調査員 | | |
| 道路管理者 | | | | | 調査会社(出動会員) | | | | |
| 香沙夕 | | - 比女 井 | | | 橋 歴 版 | 有・ | 無(不明) | 補修履歴板 | 有・無(不明) |
| ₩ ₩ | | 의 H | | | 桁下からの調査 | 可能 | • 一部可能 | t · 不可能 | |
| 路線名 | | 架設位置都可 | 都市内高架・河川・海上・ | 跨道橋·跨線橋 等 | 架設環境 | 市街地 | 工業地帯・ | 凍結防止剤散布環境 | |
| 竣工年 | 卅 | 施工会社 | | | 橋格 | 道路橋 | (荷重) | 鉄道等 | |
| 橋種 | 道路橋・鉄道橋・歩道橋等 | 構造形式 | | | | P.C. | RC区分 | ポステン方式・ | プレテン方式・RC方式 |
| 桶 | 8 | スパン | ٤ | スパン数 | | | 最大支間長 | 単 | 8 |
| 全幅員 | ٤ | 車道幅員 | ٤ | 步道幅員 | | ٤ | 下部工 | 奉 | RC構造・鋼構造 |
| 牟 | 有り 度 無し | 最小平面曲率半径 | 有り 無し | 維断勾配 | | % | 構 | 橋脚 | RC構造・鋼構造 |
| 伸縮継手 | ゴム・銅製・(|) 支承 | 支承構造 ゴム・鋼製 |) • | | 耐震装置 | 単 | | * · (|
| | 1. 橋面の走行性 段差 4 | 有り 無し | 舗装の割れ | 有り 無し | | | 点検箇所 | 変状の概況 | 被災度 |
| | | | | | | | ①基礎 | | A , B , C , D |
| | 2. 伸縮継ぎ手 損傷 4 | 有り 無し | 遊間の異常 | 有り 無し | | | 2橋脚 | | As, A, B, C, D |
| | | | | | | = 1 - 1 | · 有 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 | | As, A, B, C, D |
| | 3. 支承部位の損傷 4 | 有り 無し 不明 | 地覆・防護柵の損傷 | 損傷 | | <u> </u> | こる上部構造 | | As, A, B, C, D |
| 带計 | | | | 健全 異常有り | り 不明 | <u></u> 10 · | 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 | | A , B , C , D |
| 何 哲 | 4. 主桁の損傷 第一 | 無し有り | ひび割れ 剥落 | . 遊離石灰 | これの色 | | | ⑥耐荷力に関する判定結果 | |
| С <u>ш</u> . | 有りの場合の位置 | | | | | 110 | | (①~⑥のうち最も被災度 | As, A, B, C, D |
| ር ተ | | | | | | | の大きいもの) | ₺ Ø) | |
| 'స‡ | 5. 下部工の損傷及び移動 | 有り無し | ひび割れ剥落 | 遊離石灰 | これの色 | | E ⑦伸縮装置 | | a, b, c |
| 星畔 | 有りの場合の位置 | | | | | <i>₩</i> € | J ⑧取付盛土(沈下) | 北下) | a, b, c |
| | | | | | | | に (多車両用防護柵間 | 護押 | a , b , c |
| | 6. 落橋防止構造の損傷 | 有り 無し | | | | | | ⑩走行性に関する判定結果 | |
| | | | | | | , confine | | (⑦~⑨のうち最も被災度 | a , b , c |
| | 7. 詳細点検の必要性 | 有り 無し | 8. 応急対策の必要性 | 要性有り | 無し | | 🛙 の大きいもの) | もの) | |
| | | | | | | | 復旧性 | 復旧性に関する調査 | α, β |
| | | | | | | | | | As , A , B-a , C-a , D-a |
| コンプロラ半段上 | | | | | | | 通行規 | 通行規制の判定基準 | :全面通行止め |
| | | | | | | | | | B-b , B-c , C-b , D-b |
| | | | | | | | | (0)-(9) | :通行規制 |
| | | | | | | | | | C-c , D-c |
| 富 | | | | | | | | | :応急復旧不要 |
| | + 1 1 2 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 | # :: , , | \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ | | | | | | CALL THE TOTAL CONTRACTOR |

*)損傷がある場合は、写真撮影行う事 (ファイル名も記述する)

| | | 0 | | | 114 5 |
|---------|------------|----------|---------|---------|---|
| | | | | | O MANA PROPERTY CONTRACTORY ASSOCIATION |
| | | 、路名 | 77111名: | 77小名: | JAPAN PRESIDENSED |
| | | 0 路線・水路名 | 銘 板 | 歴 板 | |
| (コード番号) | | | —— | | |
| 整理番号 | | | | | |
| | | | 77111名: | : 安心上 | |
| | | | (右側) | (右側) | |
| | (全景等) | 所在地 | 全景:側面 | 全景:側面 | |
| | | | | | |
| | 現地状況写真 | 0 | | | |
| | 2 – 1) | | 77414名: | 77114名: | |
| | 調書 (その2-1) | 橋梁名 | 全景:起点側 | 全景:起点側 | |
| | 点検調書 | 麁 | ₩ | 纽 | |

損傷位置 損傷位置 0 路線・水路名 損傷部一 損傷部一 整理番号(コード番号) 損傷位置 損傷位置 損傷部一 損傷部一 現地状況写真(損傷部) 所在地 損傷位置 損傷位置 点検調書 (その2-損傷部一 損傷部一 橋梁名

大規模災害時における応急対策業務の応援に関する協定に基づく活動実績証明書

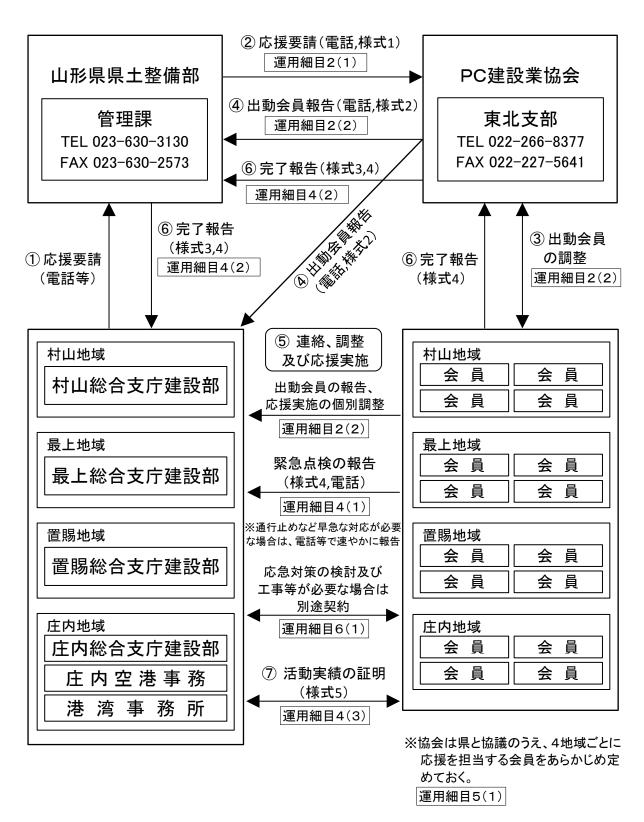
| 授 | 援要 | 加工 | 年 月 | ш | |
|---|-----|----|-----|---|---|
| 汩 | 動 | 섬 | 業 | 夲 | 0000株式会社 |
| 器 | 綠 • | 河 | 川 名 | 桊 | 主要地方道〇〇〇〇線 〇〇橋 外 |
| 汪 | 動 | | 滑 | 所 | |
| 挋 | 重 | | K | 徐 | □ 緊急点検□ 応急対策の検討及び工事□ その他必要な事項※該当するものにチェックを入れる。 |
| 汪 | 動 | 黑 | 施 | Ш | 平成○○年○○月○○日 ~ 平成○○年○○月○○日 |

上記活動は、山形県県土整備部長と一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会東北支部長が締結した「大規模災害時における応急対策業務の応援に関する協定」に基づく活動で あることを証明する。

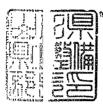
平成△△年△△月△△日

○○総合支庁建設部○○課長 (氏名)□□□□ ⑩

「大規模災害時における応急対策業務の応援に関する協定」 手続きフロー



※村山地域及び置賜地域においては、 本庁舎、分庁舎単位で、連絡、調整 等を行うこととする。・・・・⑤、⑦



大規模災害時における応急対策業務の応援に関する協定



平成28年3月

山形県県土整備部

一般社団法人日本橋梁建設協会

大規模災害時における応急対策業務の応援に関する協定

山形県県土整備部長(以下「甲」という。)と一般社団法人日本橋梁建設協会会長(以下「 乙」という。)は、災害時に乙が実施する鋼構造物等の応急対策業務の応援(以下「応援」と いう。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、地震、台風、大雨等の異常な自然現象による大規模な災害(以下「大規模 災害」という。)が発生し、甲が所管する鋼構造物等が被災、又は被災するおそれが生じた 場合、乙が実施する応援に関し必要な事項を定め、もって被害の拡大防止と被災施設の早 期復旧に資することを目的とする。

(応援の要請)

- 第2条 甲は、大規模災害時において、甲が行う業務の範囲で対応することが困難となり、乙 の応援が必要と認められるときは、乙に対し応援を依頼することができるものとする。
- 2 乙は、甲から前項の規定による要請を受けたときは、特別の理由がない限り応じるものとする。

(応援の内容)

- 第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるいずれかとする。
 - (1)緊急点検
 - (2) 応急対策の検討及び工事
 - (3) その他必要と認められる事項
- 2 乙は、応援を完了したときは、速やかに甲に報告するものとする。

(応援の実施体制)

第4条 甲及び乙は、あらかじめ本協定に基づく応援の要請、実施及び報告に係る実施体制を定め、毎年4月末日までに報告するものとし、変更が生じた場合には、速やかに報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 第3条第1項第1号の緊急点検に要する経費は、原則として乙が負担するものとする。 また、第3条第1項第2号及び第3号の応急対策等に要する経費は、原則として甲が負担 するものとする。

(損害の負担)

第6条 応援の実施に伴い、甲、乙双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした 場合には、乙はその事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その措置 について、甲乙協議して定めるものとする。

(災害補償)

第7条 本協定に基づいて応援に従事した者が、作業中において負傷、罹患、又は死亡した場合の補償については、従事者の使用者の責任において行うものとする。

(その他)

- 第8条 本協定に定めのない事項、又はこの協定について疑義が生じたときは、その都度甲と 乙が協議のうえ定めるものとする。
- 2 本協定を円滑に実施するために、別途運用細目を定めるものとする。

付則

1 本協定は、平成28年3月22日より効力を生ずる。

本協定の証として、本書を2通作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年3月22日

甲 山形県県土整備部長

上 坂 克



乙 一般社団法人日本橋梁建設協会会長 石 井



「大規模災害時における応急対策業務の応援に関する協定」 運用細目

標記協定に基づき、円滑な応援の実施を図るために以下の運用を定める。

1 協定第1条『目的』

- (1) 「鋼構造物等」とは以下の構造物をいう。
 - 1) 橋梁(主桁等主部材が鋼製の橋梁)
 - 2) その他、必要と認められる構造物

2 協定第2条『応援の要請』

- (1) 甲は、乙に応援を要請するときは、電話等で要請した後、速やかに別添様式1を提出する。なお、大規模災害の発生により甚大な被害が想定されるが、甲からの応援要請がない場合は、乙は甲に対し応援の要否について、確認するものとする。
- (2) 乙は、応援を要請されたときは、出動する会員を調整し甲に電話等で報告した後、 速やかに別添様式2により報告する。また、出動する会員は、総合支庁建設部又は出 先機関に電話で連絡し、応援の実施に係る個別調整を行う。
- (3) 災害の状況により、乙が十分な実施体制が組めない場合は別途協議する。

3 協定第3条第1項『応援の内容』

- (1) 緊急点検は、甲が通行の可否等の迅速な判断を行うために必要な資料の情報収集とし、目視による被害状況調査、写真撮影及び報告書作成とする。
- (2) 緊急点検は、乙の行う社会貢献活動であることを理解し、応援の内容が過度にならぬよう十分配慮する。
- (3) 応急対策は、緊急輸送道路の早期啓開や孤立集落の解消等のため応急的に必要な対策とする。

4 協定第3条第3項『応援の完了』

- (1) 乙の会員は、緊急点検の結果を、逐次、総合支庁建設部又は出先機関に別添様式4 により直接報告するものとし、通行止めなど早急な対応が必要な場合は、電話等で速 やかに報告する。
- (2) 乙は、応援を完了したときは、別添様式3及び様式4を速やかに甲に提出する。甲は、乙から提出のあった別添様式3及び様式4を総合支庁建設部又は出先機関に送付

する。

(3) 乙の会員は、本協定に基づいて実施した活動実績の証明が必要な場合には、別添様式5を総合支庁建設部又は出先機関に提出し証明を受けるものとする。

5 協定第4条『応援の実施体制』

(1) 乙は、甲と協議のうえ、4地域ごとに応援を担当する会員をあらかじめ定めておくものとする。なお、本協定の事務の窓口は、甲は山形県県土整備部管理課に、乙は一般社団法人日本橋梁建設協会事務局とする。

6 協定第5条『経費の負担』

(1) 応急対策の検討や工事などが必要と認められる場合は、その経費の負担について、総合支庁建設部又は出先機関と乙の会員との間で遅滞なく契約を締結する。

7 協定第8条『その他』

(1) 乙は、甲が特に必要として甲以外の者が管理する構造物の緊急点検の応援を依頼した場合は、当該構造物の管理者と緊急点検の応援の内容等を協議するものとする。

付則 この運用は、平成28年3月22日から効力を生ずる。

様 式 等

平成28年3月

山形県県土整備部

一般社団法人日本橋梁建設協会

一般社団法人日本橋梁建設協会会長 様

山形県県土整備部長 (公印省略)

大規模災害時における応急対策業務の応援要請について

「大規模災害時における応急対策業務の応援に関する協定」第2条に基づき、下 記のとおり応援を要請します。

記

- 1 要請月日平成○○年○○月○○日(平成○○年○○月○○日発生○○地震)
- 2 要請箇所 ○○総合支庁管内(又は一般県道○○線等)
- 3 業務内容
 - ▼ 緊急点検
 - □ 応急対策の検討及び工事
 - □ その他必要な事項
 - ※該当するものにチェックを入れる。
- 4 問い合わせ先

(山形県県土整備部○○課 担当者名○○ 電話番号○○)

山形県県土整備部長 様 ○○総合支庁建設部長(又は出先機関の長)様

一般社団法人日本橋梁建設協会会長 (公印省略)

応援要請に基づく出動会員について (報告)

平成 \bigcirc 0年 \bigcirc 0月 \bigcirc 0日付け \triangle 0 \bigcirc 第 \bigcirc 0号で応援要請のあった件について、下記のとおり報告します。

今後の調整については、下記の出動会員と直接連絡願います。

記

| 出動行 | | ○○総合支庁管内 | |
|-----|---|-----------|----------|
| 出動会 | :員数 | ◇◇社 | |
| 番号 | | 会社名・電話番号 | 担当者・携帯番号 |
| 1 | $ \begin{array}{c c} \triangle \triangle \triangle \\ 0 \ 2 \ 2 \end{array} $ | △株式会社 | |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 4 | | | |
| 5 | | | |

山形県県土整備部長 様

一般社団法人日本橋梁建設協会会長 (公印省略)

大規模災害時における応急対策業務の報告について

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け \triangle 〇〇第〇〇号で応援要請のあった応急対策業務について、完了したので下記のとおり報告します。

記

1 要請月日平成○○年○○月○○日(平成○○年○○月○○日発生○○地震)

2 要請箇所及び業務内容

| | ' | **** | | 木切门 石 | | | | | |
|----|-----|-------------|----|----------------------------|------|------|----------|----------------|-----|
| 整 | 理番 | 号(コード番- | 号) | 橋梁名等 | 所在 | 出動会員 | | 業務内容 | |
| 公所 | 連番 | 災害発生 年月日 | 協会 | (路線名) | 市町村 | 山 | 緊急 点検 | 応急対策の 検討、工事 | その他 |
| 01 | 001 | 20160311 | M | ○○○橋 (主要地方道○○○○ ○○線) | 000市 | ㈱○○○ | 7 | | |
| | | | M | | | | | | |
| | | | М | | | | | | |
| | | | M | | | | | | |
| | | | M | | | | | | |
| | | | M | | | | | | |
| | | | M | | | | | | |
| | | | M | | | | | | |

- ※ 〔公所〕 01:村山、02:西村山、03:北村山、04:最上、05:置賜、06:西置賜、07:庄内、08:庄内空港、09:港湾事務所
- ※〔連番〕連番は公所ごととする。
- ※ 〔協会〕 P:プレストレスト・コンクリート建設業協会、M:日本橋梁建設協会

会社名(出動会員)

被災状況の速報(被災橋梁)

- ※ ① 被災甚大の場合はまず口頭で対応するが、下記を記録しておくものとする。
 - ② (走行安定性) および (耐荷性能) の判定は「災害時即応体制ガイドライン (日本橋梁建設協会)」III. (4)による。
 - ③ 施工会社対応の場合は、班名を会社名と読み替え、路線名は橋梁毎記入する。

速報の記録

| 速報実 | 施日 | | 平成 | 年 | 月 | 目 | | | |
|---------|-----------------|--------|---------|------------|-------|--------|----------------------|-----|-----|
| 橋梁調 | 査実働班名 | 第 | 班 | 班長 | | | | | |
| 橋梁調 | 査路線名 | | ì | 道 | | | | | 線 |
| 速 | 報 先 | 道路管理者 | | | 速報相 | 手方 | | | |
| | | 橋梁調査対策 | | | 速報相 | 手方 | | | |
| | | *災害対策本 | 部・身 | 見地連絡本部・各対策 | 兼班へは、 | 、橋梁調査対 | 策班より | 連絡~ | する。 |
| | 整理番号 (コート・番号) | | | 橋梁形式 | | | | | |
| | 1 | | | およその橋長・幅員 | 橋長 | 1 | m 幅員 | | m |
| | | | 橋 | 走行性(地震被害) | | a • | b • с | | |
| | | | | 耐荷性(地震被害) | As · | · A · | в • | С | • D |
| | | | | 経年劣化 | | M • | $S \cdot N$ | | |
| | 路線名: | | | 詳細点検の必要性 | | 有り | 無し | | |
| | | 道 | | 応急対策の必要性 | | 有り | 無し | | |
| | | • | 線 | 所見 | | | | | |
| 災 | | | | | | | | | |
| | 整理番号 (コート・番号) | | | 橋梁形式 | | | | | |
| 害 | 2 | | | およその橋長・幅員 | 橋長 |] | m 幅員 | | m |
| 橋 | | | 橋 | 走行性(地震被害) | | a • | b • с | | |
| 梁 | | | | 耐荷性(地震被害) | As | · A · | в • | С | • D |
| | | | | 経年劣化 | | М • | s · N | | |
| 点 | 路線名: | | | 詳細点検の必要性 | | 有り | 無し | | |
| 検 | | 道 | | 応急対策の必要性 | | 有り | 無し | | |
| 結 | | • | 線 | 所見 | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 果 | 整理番号 (コード番号) | | | 橋梁形式 | | | | | |
| | 3 | | | およその橋長・幅員 | 橋長 |] | m 幅員 | | m |
| | | | 橋 | 走行性(地震被害) | | a • | b • с | | |
| | | | | 耐荷性(地震被害) | As | · A • | в • | С | • D |
| | | | | 経年劣化 | | м • | s · N | | |
| | 路線名: | | | 詳細点検の必要性 | | 有り | 無し | | |
| | | 道 | | 応急対策の必要性 | | 有り | 無し | | |
| | | • | 線 | 所見 | | | | | |
| | | | | | | | | | |

会社名(出動会員)

| | 調査・点検 | 結果報告書 | | 整理番 | 号(コード: | 番号) |
|---------|-------|---------|-------|-----|--------|-----|
| 発注機関 | | 調査日 | | | | |
| 事務所名 | | 天候 | | | | |
| 路線名 | | 調査担当班長 | | | | |
| 架橋場所 | | 施工会社名 | | | | |
| 橋梁名称 | | 担当部署 | | | | |
| 竣工年月 | | 担当者名 | | | | |
| 形式 | | TEL | | | | |
| 橋長(m) | | FAX | | | | |
| 支間 (m) | | 架橋場所データ | (GISデ | ータ) | | |
| 有効幅員(m) | | 北緯 | 0 | | , | , , |
| 细舌 (+) | | 市奴 | 0 | • | , | , , |

- * ① 施工会社名等は、橋歴版等より調査する。
 - ② 施工会社より一般図を入手して、A3サイズで添付する。
 - ③ 協会会員会社外の納入橋梁の場合は、一般図の入手を道路管理者に依頼する。

調查・点検結果

| 被災度の判定 | 走行安全性 | a ・ b ・ c 耐荷性能 As・A・B | As · A · B · C · D | |
|--|--------------|-----------------------|--------------------|--|
| 経年劣化の判定 | | M • S • N | | |
| 被害・損傷の程度 および変状 ※損傷・変状がない場合は、記載不 要 | 基礎 | | 写真 No | |
| | 橋台 | | 写真 No | |
| | 橋脚 | | 写真 No | |
| | 主構造 (上部工) | | 写真 No | |
| | 支承部 | | 写真 No | |
| | 落橋防止装置 | | 写真 No | |
| | 路面 | | 写真 No | |
| | 床版下面 | | 写真 No | |
| | 伸縮装置 | | 写真 No | |

整理番号(コード番号)

橋梁名 橋梁管理者 路線名 写真 No (写真撮影箇所) (写真貼付) (損傷・変状の説明) 写真データは100KB以下でお願いします 写真 No (写真撮影箇所) (写真貼付) (損傷・変状の説明) 写真データは100KB以下でお願いします 写真 No (写真撮影箇所) (写真貼付) (損傷・変状の説明) 写真データは100KB以下でお願いします

整理番号 (コード番号)

橋梁名 橋梁管理者 路線名





大規模災害時における応急対策業務の応援に関する協定に基づく活動実績証明書

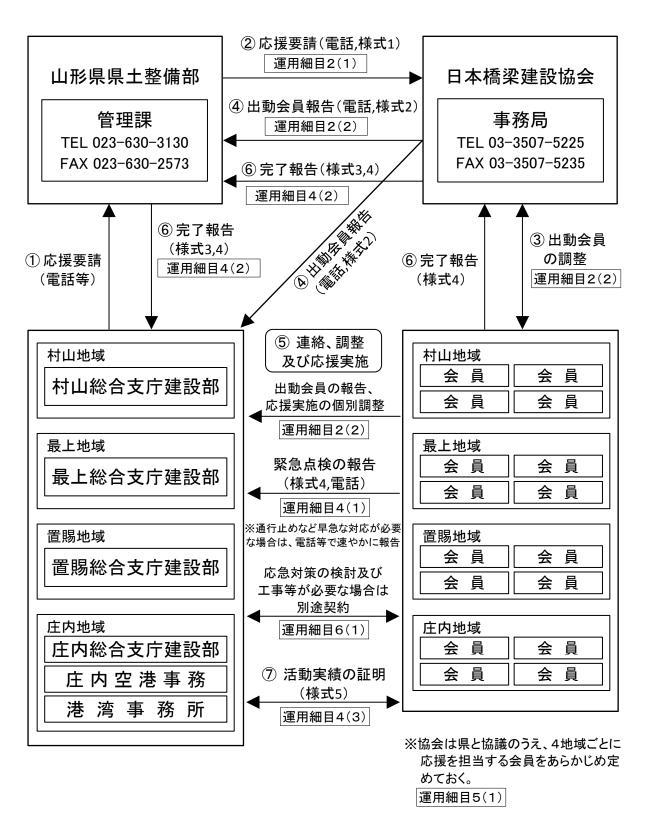
| | ○○○○株式会社 | 主要地方道〇〇〇〇線 〇〇橋 外 | | □ 緊急点検□ 応急対策の検討及び工事□ その他必要な事項※該当するものにチェックを入れる。 | 平成○○年○○月○○日 ~ 平成○○年○○月○○日 |
|-----------|----------|------------------|---------|---|---------------------------|
| 〇〇年〇〇月〇〇日 | 0000株式会社 | 主要地方道〇〇〇〇絲 | | □ 緊急点検□ 応急対策の検討及□ その他必要な事項※該当するものにチェック | 平成〇〇年〇〇月〇〇 |
| Ш | 谷 | 恭 | 刑 | 〉 | Ш |
| 田田 | 継 | 各 | | | 烟 |
| 青年 | | īĪ)II | 褙 | K | |
| 要請 | 섬 | · 河 | 動 | ● | ** |
| 艱 | 靊 | 緞 | \(\pi\) | Пшт | 重 |
| 捋 | 扭 | 路 | 뫂 | 汪 | 汨 |

上記活動は、山形県県土整備部長と一般社団法人日本橋梁建設協会会長が締結した「大規模災 害時における応急対策業務の応援に関する協定」に基づく活動であることを証明する。

平成△△年△△月△△日

○○総合支庁建設部○○課長 (氏名)□□□□ ⑩

「大規模災害時における応急対策業務の応援に関する協定」 手続きフロー



※村山地域及び置賜地域においては、 本庁舎、分庁舎単位で、連絡、調整 等を行うこととする。・・・・⑤、⑦



災害時における応急対策業務に関する協定書

山形県県土整備部長(以下「甲」という。)並びに村山総合支庁建設部長、最上総合支庁建設部 足長、置賜総合支庁建設部長及び庄内総合支庁建設部長(以下総称して「乙」という。)と一般社団 法人山形県測量設計業協会会長、一般社団法人日本補償コンサルタント協会東北支部山形県部会会 長、山形県建設コンサルタント協会会長及び山形県地質土壌調査業協会会長(以下総称して「丙」 いう。)は、大規模災害時における甲及び乙の所管施設の災害箇所調査業務及び災害応急対策に 一関する測量・調査・設計業務等(以下「業務」という。)の実施に関し、次のとおり協定する。

なお、山形県土木部長が平成16年12月10日付けで社団法人山形県測量設計業協会と、平成18年8月23日付けで山形県地質土壌調査業協会会長と、平成18年8月23日付けで山形県建設コンサルタント協会会長との間でそれぞれ交わした「災害時における被害状況調査の応援協力に関する協定」は、いずれも廃止する。

(目的)

RE

第1条 この協定は、地震災害や風水害等、異常な自然現象及び予期できない災害等が発生し、甲及び乙が所管する公共土木施設が被災した場合において、甲及び乙がその応急対策業務を実施するに当たり、丙への協力を要請するために必要な事項を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

(業務の実施範囲)

第2条 業務の実施範囲は、甲及び乙の所管施設において発生した災害箇所とする。

(業務の実施手続)

- 第3条 甲及び乙は、その所管施設が被災し、必要と認めるときは、被災状況に応じて丙の会員を 選定し、出動を要請することができる。
 - 2 丙の会員は、甲又は乙から出動要請があったときは、できる限り速やかに対象施設の被災状況 ※終を把握した上で、甲又は乙の指示に基づき、当該施設に係る業務を早急に実施するものとする。

(業務の実施体制)

- 第4条 丙は、あらかじめ業務に必要な実施体制を甲に報告するものとする。
- 2 丙は、業務を速やかに実施するため、必要な技術者及び器材等の確保並びに動員の方法を定め しておくものとする。

甲は、第1項の報告を受けたときは、乙に対し、これを伝達するものとする。

(業務候補者の推薦)

第5条 甲及び乙は、被災状況に応じて丙の会員を選定することが困難な場合は、丙に対し、業務 を行うことができると認められる丙の会員(以下「業務候補者」という。)の推薦を要請することができる。

2 丙は、前項の規定による要請があったときは、第4条第1項に基づく実施体制によらず、甲又は乙へ業務候補者を推薦することができる。

(契約の締結)

第6条 甲及び乙は、丙に各々の会員の出動を要請したときは、出動した会員と遅滞なく業務委託 契約を締結するものとする。

(有効期間)

- 第7条 この協定の期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。
- 2 前項の規定する期間満了の1ヶ月前までに甲、乙、丙いずれからも何ら申し出がないときは、 引き続き同一条件をもって本協定を継続するものとする。
- 3 この協定は、甲、乙、丙いずれかの申し出により廃止することができる。この場合、申し出は 廃止する期日の1ヶ月前までに行うものとする。

(損害の負担)

第8条 業務の実施に伴い甲、乙、丙いずれかの責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合又は技術者等に損害が生じた場合は、丙は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲又は乙に報告し、その措置については、甲又は乙と協議して定めるものとする。

(事務局)

第9条 この協定の施行に関し、甲及び乙は山形県県土整備部管理課に、丙は一般社団法人山形県 測量設計業協会にそれぞれ事務局を置く。

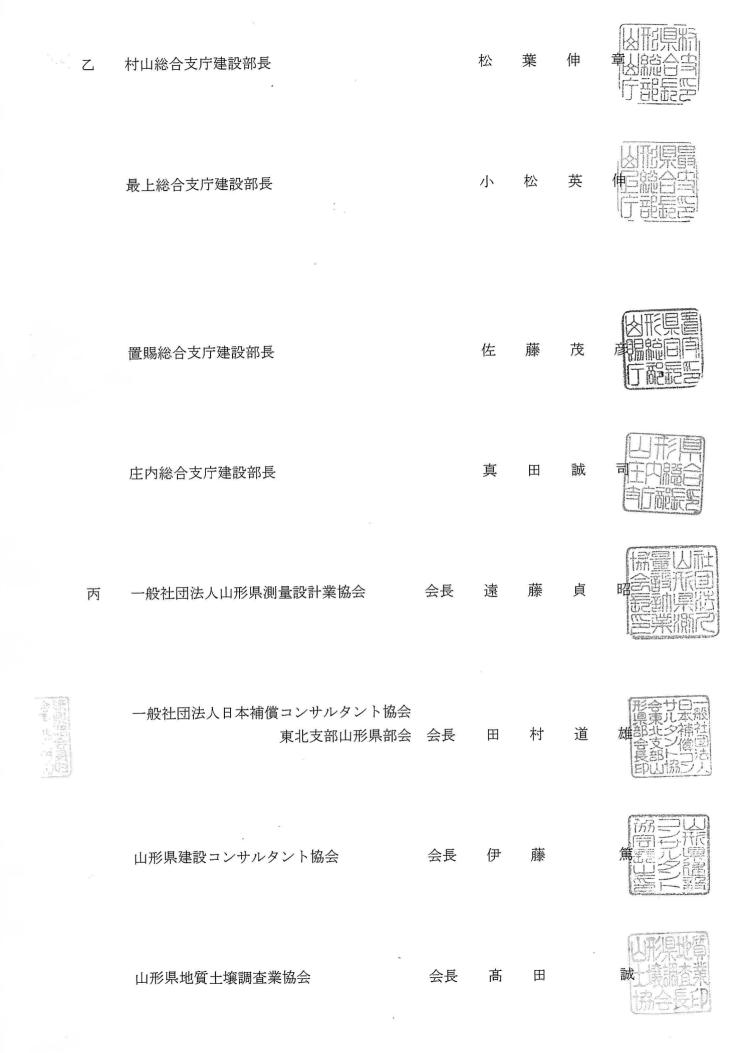
(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度協議してこれを定めるものとする。

平成26年3月28日

令和 2年3月30日改正





大規模災害時における応急対策業務に関する協定書

山形県県土整備部長(以下「県」という。)と一般社団法人建設コンサルタンツ協会東北支部長(以下「協会」という。)は、大規模災害時における県の所管施設の災害応急対策に関する測量・調査・設計業務等(以下「業務」という。)の実施に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 本協定は、地震災害や風水害等、異常な自然現象及び予期できない災害等が発生し、県が所管する公共土木施設が被災した場合において、県がその応急対策業務を 実施するに当たり、協会への協力を要請するために必要な事項を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

(業務の実施範囲)

第2条 業務の実施範囲は、県の所管施設において発生した災害箇所とする。

(業務の実施手続)

- 第3条 県は、その所管施設が被災し、必要と認めるときは、協会の会員のうち業務を 行うことができると認められる者(以下「業務候補者」という)の推薦を協会に要請 することができるものとする。
- 2 協会は、前項の規定による要請があったときは、複数の業務候補者を県へ推薦するものとする。
- 3 県は、協会の推薦に基づき業務を行う会員を選定し、出動を要請することができるものとする。
- 4 業務を行う会員は、県の指示に基づき、当該業務を早急に実施するものとする。

(業務の実施体制) /

第4条 協会は、業務を速やかに実施するため、必要な技術者及び器材等の確保並びに 動員の方法を定めておくものとする。

(契約の締結)

第5条 県は、業務を行う会員と遅滞なく業務委託契約を締結するものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から平成29年3月31日までとする。 2 前項に規定する期間が満了する日の1ヶ月前までに県、協会いずれからも申し出が ないときは、引き続き本協定を1年間継続するものとし、その後も同様とする。

(損害の負担)

第7条 業務の実施に伴い、県、業務を行う会員の責に帰さない理由により、第三者に 損害を及ぼした場合には、協会は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により 県に報告し、その措置については、県と協議して定めるものとする。

(災害補償)

第8条 本協定に基づいて業務に従事した者が、作業中に負傷、罹患、又は死亡した場合の補償については、従事者の使用者の責任において行うものとする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度協議して これを定めるものとする。

本協定の証として、本書2通を作成し、県、協会が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年10月20日

山形県県土整備部長 上坂 克目自一覧

一般社団法人建設コンサルタンツ協会

東北支部 支部長 遠藤 敏太







災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき災害時における応急 仮設住宅(以下「住宅」という。)の建設に関して、山形県(以下「甲」という。)が社団法人プレハブ建築協会(以下「乙」という。) に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法第23条第1項第 1号に規定するところのものをいう。

(所要の手続)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、 着工期日その他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものと する。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合に おいて、甲は後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者(以下「丙」という。)のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲(甲が住宅建設業務を市町村長 に委任した場合は、当該市町村長。次条においても同じ。)の要請に 基づき住宅建設を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。 2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては山形県土木 部建築住宅課、乙においては社団法人プレハブ建築協会担当部とする。

(報 告)

第8条 乙は、住宅建設について協力できる建設能力等の状況を毎年1 回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に対 し随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、本協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度 甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は平成8年5月1日から適用する。 この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自 その1通を保管する。

平成8年5月1日

被災建築物応急危険度判定業務に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県被災建築物応急危険度判定要綱に基づき、地震等災害後の二次災害の拡大を未然に防止するため、被災建築物の応急危険度判定業務を行う応急危険度判定士の判定活動の協力等について、山形県(以下「甲」という。)と社団法人山形県建築士会(以下「乙」という。)において必要な事項を定めるものとする。

(定義)

()

(· ·)

- 第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ次の各号に定めるところによる。
 - 一 被災建築物応急危険度判定(以下「応急危険度判定」という。) 余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の 安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害の発生の 危険の程度の判定、表示等を行うことをいう。
 - 二 応急危険度判定士

山形県被災建築物応急危険度判定士認定制度要綱に基づき、知事の認定を受けボラン ティアとして応急危険度判定を行うものをいう。

(応急危険度判定士名簿の作成等)

第3条 甲は、応急危険度判定士名簿を作成し、乙に通知するものとする。 (協力)

第4条 乙は、山形県被災建築物応急危険度判定要綱に基づき、応急危険度判定実施本部 又は、支援本部からの要請があった場合において、応急危険度判定士に対して協力を要請 するものとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては山形県土木部建築住宅課とし、乙に おいては社団法人山形県建築士会事務局とする。

(報告)

第6条 判定活動結果について、甲に報告するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議のうえ定めるも**の**とする。

(適用)

第8条 この協定は平成 年 月 日から適用する。 この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保管する。

平成10年4月8日

甲 山形県知事 髙 橋 和 雄

乙 社団法人山形県建築士会 会 長 大 泉 治 夫

災害時における応急住宅対策に関する協定

山形県(以下「甲」という。)及び社団法人山形県宅地建物取引業協会(以下「乙」 という。)は、災害時に甲及び乙が相互に協力して行う民間賃貸住宅の媒介及び提供に 関して、次の条項により協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、山形県地域防災計画(震災対策編)または本県以外の被災県(以 下「被災県」という。) からの要請に基づき、甲が、災害により住宅を滅失等し自己 の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者(以下「被災者」という。)が 民間賃貸住宅へ入居する際の媒介(以下「あっせん」という。)及び被災者のための 応急的な住宅として活用する民間賃貸住宅(以下「応急借上げ住宅」という。)の提 供(以下「応急住宅対策」という。) に関して、乙に協力を求めるに当たり、基本的 な事項を定めるものとする。

(協力要請)

- 第2条 甲は、被災市町村または被災県の意向を確認したうえで必要と認められる場合 は、乙に対し、応急住宅対策に関する協力を要請できるものとする。
- 2 7は、甲からの要請があった場合は、会員の宅地建物取引業者(以下「会員業者」 という。) に対し、応急住宅対策に関する協力を求めるものとする。
- 3 乙は、甲からの要請があった場合は、会員業者に対し、あっせんを無報酬で行うよ う協力を求めるものとする。
- 4 甲は、乙に対して対象区域等を明確に示して口頭又は電話により協力要請を行い、 後日速やかに文書を送付するものとする。

(協力)

第3条 乙及び会員業者は、前条の規定に基づく要請があった場合は、応急住宅対策に 対して協力するものとする。

(対象市町村への通知等)

第4条 甲は、乙に協力要請を行ったときは、対象市町村に対してその旨を通知するも のとする。

(乙の青務)

第5条 乙は、平時においても、この協定について会員業者の理解と協力を得られるよ う努力するものとする。

(甲の役割)

- 第6条 甲は、応急住宅対策に関する次の各号に掲げる事務を行う。
- 一 被災者及び市町村等への応急住宅対策等の周知に関すること
- 二 応急借上げ住宅の募集に関すること
- 三 応急借上げ住宅の借上げに関すること
- 四 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退去に関すること
- 五 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
- 六 その他関係者との調整に関すること
- 2 甲は、前項に掲げる業務の一部を、乙に委託することができる。

(7.の役割)

- 第7条 乙は、第3条に基づき甲に協力するため、応急住宅対策に関する次の各号に掲 げる事務を行う。
- 一 会員業者及び民間賃貸住宅所有者等への応急住宅対策等の周知に関すること
- 二 会員業者による「あっせん」の調整に関すること
- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- 四 甲からの委託を受けた業務に関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

(会員業者の役割)

- 第8条 会員業者は、第3条に基づき甲及び乙に協力するため、応急住宅対策に関する 次の各号に掲げる事務を行う。
- 一 民間賃貸住宅所有者等への応急住宅対策等の周知に関すること
- 二 「あっせん」に関すること
- 三 応急借上げ住宅の申込みに関すること
- 四 応急借上げ住宅の賃貸借契約等に関すること
- 五 応急借上げ住宅の退去に関すること
- 六 その他関係者との調整に関すること

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する窓口は、甲においては県土整備部建築住宅課、乙においては 社団法人山形県宅地建物取引業協会事務局とする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲及び乙の協議の上定めるも のとする。

(滴用)

2-9-12

第11条 この協定は、平成24年11月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有 する。

平成24年11月1日

甲 山形市松波二丁目8番1号

乙 山形市松波一丁目10番1号 社団法人山形県宅地翼 会長 日向 孝吉

災害時における応急住宅対策に関する協定

山形県(以下「甲」という。)及び社団法人山形県宅地建物取引業協会(以下「乙」という。)は、災害時に甲及び乙が相互に協力して行う民間賃貸住宅の媒介及び提供に関して、次の条項により協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、山形県地域防災計画(震災対策編)または本県以外の被災県(以下「被災県」という。)からの要請に基づき、甲が、災害により住宅を滅失等し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者(以下「被災者」という。)が民間賃貸住宅へ入居する際の媒介(以下「あっせん」という。)及び被災者のための応急的な住宅として活用する民間賃貸住宅(以下「応急借上げ住宅」という。)の提供(以下「応急住宅対策」という。)に関して、乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

(協力要請)

- 第2条 甲は、被災市町村または被災県の意向を確認したうえで必要と認められる場合は、乙に対し、応急住宅対策に関する協力を要請できるものとする。
- 2 乙は、甲からの要請があった場合は、会員の宅地建物取引業者(以下「会員業者」という。)に対し、応急住宅対策に関する協力を求めるものとする。
- 3 乙は、甲からの要請があった場合は、会員業者に対し、あっせんを無報酬で行うよう協力を求めるものとする。
- 4 甲は、乙に対して対象区域等を明確に示して口頭又は電話により協力要請を行い、 後日速やかに文書を送付するものとする。

(協力)

第3条 乙及び会員業者は、前条の規定に基づく要請があった場合は、応急住宅対策に対して協力するものとする。

(対象市町村への通知等)

第4条 甲は、乙に協力要請を行ったときは、対象市町村に対してその旨を通知するものとする。

(乙の責務)

第5条 乙は、平時においても、この協定について会員業者の理解と協力を得られるよう努力するものとする。

(甲の役割)

- 第6条 甲は、応急住宅対策に関する次の各号に掲げる事務を行う。
- 一 被災者及び市町村等への応急住宅対策等の周知に関すること
- 二 応急借上げ住宅の募集に関すること
- 三 応急借上げ住宅の借上げに関すること
- 四 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退去に関すること
- 五 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
- 六 その他関係者との調整に関すること
- 2 甲は、前項に掲げる業務の一部を、乙に委託することができる。

(乙の役割)

- 第7条 乙は、第3条に基づき甲に協力するため、応急住宅対策に関する次の各号に掲げる事務を行う。
 - 一 会員業者及び民間賃貸住宅所有者等への応急住宅対策等の周知に関すること
 - 二 会員業者による「あっせん」の調整に関すること
- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- 四 甲からの委託を受けた業務に関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

(会員業者の役割)

- 第8条 会員業者は、第3条に基づき甲及び乙に協力するため、応急住宅対策に関する 次の各号に掲げる事務を行う。
- 一 民間賃貸住宅所有者等への応急住宅対策等の周知に関すること
- 二 「あっせん」に関すること
- 三 応急借上げ住宅の申込みに関すること
- 四 応急借上げ住宅の賃貸借契約等に関すること
- 五 応急借上げ住宅の退去に関すること
- 六 その他関係者との調整に関すること

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する窓口は、甲においては県土整備部建築住宅課、乙においては 社団法人全日本不動産協会山形県本部事務局とする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲及び乙の協議の上定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成24年11月1日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年11月1日



甲 山形市松波二丁目8番1号 山形県知事 吉村 美領

乙 山形市松波一丁目 1 5 - 7 社団法人全日本不動産協会山飛県本部本部長 髙梨 秀幸

2-9-13

災害時における応急住宅対策に関する協定

山形県(以下「甲」という。)及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会(以下「乙」という。)は、災害時に甲及び乙が相互に協力して行う民間賃貸住宅の媒介及び提供に関して、次の条項により協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、山形県地域防災計画または本県以外の被災県(以下「被災県」という。)からの要請に基づき、甲が、災害により住宅を滅失等し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者(以下「被災者」という。)が民間賃貸住宅へ入居する際の媒介(以下「あっせん」という。)及び被災者のための応急的な住宅として活用する民間賃貸住宅(以下「応急借上げ住宅」という。)の提供(以下「応急住宅対策」という。)に関して、乙に協力を求めるに当たり、基本的な事項を定めるものとする。

(協力要請)

- 第2条 甲は、被災市町村または被災県の意向を確認したうえで必要と認められる場合は、乙に対し、応急住宅対策に関する協力を要請できるものとする。
- 2 乙は、甲からの要請があった場合は、会員に対し応急住宅対策に関する協力を求めるものとする。
- 3 乙は、甲からの要請があった場合は、会員に対し、あっせんを無報酬で行うよう協力を求めるものとする。
- 4 甲は、乙に対して対象区域等を明確に示して口頭又は電話により協力要請を行い、 後日速やかに文書を送付するものとする。

(協力)

第3条 乙及び会員は、前条の規定に基づく要請があった場合は、応急住宅対策に対して協力するものとする。

(対象市町村への通知等)

第4条 甲は、乙に協力要請を行ったときは、対象市町村に対してその旨を通知するものとする。

(乙の責務)

第5条 乙は、平時においても、この協定について会員の理解と協力を得られるよう努力するものとする。

(甲の役割)

- 第6条 甲は、応急住宅対策に関する次の各号に掲げる事務を行う。
 - 一 被災者及び市町村等への応急住宅対策等の周知に関すること
 - 二 応急借上げ住宅の募集に関すること
 - 三 応急借上げ住宅の借上げに関すること
 - 四 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退去に関すること
 - 五 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
 - 六 その他関係者との調整に関すること
- 2 甲は、前項に掲げる業務の一部を、乙に委託することができる。

(乙の役割)

- 第7条 乙は、第3条に基づき甲に協力するため、応急住宅対策に関する次の各号に掲 げる事務を行う。
 - 一 会員への応急住宅対策等の周知に関すること
 - 二 「あっせん」及び「応急借上げ住宅」の調整に関すること
 - 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
 - 四 甲からの委託を受けた業務に関すること
 - 五 その他関係者との調整に関すること

(仲介業者等の役割)

- 第8条 「あっせん」及び「応急借上げ住宅の仲介」を行う業者及び公益社団法人全国 賃貸住宅経営者協会連合会の山形県内の支部は、甲及び乙に協力するため、応急住宅 対策に関する次の各号に掲げる事務を行う。
 - 一 「あっせん」に関すること
 - 二 応急借上げ住宅の申込みに関すること
 - 三 応急借上げ住宅の賃貸借契約等に関すること
 - 四 応急借上げ住宅の退去に関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

(連絡窓口)

第9条 この協定に関する窓口は、甲においては県土整備部建築住宅課、乙においては 公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会本部事務局とする。

(協議)

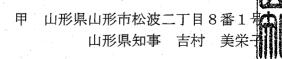
第10条 この協定の実施に関し必要な事項等については、甲及び乙の協議の上定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成25年2月14日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年 2月14日



乙 東京都中央区八重洲二丁目1番5号 公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会 会長 川口 雄一郎



災害時における復旧支援業務に関する協定

一中形県(以下「甲」という。)と公益社団法人日本下水道管路管理業協会(以下「乙」という。) とは、地震等の災害発生時における下水道管路施設の被害状況調査及び応急復旧の実施に対する 復旧支援業務(以下「業務」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震、大雨等の異常な自然現象及び予期せぬ災害等の発生により、甲が管理する下水道管路施設に被害が発生した場合において、乙の会員による、必要な建設機械、資材、労力等(以下「資機材」という。)の確保及び動員体制を定め、業務を実施することにより、被害の拡大の防止と被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

(対象施設)

第2条 業務の対象施設は、甲が管理する最上川流域下水道山形処理区、村山処理区、置賜処理 区及び最上川下流流域下水道庄内処理区の管路施設(管渠及びマンホール)である。

(業務の内容)

- 第3条 甲は、所管する下水道管路施設に災害が発生し必要と認めるときは、乙に対し、出動を要請することができる。
- 2 前項において、甲が乙に出動を要請するときは第1号様式「災害時復旧支援要請書」により 行うこととする。ただし、緊急時等で書面により難いときは電話等の他の方法で要請すること ができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。
- 3 乙は、前類の要請があったときは、第2号様式「災害時復旧支援受諾書」により回答するものとする。
 - 4 乙は、甲からの出動要請を受けたときは、乙の会員の中から必要な資機材をもって業務を実施しなければならない。

(業務の実施体制)

- 第4条 乙は業務を速やかに実施するため、必要な資機材の確保及び動員の方法を定め、その実施体制を甲に報告するものとする。
- 2 前項において、乙が甲に報告する実施体制は、任意の様式にて毎年4月末日までに報告するものとする。
 - 3 この協定に関する連絡窓口は、甲においては山形県県土整備部下水道課、乙においては公益 社団法人日本下水道管路管理業協会東北支部山形県部会事務局とする。

烈雄 超回社

間吊目や約の締結)

5条 甲は、乙に出動を要請したときは、乙と遅滞なく業務委託契約を締結するものとする。

(費用)

第6条 乙が実施する業務に係る費用は、甲の負担とする。

(協定期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間 満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申し出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、 以降も同様とする。

(防災訓練への参加)

第8条 この協定の実効性を高めるために、甲は乙に対し、甲が主催する防災訓練への参加を要請することができる。

(損害の負担)

第9条 業務の実施に伴い甲、乙双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、 又は支援に使用した資機材に損害が生じた場合、乙はその事実の発生後遅滞なく、その状況を 書面により甲に報告し、その措置については、甲、乙協議して決定するものとする。

(その他)

第 10 条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する ものとする。

平成26年7月18日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号 山形県知事 吉 村 美栄子



乙 東京都千代田区岩本町二丁目5番11号 公益社団法人日本下水道管路管理業協会 会 長 長谷川 健 司



災害時における復旧支援業務に関する協定書

山形県県土整備部(以下「甲」という。)と株式会社明電舎 東北支店(以下「乙」という。)とは、地震、津波、風水害その他の自然現象により、甲の所管する下水道施設(処理場及びポンプ場)が被災した場合(以下「災害時」という。)における復旧支援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援に関して基本的な事項を定め、災害時における下水道施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

(支援の要請)

- 第2条 甲は、災害時において必要と認められるときは、乙に対し、次の復旧支援業務を 要請することができる。
 - (1)被災した下水道施設の復旧のために必要な業務
 - (2) その他甲乙間で協議し必要とされる業務
- 2 甲は、前項の復旧支援業務を要請するときは、被災概要及び支援内容を明らかにした 書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難いときは、電話等で要請 できるものとし、この場合は、後日速やかに書面を提出するものとする。
- 3 乙は、前2項に基づき甲から要請された復旧支援業務を行うために、可能な範囲で必要な人員・資機材をもって協力するものとする。

(実施体制)



- 第3条 乙は、協定締結後速やかに、乙の連絡体制等必要な情報を、甲に提出するものと する。
- 2 乙は、前項に係る情報に変更が生じた場合には、速やかに甲に申し出るものとする。

(報告)

第4条 乙は、甲の要請により復旧支援業務を行ったときは、業務内容が判定できる写真 等の資料を整備するとともに、速やかに甲に対し復旧支援業務の進捗状況及び完成を書 面で適宜報告するものとする。

(契約の締結)

第5条 甲は、乙に協力を要請したときは、乙と遅滞なく復旧支援業務に係る随意契約を 締結するものとする。 (費用)

第6条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した復旧支援業務に係る費用は甲の負担とする。なお、甲の負担する費用の価格の決定にあたっては、乙の具体的業務内容の確定後、 甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、 期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙の一方又は双方から申し出がない場合、この協定は 1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(損害の賠償)

第8条 復旧支援業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務に使用した資機材に損害が生じた場合、乙はその事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その措置については、甲、乙協議して決定するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による 協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年7月28日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号 山形県県土整備部長 上 坂 克



乙 宫城県仙台市青葉区中央四丁目6番1号 株式会社 明電舎 東北支店 支店長 小 室 直 人



災害時における復旧支援業務に関する協定書

山形県県土整備部(以下「甲」という。)とメタウォーター株式会社 東北営業部(以下「乙」という。)とは、地震、津波、風水害その他の自然現象により、甲の所管する下水道施設(処理場及びポンプ場)が被災した場合(以下「災害時」という。)における復旧支援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援に関して基本的な事項を定め、災害時における下水道施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

(支援の要請)

- 第2条 甲は、災害時において必要と認められるときは、乙に対し、次の復旧支援業務を 要請することができる。
 - (1)被災した下水道施設の復旧のために必要な業務
 - (2) その他甲乙間で協議し必要とされる業務
- 2 甲は、前項の復旧支援業務を要請するときは、被災概要及び支援内容を明らかにした 書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難いときは、電話等で要請 できるものとし、この場合は、後日速やかに書面を提出するものとする。
- 3 乙は、前2項に基づき甲から要請された復旧支援業務を行うために、可能な範囲で必要な人員・資機材をもって協力するものとする。

(実施体制)

- 第3条 乙は、協定締結後速やかに、乙の連絡体制等必要な情報を、甲に提出するものとする。
- 2 乙は、前項に係る情報に変更が生じた場合には、速やかに甲に申し出るものとする。

(報告)

第4条 乙は、甲の要請により復旧支援業務を行ったときは、業務内容が判定できる写真 等の資料を整備するとともに、速やかに甲に対し復旧支援業務の進捗状況及び完成を書 面で適宜報告するものとする。

(契約の締結)

第5条 甲は、乙に協力を要請したときは、乙と遅滞なく復旧支援業務に係る随意契約を 締結するものとする。

(費用)

第6条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した復旧支援業務に係る費用は甲の負担とする。なお、甲の負担する費用の価格の決定にあたっては、乙の具体的業務内容の確定後、 甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、 期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙の一方又は双方から申し出がない場合、この協定は 1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(損害の賠償)

第8条 復旧支援業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務に使用した資機材に損害が生じた場合、乙はその事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その措置については、甲、乙協議して決定するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による 協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年7月28日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号 山形県県土整備部長 上 坂 克



乙 宮城県仙台市青葉区一番町一丁目9番1号 仙台トラストタワー メタウォーター株式会社 東北営業部 部長 石 﨑 寛 之



災害時における復旧支援業務に関する協定書

山形県県土整備部(以下「甲」という。)と株式会社 東芝 東北支社(以下「乙」という。)とは、地震、津波、風水害その他の自然現象により、甲の所管する下水道施設(処理場及びポンプ場)が被災した場合(以下「災害時」という。)における復旧支援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援に関して基本的な事項を定め、災害時における下水道施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

(支援の要請)

- 第2条 甲は、災害時において必要と認められるときは、乙に対し、次の復旧支援業務を 要請することができる。
 - (1)被災した下水道施設の復旧のために必要な業務
 - (2) その他甲乙間で協議し必要とされる業務
- 2 甲は、前項の復旧支援業務を要請するときは、被災概要及び支援内容を明らかにした 書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難いときは、電話等で要請 できるものとし、この場合は、後日速やかに書面を提出するものとする。
- 3 乙は、前2項に基づき甲から要請された復旧支援業務を行うために、可能な範囲で必要な人員・資機材をもって協力するものとする。

(実施体制)



- 第3条 乙は、協定締結後速やかに、乙の連絡体制等必要な情報を、甲に提出するものとする。
- 2 乙は、前項に係る情報に変更が生じた場合には、速やかに甲に申し出るものとする。

(報告)

第4条 乙は、甲の要請により復旧支援業務を行ったときは、業務内容が判定できる写真 等の資料を整備するとともに、速やかに甲に対し復旧支援業務の進捗状況及び完成を書 面で適宜報告するものとする。

(契約の締結)

第5条 甲は、乙に協力を要請したときは、乙と遅滞なく復旧支援業務に係る随意契約を 締結するものとする。

(費用)

第6条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した復旧支援業務に係る費用は甲の負担とする。なお、甲の負担する費用の価格の決定にあたっては、乙の具体的業務内容の確定後、甲乙協議して定めるものとする。

(協定期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙の一方又は双方から申し出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(損害の賠償)

第8条 復旧支援業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務に使用した資機材に損害が生じた場合、乙はその事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その措置については、甲、乙協議して決定するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による 協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年7月28日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号 山形県県土整備部長 上 坂 克





山形県・日本下水道事業団災害支援協定

山形県(以下「甲」という。)と日本下水道事業団(以下「乙」という。)とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援(以下「災害支援」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的等)

- 第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。
- 2 この協定は、下水道法(昭和33年法律第79号)第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

(象仗)

- 第2条 この協定の対象となる災害は、次の各号に掲げる原因により生ずるものとする。
 - (1) 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
 - (2) その他甲と乙の協議により定めるもの
- 2 この協定の対象となる下水道施設は、別記に掲げるもの(以下「協定下水道施設」という。)とする。

(災害支援の内容)

- 第3条 乙が行う災害支援の内容は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 災害の状況を確認するために行う現地調査(協定下水道施設の点検を含む。)
 - (2) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令(昭和26年政令第107号)第5条第1項の規定による災害報告に必要な資料の作成
 - (3) 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
 - (4) 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成(作成のために行う現地調査を含む。) 及び災害査定への立会
 - (5) 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

(災害支援の要請の方法)

- 第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、 文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信(これらの送信ができないときは、口頭又は電話)により当該要請を行うことができる。
- 2 前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

(災害支援の実施)

第5条 - 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する 災害支援を行うものとする。

(災害支援の完了の報告)

第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかに その内容を報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用(第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。)を負担するものとする。

- 2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実 費に相当する額を甲に請求するものとする。
- 3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うも のとする。

(廃止)

- 第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定 を廃止することができる。
- 2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書 面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

- 第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 甲の事務局 山形県 県土整備部 下水道課
 - (2) 乙の事務局 日本下水道事業団 東北総合事務所 施工管理課

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和8年9月9日までとする。

(現況届の提出)

- 第11条 甲は、協定を締結したときは、乙に対し、遅滞なく、現況届を提出するものとする。
- 2 甲は、前項により提出した現況届の内容に変更が生じたときは、直ちに変更後の現況届を乙 に提出するものとする。
- 3 甲は、前2項に規定する現況届に基づき、当該協定を締結した日から起算して1年を経過す るごとに、その間の経過を速やかに乙に報告するものとする。
- 4 第1項及び第2項に定める現況届は、様式によるものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有す る。

令和 **5**年 **9**月 **10**日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事

吉村美栄



乙 東京都文京区湯島二丁目 31 番 27 号 日本下水道事業団 理事長





別記

協定下水道施設、

1 終末処理場

- (1) 山形浄化センター
- (2) 村山浄化センター
- (3) 置賜浄化センター
- (4) 庄内浄化センター
- 2 ポンプ場 (マンホールポンプは除く。)
- (1) 山形 須川中継ポンプ場
- (2) 村山 大沢川中継ポンプ場 村山野川中継ポンプ場 最上川中継ポンプ場
- (3) 置賜 置賜最上川中継ポンプ場
- (4) 庄内 京田川中継ポンプ場



日本下水道事業団 理事長 殿

災害支援協定に係る現況届

山形県・日本下水道事業団災害支援協定第11条に基づき現況届を提出します。

| 四形宗 口平 | 1. 小坦尹未口 | 当火音又饭 励足牙 | 11 末に本 つら先仇 | 曲で促出しよう。 | | |
|-----------|----------|-----------|---------------------------------------|----------|--|--|
| 市町村名 | | | | | | |
| 担当部署名 | ž . | | · . | | | |
| 担当者役職及 | び氏名① | | - | | | |
| 担当者役職及 | び氏名② | 1 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | | |
| 災害時 | 電話番号 | | | | | |
| 緊急連絡先 | FAX | | | | | |
| | E-mail | 1. | | | | |
| 維持管理 | 業者名 | | | | | |
| 委託先電話番号 | | | | | | |
| | FAX | | | | | |
| | E-mail | | | | | |
| 対象施設名 | | | | | | |
| | | ルート図 | 一般平面図 | 水位関係図 | | |
| 最新図面作成年月日 | | | | | | |
| | | 設備フロー図 | 施設平面図 | 断面図 | | |
| 最新図面作成年月日 | | | | | | |
| 留意事項 | | | | | | |

- ※1 御担当者様は2名以上ご登録願います。
- ※2 災害時緊急連絡先が複数ある場合は「,」で区切って御記入願います。
- ※3 維持管理委託先がない場合は、「維持管理委託先」欄を御記入いただく必要はありません。 維持管理委託先が複数ある場合は、行を増やして御記入願います。
- ※4 「対象施設名」欄は、対象施設ごとに対象施設名及び最新の図面の作成年月日を記載してください。 また、施設が複数ある場合は別紙を作成するか、行を増やして御記入願います。
- ※5 「留意事項」欄は、災害支援時に留意すべきことがあれば御記入願います。

大規模災害時における緊急支援活動等に関する協定書

山形県最上総合支庁長(以下「甲」という。)と社団法人最上建設クラブ会長(以 下「乙」という。)は、大規模災害の発生等における、甲の所管する災害対策業務へ の緊急支援活動等に関し、次のとおり協定を締結する。

(協力要請)

第1条 甲は、最上管内において災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に行う 災害対策業務において必要が生じた場合は、別記様式により乙に対し緊急支援活動 等を要請するものとする(緊急支援活動等の内容については別表を参照)。

(要請に対する措置)

第2条 乙は、甲から前条の要請を受けた場合は、原則として甲の指示に基づき、災 害対策業務への緊急支援活動等を行うものとする。

(体制の整備)

第3条 乙は、前条に規定する緊急支援活動等を速やかに行うため、必要な建設機械、 資材及び労力等(以下「建設資機材等」という。)を確保し体制の整備に努めるも のとする。

(連絡窓口)

第4条 甲及び乙は、あらかじめ災害対策業務への緊急支援活動等に関する担当者を 定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(定めの無い事項等)

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲、乙協議して定める ものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、平成24年3月28日から平成25年3月31日ま でとする。ただし、期間満了30日前までに甲乙いずれの側からもこの協定を改定 する意思表示が無いときは、さらに一年間有効期間を延長するものとし、その後も また同様とする。

この協定の証として、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通 を保有するものとする。

平成24年 3月28日

山形県最上総合支庁長

小松 喜巳男

柿﨑 力治朗

社団法人最上建設クラブ 会長



山形県農林水産部所管の農地地すべり防止区域及び 県管理農業用水利施設等に対する緊急応急工事に関する協定

山形県知事(以下「甲」という。)と社団法人山形県土地改良建設協会会長(以下「乙」という。)とは、災害発生時における農地地すべり防止区域及び県管理農業用水利施設等の緊急応急工事の 実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震、地すべり、大雨等の異常な天然現象及び予期せぬ事故の発生により、甲が管理する農地地すべり防止区域及び農業用水利施設、防災施設に被害が発生した場合等に備え、乙の会員は必要な建設機械、資材及び労力等(以下「建設資機材等」という。)を事前に確保し、甲の要請により緊急に応急工事を実施できる体制を整備することによって、速やかな緊急応急工事の着手が可能となり、被害の拡大を最小限に止めるとともに、二次災害の発生を防止し、以って地域社会への貢献を図ることを目的とする。

(対象施設等)

第2条 業務の対象は、県が管理する別表1に掲げる農地地すべり防止区域及び別表2に掲げる農業用水利施設、防災施設とする。

ただし、別表 1、 2 以外の施設においても、甲乙協議の上、緊急に対応が必要と判断 した場合は、対象施設とすることができるものとする。

(業務の実施)

- 第3条 甲は、対象施設等が被災し、又は被災の恐れがあり、放置することにより重大な二次 災害や増破を招くと判断した場合は、緊急避難措置として現地調査、工法検討並びに緊 急応急工事(以下「緊急応急工事等」という。)を実施することとし、乙に出動を要請す ることができるものとする。
 - 2 乙は、甲から出動の要請があったときは、速やかに会員の中から緊急応急工事等が実施できる会員を選定し、甲に報告する。
 - 3 甲は、乙の選定した会員に対し緊急応急工事等の内容を指示するものとする。

(業務の実施体制の報告)

- 第4条 乙は、実施体制及び連絡系統を別添様式1により、当該年度の4月1日までに甲に報告するものとする。
 - 2 乙は、前項で報告した内容に変更が生じた時は、速やかに甲に報告するものとする。

(建設資機材等の報告)

- 第5条 乙は、緊急応急工事に使用する建設資機材確保状況を別添様式2により、当該年度の 4月1日までに甲に報告するものとする。
 - 2 乙は、前項で報告した内容に変更が生じた時は、速やかに甲に報告するものとする。

(契約の締結)

甲が第3条第1項の緊急応急工事等を実施するために乙に出動を要請した場合のうち、 第6条 緊急応急工事の実施が必要と判断した場合、甲は、同条第2項に基づき乙が選定した会 員と遅滞なく契約を締結するものとする。

(費用)

乙の選定した会員が当該協定に基づき出動した場合のうち、現地調査、工法検討に要 第7条 した費用は乙の負担、緊急応急工事に要した費用は甲の負担とする。

(損害の負担)

業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼした場 第8条 合、又は建設資機材等の損害が生じた場合、乙は、その事実の発生後遅滞なく、その状 況を書面により甲に報告し、その措置については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。

> ただし、期間満了1ヶ月前において、甲、乙いずれからも改廃の意思表示がない場合 は、この協定の期間を更に1年間延長することとし、以後もこの例によるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定められない事項、又は、この協定に疑義が生じたときは、その都度、 甲、 乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、それぞれ各1通保有するも のとする。

平成22年4月1日

吉村美栄 甲:山形県知事



乙: 社団法人 山形県土地改良建 会 長





別表 1

1. 県が管理する農地地すべり防止区域 <41地区>

| 指定区域名 | 所在地 | 担当課 | 実施状況 | 備考 |
|-------|------------|-------------|------|-------------|
| 蔵王堀田 | 山形市蔵王堀田 | 村山農村整備課 | 継続 | 東南村山 |
| 前丸森 | 上山市大字狸森 | 村山農村計画課 | 概成 | // |
| 大門 | 上山市大字大門 | , · // · . | " | <i>"</i> |
| 山口 | 河北町大字岩木 | 西村山農村整備課 | 継続 | 西北村山 |
| 下小沼 | 西川町大字水沢 | " | " | |
| 大舟木 | 朝日町大字大舟木 | , n | " " | <i>"</i> |
| 幸生 | 寒河江市大字幸生 | 村山農村計画課 | 概成 | " |
| 道海 | 大江町大字沢口 | " | " | , n |
| 市ノ沢 | 大江町大字本郷 | " | " | " |
| 澄又 | 西川町大字入間 | " | " | " |
| 中岫、 | 西川町大字沼山 | , a | " | n |
| 沼山 | " | " | " | " |
| 滝の沢 | 大蔵村大字南山 | 最上農村計画課 | 継続 | 最上 |
| 滝の沢第二 | " | " | " | . // |
| 勝地 | 戸沢村大字角川 | " | " | " |
| 別当ヶ沢 | // | " | " | // |
| 砂子沢 | <i>u</i> | " | " | // |
| マッタイ沢 | 戸沢村大字蔵岡 | " | " | . // |
| 中田沢 | 戸沢村大字松坂 | " | " , | " |
| 土地台 | 戸沢村大字神田 | " | " | <i>"</i> |
| 野口 | 戸沢村大字松坂 | " | " | " |
| 百合沢 | 戸沢村大字古口 | " | " | <i>'</i> // |
| 山屋 | 真室川町大字差首鍋 | " | " | // |
| 小泉 | 新庄市大字紫草山 | " | 概成 | " |
| 大平 | 舟形町長沢 | <i>n</i> | " | // |
| 西又 | 舟形町堀内 | " | // | " |
| 水ヶ沢 | 大蔵村大字清水 | " | | // |
| 角間沢 | 戸沢村大字蔵岡 | " | " | <i>II</i> 、 |
| 谷地 | 真室川町大字大沢 | // | " | " |
| 大谷地 | 真室川町大字大谷地 | " | " | " |
| 大芦沢 | 鮭川村大字曲川 | " | " | " |
| 杉沢 | 米沢市大字簗沢 | 置賜農村計画課 | " | 置賜 |
| 小滝 | 南陽市大字小滝 | " | " | " |
| 酒町 | 南陽市大字荻 | " | " | " |
| 上荻 | 南陽市大字荻 | " | " | . " |
| 七五三掛 | 鶴岡市大字大網 | 庄内農村計画課(国営) | 継続 | 庄内 |
| 鬼坂峠 | 鶴岡市大字坂野下 | 庄内農村計画課 | 概成 | " |
| 添川 | 鶴岡市大字添川 | // | " | " |
| 立岩 | 鶴岡市大字越中山 | // | " | // |
| 東岩本 | 鶴岡市大字東岩本 | " | " | <i>II</i> |
| 天狗森 | 鶴岡市大字たらのき代 | " | " | // |





別表 2 2. 県が管理する農業用水利施設

| 地 区 名 | 施設名 | |
|--|--|---|
| | 新鶴子ダム | 1 箇 |
| | 鶴子頭首工 | 1 |
| 村山北部 | 丹生川左岸幹線用水路(沈砂池~調圧水槽) | 2, 752 m |
| | 鶴券 田頭首丁 | 1 箇 |
| | 鶴巻田頭首工 丹生川右岸幹線用水路(沈砂池~調圧水槽) | 7, 516 m |
| | 水窪ダム | 1 歯 |
| • | 羽黒川頭首工 | 1 箇 |
| | | |
| | 東幹線用水路(東西分水工~万世分水工) | 3, 028 m |
| • | 羽黒川導水路(頭首工~大小屋頭首工) | 248 m |
| | 大小屋頭首工 | 1 箇 |
| 米沢平野 | 矢沢導水路(頭首エ〜ダム注水口) | 1, 258 m |
| ベルーキ | 西幹線用水路(ダム~大樽川注水口) | 13, 167 m |
| | 鬼面川頭首工 鬼面川右岸幹線用水路(取水口~館山分水工) 鬼面川右岸幹線用水路(館山分水工~宮山分水工) | 1 歯 |
| | 鬼面川右崖幹線用水路(取水□~館川分水T) | 244 m |
| | 鬼面川左岸幹線用水路(館山分水工~高山分水工) | 897 m |
| | ※ 一 | 1 6 |
| | | 2, 455 m |
| | 導水路(取水口~吐出水槽) | |
| | 泉田川第2頭首工 | 1 |
| 泉田川 | 桝沢ダム | 1 箇 |
| жши | 第1頭首工 | 1 箇 |
| | 導水幹線用水路 | 1, 320 m |
| | 馬見ヶ崎川頭首工 | 1 🛭 🗷 |
| | 馬見ヶ崎幹線導水路(取水口~松原分水工) 門伝用水機場 | 378 m |
| | 門存用水機場 | 1 |
| 最上川中流 | 送水管(機場~門伝吐水槽) | 1, 993 m |
| | | 1, 555 1 |
| | 最上川取水工 | |
| | 西部幹線用水路(取水工~用水機場) | 13, 815 m |
| | 小松頭首工 | 1 6 |
| | 犬黒取水塔 | 1 歯 |
| | 大川黒川幹線用水路(取水塔~犬川注水工) | 6, 781 m |
| 白川 | 小松導水幹線用水路(取水口~小松分水工) | 520 m |
| | 長瀞頭首工 | 1 6 |
| | 長瀞幹線用水路(取水口~一本松分水工) | 3, 531 m |
| | 西高峰頭首工 | 1 1 |
| | 白川幹線用水路(取水口~松原分水工) | 7, 371 m |
| | 山川 千秋 市 小 町 (取 小 口 ~ 位 原 方 小 工 / | 1 1 1 |
| 最上川下流 | 小组织目上 小堆土幅口小吃 (小堆两头 7. 木水): 小堆土桶) | |
| | 北楯頭首工 北楯大堰用水路(北楯頭首工沈砂池~北楯大堰) 昭和堰頭首工 | 4, 910 m |
| | | 1 箇 |
| 寒河江川下流 | 高松堰頭首工 | 1 箇 |
| | 昭和堰幹線用水路(頭首エー大堰・二ノ堰分水工) | 818 m |
| | 一 平沢用水機場 | [b i |
| | 導水路(境川放水工~吸水槽) | 713 m |
| 自 1. 10 字 太子 4. | 送水管路(機場~吐出水槽) | 1, 877 m |
| 最上川下流右岸 | | |
| | 草薙頭首工 | .1 箇 |
| | 導水幹線用水路(取水工~柳沢分水工) | 23, 597 m |
| | 赤川頭首工 | 1 1 |
| | 赤川用水機場 | 1 1 1 |
| | | |
| 赤川 | 導水路 | 632 n |
| | 西 1 号幹線用水路(取水口~高寺分水工) | 9, 690 n |
| | 東 2 号幹線用水路(高寺分水工~止場分水工) | 6, 400 m |
| | | |
| | 清水用水機場 | 1 🗯 |
| | 送水管(機場~第1吐出水槽) | 365 n |
| | 第1号幹線用水路(第1吐出水槽~第1-2吐出水槽) | 10, 768 m |
| 新庄 | | |
| | 駒場頭首工 | 1 箇 |
| en e | 小月野用水機場 | 1 |
| | 第3号幹線用水路(機場~第1吐出水槽) | 970 m |

3. 防災施設

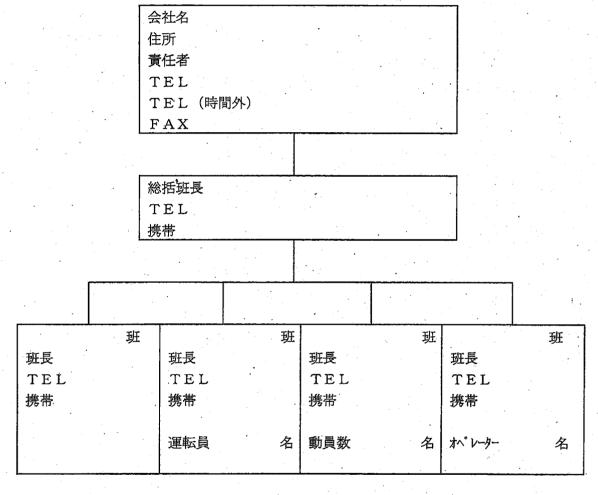
| I | 施設名 | 施設諸元等 | |
|---|----------|--|------|
| ſ | 銀山ダム | 構造:コンクリート重力式ダム 堤高:21.3m 堤長:60m 有効貯水量:64千㎡ | 1 箇所 |
| | 新鶴子防災ゲート | ガーター型式フラップゲート1門 H1.6m×B17.0m | 1 歯所 |





緊急応急工事実施体制及び連絡系統

- 1. 会員名
- 2. 実施体制及び連絡系統



班編成例:現場連絡班、作業班1、作業班2、資機材班 等 現場と常に連絡の取れる手段を確保し、その連絡先を で囲む





建設資機材確保状況

(1) 主要資材

| 名称 | 単位 | 数量 | 保管場所等 |
|----|----|----|-------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

(2) 土取場及び土捨場

| .[| 位置 | 採取・捨土可能量 | 運搬経路・運搬距離 |
|----|----|----------------|-----------|
| | 地内 | m ³ | |
| | 地内 | m³ | |

(3) 重機械及び車両

①運搬車両

| | CX=1/X-1/1 | | | | |
|----|------------|----|------|----|----|
| | 名称 | 規格 | 、 単位 | 数量 | 備考 |
| | | | | | |
| ٠. | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | , | |

②掘削積込機械(現に所有・使用が確実なものを記載のこと)

| 名称 | 規格 | 単位 | 数量 | 備考 |
|----|----|----|----|----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | • | | | |

③掘削積込機械(リース等他から調達のものを記載のこと)

| 名称 | 規格 | 単位 | 数量 | リース・レンタル・チャーターの区分 |
|--------|-----|----|----|-------------------|
| | 45. | | | |
| | | | | |
| 1 | | | | |
| | | | | |
| | | | , | |





| (4) ~ | 04 | hσ | 機械 |
|------------------|-----|------|--------|
| (T) | マノル | い、ソノ | 122777 |

| 名称 | 規格 | 単位 | 数量 | 備考 |
|----|----|----|----|----|
| | | | | |
| | | * | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | , | | |

⑤その他の器材

| 名称 | 規格 | 単位 | 数量 | 備考 |
|----|----|----|----|----|
| | | , | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | , | |
| | | | | |

⑥緊急資材購入一覧表

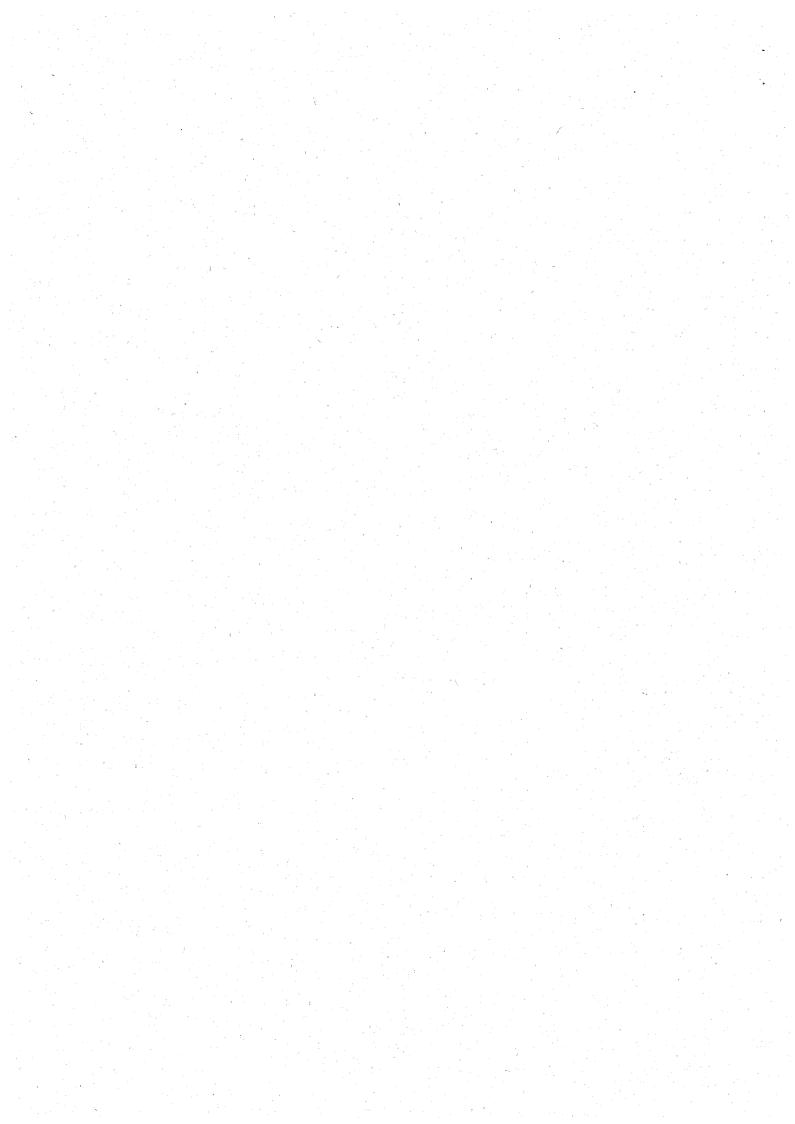
| | 名称 | 単位 | 数量 | 購入先 |
|---|----|----|----|-----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| T | | | | |
| ſ | | | | |

(4) 有資格者等

| 資格の名称 | | 保有者数 | | | 備考 | | |
|-------|-----|------|-----|--|----|---|-----|
| | | | | | | | |
| | • . | | 11. | | | | |
| , | | | | | | | |
| | | | | | | * | · . |
| | • | | | | • | | |

(5)協力会社

| 会社名 | 連絡先 | 協力内容(輸送・作業・電気) | | |
|-----|-----|----------------|--|--|
| | | | | |
| | | | | |
| | • | | | |
| | | | | |
| | | | | |



山形県所管の治山施設等及び県管理林道施設に 対する緊急応急工事に関する協定書

山形県知事 吉村 美栄子(以下「甲」という。)と山形県森林土木建設業協会 会長 永井 敏行(以下「乙」という。)とは、災害発生時のおける治山施設等及び県管理林道 等の緊急応急工事の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震、地すべりや大雨等の異常な天然現象及び予期せぬ事故の発生により、甲が管理する治山施設等(地すべり防止区域(林野庁所管)の施設を含む。)及び県管理林道施設に被害が発生した場合等に備え、山形県森林土木建設業協会の会員(以下「会員」という)は必要な建設機械、資材及び労力等(以下「建設資機材等」という。)を事前に確保し、甲の要請により緊急に応急工事を実施できる体制を整備することによって、速やかな緊急応急工事の着手が可能となり、被害の拡大を最小限に止めるとともに、二次災害の発生を防止し、以って地域社会への貢献を図ることを目的とする。

(対象施設等)

第2条 業務の対象は、県が管理する治山施設、別表1に掲げる地すべり防止区域(林野庁所管)、及び別表2に掲げる県管理林道施設等とする。

ただし、別表1、2以外の施設等においても、甲乙協議のうえ、緊急に対応が必要 と判断した場合は、対象施設とすることができるものとする。

(業務の実施)

- 第3条 甲は、対象施設等が被災し、又は被災のおそれがあり、放置することにより 重大な二次災害や増破を招くと判断した場合は、緊急避難措置として現地調査、工法 検討並びに緊急応急工事(以下「緊急応急工事等」という。)を実施することとし、乙 に、出動を要請することができるものとする。
- 2 乙は、甲から出動の要請があったときは、速やかに会員の中から緊急応急工事等が 実施できる会員を選定し、甲に報告する。
- 3 甲は、乙の選定した会員に対し緊急応急工事等の内容を指示するものとする。

(業務の実施体制の報告)

- 第 4 条 乙は、会員名簿及び緊急応急工事等に対応した事務フロー図を当該年度の 4 月1日までに甲に提出するものとする。
- 2 乙は、前項で報告した内容に変更が生じた時は、速やかに甲に提出するものとする。

(契約の締結)

第5条 甲が第3条第1項の緊急応急工事等を実施するために、乙に出動を要請した場合のうち、緊急応急工事等の実施が必要と判断した場合、甲は、同条第2項に基づき、乙が選定した会員と遅滞なく契約を締結するものとする。

(費用)

第6条 乙の選定した会員が当該協定に基づき出動した場合のうち、現地調査、工法 検討に要した費用は乙の負担、緊急応急工事に要した費用は甲の負担とする。

(損害の負担)

第7条 業務の実施に伴い、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼした場合、又は建設資機材等の損害が生じた場合、乙は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲に報告し、その措置については、甲乙協議して定めるもまのとする。

(有効期限)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。 ただし、期間満了1ヶ月前において、甲、乙いずれからも改廃の意思表示がない場合は、この協定の期間を更に1年間延長することとし、以後もこれによるものとする。

(その他)

第9条 この協定に定められない事項、又は、この協定に疑義が生じたときは、その 都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、それぞれ各1通 保有するものとする。

令和元年 **12**月 **12**日

甲:山形県知事 吉村美栄

と対策を

乙:山形県森林土木建設業協会 会長 永井 敏 ?

マ協不 印舎建

災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書

是能

(趣 旨)

第 1 条 この協定は、山形県地域防災計画に基づく災害時における木造応急仮設住宅(以下、「住宅」という)の建設に関して、山形県(以下、「甲」という。)が、一般社団法人全国木造建設事業協会(以下、「乙」という。)に協力を要請するにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において、「住宅」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号) 第4条第1項第1号に定める応急仮設住宅をいう。

(要請の手続き)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期 日およびその他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。 ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲 は、前記文書を事後速やかに提出しなければならない。

(協力)

第 4 条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者(以下「丙」という。)のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第 5 条 乙のあっせんを受けた丙は、甲(甲が住宅建設業務を市町村長に委任 した場合は、当該市町村長。以下、同じ。)の要請に基づき住宅建設を行うも のとする。

(費用の負担及び支払い)

- 第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。
- 2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは、丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては山形県県土整備部 建築住宅課、乙においては、一般社団法人全国木造建設事業協会建設部会と する。



(報 告)

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲 に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報 告を求めることができる。

(会員名簿の提供)

第9条 乙は、この協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名 簿を毎年1回、甲に提供するものとし、担当者又は会員に異動があったとき は、その都度甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協 議の上定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は平成29年9月1日から適用する。

この協定を証するため本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成29年9月1日



乙 東京都中央区八丁堀三丁目 4 番 10 号 一般社団法人全国木造建設事業協会 代表者 理事長 青木宏之

災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書

山形県(以下「甲」という。)及び独立行政法人住宅金融支援機構(以下「乙」という。)は、地震、風水害等の災害時における被災した県民の住宅の早期復興を支援するために、山形県地域防災計画に基づき甲が実施する施策への乙の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

(情報の交換)

- 第1条 甲及び乙は、この協定に基づき、被災した県民の住宅の早期復興への支援を 円滑に行うため、次の情報を適時適確に交換する。
 - 一 住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する施策及び融資制度
 - 二 被害状況、被災した県民から寄せられた住宅の復興等に関する要望
 - 三 第7条に定める連絡窓口となる部署名並びに連絡責任者及び補助者の職名及び 氏名
 - 四 第7条に定める連絡窓口との連絡方法
 - 五 その他住宅の早期復興への支援に関し必要な事項

(住宅相談窓口の開設)

- 第2条 乙は、甲からの協力要請に応じて、「住宅相談窓口」を速やかに開設し、被 災した県民からの住宅再建及び住宅ローンの返済に関する相談に対応し、県民の住 宅の早期復興を支援するものとする。
- 2 甲は、前項の「住宅相談窓口」の開設及び運営に当たって、必要に応じ、場所の確保その他乙から要請を受けた事項について、乙に協力するものとする。

(職員の派遣)

- 第3条 乙は、前条第1項の相談に対応するため、職員を派遣するものとする。
- 2 乙は、前条第1項の相談への対応のほか、甲から県民の住宅の早期復興を支援するため特に要請を受けたときは、甲と協議の上、職員を派遣するものとする。

(住宅ローン返済中の県民への支援)

第4条 乙は、乙の住宅ローンを返済中に被災した県民に対して、当該住宅ローンの 支払の猶予や返済期間の延長等の措置を諸規定に従って講ずるものとする。

(周知)

- 第5条 乙は、乙の災害復興住宅融資の実施、第2条の「住宅相談窓口」の開設及び 前条の措置について、被災した県民に対して積極的に周知するものとする。
- 2 甲は、被災地の市町村の窓口等を通じて、前項の周知に協力するものとする。

(施策実施上の課題等の調整)

第6条 甲及び乙は、住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する甲の施策 及び乙の災害関連業務の円滑な実施に資するため、甲がこれらの施策を実施するに 当たり発生する乙の融資及び債権管理上の課題等への対応について、あらかじめ調 整を行うものとする。

(連絡窓口)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口をそれぞれ設置するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか、被災した県民の住宅の早期復興支援に当たり 必要な事項については、その都度、甲及び乙が充分な協議の上、定めるものとする。

(滴用)

- 第9条 この協定は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 山形県知事と住宅金融公庫東北支店長との間で締結した平成17年9月15日付け 「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」は、本協定の締結に伴 い、廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を 保有する。

平成28年4月1日

甲 山形県

山形県知事

吉村美栄



乙 独立行政法人住宅金融支援機構 理事長 加 藤 利



2-9-24

災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づく災害時における木造応急仮設住宅(以下、「住宅」という)の建設に関して、山形県(以下、「甲」という。)が、一般社団法人日本木造住宅産業協会(以下、「乙」という。)に協力を要請するにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「住宅」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号) 第4条第1項第1号に定める応急仮設住宅をいう。

(要請の手続き)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期 日およびその他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。 ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲 は、前記文書を事後速やかに提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者(以下「丙」という。)のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲(甲が住宅建設業務を市町村長に委任 した場合は、当該市町村長。以下、同じ。)の要請に基づき住宅建設を行うも のとする。

(費用の負担及び支払い)

- 第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。
- 2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは、丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては山形県県土整備部 建築住宅課、乙においては、一般社団法人日本木造住宅産業協会東北支部と する。

(報告)

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲 に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報 告を求めることができる。

(会員名簿の提供)

第9条 乙は、この協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名 簿を毎年1回、甲に提供するものとし、担当者又は会員に異動があったとき は、その都度甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協 議の上定めるものとする。

(適 用)

第11条 この協定は平成30年12月3日から適用する。

この協定を証するため本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 30 年 12 月 3 日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事 吉村 美栄・

乙 東京都港区六本木一丁目 7番 27号 一般社団法人日本木造住宅産業協会

会 長 市川



2-9-25

災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づく災害時における応急仮設住宅の建設に関して、山形県(以下、「甲」という。)が、一般社団法人日本ムービングハウス協会(以下、「乙」という。)に協力を要請するにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「応急仮設住宅」とは、災害救助法(昭和22年法律 第118号)第4条第1項第1号に定める応急仮設住宅(以下、「住宅」という。) をいい、乙が認証した移動式木造住宅(ムービングハウス)のことをいう。

(要請の手続き)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期 日およびその他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。 ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲 は、前記文書を事後速やかに乙に提出しなければならない。

(協力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者(以下「丙」という。)のあっせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙のあっせんを受けた丙は、甲(甲が住宅建設業務を市町村長に委任 した場合は、当該市町村長。以下、同じ。)の要請に基づき住宅建設を行うも のとする。

(費用の負担及び支払い)

- 第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。
- 2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは、丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては山形県県土整備部 建築住宅課、乙においては一般社団法人日本ムービングハウス協会本部とす る。

(報 告)

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲 に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報 告を求めることができる。

(会員名簿の提供)

第9条 乙は、この協定に係る乙の業務担当者名簿及び乙に加盟する会員の名 簿を毎年1回、甲に提供するものとし、担当者又は会員に異動があったとき は、その都度甲に報告するものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協 議の上定めるものとする。

(適 用)

第11条 この協定は令和5年8月1日から適用する。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1 通を保有する。

令和5年8月1日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事 吉村 美栄

乙 北海道札幌市清田区美しが丘三条 10 丁目 2番 15号

一般社団法人日本ムービンダイクス協会 代表理事 佐々木 信博

災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づく災害時における被災住宅の 応急修理(以下「応急修理」という。)に関して、山形県知事(以下「知事」 という。)が、山形県建設労働組合連合会(以下「建設労組」という。)に協 力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「応急修理」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項第6号に定める住宅の応急修理をいう。

(応急修理業者名簿の提供)

- 第3条 建設労組は、この協定に係る業務担当者名簿及び乙の会員(応急修理 を行うことができる者に限る。以下「応急修理業者」という。)の名簿を毎年 6月末までに知事に提供するものとする。
- 2 前項の名簿に掲載されることを承諾した応急修理業者は、第6条の規定に基づく知事(災害救助法第13条の規定に基づき、知事が応急修理を市町村の長に委任した場合は、当該市町村の長。以下次条から第7条まで同じ。)の指示に従うことに同意したものとみなす。

(協力要請の手続き)

第4条 知事は、応急修理に関して建設労組に協力を要請しようとするときは、住宅の被災状況、応急修理の実施方針その他必要な事項を記載した文書をもって建設労組に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、知事は、前記文書を事後速やかに提出しなければならない。

(協力)

第5条 建設労組は、前条の要請があったときは、可能な限り知事に協力するものとする。

(応急修理)

第6条 知事は、応急修理業者に対し、修理の程度、方法及び期間を指示するものとする。

(費用の負担)

第7条 応急修理業者が前条の応急修理に要した費用(平成25年10月1日内閣府告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に定める限度額の範囲内に限る。)は、知事が負担するものとする。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、知事においては山形県県土整備部建築住宅課、建設労組においては山形県建設労働組合連合会事務局とする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、知事と建設労組で協議の上、定めるものとする。

(適 用)

第10条 この協定は令和2年4月1日から適用する。

この協定を証するため本書2通を作成し、知事、建設労組で記名押印の上、 各自その1通を保有する。

令和2年3月26日

知事

山形県山形市松波二丁目8番山形県知事 吉村 美栄



建設労組

山形県山形市北町三丁 山形県建設労働組合連合会東方州 委員長 佐藤 四男 白 間 早

被災建築物応急危険度判定業務に係る協定書

(市市)

第1条 この協定は、山形県被災建築物応急危険度判定要綱(平成10年3月制定)に基づく被災建築物の応急危険度判定業務の協力について、山形県(以下「県」という。)と一般社団法人山形県建築協会(以下「協会」という。)において必要な事項を定めるものとする。

(第十

- 第2条 この協定において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- 一一被災建築物応急危険度判定(以下「応急危険度判定」という。)会震等による被災建築物の倒壊や部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害の発生の危険の程度の判定及び表示等を行うことをいう。

二 応急危險度判定士

山形県被災建築物応急危険度判定士認定制度要綱 (平成10年3月制定) に基づき、知事の認定を受けボランティアとして応急危険度判定を行う者をいう。

三 応急危険度判定コーディネーター

判定の実施にあたり、関係機関と応急危険度判定士との連絡調整にあたる行政職員及び判定業務に精通した地域の建築関係団体等に属するものをいう。

(応急危険度判定士養成への協力)

第3条 協会は、会員に対し、県が開催する応急危険度判定士養成講習会への参加を呼びかけるものとする。

(名簿の作成)

第4条 県は、応急危険度判定士名簿及び応急危険度判定コーディネーター名簿を作成し、協会に通知するものとする。

(判定活動への協力)

険度判定士の参加を要請する。 (連絡窓口) 第6条 この協定に関する連絡窓口は、県においては山形県県土整備部建築住宅課と

第5条 協会は、県から判定活動の協力要請を受けたときは、会員企業に対し応急危

し、協会においては一般社団法人山形県建築協会事務局とする。 (協議) 第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度県と協会で協

議のうえ定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、令和3年7月1日から適用する。

この協定を証するため本書2通を作成し、県、協会で記名押印のうえ、各1通を保する.

画

令和3年7月1日

山形市松波二丁目8番1号

41

山形市城北町一丁目12番26号一般社団法人山形県建築協会

会長 市村 清勝

2-9-28

災害時における災害応急対策業務の支援に関する協定書

山形県警察(以下「甲」という。)と一般社団法人山形県解体工事業協会(以下「乙」という。)とは、地震、風水害その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における警察活動に必要な災害応急対策業務の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対する災害応急対策業務の支援要請に 関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援の要請)

- 第2条 甲は、災害応急対策業務を行う上で必要があるときは、乙に対し、次に掲げる 事項について、支援を要請することができる。
 - (1) 災害時における建築物その他工作物等の崩壊、倒壊又は損壊等に伴う障害物の除去作業
 - (2) その他甲が必要と認める作業
- 2 前項の規定による要請は、乙に対し、「災害応急対策業務支援要請書」(別記様式第 1号)(以下「要請書」という。)を交付することにより行うものとする。ただし、要 請書を提出するいとまがないときは、口頭で要請することができる。
- 3 前項ただし書の規定により要請した場合、甲は、事後速やかに要請書を乙に交付するものとする。

(要請に基づく乙の措置)

- 第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、可能な限り優先して災害応急対 策業務の支援に努めるものとする。
- 2 乙の会員(以下「協会員」という。)は、支援に当たっては、甲の現場責任者の指示を受けるものとする。
- 3 乙は、災害応急対策業務の支援が終了した後、速やかに「災害応急対策業務支援結果連絡書」(別記様式第2号)を甲に提出するものとする。

(情報の提供)

- 第4条 甲は、協会員が円滑に協力できるように、乙及び協会員に被災状況、復旧状況その他必要な情報を提供するものとする。
- 2 乙及び協会員は、前条の業務を行うに当たり、必要な情報を甲に求めることができるものとする。

(連絡責任者)

第5条 この協定の円滑な実施を図るため、甲と乙は、協定締結後速やかに連絡責任者を選定し相互に連絡するものとし、変更があった場合は直ちに相手方に連絡するものとする。

(費用の負担)

第6条 甲の支援要請に基づき実施した作業に要した費用は、甲の負担とし、その価格は災害時の直前における通常価格を基準にして、甲と乙が協議の上、決定するものとする。ただし、当該費用を負担すべき甲以外の者がある場合は、この限りではない。

(費用の支払い)

第7条 甲は、前条の費用について、乙からの請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に支払うものとする。

(訓練等)

第8条 乙は、甲から防災訓練等への参加について要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定は締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定 の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関し疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を 保有するものとする。

令和元年7月26日

甲 山形市松波二丁目8番1号

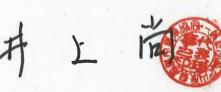
山形県警察本部長

一瀬主

乙 山形市久保田二丁目1番47号

一般社団法人山形県解体工事業協会

代表理事



山形県解体工事業協会会長 殿

山形県警察本部長

災害応急対策業務支援要請書 次のとおり災害応急対策業務の支援を要請します。

| 災害の状況及び業務内容 | | | | |
|-------------------------------|-----|---|-----|-----|
| 支援を必要 とする建設 資機材及び 労力 | 車 | 種 | 台 数 | 人,員 |
| 支 援 先 | | | | |
| 支援期間 | | | | |
| 現場責任者 | | | | |
| その他 | | | | |
| 要請者 | - | | | 8 |
| | TEL | | FΑΣ | Σ |

山形県警察本部長 殿

山形県解体工事業協会会長

災害応急対策業務支援結果連絡書 次のとおり災害応急対策業務の支援結果を連絡します。

| 業務に従事した事業者名 |) - 1 | | | | |
|-------------|-----------|---|-----|---|---|
| 支援を実施した建設資 | 車 | 種 | 台 数 | 人 | 員 |
| 機材及び労力 | | | | | |
| 業務従事 内容 |) N | | | 4 | |
| 従 事 先 | - | | | | - |
| 従事期間 | 4 | | | | * |
| 現場責任者 | | | | | |
| その他 | л | | | | |
| | | | | | |
| 担当者 | | | | | × |
| | TEL FAX | | | | |

災害時における山形県企業局所管の広域水道及び工業用水道の応急復旧資材の供給等に関する協定

山形県企業局(以下「甲」という。)と日本水道鋼管協会(以下「乙」という。)とは、地震、津波、風水害その他の異常な自然現象及び水道災害により、甲の所管する水道施設及び工業用水道施設の管路(以下「管理施設等」という。)が被災した場合(以下「災害時」という。)における応急復旧資材の供給及び技術指導・助言(以下「応急復旧資材の供給等」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(協定の目的)

第1条 この協定は、災害時の乙による応急復旧資材の供給等に関して基本的事項を定め、応急復旧資材の優先的な供給を受けることにより、災害時における管理施設等の早期復旧を行うことを目的とする。

(支援の実施範囲)

第2条 業務の実施範囲は、甲の管理施設等において発生した被災箇所とする。

(支援の要請)

- 第3条 甲は、災害時において、乙に対し、次のとおり応急復旧資材の供給等を要請することができる。
- (1) 被災した管理施設等の復旧のために必要な資材の優先的な手配
- (2) 応急復旧に際しての施工方法に関する技術指導及び本復旧実施のための設計に関する助言
- 2 甲は、前項の応急復旧資材の供給等を乙に要請するときは、被災概要及び要請内容を明らかにした書面 (様式1)を乙に提示することにより行うものとする。ただし、緊急時で前述の対応により難いときは、電 話等で要請できるものとし、この場合は、後日速やかに提出するものとする。
- 3 乙は、前1項に基づき甲から応急復旧資材の供給等を要請された場合、特段の理由がない限り、甲の要請に応じるものとする。

(実施体制)

- 第4条 乙は、この協定締結後速やかに、乙の連絡体制を確立し必要事項を書面(様式2)により甲に提出するものとする。
- 2 乙は、前項に係る事項に変更が生じた場合には、速やかに甲に申し出るものとする。

(報告)

第5条 乙は、甲より第3条1項に係る要請を受けた場合、応急復旧資材の供給等が可能な乙の会員を書面 (様式3)により甲に報告するものとする。ただし、緊急時で前述の対応により難いときは、電話等で報告 できるものとし、この場合は、後日速やかに提出するものとする。

(契約の締結)

第6条 甲は、第3条1項に基づき乙に応急復旧資材の供給等を要請し、乙の会員に出動を要請したときは、 乙の会員と遅滞なく応急復旧資材の供給等に係る随意契約を締結するものとする。

(費用)

第7条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した応急復旧資材の供給等に係る費用は甲の負担とし、甲の負担額については、山形県企業局水道工事標準積算資料、山形県県土整備部設計単価決定要領に基づき算定するものとする。これにより難い場合は、甲と第6条1項で契約を締結した乙の会員と協議のうえ定めるものとする。なお、第4条に定める連絡体制等の維持に係る費用は乙の負担とする。

(協定期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲及び乙の一方又は双方から申し出がない場合、引き続き同一条件をもって1年間の協定を行ったものとし、以降もまた同様とする。

(損害の補償)

第9条 応急復旧資材の供給等に伴い、甲及び乙双方の責に帰さない事由により、第三者に損害を及ぼした場合、その措置については、甲乙協議して決定するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲乙双方による協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 4年 3月11日

山形県企業管理者 髙 橋 広



乙 日本水道鋼管協会長 四 方 淳





災害一般廃棄物の収集運搬に係る協定書

山形県(以下「甲」という。)と山形県環境整備事業協同組合(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時におけるし尿、浄化槽汚泥、その他災害に伴って発生する一般廃棄物(以下「災害一般廃棄物」という。)の収集運搬の初期活動に関して、甲が乙に支援協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

(支援協力の要請手続)

第2条 甲は、被災地域の市町村(以下「被災市町村」という。)から災害一般廃棄物の 収集運搬について協力要請があるときは、乙に支援協力を要請するものとする。

(被災市町村との協議)

第3条 被災市町村と乙は、支援協力の内容、方法等について、必要に応じて相互に協議し、確認するものとする。

(経費負担)

第4条 支援協力は、無償で行うものとし、乙は甲に支援協力に要する経費負担を一切求めないものとする。

(連絡窓口)

第5条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては山形県文化環境部環境整備課、乙においては、山形県環境整備事業協同組合事務局とする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ、甲乙協議の上決定するものとする。

(適用)

第7条 この協定は、平成18年3月29日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成18年3月29日

甲山形県

山形県知事 齋 藤



乙 山形県環境整備事業協同組合 理事長 丹 野 秀



地震等大規模災害時における建築物等の解体撤去等に関する協定

山形県(以下「甲」という。)と一般社団法人山形県解体工事業協会(以下「乙」という。)は、地震等大規模災害時における建築物等の解体撤去等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、県内において地震等による大規模な災害(以下「大規模災害」という。)が発生した場合に、山形県地域防災計画に基づき、甲が乙に対し、被災した建築物等の解体及び災害廃棄物の撤去等について協力を要請するに当たっての必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定において、「災害廃棄物」とは、大規模災害により倒壊、焼失した建築物等の解体撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに大規模災害に伴い緊急に処理する必要が生じた廃棄物をいう。

(協力要請)

- 第3条 甲は、県内の被災市町村が実施する次の各号の事業(以下「解体撤去等」という。)について、 被災市町村からの支援要請に基づいて、乙に協力を要請する。
- (1) 被災した建築物等の解体
- (2) 災害廃棄物の撤去
- (3) その他前各号に伴う必要な事業

(要請手続き等)

第4条 甲は、第3条の規定により乙に協力を要請するに当たっては、別に定める様式に基づき通知する。ただし、これにより難い場合は、口頭により要請し、事後において、速やかに文書で通知する。

(解体撤去等の実施)

- 第5条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両、機材等を調達し、市町村が実施する解 体撤去等に可能な限り協力するものとする。
- 2 乙は解体撤去等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。
- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮すること。

(情報の提供)

- 第6条 甲は、解体撤去等に円滑な協力を得られるように、乙に県内の被災状況、復旧状況その他必要 な情報を提供する。
- 2 乙は、前条の業務を行うに当たり、必要な情報を甲に求めることができる。

(実施報告)

第7条 乙は、解体撤去等を実施したときは、別に定める様式に基づき適時甲に報告する。

(費用負担)

第8条 第3条の要請に基づき実施した解体撤去等に要した費用については、当該解体撤去等に係る市町村が負担し、その価格は大規模災害時の直前における通常の価格を基準にして、乙と当該市町村協議のうえ決定するものとする。

(他被災都道府県への支援)

第9条 甲が、被災した他の都道府県に対して解体撤去等の支援を行うため、乙に協力要請を行った場合においても、乙はこの協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

(協会員の状況等の報告)

第 10 条 乙は、この協定に基づく解体撤去等を円滑に行えるよう、人員、車両、資材等の状況について、別に定める様式に基づき毎年3月末日までに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めたときは、乙に随時報告を求めることができる。

(連絡体制)

第 11 条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては生活環境部循環型社会推進課、乙においては一般社団法人山形県解体工事業協会事務局とする。

(実施細目)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議のうえ、別に定める。

(協議)

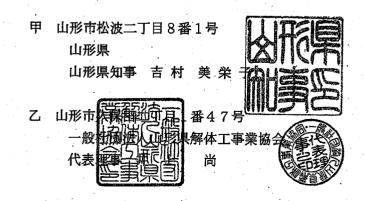
第 13 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議のうえ定める。

(実施期日)

第14条 この協定は、平成23年11月 1日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成23年11月 1日





地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定

山形県(以下「甲」という。)と社団法人山形県産業廃棄物協会(以下「乙」という。)は、地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、県内において地震等による大規模な災害(以下「大規模災害」という。)が 発生した場合に、山形県地域防災計画に基づき、甲が乙に対し、災害廃棄物の撤去、収集・運搬 及び処分の協力を要請するに当たって必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定において、「災害廃棄物」とは、大規模災害により倒壊、焼失した建築物等の解体撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに大規模災害に伴い緊急に処理する必要が生じた廃棄物をいう。

(協力要請)

- 第3条 甲は、県内の市町村(以下「市町村」という。)が実施する次の各号の事業(以下「災害廃棄物の処理等」という。)について、市町村からの要請に基づいて、乙に協力を要請する。
 - (1) 災害廃棄物の撤去
 - (2) 災害廃棄物の収集・運搬
 - (3) 災害廃棄物の処分
 - (4) 前各号に伴う必要な事業

(協力内容)

- 第4条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、市町村が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力する。
- 2 乙は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意する。
 - (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

(情報の提供)

- 第5条 甲は、大規模災害時に、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるよう、乙に県内の被 災、復旧状況等必要な情報を提供する。
- 2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し、協力可能な会員の状況を甲に報告する。

(要請手続き)

- 第6条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、これにより難い場合は、口頭により要請し、事後に速やかに文書で通知する。
- (1) 市町村名
- (2) 協力内容
- (3) その他必要な事項

(報告)

- 第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲へ報告する。
 - (1) 市町村名
 - (2) 協力内容
 - (3) その他必要な事項

(費用負担)

第8条 第3条の要請に基づき、乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、当該 処理等にかかる市町村が負担し、その価格は大規模災害発生時の直前における適正な価格を基準 として、乙と当該市町村で協議の上決定する。

(損害補償)

第9条 第3条の要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に従事した者がそのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)その他の法令による。

(他被災都道府県への支援)

第10条 甲が、被災した他の都道府県に対して災害廃棄物の処理等についての支援を行うために 乙に協力要請を行った場合においても、乙はこの協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

(仮置場)

第11条 災害廃棄物の処理等に必要な仮置場については、当該処理等に係る市町村で確保するものとし、必要に応じて甲が調整を行う。

(報告)

第12条 乙は、本協定に係る協会員の人員、車両、資機材等の状況を2年ごとに作成し、これを 甲に報告する。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができる。

(連絡体制)

第13条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては文化環境部循環型社会推進課とし、 乙においては社団法人山形県産業廃棄物協会事務局とする。

(協議)

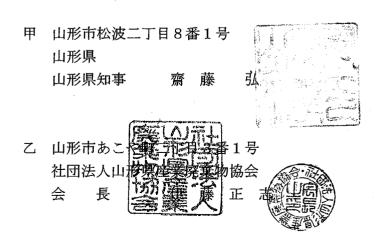
第14条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲乙が協議して定める。

(実施期日)

第15条 この協定は、平19年2月22日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成19年2月22日



災害時における清掃及び消毒等環境衛生 に係る応急対策業務に関する協定書

平成22年3月31日

山 形 県

山形県ビルメンテナンス協同組合

山形県(以下「甲」という。)と、山形県ビルメンテナンス協同組合(以下「乙」という。)とは、災害時における清掃及び消毒等環境衛生に関する応急対策業務(以下「応急対策業務」という。)について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき災害発生時に県内被災市町村が設置する 避難所等の応急対策業務について、甲が乙に対して要請するときに必要な基本的事項を定 めることを目的とする。

(要請)

- 第2条 甲は、次の各号に定めるいずれかの場合において、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対し様式第1号により要請することができる。
 - (1) 市町村から要請があった場合
 - (2) 前号に定める場合のほか、災害が発生する恐れがあり、甲が乙に対して要請を必要と 認めた場合
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合においては、口頭により要請することができる。この場合において、甲はその後速やかに様式第1号を提出するものとする。
- 3 乙は、甲から応急対策業務の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常 業務に優先して実施するものとする。

(報告)

第3条 乙は、応急対策業務を完了した場合は、甲に対して様式第2号により報告するものとする。

(費用負担)

- 第4条 応急対策業務の費用については、甲又は甲が指定する市町村が負担するものとする。
- 2 前項の規定により甲又は甲が指定する市町村が負担する費用の金額は、災害時直前の通常の単価により算出した額を基本として、甲乙協議して定めるものとする。

(第三者等に対する損害)

第5条 応急対策業務の実施に伴い、第三者に損害を与えたときは、乙が負担するものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議してその賠償を行うものとする。

(補償)

第6条 この協定に基づいて業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償については、乙の責任において行うものとする。

(協定の効力)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日までに、双方いずれからも解約の意思表示がない場合は、更新されたものとし、その後においても同様とする。

(その他)

- 第8条 乙又は乙の組合員が、第2条第1項に規定する要請によらず、甲又は甲に要請のあった市町村と別に締結した契約等に基づき応急対策業務を実施する場合は、この協定の規定は適用しないものとする。
- 2 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議 のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通 を保有するものとする。

平成22年3月31日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号 山形県知事 吉 村 美 栄 子

乙 山形県山形市七日町三丁目1番9号

山形県ビルメンテナンス協同組合 代表理事 黒田 美喜男

平成 年 月 日

山形県ビルメンテナンス協同組合代表理事 殿

山形県知事

災害応急対策業務要請書

災害時における清掃及び消毒等環境衛生に係る応急対策業務に関する協定書第2条 の規定により、下記のとおり応急対策業務の実施を要請します。

記

- 1 業務場所
- 2 業務内容
- 3 連絡先

山形県知事 殿

山形県ビルメンテナンス協同組合代表理事

災害応急対策業務完了報告書

応急対策業務が完了したので、災害時における清掃及び消毒等環境衛生に係る応急対策務 に関する協定書第3条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 業務期間
- 2 業務場所
- 3 業務従事者
- 4 業務内容
- 5 その他 (添付書類、業務状況写真等)

災害時における電気設備等の応急対策に関する協定書

山形県(以下「甲」という。)と山形県電気工事工業組合(以下「乙」という。)とは、山形県内において、地震、風水害、その他の災害が発生した場合(以下「災害時」という。)における電気設備等の応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において、甲が管理する施設及び県内被災市町村が設置する 避難所等の電気設備、電気器具又は配線(以下「電気設備等」という。)の機能の確保 及び復旧を図るため、甲が乙に対して行う電気設備等の応急対策業務(以下「業務」と いう。)の要請について、必要な事項を定めるものとする。

(業務の要請)

- 第2条 甲は、甲が管理する施設において業務を実施する必要があるとき又は県内被災市 町村が設置する避難所等において、当該市町村から甲に対して業務の要請があったとき は、乙に対し「電気設備等の応急対策業務要請書」(別記様式第1号)を提出するものと する。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要するときは、口頭により要請を行い、事後速やかに文書を送付することができる。

(業務の内容)

- 第3条 業務の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 災害時における電気設備等の損壊箇所等の被害状況の把握、報告及び点検
 - (2) 災害時における電気設備等の応急措置及び応急復旧工事
 - (3) その他甲が特に必要と認める業務

(業務の実施)

第4条 乙は、第2条の規定により甲から業務の要請を受けたときは、特別の事情がない 限り、乙の組合員に業務を実施させるものとする。

(業務の報告)

第5条 乙は、業務を実施したときは、その旨を甲に対して報告するものとする。この場合において、第3条第1号に掲げる内容については「災害情報等連絡票」(別記様式第2号)により、同条第2号及び第3号に掲げる内容については「電気設備等の応急対策業務に係る完了報告書」(別記様式第3号)により報告するものとする。

(費用負担)

- 第6条 業務のうち、第3条第1号に掲げる内容の実施に要する費用については当該業務 を実施する乙の組合員が、同条第2号及び第3号に掲げる内容の実施に要する費用については甲又は甲が指定する市町村が負担するものとする。
- 2 前項の規定により甲又は甲が指定する市町村が負担する費用の金額は、災害直前の適正な単価により算出した額を基本として、甲乙協議して定めるものとする。

(事故の補償等)

- 第7条 業務の実施により、作業員が負傷又は死亡した場合の損害に対する補償については、乙の責任において行うものとする。
- 2 乙は、業務の実施中に前項に規定する場合が生じたときは、「事故報告書」(別記様式 第4号)により甲に対してその詳細を報告しなければならない。

(第三者等に対する損害)

第8条 業務の実施により甲又は甲が指定する市町村若しくは第三者に損害を与えた場合の補償は、乙の責任において行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 第2条の規定による要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行う ため、甲乙それぞれ連絡責任者を定め、その名簿を交換するものとする。

(協定の期間及び更新)

第10条 この協定は、締結の日からその効力を発揮するものとし、その有効期間は、1年間とする。ただし、甲又は乙から別段の申出がなされないときは、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

- 第11条 乙又は乙の組合員が、第2条第1項に規定する要請によらず、甲又は甲に要請の あった市町村と別に締結した契約等に基づき業務を実施する場合は、この協定の規定は 適用しないものとする。
- 2 この協定に定めない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成23年1月31日

- 甲 山形市松波二丁目8番1号 山形県知事 吉村 美栄子
- 乙 山形市あこや町一丁目5番8号 山形県電気工事工業組合

理 事 長 髙 橋 勝 治

平成 年 月 日

山形県電気工事工業組合理事長 殿

山形県知事

電気設備等の応急対策業務要請書

災害時における電気設備等の応急対策に関する協定書第2条の規定に基づき、下記のとおり電気 設備等の応急対策業務の実施を要請します。

記

- 1 業務実施箇所
- 2 業務内容
- 3 その他

◎連絡先

| 担当課·係 | |
|-------|--------------|
| 担当者氏名 | |
| 連 絡 先 | TEL: FAX: |

山形県知事 殿

山形県電気工事工業組合理事長

災害情報等連絡票

| 日 | | 時 | 月 | 日 | 時 | 分現在 | |
|----|------|----|---|---|---|-----|--|
| 支 | 部 | 名 | | | | | |
| 組 | 合 | 員 | | | | | |
| 報台 | ら者 ほ | 氏名 | | | | | |
| 連 | 絡 | 先 | | | | | |

| 災害発生箇所等 | 被害状況等 (現状、今後の被害拡大の見通し等) | 備考 |
|---------|----------------------------|----|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

平成 年 月 日

山形県知事 殿

山形県電気工事工業組合理事長

電気設備等の応急対策業務に係る完了報告書

電気設備等の応急対策業務が完了したので、災害時における電気設備等の応急対策に関する協定書第5条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

実施組合員名

- 1 業務の期間
- 2 業務の箇所
- 3 業務の従事者
- 4 業務の内容
- 5 その他 (添付書類、実施状況写真等)

平成 年 月 日

山形県知事 殿

山形県電気工事工業組合理事長

事 故 報 告 書

災害時における電気設備等の応急対策に関する協定書第7条第2項の規定に基づき、別添の必要 書類を添えて報告します。

事 故 報 告 書

| 出動を受けた災害名 | | | |
|--------------------|---|--------|---|
| 事故概要 | | | |
| 事 故 区 分 (該当項目はレ印) | 態転倒場突飛来・落下別崩壊・倒壊 | 切れ・こすれ | 感電 動作の反動 爆発 無理な動作 破裂 その他 火災 分類不能 交通事故(道路) 交通事故(その他) |
| 事故の発生日時・場所 | 所等 発生日時 発生場所 作業内容 | | |
| 被害者 | 企業名 | | |
| (該当項目はレ印) | (ふりがな) 被害者氏名 | 性別 | 男 女 年 満 歳 |
| | 勤続年数 (経験年数) | 年カ月 | |
| 事 故 程 度 (該当項目はレ印) | 程 度 死 亡 [] | 重 傷 | 軽 傷 二 不 休 傷 |
| 「資機材等」の損害 | 名 称 | 損害の程度 | 保険等適用有無 |
| | | | |
| | | | |
| | 発 | 生状況 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 報 告 月 日 報告書作成者 | 年 月 日 企業名 | 職名 | |
| TK LI EI I F/JA/LI | 上 不 4 | 八口 | l . |

災害時における廃棄物の収集運搬及び 浄化槽の点検等に係る協定書

山形県(以下「甲」という。)と公益社団法人山形県水質保全協会(以下「乙」という。)とは、山形県地域防災計画に基づき、災害時応援協力活動等の対応に関して次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が乙に対し、災害時における下水道汚水、し尿、浄化槽汚泥、その 他災害に伴って発生する廃棄物(以下「災害廃棄物」という。)の収集運搬及び浄化槽の 点検等に関する応援協力を要請するに当たり必要な事項を定め、もって公衆衛生の確保、

第世用水域等の水質保全と被災浄化槽の早期復旧に期することを目的とする。



この協定において「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条号に規定する災害をいう。

- (1) 災害廃棄物の収集運搬
- (2) 浄化槽の緊急点検及び実態調査
- (3) その他浄化槽の点検等に係る必要な行為

(応援協力要請)

- 第3条 甲は、災害廃棄物の処理等が困難となった被災市町村からの要請があったときは、 乙に対し応援協力を要請するものとする。
- 2 前項の規定による乙への応援協力の要請は、次に揚げる事項について口頭又は電話等により速やかに行い、その後文書(様式第1号)を送付するものとする。
 - (1) 応援協力を要請した被災市町村の名称
 - (2) 災害廃棄物の収集運搬及び浄化槽の点検等の内容
 - (3) その他必要な事項

(応援協力の実施)

第4条 乙は、応援協力の要請を受けた場合は、可能な範囲でこれに応ずるものとする。

(被災市町村との協議)

第5条 被災市町村と乙は、応援協力の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、 ・確認するものとする。

(応援協力のための通行)

第6条 甲は、乙の活動が円滑に実施できるように、道路等の通行につき、必要な措置を関係機関に働きかけるものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、第4条に規定する応援協力を終了したときは、速やかに文書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

(経費負担)

第8条 第4条の規定による応援協力に要する経費負担は、当該応援協力を実施した乙及び乙の会員と当該被災市町村が協議のうえ、決定するものとする。

(災害対策に係る関係会議等への参画)

第9条 甲は、必要あると認めた場合は、乙に対し、甲の主催する関係会議に出席を求める ことができる。

(連絡窓口)

- 第10条 この協定に伴う事務は、甲においては山形県環境エネルギー部循環型社会推進課、乙においては公益社団法人山形県水質保全協会が行うものとする。
- 2 甲の組織に変更が生じた場合、前項に規定する甲の事務は、変更後の廃棄物を所管 する組織が行うものとする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、 その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

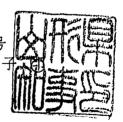
(協定の期間及び更新)

第12条 本協定の期間は、契約締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了の日までに、甲若しくは乙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙の合意により協定内容の変更をした場合を除き、本協定は1年間更新されるものとし、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年6月29日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号 山 形 県 知 事 吉 村 美 栄 子



乙 山形県東根市大字野田695番地の8 公益社団法人 山形県水質保全協会 会 長 遠 藤 信 華

災害時における災害廃棄物の収集運搬及び 浄化槽の点検等業務応援要請書

| 公益社団法人 山形県水質保全協会 | <u>숙</u> |
|------------------|--|
| | 様 |
| | |
| | 山形県知事 〇〇〇 |
| | |
| | |
| 災害時における廃棄物の収集運搬及 | とび浄化槽の点検等に係る協定書第3条の規定に |
| り、下記のとおり要請します。 | |
| | |
| | 記 記 |
| | en e |
| | |
| 1 要請市町村 | |
| | |
| | |
| 2 収集運搬、点検·調査実施 | |
| 及び点検・調査等要請内訳 | 別添「作業等要請内訳」のとおり。 |
| [収集運搬、点検・調査基数他] | |
| | |
| | |
| | |
| 3 点検·調査等期間 | 年 月 日()から 年 月 日()まで |
| | |
| | |
| 4 その他参考となる事項 | |
| · · | |
| | |
| 5 連絡先 | |

作業等要請內訳

| 要請者 | 市町村 | 課(室)係 | |
|-----------|-------|----------|-----|
| (担当課·担当者) | 職名 氏名 | TEL(FAX) | |
| 要請業務区分 | 収集·運搬 | 点検・調査 | その他 |
| 要請場所 | 1, | | |
| 要請期間(日時) | | | |
| 実施内容 | | | |
| | | | |
| 人員 | | | |
| 車両 | | | |
| 機材 | | | |
| 物資 | | | |
| その他 | | | |
| 備考 | | | |

災害時における災害廃棄物の収集運搬及び 浄化槽の点検等業務実績報告書

| П | 形 | 旦 4 | 田耳 | 4 . | \cap | \bigcirc | \cap | 0 | 様 |
|-------|----|-------|------|------------|--------|------------|--------|---------|----|
| μ | ハン | 715 / | \H = | ⇒- | \cup | \cup | \cup | \circ | 14 |

公益社団法人 山形県水質保全協会 会 長 ○ ○ ○ ○

災害時における廃棄物の収集運搬及び浄化槽の点検等に係る協定書第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 収集運搬、点検·調査市町村
- 2 収集運搬、点検・調査等実施 者名及び点検・調査実績〔収集運搬、点検・調査基数他〕

別添「作業等実績内訳」のとおり。

3 点検·調査等期間

年 月 日()から 年 月 日()まで

- 4 その他参考となる事項
- 5 連絡先

作業等実績内訳

| 実施者(社) (担当課·担当者) | 社名 氏名 | TEL(FAX) | |
|---------------------|----------|----------|-----|
| 実施業務区分 | 収集·運搬 | 点検・調査 | その他 |
| | | | |
| 実施場所 | | | |
| | | | |
| 実施期間(日時) | | | |
| | | | |
| 実施内容 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 人員 | | | |
| 車両 | | | |
| 機材 | | | |
| 物資 | | | |
| | | | |
| その他 | | | |
| 備考 | | | |

山形空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書

山形県知事板垣清一郎(以下「甲」という。)と東根市長留場後光(以下「乙」という。)は、山形空港(以下「空港」という。)及びその周辺(山形空港用地に隣接する地域をいう。以下同じ。)における消火救難活動について次のように協定する。

(目的)

第1条 この協定は、空港及びその周辺における航空機もしくはその他の火災、又はそれ 等の発生のおそれのある事態(以下「緊急事態」という。)に際し、甲と乙が緊密な協 力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、災害の防止、又は被害の軽減を図ることを 目的とする。

(出動要請)

第2条 甲は、空港及びその周辺において緊急事態が発生したと認めたときは山形空港管 理事務所長(以下「所長」という。)を通じて乙に対して、その消防隊及び救急隊(以 下「消防隊等」という。)の出動を要請するものとする。

(出動)

第3条 乙は前条による出動要請がなされたとき、又は要請がなされなくとも出動する必要があると認めたときは、すみやかに消防隊等を緊急事態の発生場所に出動させるものとする。

(消火救難活動の指揮)

第4条 空港及びその周辺における緊急事態の消火救難活動の指揮は、乙の消防隊等の長がこれにあたる。ただし空港用地内における緊急事態の発生については、乙の消防隊が 現場に到着するまでの間、空港所長がその指揮にあたるものとする。

(訓練)

第5条 甲及び乙は、両者協議して、緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案 し、総合訓練を定期的に実施するものとする。

(その他)

第6条 この協定に定めるもののほか、空港及びその周辺における消火救難活動に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(効力の発生及び旧協定の廃止)

第7条 この協定は昭和55年4月1日から効力を発生するものとし、現在締結している 「山形空港における消火救難活動に関する協定書(昭和46年4月1日)」による協定 は、本協定効力発生の日をもって廃止するものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

昭和55年4月1日

甲 山形県知事 板垣清一郎 印

乙 東根市長 留場俊光印

庄内空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書

山形県知事齋藤弘(以下「甲」という。)と 鶴岡市長富塚陽一(以下「乙」という。)は、庄内空港(以下「空港」という。)及びその周辺における消火救難活動について次のように協定する。

(目 的)

第1条 この協定は、空港及びその周辺における航空機に関する火災若しくは空港におけるその他の火災又はそれらの発生のおそれのある事態(以下「緊急事態」という。) に際し、甲及び乙が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止 又は軽減を図ることを目的とする。

(区分及び出動)

- 第2条 空港における緊急事態の消火救難活動は、甲が第一次的にこれにあたり、乙は 必要に応じて出動するものとする。
- 2 空港周辺における緊急事態の消火救難活動は、乙が第一次的にこれにあたるものとする。

(緊急事態の通報)

- 第3条 空港に緊急事態が発生した場合には、甲は乙に対して速やかに通報するものと し、空港周辺に緊急事態が発生した場合には、乙は甲に対して速やかに通報するもの とする。
- 2 前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行う。
- (1) 緊急事態の種類
- (2) 航空機の機種及び搭乗人員
- (3) 緊急事態発生の場所及び時刻
- (4)消防隊及び緊急隊の到着すべき場所
- (5) その他必要な事項
- 3 通報に応じて出動した機関は、現場に到着したときは、速やかに通報した機関に連 絡するものとする。

(消火救難活動の指揮)

第4条 空港における緊急事態の消火救難活動については、空港所在地を管轄する消防 機関がその指揮にあたる。ただし、乙の消防隊等が現場に到着するまでの間、庄内空 港事務所長がその指揮にあたるものとする。

(費用の分担)

第5条 消火救難活動のために要する費用の負担については、別に両者協議して定める ものとする。

(調査に関する協力)

第6条 甲及び乙が消火救難活動を実施するにあたっては、当該航空機の状態、現場に おける痕跡その他火災事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

(通報)

第7条 甲又は乙が単独で消火救難活動に従事したときは、速やかにその顕末を相互に 通報するものとする。 (訓練)

第8条 甲及び乙は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、 総合訓練を定期的に実施するものとする。

(資料の交換)

第9条 甲及び乙は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器、 人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものと する。

本協定を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年4月1日

甲 山形県知事 齋藤 弘中 神

庄内空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書

山形県知事齋藤弘(以下「甲」という。)と酒田市長阿部寿一 及び酒田地区消防組合管理者酒田市長阿部寿一(以下「乙」という。)は、庄内空港(以下「空港」という。) 及びその周辺における消火救難活動について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、空港及びその周辺における航空機に関する火災若しくは空港におけるその他の火災又はそれらの発生のおそれのある事態(以下「緊急事態」という。) に際し、甲と乙が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

(区分)

- 第2条 空港における緊急事態の消火救難活動は、甲が第一次的にこれにあたり、乙は 必要に応じて出動するものとする。
- 2 空港周辺における緊急事態の消火救難活動は、乙が第一次的にこれにあたり、甲は 必要に応じて出動するものとする。

(緊急事態の通報)

- 第3条 空港に緊急事態が発生した場合には、甲は乙に対してすみやかに通報するもの とし、空港周辺に緊急事態が発生した場合には、乙は甲に対してすみやかに通報する ものとする。
- 2 前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行う。
- (1) 緊急事態の種類
- (2) 航空機の機種及び搭乗人員
- (3) 緊急事態発生の場所及び時刻
- (4) 消防隊及び救急隊の到着すべき場所
- (5) その他必要な事項
- 3 通報に応じて出動した機関は、現場に到着したときは、すみやかに通報した機関に 連絡するものとする。

(消火救難活動の指揮)

第4条 空港における緊急事態の消火救難活動については、空港所在地を管轄する消防 機関がその指揮にあたる。ただし、乙の消防隊が現場に到着するまでの間、庄内空港 事務所長がその指揮にあたるものとする。

(費用の負担)

第5条 消火救難活動のために要する費用の負担については、別に両者協議して定める ものとする。

(調査に対する協力)

第6条 甲及び乙が消火救難活動を実施するにあたっては、当該航空機の状態、現場に おける痕跡その他火災事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

(涌報)

第7条 甲又は乙が単独で消火救難活動に従事したときは、すみやかにそのてん末を相 互に通報するものとする。 (訓練)

第8条 甲及び乙は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、 総合訓練を定期的に実施するものとする。

(資料の交換)

第9条 甲及び乙は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器、 人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

本協定を証するため本協定書3通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

附 則

「庄内空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」(平成3年6月24日 締結)は、廃止する。

平成19年4月1日

> 酒田地区消防組合 管理者 酒田市長 阿部寿一



庄内空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書

山形県知事齋藤弘(以下「甲」という。)と 三川町長阿部誠(以下「乙」という。)は、 庄内空港(以下「空港」という。)及びその周辺における消火救難活動について次のよう に協定する。

(目 的)

第1条 この協定は、空港及びその周辺における航空機に関する火災若しくは空港におけるその他の火災又はそれらの発生のおそれのある事態(以下「緊急事態」という。) に際し、甲及び乙が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

(区分及び出動)

- 第2条 空港における緊急事態の消火救難活動は、甲が第一次的にこれにあたり、乙は 必要に応じて出動するものとする。
- 2 空港周辺における緊急事態の消火救難活動は、乙が第一次的にこれにあたり、甲は 必要に応じて出動するものとする。

(緊急事態の通報)

- 第3条 空港に緊急事態が発生した場合には、甲は乙に対して速やかに通報するものと し、空港周辺に緊急事態が発生した場合には、乙は甲に対して速やかに通報するもの とする。
- 2 前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行う。
- (1) 緊急事態の種類
- (2) 航空機の機種及び搭乗人員
- (3) 緊急事態発生の場所及び時刻
- (4)消防隊及び緊急隊の到着すべき場所
- (5) その他必要な事項
- 3 通報に応じて出動した機関は、現場に到着したときは、速やかに通報した機関に連 絡するものとする。

(消火救難活動の指揮)

第4条 空港における緊急事態の消火救難活動については、空港所在地を管轄する消防 機関がその指揮にあたる。ただし、乙の消防隊等が現場に到着するまでの間、庄内空 港事務所長がその指揮にあたるものとする。

(費用の分担)

第5条 消火救難活動のために要する費用の負担については、別に両者協議して定める ものとする。

(調査に関する協力)

第6条 甲及び乙が消火救難活動を実施するにあたっては、当該航空機の状態、現場に こおける痕跡その他火災事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

(通報)

第7条 甲又は乙が単独で消火救難活動に従事したときは、速やかにその顚末を相互に 通報するものとする。 (訓練)

第8条 甲及び乙は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、 総合訓練を定期的に実施するものとする。

(資料の交換)

第9条 甲及び乙は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器、 人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものと する。

本協定を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年 4月 1日

甲 山形県知事 齋 藤



乙 三川町長 阿部 誠



山形空港医療救護活動に関する協定費

X

山形県山形空港事務所(以下「甲」という。)と社団法人北村山地区医師会(以下「乙」という。)は、山形空港において発生した航空機事故に対する医療教護活動について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、山形空港において航空機事故が発生した場合又はその恐れがある場合 に、甲乙協力の下に医療教護活動を適切に実施することを目的とする。 (要請)

第2条 甲は、山形空港において航空機事故が発生した場合又はその恐れがある場合で、 医療救護活動を実施する必要が生じたときには、乙に対しその内容を通報するとともに 、医療救護要員派遭要請区分(以下「要請区分」という。)に応じ、医師及び看護婦等 (以下「医療救護要員」という。)の派遣又は待機の要請を行うものとする。 (医療救護要員の派遣及び待機)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請があった場合には、直ちに要請区分に応じた 医療救護要員の派遣又は待機を行うものとする。

(医療救護要員の任務)

- 第4条 医療救護要員の任務は、次のとおりとする。
 - (1)被災者の選別
 - (2) 傷病者に対する応急処置及び必要な医療処置
 - (3) 医療機関への搬送の要否及び順位の決定
 - (4) 死亡の確認

(医療資器材の提供)

第5条 甲は、乙が派遣する医療救護要員に対し、甲が保管管理している医療資器材等を 提供するものとする。

(消火救難訓練)

- 第6条 甲は、消火救難訓練を計画した場合には、乙に訓練内容を連絡するとともに、必要に応じ医師及び看護婦等の参加を要請するものとする。
- 2 乙は、前項の規定により甲から消火救難訓練への参加要請があった場合には、これに協力するものとする。
- 3 甲は、乙に対し、消火救難訓練に使用する医療資器材等を提供するものとする。
- 4 甲は、乙が第2項の規定に基づき消火救難訓練に参加した場合には、所定の訓練謝金 を支給するものとする。

(費用負担)

- 第7条 医療教護活動に係る費用負担については、別途協議するものとする。 (災害補償)
- 第8条 医師又は看護婦等が医療教護活動又は訓練参加において二次災害を負った場合には、「空港教急医療従事者傷害補償制度」に基づき処理するものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。 (協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関し**疑義**が生じた事項については、 甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成7年6月22日

甲 山形県山形空港事務所 所長 小 野 清 治 ※ Z 社団法人 北村山地区医師会 会 長 菅 繁 三

ことして、下記法人とも同一内容の協定を締結しております。

○社団法人 天童市・東村山郡医師会 会 長 木 村 正

○社団法人 寒河江市・西村山郡医師会 会 長 小 関 功 彦

山形空港医療救護活動に関する協定書和目

山形空港医療救護活動に関する協定書(平成7年6月22日締結)(以下「協定書」という。)第9条の規定に基づく細目は、次のとおりとする。

(医療救護要員派遣要請区分)

第1条 協定書第2条にいう医療救護要員派遣要請区分は、次のとおりとする。

待機要請:医療救護要員が医師会館又は自宅等において待機をようする事態

派遣要請:現場救護所に派遣を要する事態

(報告書の提出)

- 第2条 乙は、協定書第3条の規定に基づき、医療救護要員の派遣又は待機を行った場合 には、医療救護要員名簿(様式第1号)及び医療救護活動失し報告書(様式第2号)並 びに医療品等使用報告書(様式第3号)を甲に提出するものとする。
- 2 乙は、協定書第6条第2項の規定に基づき消火救難訓練に参加した場合には、訓練参加者名簿(様式第4号)を甲に提出するものとする。

(費用負担)

- 第3条 甲は、協定書第7条に定める費用負担について、速やかに関係者による会議を招集し、協議するものとする。
- 2 乙は、会議の結果に基づき、甲を通して、費用を負担すべきものに対して請求書(様式5号)を提出するものとする。

(費用負担の内訳)

- 第4条 乙は、請求する費用負担の内訳は、次のとおりとする。
- (1) 医療救護要員の派遣又は待機に要した費用
- (2) 医療救護要員が携行した医薬品等を使用した場合の実費 (有効期間)
- 第5条 この細目の有効期間は、細目の締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この細目の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれかから何らの意思 表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この細目は延長され、 以降同様とする。

本細目2. 通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1. 通を保有する。

平成7年6月22日

甲山形県山形空港事務所 所 長 小野 滑 治 ※

乙 社団法人 北村山地区医師会 会 長 菅 繁 三

※乙として、下記法人とも同一内容の協定細目書を締結しております。

社団法人 天童市・東村山郡医師会 会 長 木村 正 社団法人 寒河江市・西村山郡医師会 会 長 小関 功彦

庄内空港医療救護活動に関する協定書

山形県庄内空港事務所(以下「甲」という。)と社団法人 酒田地区医師会(以下「乙」という。)は、庄内空港において発生した航空機事故に対する医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第 1 条 本協定は、庄内空港において航空機事故が発生した場合又はその恐れがある場合に、甲乙協力の下に医療救護活動を適切に実施することを目的とする。

(要 請)

第 2 条 甲は、庄内空港において航空機事故が発生した場合又はその恐れがある場合で、医療救護活動を実施する必要が生じたときには、乙に対しその内容を通報するとともに、医療救護要員派遣要請区分(以下「要請区分」という。)に応じ、医師及び看護婦等(以下「医療救護要員」という。)の派遣又は待機の要請を行うものとする。

(医療救護要員の派遣及び待機)

第 3 条 乙は、前条の規定により甲から要請があった場合には、直ちに要請区分に応じた医療救護要員の派遣又は待機を行うものとする。

(医療救護要員の任務)

- 第 4 条 医療救護要員の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 被災者の選別
 - (2) 傷病者に対する応急処置及び必要な医療処置

- (3) 医療機関への搬送の要否及び順位の決定
- (4) 死亡の確認

(医療資器材等の提供)

第 5 条 甲は、乙が派遣する医療救護要員に対し、甲が保管管理している医療資器材等を提供するものとする。

(消火救難訓練)

- 第 6 条 甲は、消火救難訓練を計画した場合には、乙に訓練内容を連絡 するとともに、必要に応じ医師及び看護婦等の参加を要請するものとす る。
- 2 乙は、前項の規定により甲から消火救難訓練への参加要請があった場合には、これに協力するものとする。
- 3 甲は、乙に対し、消火救難訓練に使用する医療資器材等を提供するものとする。
- 4 甲は、乙が第2項の規定に基づき消火救難訓練に参加した場合には、 所定の訓練謝金を支給するものとする。

(費用負担)

第7条 医療救護活動に係る費用負担については、別途協議するものとする。

(災害補償)

第 8 条 医師又は看護婦等が医療救護活動又は訓練参加において二次災害を負った場合には、「空港救急医療従事者傷害補償制度」に基づき処理するものとする。

(細 目)

第 9 条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第 10 条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に関し疑義が生じ た事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第 11 条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、 各自その1通を保有する。

平成 6 年 6 月 1日

甲 山形県庄内空港事務所

所 長

池田武良



乙 社団法人 酒田地区医師会 会 長 **松 浦 昭**

庄内空港医療救護活動に関する協定書細目

庄内空港医療救護活動に関する協定書(平成6年6月1日締結)(以下 「協定書」という。)第9条の規定に基づく細目は、次のとおりとする。

(医療救護要員派遣要請区分)

第 1 条 協定書第2条にいう医療救護要員派遣要請区分は、次のとおりとする。

待機要請:医療救護要員が医師会館又は自宅等において待機を要する事

熊

派遣要請:現場救護所に派遣を要する事態

(報告書等の提出)

- 第 2 条 乙は、協定書第3条の規定に基づき、医療救護要員の派遣又は 待機を行った場合には、医療救護要員名簿(第1号様式)及び医療救護 活動実施報告書(第2号様式)並びに医療品等使用報告書(第3号様式) を甲に提出するものとする。
- 2 乙は、協定書第6条第2項の規定に基づき消火救難訓練に参加した場合には、訓練参加者名簿^{*}(第4号様式)を甲に提出するものとする。

(費用負担)

- 第 3 条 甲は、協定書第7条に定める費用負担について、速やかに関係者による会議を招集し、協議するものとする。
- 2 乙は、会議の結果に基づき、甲を通して、費用を負担すべき者に対して請求書(第5号様式)を提出するものとする。

(費用負担の内訳)

- 第 4 条 乙が、請求する費用負担の内訳は、次のとおりとする。
 - (1) 医療救護要員の派遣又は待機に要した費用
 - (2) 医療救護要員が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(有効期間)

第 5 条 この細目の有効期間は、細目の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この細目の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この細目は延長され、以降同様とする。

本細目2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 6年6月1日

庁内空港医療救護活動に関する協定書

山形県庄内空港事務所(以下「甲」という。)と社団法人 鶴岡地区医師会(以下「乙」という。)は、庄内空港において発生した航空機事故に対する医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第 1 条 本協定は、庄内空港において航空機事故が発生した場合又はその恐れがある場合に、甲乙協力の下に医療救護活動を適切に実施することを目的とする。

(要請)

第 2 条 甲は、庄内空港において航空機事故が発生した場合又はその恐れがある場合で、医療救護活動を実施する必要が生じたときには、乙に対しその内容を通報するとともに、医療救護要員派遣要請区分(以下「要請区分」という。)に応じ、医師及び看護婦等(以下「医療救護要員」という。)の派遣又は待機の要請を行うものとする。

(医療救護要員の派遣及び待機)

第 3 条 乙は、前条の規定により甲から要請があった場合には、直ちに要請区分に応じた医療救護要員の派遣又は待機を行うものとする。

(医療救護要員の任務)

- 第 4 条 医療救護要員の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 被災者の選別
 - (2) 傷病者に対する応急処置及び必要な医療処置

- (3) 医療機関への搬送の要否及び順位の決定
- (4) 死亡の確認

(医療資器材等の提供)

第 5 条 甲は、乙が派遣する医療救護要員に対し、甲が保管管理している医療資器材等を提供するものとする。

(消火救難訓練)

- 第 6 条 甲は、消火救難訓練を計画した場合には、乙に訓練内容を連絡するとともに、必要に応じ医師及び看護婦等の参加を要請するものとする。
- 2 乙は、前項の規定により甲から消火救難訓練への参加要請があった場合には、これに協力するものとする。
- 3 甲は、乙に対し、消火救難訓練に使用する医療資器材等を提供するものとする。
- 4 甲は、乙が第2項の規定に基づき消火救難訓練に参加した場合には、 所定の訓練謝金を支給するものとする。

(費用負担)

第 7 条 医療救護活動に係る費用負担については、別途協議するものとする。

(災害補償)

第 8 条 医師又は看護婦等が医療救護活動又は訓練参加において二次災害を負った場合には、「空港救急医療従事者傷害補償制度」に基づき処理するものとする。

(細 目)

第 9 条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第 10 条 この協定に定めのない事項、またはこの協定に関し疑義が生じ た事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

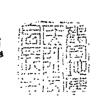
第 11 条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、 各自その1通を保有する。

平成6年6月1日

地田武

乙 社団法人 鶴岡地区医師会 会 長 世 英 古 日



庄内空港医療救護活動に関する協定書細目

庄内空港医療救護活動に関する協定書(平成6年6月1日締結)(以下 「協定書」という。)第9条の規定に基づく細目は、次のとおりとする。

(医療救護要員派遣要請区分)

第 1 条 協定書第2条にいう医療救護要員派遣要請区分は、次のとおりとする。

待機要請:医療救護要員が医師会館又は自宅等において待機を要する事

熊

派遣要請:現場救護所に派遣を要する事態

(報告書等の提出)

- 第 2 条 乙は、協定書第3条の規定に基づき、医療救護要員の派遣又は 待機を行った場合には、医療救護要員名簿(第1号様式)及び医療救護 活動実施報告書(第2号様式)並びに医療品等使用報告書(第3号様式) を甲に提出するものとする。
- 2 乙は、協定書第6条第2項の規定に基づき消火救難訓練に参加した場合には、訓練参加者名簿(第4号様式)を甲に提出するものとする。

(費用負担)

- 第 3 条 甲は、協定書第7条に定める費用負担について、速やかに関係者による会議を招集し、協議するものとする。
- 2 乙は、会議の結果に基づき、甲を通して、費用を負担すべき者に対して請求書(第5号様式)を提出するものとする。

(費用負担の内訳)

- 第 4 条 乙が、請求する費用負担の内訳は、次のとおりとする。
 - (1) 医療救護要員の派遣又は待機に要した費用
 - (2) 医療救護要員が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(有効期間)

第 5 条 この細目の有効期間は、細目の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この細目の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この細目は延長され、以降同様とする。

本細目2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 6 年 6 月 1 日

甲山形県庄内空港事務所

所是田武武

乙 社団法人 鶴岡地区医師会

会長佐藤克已

山形空港における緊急時の航空機搭乗客等の搬送に関する協定書

山形県山形空港事務所長 清野一晴(以下「甲」という。)と山交ハイヤー株式会社代表 取締役社長 伊藤博夫(以下「乙」という。)は、山形空港(以下「空港」という。)及びそ の周辺における航空機事故等の緊急事態に対応するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、空港及びその周辺における航空機事故等が発生した事態(以下「緊急事態」という。)に際し、甲と乙が緊密な協力のもとに、乙の提供する車両(以下「シャトルバス」という。)を利用して航空機の搭乗客及び搭乗員(以下「搭乗客等」という。)を安全な場所まで救難搬送活動することにより、被害の拡大防止、又は被害の軽減を図ることを目的とする。

(緊急事態)

第2条 「緊急事態」とは、航空機事故のほか、オーバーラン、イレギュラー運航、不法 奪取事案等の航空機の異常状態をいう。

(出動要請及び出動に係る経費)

第3条 甲は、緊急事態が発生し、航空機の搭乗客等の搬送が必要と認めたときは、乙に対して無償でシャトルバスの出動を要請することができるものとする。ただし、長期的緊急事態又は大規模災害時におけるシャトルバスの長期救難搬送活動に係る経費については、別途協議するものとする。

(出動及び搭乗客等の搬送)

第4条 乙は、前条による出動要請がなされたときは、すみやかにシャトルバスを緊急事態発生場所に出動させ、航空機の搭乗客等を安全な場所まで搬送するものとする。ただし、シャトルバスが遠方にあって直ちに出動できない場合は、この限りではない。

(救難搬送活動の指揮)

第5条 緊急事態が発生した場合の搭乗客等の救難搬送活動の指揮は、甲がこれにあたる。 ただし、航空機事故が発生した場合の「現地合同本部」又は航空機不法奪取事案が発生した場合の「合同対策本部」が設置された場合は、その本部長が指揮にあたるものとする。

(制限区域への立入り)

- 第6条 甲が、緊急事態時に搭乗客等を搬送することを目的として制限区域内にシャトル バスを立入らせる場合の手続き等は、次のとおりとする。
 - (1) シャトルバスが制限区域内へ立入る場合は、甲から乙に事前に要請を行い、所定の 手続きにより制限区域への立入り及び車両の運転を許可するものとする。ただし、そ のいとまがない場合は、この限りではない。

(2) 前項ただし書きの場合にあっては、特段の手続きを要することなく立入りできるものとするが、この場合は甲の車両による先導を要するものとする。

(救難搬送活動に係る命令系統)

第7条 甲又は合同対策本部長は、緊急事態が発生し、航空機の搭乗客等の搬送が必要 と認めたときは、乙に対し報告するとともに、乙はシャトルバスの運転手に指示を出 すものとする。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らかの意見等がないときは、有効期限満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降同様とする。

(その他)

- 第9条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度甲乙協 議のうえ決定するものとする。
- 2 この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成 以8 年 2月 9日

甲 山形県東根市大字羽入字柏原新林3008 山形県山形空港事務所長 清 野 一

晴

乙 山形県山形市桧町二丁目6番1号山交ハイヤー株式会社代表取締役社長 伊藤博



山形空港における緊急時の航空機搭乗客等の搬送に関する協定書

山形県山形空港事務所長 清野一晴(以下「甲」という。)と有限会社はながさバス代表 取締役 星川 篤(以下「乙」という。)は、山形空港(以下「空港」という。)及びその周 辺における航空機事故等の緊急事態に対応するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、空港及びその周辺における航空機事故等が発生した事態(以下「緊急事態」という。)に際し、甲と乙が緊密な協力のもとに、乙の提供する車両(以下「路線バス」という。)を利用して航空機の搭乗客及び搭乗員(以下「搭乗客等」という。)を安全な場所まで救難搬送活動することにより、被害の拡大防止、又は被害の軽減を図ることを目的とする。

(緊急事態)

第2条 「緊急事態」とは、航空機事故のほか、オーバーラン、イレギュラー運航、不法 奪取事案等の航空機の異常状態をいう。

(出動要請及び出動に係る経費)

第3条 甲は、緊急事態が発生し、航空機の搭乗客等の搬送が必要と認めたときは、乙に 対して無償で路線バスの出動を要請することができるものとする。ただし、長期的緊急 事態又は大規模災害時における路線バスの長期救難搬送活動に係る経費については、別 途協議するものとする。

(出動及び搭乗客等の搬送)

第4条 乙は、前条による出動要請がなされたときは、すみやかに路線バスを緊急事態発生場所に出動させ、航空機の搭乗客等を安全な場所まで搬送するものとする。ただし、 路線バスが遠方にあって直ちに出動できない場合は、この限りではない。

(救難搬送活動の指揮)

第5条 緊急事態が発生した場合の搭乗客等の救難搬送活動の指揮は、甲がこれにあたる。 ただし、航空機事故が発生した場合の「現地合同本部」又は航空機不法奪取事案が発生した場合の「合同対策本部」が設置された場合は、その本部長が指揮にあたるものとする。

(制限区域への立入り)

- 第6条 甲が、緊急事態時に搭乗客等を搬送することを目的として制限区域内に路線バス を立入らせる場合の手続き等は、次のとおりとする。
 - (1) 路線バスが制限区域内へ立入る場合は、甲から乙に事前に要請を行い、所定の手続きにより制限区域への立入り及び車両の運転を許可するものとする。ただし、そのいとまがない場合は、この限りではない。

(2) 前項ただし書きの場合にあっては、特段の手続きを要することなく立入りできる ものとするが、この場合は甲の車両による先導を要するものとする。

(救難搬送活動に係る命令系統)

第7条 甲又は合同対策本部長は、緊急事態が発生し、航空機の搭乗客等の搬送が必要 と認めたときは、乙に対し報告するとともに、乙は路線バスの運転手に指示を出すも のとする。

(有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、こ の協定の有効期間満了の日から1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何らかの意見等が ないときは、有効期限満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降同 様とする。

(その他)

- 第9条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度甲乙協 議のうえ決定するものとする。
- 2 この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各自1通 を保有するものとする。

平成 公年 4月 / 日

山形県東根市大字羽入字柏原新林3008 甲 山形県山形空港事務所長 清 野 一



Z 山形県尾花沢市大字尾花沢1349上3 有限会社 はながさバス 代表取締役



米沢ヘリポート及びその周辺における消火救難活動に関する協定書

山形県知事吉村美栄子(以下「甲」という。)と、置賜広域行政事務組合理事長米沢市長中川勝(以下「乙」という。)は、米沢ヘリポート(以下「ヘリポート」という。)及びその周辺における消火救難活動について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、ヘリポート及びその周辺における航空機に関する火災若しくはヘ リポートにおけるその他の火災又はそれらの発生のおそれのある事態(以下「緊 急事態」という。)に際し、甲と乙が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動 を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

(区分)

- 第2条 ヘリポートにおける緊急事態の消火救難活動は、甲が第一次的にこれにあたり、 乙は甲からの要請又は、通報等で出動するものとする。
 - 2 ヘリポート周辺における緊急事態の消火救難活動は、乙がすみやかにあたり、 甲は必要に応じて出動するものとする。

(緊急事態の通報)

- 第3条 ヘリポートに緊急事態が発生した場合には、甲は乙に対してすみやかに通報するものとし、ヘリポート周辺に緊急事態が発生した場合には、乙は甲に対してすみやかに通報するものとする。
 - 2 前項の通報は、次の事項について電話等により行うものとする。
 - (1) 緊急事態の種類
 - (2) 航空機の種類及び搭乗人員
 - (3) 緊急事態発生の場所及び時刻
 - (4) 関係機関からの出動隊等の到着すべき場所
 - (5) その他必要な事項
 - 3 通報に応じて出動した機関は、現場到着の旨を、すみやかに通報した機関に連絡するものとする。

(消火救難活動の指揮)

第4条 ヘリポートにおける緊急事態の消火救難活動については、ヘリポート所在地を 管轄する消防機関がその指揮にあたる。ただし、消防機関が現場に到着するまで の間、米沢ヘリポート管理事務所長がその指揮にあたるものとする。

(費用の負担)

第5条 消火救難活動のために要する費用の負担については、別に両者協議して定めるものとする。

(調査に対する協力)

第6条 甲及び乙が消火救難活動を実施するにあたっては、当該航空機の状態、現場に おける痕跡の保存に努め、その他火災事故等の調査に必要な資料等の提供につい て協力するものとする。

(報告)

第7条 甲又は乙が単独で消火救難活動に従事したときは、すみやかにそのてん末を相 互に報告するものとする。

(訓練)

第8条 甲及び乙は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、 総合訓練を定期的に実施するものとする。

(資料の交換)

第9条 甲及び乙は、ヘリポートに発着する航空機、ヘリポートにおける諸施設、相互 の消防機器、人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

本協定を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

附 則

「米沢ヘリポート及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」(平成4年 4月1日締結)は、廃止する。

平成30年1月4日

甲 山形県知事 吉村 美栄



乙 置賜広域行政事務組合 理事長 米沢市長 中 川



港湾関係での災害発生時における 応急対策業務に関する 包括的協定書

港湾関係での災害発生時における応急対策業務に関する包括的協定書

国土交通省東北地方整備局副局長(以下「甲」という。)並びに青森県知事(重要港湾 青森港及び八戸港及びむつ小川原港港湾管理者)、岩手県知事(重要港湾 久慈港及び宮古港及び釜石港及び大船渡港港湾管理者)、宮城県知事(国際拠点港湾 仙台塩釜港港湾管理者)、秋田県知事(重要港湾 秋田港及び能代港及び船川港港湾管理者)、山形県知事(重要港湾 酒田港港湾管理者)、福島県知事(重要港湾 小名浜港及び相馬港港湾管理者)(以下「乙」という。)と民間協力者(一般社団法人海洋調査協会会長、一般社団法人港湾技術コンサルタンツ協会会長、一般社団法人日本埋立浚渫協会東北支部長、一般社団法人日本海上起重技術協会東北支部長、一般社団法人日本潜水協会会長、全国浚渫業協会日本海支部長、全国浚渫業協会東日本支部長、東北港湾空港建設協会連合会会長)(以下「丙」という。)は、災害が発生した場合における応急対策業務に関し、次のとおり包括的協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東北地方整備局管内において災害が発生した場合における被害の拡大防止と被 災施設の早期復旧により港湾機能の早期回復に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 本協定における用語の定義は以下のとおりとする。
 - (1)「災害」とは、地震・津波・高潮その他の異常な自然現象による被害をいう。
 - (2)「大規模災害」とは、複数の港湾管理者が管理する港湾にわたる広域かつ重大な災害をいう。
- (3)「港湾施設」とは、国際拠点港湾及び重要港湾に係る港湾法第二条第五項の港湾施設をいう。
- (4)「応急対策業務」とは、港湾施設の被災状況の把握、障害物の撤去、応急復旧、その他の緊急的な応急対策に関する活動をいう。
- (5)「事務所長」とは、東北地方整備局の港湾空港関係事務所の長をいう。
- (6)「地方機関の長」とは、港湾施設等の管理を所掌するこの地方機関の長をいう。
- (7)「人員及び資機材等情報」とは、配置可能な人員及び使用可能な資機材等の数量・配置等の情報 をいう。
- (8)「TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)活動」とは、「緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の設置に関する訓令」に基づき、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に関して、被災地方公共団体等に対する国の技術的な支援活動等をいう。

(応急対策業務の範囲)

第3条 応急対策業務の範囲は、第2条に規定する港湾施設における災害発生箇所及び甲又は乙が特に応急対策を必要と判断した災害発生箇所とする。

(応急対策業務の内容等)

- 第4条 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、被災状況に応じて、丙の会員を特定し、 出動要請を行うものとし、丙の会員は出動要請の諾否について回答する。
- 2 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、前項に基づき丙の会員を特定する際に丙に対して資機材等情報の報告を求めるものとし、丙は、求めに応じて速やかに人員及び資機材等情報を可能な範囲で収集し、報告するものとする。

ただし、東北地方整備局管内に震度6弱以上の地震が発生した場合、丙は、自発的に人員及び資 機材等情報の収集を開始するものとする。

- 3 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、丙の会員へ出動要請を行った場合、その状況を甲乙相互及び事務所長、地方機関の長相互に情報共有するものとする。
- 4 丙の会員は、甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長から出動要請があり承諾した場合、 出動要請者の指示により応急対策業務を実施するものとする。
- 5 丙の会員は、東北地方整備局がTEC-FORCE活動を開始し、甲若しくは事務所長から出動 要請があった場合、同活動を迅速かつ円滑に実施するため、TEC-FORCEとともに被災地へ 向かい同活動の支援を行うものとする。
- 6 丙は、本協定に基づく甲の出動要請があり承諾した場合、必要に応じて東北地方整備局が設置す る災害対策本部へ情報連絡要員を派遣するものとする。
- 7 甲及び乙と丙は、緊急時の連絡体制を整えるものとする。加えて、丙は、会員への緊急時の連絡 体制を整えるものとする。
- 8 丙は、丙の会員への連絡体制及び各会員が有する人員及び資機材等情報について、毎年6月末までに甲及び乙に報告するものとする。
- 9 丙の会員は、応急対策業務を迅速に実施できるよう、人員及び資機材の確保に努め、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は、丙を通じて速やかに甲及び乙に報告するものとする。
- 10 乙が丙と前2項と同様の報告を求める協定を締結している場合は、同項における連絡先は、乙を除くものとする。

(契約の締結)

- 第5条 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、丙の会員に出動要請し承諾を得たとき は、遅滞なく請負契約等を締結するものとする。
- 2 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、丙の複数の会員と請負契約等を締結したと きは、請負契約等を締結した会員との合意に基づき、会員間での連絡調整及び会員が実施する応急 対策業務の取りまとめを行わせる者を指名することができるものとする。
- 3 前項に基づき指名された者は、会員間で連絡体制を定め、甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長に報告するものとする。

(大規模災害時の場合)

第6条 甲は、大規模災害が発生した場合は、第4条にかかわらず、乙若しくは地方機関の長が行う 丙の会員への出動要請に対して、秩序ある応急対策業務のため必要な調整を行うことができるもの とする。

(訓練の実施)

第7条 本協定の締結者は、相互協力体制の充実・強化を図るために、出動要請に係る手順等の訓練を少なくとも年1回実施するものとする。

(本協定の適用範囲)

第8条 本協定は、甲又は乙と丙が締結する同様の目的の個別の協定締結を妨げないが、大規模災害 が発生した場合においては、本協定を優先するものとし、甲が第6条に基づき必要な調整を行うことができるものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の期間は、協定締結日より平成28年3月31日の期間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙又は丙のいずれからも申し出のない時は、この協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(損害の負担)

第10条 丙の会員は、第4条に基づく応急対策業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合又は人員及び資機材等に損害が生じた場合は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により契約相手である甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長に報告し、その負担については、甲若しくは事務所長に係るものについては甲若しくは事務所長と、乙若しくは地方機関の長に係るものについては乙若しくは地方機関の長と協議して、その復旧又は賠償に要する費用について決定するものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙 が協議してこれを定めるものとする。

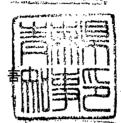
この協定の証として、本書15通を作成し、甲、乙及び丙が記名捺印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

甲 国土交通省東北地方整備局副局長

小谷野 喜

乙 1 青森県知事(重要港湾 青森港及び八戸港及びむつ小川原港港湾管理者)

三 村 申



乙2 岩手県知事(重要港湾 久慈港及び宮古港及び釜石港及び大船渡港港湾管理者

達 増 拓 也

乙3 宮城県知事(国際拠点港湾 仙台塩釜港港湾管理者)

村 井 嘉



乙4 秋田県知事(重要港湾 秋田港及び能代港及び船川港港湾管理者)

佐竹敬



工乙5 山形県知事(重要港湾 酒田港港湾管理者)

吉村美栄-



乙6 福島県知事(重要港湾 小名浜港及び相馬港港湾管理者)

内 堀 雅



| 丙1 | 一般社団法人海洋調査協会会長 | М | 嶋 | 康 | 一個個個個個個個個個個個個個個個個個個個個個個個個個個個個個個個個個個個個個個 |
|--------------|-----------------------|---|---|----|--|
| 丙2 | 一般社団法人港湾技術コンサルタンツ協会会長 | 大 | 村 | 哲 | だ。暗画は一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では |
| 丙3 | 一般社団法人日本埋立浚渫協会東北支部長 | 柳 | H | 良 | 東降日福 一灣城里海 一灣城里海 |
| 丙4 | 一般社団法人日本海上起重技術協会東北支部長 | 細 | Ш | 英 | |
| 丙 5 | 一般社団法人日本潜水協会会長 | 鉄 | | 芳 | |
| 丙6 | 全国浚渫業協会日本海支部長 | Ħ | 代 | | 本業全 国際 事同際 第四部 |
| 丙7 | 全国浚渫業協会東日本支部長 | 大 | 滝 | 雅 | 日南国 市協国 高高優 高高優 |
| 丙8 | 東北港湾空港建設協会連合会会長 | 馬 | 場 | ·隆 | 協空東層橋即 |

m

山形空港における消火救難業務に関する協定書

山形県山形空港事務所(以下「甲」という。)と株式会社セノン東北支社(以下「乙」という。)は、山形空港における消火救難業務に関し次のとおり協定する。

(目 的)

第1条 この協定は、山形空港緊急計画(平成14年4月1日施行、令和2年4月1日一部改正)、山形空港緊急計画実施細則(平成14年10月1日施行、平成27年10月1日一部改正)及び山形空港消火救難隊設置要領(平成14年4月1日適用、令和4年6月6日一部改正、以下「設置要領」という。)に基づき、山形空港内及びその周辺において航空機事故、又は山形空港内において建物火災等の緊急出動事態(以下「緊急事態」という。)が発生した場合、空港内に組織される山形空港消火救難隊(以下「消火救難隊」という。)が一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

(隊員の任命)

第2条 乙は、設置要領に基づき、乙に所属の山形空港に勤務する全職員を消火救 難隊の隊員(以下「隊員」という。)として任命する。

(隊員の出動)

- 第3条 緊急事態が発生した場合、甲は設置要領に基づき、乙に対し緊急事態を通告し、隊員の出動を指示する。
- 2 前項の通告を受けた乙は、速やかに隊員を出動させる。出動する隊員の担当 班、業務及び人数は設置要領のとおりとする。

(訓 練)

第4条 緊急事態への対応の実効性を確保するため、甲が定期的に実施する訓練に対し、乙は所属する隊員を参加させるものとする。

(災害補償)

第5条 隊員が、この協定に基づく緊急事態又は訓練のため出動し、当該業務中に 受けた災害については、業務上の災害補償として乙において措置するものとす る。

(撤退による協定の失効)

第6条 乙が、山形空港から撤退したときは、その日をもって本協定は失効する。

(疑 義)

第7条 本協定に疑義が生じた場合、又は本協定に定めていない事項については、 甲及び乙が誠意をもって協議し解決するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヵ月前までに甲、乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間満了の翌日から更に1年間延長され、以後も同様とする。

附則

- 1 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有するものとする。
- 2 この協定は、令和4年12月13日から適用する。

令和4年12月13日

甲 山形県山形空港事務所長 菅 原 和 彦

乙 株式会社セノン東北支社長 菅 原 利 明

山形県広域消防相互応援協定書

(目的)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づいて、山形県下市町村及び消防の一部 事務組合(以下「市町村等」という。)は、次の条項により、消防相互応援に関して協定を締結し、火災、 その他の災害(以下「災害」という。)の発生に際し、市町村等相互間の消防力を活用して、災害による 被害を最少限度に防止し、もって安寧秩序を保持することを目的とする。

(応援の区分)

- 第2条 前条の目的を達成するため、市町村等は、次に掲げる区分によって、消防隊、救急隊、その他必要な人員、機器資材(以下「応援隊等」という。)を相互に出動させ、若しくは調達して応援活動させるものとする。
 - (1) 普及応援

隣接市町村の境界周辺部で火災が発生した場合に、発生地の市町村長の要請をまたずに出動する応援

(2) 特別応援

市町村の区域内に災害が発生した場合で、発生地の市町村長等の要請に基づいて他の市町村等の長が応援隊等により行う応援

(特別応援の要請)

- 第3条 特別応援の要請は、次に掲げる事項をできる限り明らかにし、とりあえず電話、その他の方法により要請し、事後においてすみやかに文書を提出するものとする。
- (1) 災害の概況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を要請する応援隊等の種類及び数
- (3)活動内容及び集結地
- (4) 現地総指揮者及び誘導員の氏名
- (5) その他必要事項

(応援隊等の派遣)

- 第4条 応援隊等の派遣は、次の各号により、当該市町村等区域内の警備に支障のない範囲においてただち に行うものとする。
- (1) 普通応援は、原則として1隊(消防ポンプ自動車1台)とする。ただし火災の規模が大であると認められるときは、適宜応援隊を増強するものとする。
- (2) 特別応援は、市町村等の長が要請の内容、保有消防力等を検討のうえ応援隊等の規模を決定するものとする。
- 2 応援市町村等の長は、応援隊等を派遣するときは、その長及び規模、出発時刻、集結地到着予定時刻、 その他必要事項を受援市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮等)

第5条 応援出動した応援隊は、受援地の現地本部総指揮者の指揮のもとに行動するものとする。

- 2 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接応援隊の隊員に対して行う ことができる。
- 第6条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を現地本部総指揮者に報告するものとする。

(図面の備え付)

第7条 現地本部には、防火水そう、道路、主要官公庁建物及び危険地帯(危険物製造所、同貯蔵所等)を明示した図面を備えなければならない。

(経費の負担)

- 第8条 応援に要する経費等は、次によるものとする。
- (1) 応援のために要した燃料、機械器具の小破損修理及び被服の補修等経費は応援を行った市町村等の負担とする。ただし、機器資材等で要請により調達し、若しくは立替えたもの及び応援活動が長時間にわたり補食を要した場合は、応援を受けた市町村等において現物により又は経費を負担してこれを行うものとする。
- (2) 応援隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った市町村等の負担とする。

ただし、災害地において行った救急治療の経費は、応援を受けた市町村等の負担とする。

(3) 応援隊員が応援業務を遂行中に第3者に損害を与えた場合においては、応援を受けた市町村等がその 賠償の責に任ずる。

ただし、災害地への出動若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

- (4) 応援出動手当は、応援を行った市町村等の負担とする。
- (5) 前各号以外の経費の負担については、関係市町村等の間においてその都度協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、協議のうえ決定するものとする。

(改廃)

第10条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(効力の発生及び旧協定の廃止)

- 第 11 条 この協定は、昭和 53 年 4 月 1 日から効力を発生するものとし、現在締結している県内市町村等間 の相互応援協定は、本協定効力発生の日をもって廃止するものとする。
 - この協定を証するため、本書49通を作成し、記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

昭和53年3月10日

協定者

市町村長等 氏 名

(連署)

山形県消防広域応援隊に関する覚書

(目的)

第1条 大規模若しくは特殊な災害が発生した場合、山形県広城消防相互応援協定書に基づく消防隊、救急隊等の応援を効果的かつ迅速に行うため、山形県下の消防本部は、「山形県消防広域応援隊」(以下「広域応援隊」という。)を編成する。

(広域応援隊の編成)

- 第2条 広域応援隊は、指揮支援隊、消火隊、救急隊、救助隊、化学隊、特殊隊、後方支援隊により編成する。
- 2 指揮支援隊は、現地本部総指揮者の支援を行うものとし、山形県消防長会会長・副会長消防本部(以下「正副会長消防本部」という。)があたる。
- 3 各消防本部ごとの応援隊、応援費機材は別に定める。

(情報連絡体制)

第3条 応援を円滑に行うため、あらかじめ情報連絡窓口を定め、連絡調整は正副会長消防本部が行う。

(訓練)

第4条 広域応援隊による災害時の活動が円滑に行なわれるよう山形県総合防災訓練等で随時訓練を行う。

(調整会議)

- 第5条 広域応援隊の円滑な運用を図るため、適宜調整会議等を開催する。
- 2 平常時の連絡調整を行う消防本部は次のとおりとする。
- (1) 代表幹事 山形県消防長会会長消防本部
- (2)幹事同副会長消防本部

(その他)

第6条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協議して定めるものとする。

この覚書の確実を期するため、山形県生活福祉部長を立会人とし覚書を締結し、本書 16 通を作成し、それ ぞれ記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成7年11月14日

覚書者

(15 消防長連署)

立会人

山形県生活福祉部長 氏 名 旬

海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書

領海内における船舶(消防法第2条の「舟」を含む。以下同じ。)の火災について、海上保安官署と消防機関が協力し、円滑に消火活動を行なうため、両機関が締結する業務協定の基本を次のとおり定める。

- 1 次に掲げる船舶の消火活動は主として消防機関が担任するものとし、海上保安官署はこれに協力するものとする。
- (1) ふ頭又は岩壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶
- (2) 河川湖沼における船舶

上記以外の船舶の消火活動は主として海上保安官署が担任し、消防機関はこれに協力するものとする。なお、 現地の実情に応じて両者の協議により上記(1)及び(2)以外の船舶の消火活動について特別の定めをすること ができる。

- 2 船舶の火災の原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査は、海上保安官署と消防機関が協議 して、これを行なうものとする。
- 3 法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、相互に交換するものとする。
- 4 海上保安官署又は消防機関は、船舶の火災を知った場合は、相互に直ちにその旨を通報するものとする。
- 5 海上保安官署又は消防機関が、単独で船舶の火災の消火に従事したときは、すみやかに、そのてん末を相互に 連絡するものとする。
- 6 船舶の火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の 経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、その都度両者が協議の上定めるものとする。
- 7 大型タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行なうため、海上保安官署及び消防機関 は地方防災会議等を活用して、おおむね次の事項につき連絡調整を行なうものとする。
- (1) 情報及び資料の交換
- (2) 消火活動要領の作成
- (3) 必要な器材、器具等の整備計画の作成及びその実施の推進

昭和43年3月29日

海上保安庁長官 亀 山 信 郎

消防庁長官 佐久間 彊

船舶火災の消火に関する酒田海上保 安部と酒田市消防本部との業務協定

(目的)

第1条 この協定は、領海内における船舶の火災について酒田海上保安部と酒田市消防本部が協力し、 円滑に消火活動を行なうため、昭和43年3月29日海上保安庁と消防庁との間に締結された「海上 保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づきその細部について定める。

(協定区域)

第2条 この協定の区域は、酒田市が消防責任を負う領海(陸地より3カイリ以内の海)及び酒田港内全水域とする。

(消火活動の担任区分)

- 第3条 次に掲げる船舶の消火活動は主として酒田市消防本部(以下「消防本部」という)が担任するものとし、酒田海上保安部(以下「海上保安部」という)は、これに協力するものとする。
- 1. ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶
- 2. 河川における船舶
- 上記以外の船舶の消火活動は主として海上保安部が担任し、消防本部はこれに協力するものとする。

(火災原因及び損害の調査)

- 第4条 船舶の火災原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査は、次によるものとする。
- 1. 上架又は入渠中の船舶又は河川における船舶の火災は消防本部が行なう。
- 2. 前項に掲げる船舶以外の船舶の火災は海上保安部が行なう。

(情報等の交換)

第5条 法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況、停泊期間等 消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる場合、その資料及び情報について相互に 交換するものとする。

(船舶火災の相互通報義務)

- 第6条 海上保安部又は消防本部は、船舶の火災を知った場合は、相互に直ちにその旨電話通報するものとする。
- 2. 海上保安部又は消防本部が単独で船舶の火災の消火に従事したときは、すみやかにそのてん末を相 互に連絡するものとする。

(費用の負担)

第7条 船舶の火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、 特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、その都度両者が協議の上定め るものとする。

(大型タンカー等の事故対策)

第8条 大型タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行なうため、海上保安部及び消防本

部は、酒田市地域防災計画に基づき、おおむね次の事項について連絡調整を行なうものとする。

- 1. 情報及び資料の交換
- 2. 消火活動要領の作成
- 3. 必要な器材、器具等の整備計画の作成及びその実施の推進
- 第9条 この業務協定の遂行に万全を期するため、他協力団体については相互に連絡調整を行なうものとする。

附 則

- 1. この協定は、昭和 43年7月10日より実施する。
- 2. 昭和 28年4月1日より実施の「酒田海上保安部と酒田市消防署との業務協定」は廃止する。
- 3. この協定は、正本2通を作成し、当事者各1通を保有する。

酒田海上保安部長 多羅尾 豪

酒田市消防長 市 川 勝

学校施設を避難場所として指定する覚書

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき、市町村が策定した市町村地域防災計画に山形県教育委員会が管理する学校施設(以下「学校施設」という。)を避難場所として指定させるため山形県知事と山形県教育委員会教育長との間において、次のとおり覚書を取り交わす。

- 第1 市町村の地域内における災害に対応し、地域住民の生命及び身体の安全保護のため、市町村長が学校施設を避難場所として必要と認める場合は、あらかじめ当該施設を避難場所として指定させることができる。
- 第2 市町村長が学校施設を避難場所として指定する場合は、当 該学校長の了解を得るものとする。
- 第3 避難場所としての学校施設の使用範囲等の詳細については、 市町村長と当該学校長との間において協議して定めるものとす る。
- 第4 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、双方 協議して定める。

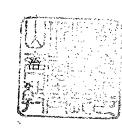
この覚書の確実を期するため、本書2通を作成し双方各1通を保有する。

昭和55年6月4日

山形県知事 板 垣 清一郎

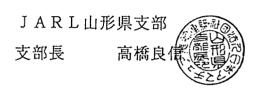
à

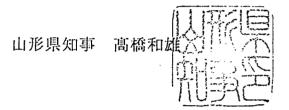
山形県教育委員会教育長 大 竹 正



アマチュア無線による災害時応援協定

社団法人日本アマチュア無線連盟山形県支部(以下「JARL山形県支部」という。)と山形県(以下「県」という。)は、県が災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)に基づき実施する災害時における情報の収集伝達に関し、次のとおり協定する。





(目 的)

第1条 この協定は、山形県内及びその周辺で大規模な災害が発生し、又は発生 するおそれがある場合において、JARL山形県支部のアマチュア無線局が県 に協力して、災害情報の収集伝達を行うために必要な事項について定めること を目的とする。

(性格)

第2条 前条におけるアマチュア無線局の活動は、ボランティア精神に基づく活動とする。

(構成員)

- 第3条 この協定において、情報の収集伝達を行う者は、JARL山形県支部の 構成員(以下「構成員」という。)とする。
- 2 JARL山形県支部は毎年1回構成員名簿の見直しを行い、県に提出するものとする。

(災 害)

第4条 この協定において「災害」とは、災対法第2条第1項第1号に定める $\frac{1}{1}$ のとする。

(要請)

第5条 県は、災害時において、公衆通信網その他の手段による通信連絡が困難 又は不可能な場合で災害情報の収集伝達上必要があると認める時等は、JAR L山形県支部及び構成員に対し、情報の収集伝達について、協力を要請するこ とができる。

(情報の提供)

第6条 JARL山形県支部の構成員は、県から協力要請がなくても必要と思われる災害情報については、県に提供することができるものとする。

(連絡系統)

第7条 JARL山形県支部と県との情報連絡系統は、別紙のとおりとする。

(情報収集連絡の訓練)

第8条 JARL山形県支部及び県は、非常災害時の災害情報収集伝達を迅速かつ的確に行うため毎年共同して訓練を行うものとする。

(雑 即)

第9条 この協定に定めのない事項又は規定している事項に疑義を生じた場合には、JARL山形県支部と県は協議のうえ決定する。

附 則 この協定は平成 9年 5月 28日から実施する。

JARL山形県支部と県とは、本協定書を2通作成し、それぞれ署名押印のうえ、その1通を保有する。

災害時における交通誘導業務等に関する協定

山形県警察(以下「甲」という。)と社団法人山形県警備業協会(以下「乙」という。) とは、大規模災害時における交通誘導等の実施に関する警備業務要請の手続き等について、 次のとおり協定する。

(日的)

第1条 この協定は、大規模災害時において、被災地の被害拡大防止及び救援、救護活動 等を円滑に実施するため、甲は乙に対して緊急に必要とする交通誘導その他の警備業務 の実施を要請し、もって県民生活の安定に寄与することを目的とする。

(業務の内容)

- 第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。
 - (1) 緊急交通路の確保等に関する交通誘導警備業務
- (2) 被災地における避難場所等の警戒その他甲が必要と認める警備業務 (出動要請等)
- 第3条 甲は、大規模災害発生時において必要があると認めるときは、乙に対し、日時場所、業務内容及び警備員数を指定して、文書又は電話等により警備員の出動を要請するものとする。

出動期間については、要請時に別途協議するものとする。

2 前項の出動要請に基づき出動する警備員は、甲が別途指定する基準を満たすものとする。

(業務の解除)

第4条 甲は、要請した業務を解除するときは、乙に対し、文書又は電話等によりその旨 を連絡するものとする。

(出動可能人員表の備付け等)

- 第5条 乙は、甲の出動要請に応じるため、警備業者ごとに出動可能人員等を記載した表 を備付けておかなければならない。
- 2 乙は、前項の表を毎年度当初甲に提出しなければならない。 (業務の実施)
- 第6条 出動警備員は、所属する警備業者の指揮に基づき、甲の指定する業務に従事する ものとする。
- 2 乙は、出動後速やかに、警備業者ごとに出動警備員を甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、業務が終了したときは、甲に対し、出動人員、出動時間及び業務内容を報告しなければならない。

(費用の請求及び支払い)

- 第7条 乙は業務の終了後、甲に対し別途協議の上定める費用の支払いを請求するものと する。
- 2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、その費用を乙に支払うものと する。

(損害の負担)

第8条 この協定に基づき、当該業務を実施した警備員が、当該業務の実施により甲又は 第三者に与えた損害は、使用者たる警備業者の責任において負担するものとする。 (災害補償)

第9条 この協定に基づき、当該業務を実施した警備員が、当該業務の実施により負傷し、 又は死亡した場合の災害補償については、使用者たる警備業者の責任において行うもの とする。

(訓練)

第10条 乙は、この協定に基づく業務を円滑に実施するため、平素から、必要な訓練の実施に努めるものとする。

(協議)

- 第11条 この協定に関し**疑義が生じたときは、その**都度、甲と乙が協議して定めるものとする。
- 2 この協定の実施に関する細目事項については、山形県警察本部生活安全部長と乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成9年10月14日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成9年10月14日

甲 山形県警察本部長

坂井



乙 社団法人山形県警備業協会会 須 藤 春 治

2-13-3

災害時における交通誘導業務等に関する細目協定

山形県警察(以下「甲」という。)と社団法人山形県警備業協会(以下「乙」という。)が平成9年10月14日締結した「災害時における交通誘導業務等に関する協定」(以下「協定」という。)第11条第2項に基づく業務実施の細目事項に関し、次のとおり協定する。

(災害の定義)

第1条 この協定において「大規模災害」とは、災害対策基本法第23条の規定により山形 県災害対策本部を設置する災害が発生し、警察等の公的機関のみでは十分な応急措置を 講ずることができないものをいう。

(業務の指示)

- 第2条 協定第3条に基づき出動した警備員の具体的な業務については、当該業務実施地域を管轄する警察署長が指示するものとする。
- 2 前項により出動した警備員は、当該業務を実施する現場及びその周辺にいる警察官と 緊密な連携を図り、警備業務を実施するものとする。
- 3 警備業者は、第1項の業務が完了したときは、速やかに、警察署長に業務完了の報告 を行うものとする。

(出動警備員)

- 第3条 協定第3条第2項に定める出動警備員は、次のとおりとする。
- (1) 交通誘導警備業務を実施する警備員は、原則として、警備員等の検定に関する規則 (昭和61年国家公安委員会規則第5号)に定める交通誘導警備の検定に合格した者、又 は、継続して2年以上、主として当該警備業務に従事している者とする。
- (2) 前号以外の業務については、出動警備員の中に、継続して2年以上当該警備業務に従事し、かつ、専門的な知識及び技能を有する者を含むものとする。

(費用の算出)

第4条 協定第7条第1項の規定により、乙が甲に請求する費用は、当該地域における通常の費用を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(訓練の指導)

第5条 甲は乙に対し、協定第10条による訓練に対し、必要な指導助言をすることができるものとする。

(協議)

第6条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、 その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成9年10月14日

甲 山形県警察本部生活安全部長

工藤多



乙 社団法人山形県警備業協会会

須 蘇 蹇 :



災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定

山形県(以下「甲」という。)と山形県葬祭業協同組合(以下「乙」という。)及び全日本葬祭業協同組合連合会(以下「丙」という。)は、山形県内において地震、風水害その他の災害が発生した場合における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、災害が発生した市町村(以下「市町村」という。)から甲に対して棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の円滑な実施に関する協力の要請があったとき、乙及び丙(以下「乙等」という。)の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力業務)

- 第2条 本協定において、甲が乙等に協力を要請する業務は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供(以下「棺及び葬祭用品等」という。)
 - (2)遺体の搬送
 - (3) その他、甲の要請により乙等が応じられる事項
- 2 前項第1号に規定する棺及び葬祭用品については、別に定める。

(協力要請)

- 3条 甲は、災害時において市町村から棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力の要請を受け、必要があると認めるときは、乙に対して協力を要請することができる。ただし、乙が対応できない場合等は、丙に対して直接協力を要請することができる。
- 2 前項の規定による甲から乙等に対する要請は、原則として文書によるものとする。 ただし、緊急を要するときは、口頭により行い、後日速やかに要請文書を送付する ものとする。
- 3 乙は、甲から要請を受けたときは、必要に応じて丙に対して協力を求めることができる。
- 4 第1項の規定による甲から乙等への要請文書は、別に定める。

(要請に対する措置)

- 第4条 乙等は、甲から前条第1項の規定による要請を受けたときは、要請事項について適切な措置を講ずるとともに、応諾の可否を速やかに甲に通知するものとする。
- 2 甲は、乙等から前項の通知を受けたときは、その旨を速やかに市町村へ通知するものとする。

(協力の実施)

- 第5条 乙等は、第3条第1項の規定による要請を受けたときは、やむを得ない事由 のない限り協力するものとする。
- 2 調達した棺及び葬祭用品は、甲が指定する引渡し場所まで乙等が搬送するものとする。

(引渡し)

- 第6条 甲は、前条第2項の引渡し場所に職員を派遣し、棺及び葬祭用品を確認して引渡しを受けるものとする。
- 2 甲は、前項の規定による引渡しを受けることを市町村に代行させることができるものとする。

(燃料確保の支援)

第7条 甲は、この協定に基づき実施する業務の用に供する乙等の車両に係る燃料の確保を支援するものとする。

(報告)

- 第8条 乙等は、甲からの要請により第2条第1項各号に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。
- 2 甲は、この協定に基づく棺及び葬祭用品の確保が円滑に行われるよう、必要と認めたときは、乙等に対し、棺及び葬祭用品の確保可能数量等の報告を求めることができるものとする。

(費用の負担)

- 第9条 乙等がこの協定に基づき実施した業務に要した費用は、甲が負担するものと する。
- 2 前項の費用の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として甲と乙等が協議して定めるものとする。ただし、前項の規定により甲が負担する棺及び葬祭 用品等の費用は、原則として、山形県災害救助法施行細則(昭和35年1月山形県規則第4号)に規定する埋葬の費用を限度とする。

(守秘義務)

第 10 条 乙等は、この協定による業務を通じて知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、別に定める。

(被災した他の都道府県への応援)

第12条 甲が、被災した他の都道府県に対する応援を行うため、乙に第2条第1項 各号に掲げる業務の協力要請を行った場合は、乙は可能な限り甲に協力するものと する。

(協議事項)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙等が協議して決定するものとする。

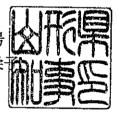
(効力)

第14条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年2月1日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号 山形県知事 吉 村 美栄



乙 山形県東根市宮崎二丁目1番3 山形県葬祭業協同組合 理 事 長 青 柳 春



丙 東京都港区港南二丁目 4番 12 号 港南 Y K ビル 4 階 全日本葬祭業協同組合連合会 会 長 松 井 昭

災害時における被災動物対策に関する協定書

山形県(以下「甲」という。)と社団法人山形県獣医師会(以下「乙」という。)とは、 災害時における被災動物(ペット)対策について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、災害時の被災動物(ペット)対策を 円滑に実施するため、甲が行う被災動物(ペット)対策に対する乙の協力に関し、必要 な事項を定めるものとする。

(避難所等への獣医師の派遣)

第2条 甲は、必要に応じ乙に対して避難所等への獣医師の派遣を要請するものとし、乙は、甲の要請に基づく獣医師の派遣に努めるものとする。

(動物の適正な飼養に関する指導、助言)

第3条 甲、乙は市町村等と連携し、飼い主とともに避難所等へ避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言等必要な措置を行う。

(被災地域における動物の保護)

第4条 甲、乙は市町村等と連携し、負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容を行う。

(相談窓口の設置)

第5条 甲、乙は市町村等と連携し、ペット相談窓口を開設するものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲については総務部危機管理室総合防災課長とし、乙については事務局長とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協議に疑義が生じた場合は、甲、乙協議のう え決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成19年2月9日

甲 山形市松波二丁目8番1号 山形県知事 齋藤 弘

乙 山形市吉原二丁目8番6号 社団法人山形県獣医師会 会 長 勝 見 晟

災害時の協力に関する協定書

山形県(以下「甲」という。)と、東北電力株式会社山形支店(以下「乙」という。)及び東北電力ネットワーク株式会社山形支社(以下「丙」という。)は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 甲、乙及び丙は、大規模地震及び台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、三者が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するために電力設備の迅速かつ 円滑な復旧を図るものとする。

(災害情報の提供)

- 第2条 甲、乙及び丙は、それぞれ早期の状況把握に努めるとともに、必要な災害情報を提供する ものとする。
- 2 乙及び丙は、大規模な停電等が発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間、復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。

(県災害対策本部へのリエゾンの派遣)

- 第3条 震度6弱以上の大規模地震及び台風等による大規模な災害により停電等の発生の恐れがあり、あるいは停電等が発生し、甲が災害対策本部を設置した場合、乙及び丙は甲からの要請を待つことなく、甲が設置した災害対策本部にリエゾンを派遣するものとする。
- 2 派遣されたリエゾンは、災害情報の収集・伝達等に関する乙及び丙の窓口としての機能を担うものとする。

(電力設備の復旧)

- 第4条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙及び丙は、乙及び丙の供給管轄区域内の被害 状況の把握を行い、甲の意見を踏まえ、医療機関(総合病院)、災害復旧対策の中枢となる官公 署・避難場所等、重要施設への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。
- 2 前項を実施するにあたり、あらかじめ優先的に復旧が必要な重要施設をリスト等により甲、乙 及び丙が共有するものとし、電源の確保が必要な施設への電源車等の配備については、甲、乙及 び丙が調整のうえ、乙又は丙の判断によるものとする。

(復旧作業に対する協力)

第5条 積雪、なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙及び丙の電力復旧作業に支障をきたす場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

(平時における連携)

第6条 倒木等による停電や道路の寸断等の発生を防止するため、支障となる樹木の事前伐採について、甲、乙及び丙が連携し、それぞれの行う業務の範囲において協力するよう努めるものとする。

(資材置場等の確保に対する協力)

第7条 災害時において、乙及び丙の電力復旧作業に必要な資材置場、駐車場等の確保にあたっては、甲は乙及び丙の要請に協力するよう努めるものとする。

(自衛隊の派遣要請)

第8条 電力復旧作業を行ううえで自衛隊の派遣が必要と認められる場合、乙及び丙は甲に対し自 衛隊の派遣要請を依頼し、甲は乙及び丙からの要請に基づき迅速な対応に努めるものとする。

(連絡体制)

第9条 この協定に関する甲、乙及び丙それぞれの連絡個所、担当者名、電話番号等については、 年1回以上三者で確認のうえ任意様式の連絡先一覧等を作成し、甲、乙及び丙それぞれで保持す るものとする。

(協議)

第 10 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙協議のうえ決定する ものとする。

(旧協定の失効)

第 11 条 甲乙間で平成 19 年 3 月 22 日付締結した「災害時の協力に関する協定書」は、本協定の 締結に伴い失効するものとする。

この協定を証するため、甲、乙及び丙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 3 年 2 月 5 日

乙 山形市本町二丁目1番9号 東北電力株式会社 執行役員山形支店長 藤原 正雄

丙 山形市本町二丁目1番9号 東北電カネットワーク株式会社 山形支社長 茂木 明浩



災害時における非常用水等の確保に関する協定

山形県(以下「甲」という。)と山形県さく井技術協会(以下「乙」という。)は、災害時における非常用水等の確保(以下「水支援」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、大規模災害時(震度5弱以上の地震、風水害、雪害、渇水等による緊急事態)における「水支援」に関して、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援協力の要請)

- 第2条 甲は、所管する公共施設その他緊急避難場所施設等への「水支援」が必要と判断した時は、乙に対し、応援協力を要請することができるものとする。
- 2 甲の要請の方法は、乙に対し、施設の場所、規模、期間、その他必要と認める事項を文書(別記様式1)をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話により要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

(応援協力の実施)

- 第3条 乙は、甲からの要請を受けたときは、出来る限り速やかに現地調査を行い、次に揚げる「水支援」の具体的な方法を記載した文書(別記様式2)を甲に報告するものとする。
 - (1) 用水確保の手段(新規井戸掘削、既設井戸の利用、用水の運搬等)
 - (2) 用水施設の規模、内容
 - (3) その他の必要な事項

(経費の負担)

- 第4条 甲は、乙が前条の「水支援」に要した経費を負担するものとする。
- 2 前項に規定する費用は、乙はこの協定に基づく応援協力が社会貢献活動であることを理解し、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(応援協力の実施体制)

第5条 乙は、あらかじめ応援協力実施体制編成表(別記様式3)を作成し、甲に報告するものとする。なお、それらに変更が生じた場合、乙は速やかに甲に報告するものとする。

(連絡窓口)

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては山形県生活環境部危機管理・くらし安 心局危機管理課、乙においては山形県さく井技術協会事務局とする。、 (その他)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

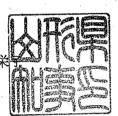
(適用)

第8条 この協定は、平成24年3月30日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年 3月30日

甲 山形市松波二丁目8番1号 山形県知事 吉村 美栄



乙 山形県さく井技術協会会 長 髙 田 信



協力を表現した。

別記様式1 (第2条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

山形県さく井技術協会長 殿

山形県知事

災害時における水支援に関する協力要請書(第 報)

災害時における非常用水等の確保に関する協定第2条に基づき、次のとおり協力を要請します。

| | 職名 部 | 課) |
|------------------|-----------------------------|----|
| 要請担当者 | 氏名 | |
| | 連絡先電話番号 | |
| 電話、ファクシミリ等 | 年 月 日() | |
| による要請の日時 | 時 分頃 | |
| 要請理由 | | |
| 要請の場所 (施設の場所) | 住 所 (施設名) | |
| 要請の規模 | | |
| 要請期日又は期間 | 期日 年 月 日 期間 年 月 日~ 年 月 日 | |
| 備 考 | | |

 第
 号

 年
 月

 日

山形県知事 殿

山形県さく井技術協会長



災害時における水支援に関する現地調査報告書

協力要請のあった「水支援」に係る現地調査について、災害時における非常用水等の確保 に関する協定第3条に基づき、次のとおり報告します。

| 要請 | 書番号及び日時 | 年 | 月 | 日付け | 第 | | 号(第 | | 報) | |
|------|------------------|-----------|---------|--------|----|---|-----|---|----|---|
| | 記地調査実施 明日又は期間 | 期日期間 | 年 年 | 月 月 | 日日 | ~ | 年 | 月 | 日 | |
| | 地調査の場所 施設の場所) | 住 所 (施設名) | | | | | | | | |
| 現地 | 用水確保の手段 | | | | | • | | | | |
| 調査結果 | 用水施設の 規模、内容 | | | , | | | | | - | |
| 報 | 告 担 当 者 | 氏 連絡先電話者 | 名 番号 | | , | | | | | · |
| ζ. | 備 考 | | | | | | | | | |

別記様式3 (第5条関係)

災害時における水支援に関する応援協力実施体制編成表

| Γ | | | | | | <u> </u> | | <u> </u> | | |
|---|----|---------------|-------------|----------|----|----------|-----|----------|-----|-----|
| | | | | | | | | | | |
| | ١ | 柳 | , | | | | | | | |
| ١ | | 414. | | | | | | | • - | |
| ĺ | ς. | | | | | | | | | |
| | | Mare | | | | | | | | |
| 1 | | 籗 | • | | | | | | | |
| | | | | | | | *er | | | ٠ |
| L | | | | · . | | | | | | |
| | | 動員可能者数 | | | | | | | 4 | · a |
| 1 | | 如 | | | | | | | | |
| | | 恒 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | 重 | | | | | | | | • |
| T | • | | | | | | | | | |
| | | | | | | | , , | | | |
| | ٠ | | | | | | | | | • |
| - | | ر ، | ur- | | | | , | | | |
| 1 | Яm | ΙΈ | 盟 | , , | | | | , | | |
| | 瓶. | 氏名 自宅 TEL | 带 | | | | - | | | |
| 1 | 丰 | 氏自 | 鵜 | | | | , | | | |
| L | 皿 | | | · . | | | | | | |
| | | | | * * 5 | | | | | | |
| ĺ | | | | | | | | | - | |
| ŀ | | | | | | | | | | |
| | Уm | ij | H□· | | | | | | | |
| | 刑 | T | | | | | , i | | | |
| ļ | į. | 名 沿 | 祟 | | | | | | | 1 |
| | 然 | 氏名 自宅 TEL | 數 | | | | | | · | |
| - | %€ | - | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 1 | ٠. | | | | | | | | | |
| | | | | | ٠. | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | . × | | | | | | | | |
| | | FA | . : | | | | | | | |
| | | 住所 TEL·FAX | | | } | | | | | |
| | | 型型 | | | | | | | | |
| | | Ţ. | | | | | | j , | | |
| | | | * | | | 1 | | | | |
| t | | | | | | | 1 | | | |
| | | • | | | |] | | | | |
| | | ٠. | | * . | | | | | | |
| | | | ٠ | , | | | | - | | |
| | | ٠. | | | | , | | |] | |
| | | N. | | | | | | | | |
| | | ьп | | | | | | | / | |
| | | 开 | | I | | . , , | | | | |
| | | 会社名 | | , v | | | | | | |
| | | | | | | | 1 | | | |
| | | | · · · · · · | | | <u> </u> | | · | | |

災害時における環境調査に関する協定書

山形県(以下「甲」という。)と一般社団法人山形県計量協会(以下「乙」という。)とは、災害時における環境調査に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において化学物質等が環境中に漏えいしたことなどにより必要となった環境調査業務に関し、甲が乙に対して協力を求めるにあたり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「化学物質等」とは、人の健康や環境に影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのある物質、その他甲が必要があると認めるものとする。

(要請)

- 第3条 甲は、災害時における環境の調査を行うために乙の協力を得る必要があるときは、 乙に対して協力を要請する。
- 2 前項の規定による甲の要請は、様式第1号により文書で行う。ただし、文書による要請ができない事情があるときは、口頭又は電話等により要請した後、速やかに文書を送付するものとする。

(業務の内容)

- 第4条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する環境調査業務は、次のとおりとする。
 - (1) 水、大気及び土壌等の試料の採取
 - (2) 採取した試料の測定及び分析
 - (3) 調査地点周辺状況の情報収集
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が特に必要と認める事項

(業務の実施)

- 第5条 乙は、甲から第3条の規定により協力要請を受けたときは、可能な限りこれに応 ずるものとし、乙の環境計量証明部会に所属する会員(以下「会員」という。)に対し 第4条に規定する環境調査業務を他に優先して実施させるものとする。
- 2 乙は、環境調査業務を実施させる会員を定めたときは、甲に速やかに報告するものとする。

(環境調査結果の報告)

第6条 乙は、第4条に規定する環境調査の結果について、環境調査終了後直ちに電子メール等により甲に報告するものとする。ただし、これらにより報告することができない事情があるときは、口頭又は電話等により連絡した後、速やかに文書を送付するものとする。

(業務完了報告)

第7条 乙は、第5条に規定する業務を終了したときは、様式第2号により報告するものとする。

(費用の負担)

- 第8条 第5条の規定により乙の会員が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。
- 2 前項の費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(会員の協力体制の整備)

- 第9条 乙は、甲に円滑に協力できるよう、会員の調査・分析体制を把握し、あらかじめ 甲に報告するとともに協力体制及び情報等伝達体制の整備に努めるものとする。
- 2 甲は、必要と認めるときは、前項の調査・分析体制について乙に報告を求めることが できるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲乙協議のうえ 定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲若しくは乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成27年6月29日

甲 山形市松波二丁目8番1号 山形県知事 吉 村 美 栄 子

乙 山形市松栄二丁目2番1号 一般社団法人山形県計量協会 会 長 小 林 信 治

| 一般社团法 | 去人L | 山形県 | 是信息 | は協会 | $\stackrel{>}{\succeq}$ |
|-------|-----|-----|-----|-----|-------------------------|
| 会長 | 0 | 0 | 0 | 0 | 様 |

山形県知事 ○ ○ ○

災害時における環境調査の協力要請書

災害時における環境調査に関する協定書第3条により、下記のとおり協力を要請します。

記

| 災害の状況及び協 力を要請する事由 | | |
|----------------------|--------|--------------|
| 調査地点 | | |
| 調査内容 | | |
| 調査期間 | 平成 年 月 | 日 ~ 平成 年 月 日 |
| その他参考 となる事項 | | |

【担当・報告先】

担 当 環境エネルギー部水大気環境課 担当者:

連絡先 電話:023-630- (直通) 携帯:

FAX: 023-630- E-mail:

山形県知事 ○ ○ ○ 殿

一般社団法人山形県計量協会 会長 〇 〇 〇 〇

災害時における環境調査業務完了報告書

災害時における環境調査業務が完了したので、災害時における環境調査に関する協定書 第7条に基づき報告します。

記

| | #L |
|------------------|---------------------|
| 調査地点 | |
| 調査内容及び 調査結果概要 | 別添のとおり。 |
| 調査期間 | 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 |
| 調査に要した人員、車両、資機材等 | 別添のとおり。 |
| その他参考となる事項 | |

【担当者・連絡先】

担当

連絡先 電話:

(直通)

携帯:

FAX:

E-mail:



大規模災害時における被災者支援に関する協定書

山形県(以下、「甲」という。)と山形県行政書士会(以下、「乙」という。)とは、大規模災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、山形県内で地震災害、大雨洪水災害、風災害、雪害等の自然災害並びに火災等の大規模災害が発生した場合(以下、「大規模災害時」という。)において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務を相互に協力して実施することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(行政書士業務及び相談)

- 第2条 この協定において「行政書士業務及び相談」とは次に掲げる事項とする。
 - (1) 罹災証明書申請書類に関する業務
 - (2) 廃車手続等の自動車登録申請書類に関する業務(但し、業務用自動車は原則除く。)
 - (3) 相続及び遺言関係書類に関する相談
 - (4) 許認可申請全般に関する相談
 - (5) 権利義務・事実証明関係書類に関する相談
 - (6) その他、行政書士法に定める相談全般

(支援業務の要請)

- 第3条 甲は、大規模災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して前条に規定する行政書士業務及び相談の実施を要請することができる。
 - 2 前項の規定による要請は、原則として大規模災害時支援要請書(別記様式)により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに大規模災害時支援要請書を送付するものとする。

(行政書士の派遣)

- 第4条 乙は、前条第1項の規定により要請を受けた場合、速やかに乙の会員の中から行政書士業務及び相談に従事する者を選定し、甲の要請場所に派遣するものとする。
 - 2 ただし、乙は諸般の事情により乙の会員のみによる対応が困難な場合は、乙の会員でない行政書士を派遣することができる。

(連絡調整)

第5条 甲及び乙は、連絡体制を整え、被災者支援に支障の無いように、市町村と実施場 所等の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

(費用負担)

第6条 行政書士業務及び相談は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。 2 当該業務等に必要な経費は、乙が負担するものとする。ただし、許認可申請等に添 付する印紙代、県証紙代及び諸証明交付手数料等の実費は、相談者(業務上の依頼者) の負担とする。

(損害への対応)

第7条 行政書士業務及び相談を行う際、乙又は乙の会員に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処する。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。 ただし、有効期間の1か月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のい ずれからも何らかの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものと し、その後においても同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、 甲乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各々1通 を保有する。

平成29年3月13日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号 山形県知事 古 木ナ美栄子

乙 山形県山形市荒楯町一丁目7番8号 山形県行政書士会 会 長

第号平成年月日

大規模災害時支援要請書

山形県行政書士会長 殿

山形県知事

印

大規模災害時における被災者支援に関する協定書第3条の規定に基づき、次のとおり要請します。

記

| 要請内 | 容 | | | | | - | | | | | 1 | | |
|-------|---|----|---|---|--------|-----|---|----|---|---|--------------|-----|--|
| 場 | 所 | | | | * . | | | | | | | | |
| 期 | 間 | 平成 | 年 | 月 | · 日 | () | ~ | 平成 | 年 | 月 | 日 | () | |
| 備 | 考 | | | | | | | | | | | | |

| 派遣先担当者 | 所属職名 | | | | | 氏名電話 | 名 舌番号 | | |
|---------|------|---|---|---|------|------|----------|----|--|
| 派遣先要請日時 | 平成 | 年 | 月 | 日 | (, · |) | 時 | 分頃 | |

避難所用間仕切りシステムの供給等に関する協定

山形県(以下「甲」という。)と特定非営利活動法人ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク(以下「乙」という。)とは、避難所用間仕切りシステム(以下「間仕切りシステム」という。)の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、災害時において甲及び乙が相互に協力し、県民の避難生活の早期 安定を図るために、乙の代表者の考案による間仕切りシステムの円滑な供給体制に 関し、必要な事項を定める。

(要請等)

- 第2条 甲は、甲又は山形県内の市町村(以下「市町村」という。)において、災害時 に避難所に間仕切りシステムを設置する必要があるときは、乙に対して次の事項を 要請することができる。
 - (1) 間仕切りシステムに係る資材(以下「資材」という。)の調達
 - (2) 間仕切りシステムの設置に係る指導
 - (3) その他間仕切りシステムの供給等に係る必要な事項
- 2 甲は、甲又は市町村が行う災害に備えた訓練時又は会議時に、乙の支援が必要と認めるときは、乙に対して前項各号の要請を行うことができる。
- 3 甲は、間仕切りシステムについて改善を要すると認めた場合は、乙に対して改善を要請することができる。
- 4 前3項の要請は、原則として様式1により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話その他の方法によって要請を行い、事後速やかに様式1を提出するものとする。

(協力等)

- 第3条 乙は、前条第1項の要請を受けたときは、直ちに甲との間で協議を開始し、 当該要請に必要な協力を行うものとする。
- 2 乙は、前条第2項の要請を受けたときは、直ちに甲との間で協議を開始し、マニュアル等の作成、設置作業の指導等を実施するものとする。
- 3 乙は、前条第3項の要請を受けたときは、速やかに甲との間で間仕切りシステムの効果的な改善について検討を行うとともに、必要な改善を行うものとする。
- 4 乙は、前3項の要請を受けたときは、その実施事項について様式2により甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは電話その他の方法によって報告し、 事後速やかに様式2を提出するものとする。

(引渡し)

- 第4条 間仕切りシステムの引渡し場所は、甲又は市町村と乙が協議の上定めるものとする。
- 2 引渡しの場所までの資材の運搬は、乙又は乙が委託する者が行うものとする。ただし、乙又は乙が委託する者が資材の運搬を行うことができない場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。

(間仕切りシステムの設置)

第5条 間仕切りシステムの設置に係る作業は、避難所を運営する者又は甲が指定す る者が、乙の指導により行うものとする。

(費用)

- 第6条 乙が供給した間仕切りシステムの代金及び引渡し場所までの運搬に係る費用 は、甲又は市町村が負担するものとする。
- 2 乙が供給した間仕切りシステムの価格は、災害発生直前における適正な価格(災 害発生前の取引については取引時の適正な価格)とする。
- 3 第1項の費用の具体的な内容、請求及び支払方法等詳細については、甲又は市町 村と乙が協議の上、別途定める。

(車両の通行)

第7条 甲は、乙が間仕切りシステムを供給する際には、車両を緊急又は優先車両と して通行できるよう支援するものとする。

(協議等)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協 議のうえ、その都度決定するものとする。

(協定の効力及び更新)

第9条 この協定は、協定締結の日から平成30年3月31日まで効力を有する。ただ し、この協定の期間満了の日の1箇月前までに協定を更新しない旨の文書による意 思表示がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新 されるものとし、以降もこれと同様とする。

(連絡窓口)

- 第 10 条 甲及び乙は、相互の連絡、情報提供等を円滑に行うため、事前に連絡責任者 を定め、相互に連絡するものとする。
- 2 甲及び乙は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、連絡するものとす る。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1通を保有する。

平成 29 年 3 月 30 日

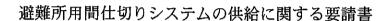
山形県山形市松波二丁目8 甲 山形県知事 吉村 美栄力

東京都世田谷区松原五丁目2番4号 Z 特定非営利活動法人 ボランタリー・アーキテクン 代表者 坂



特定非営利活動法人 ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク 代表 様

山形県知事



避難所用間仕切りシステムの供給等に関する協定第2条第1項の規定に基づき、次のとおり要請します。

記

1 災害及び間仕切りシステム供給を必要とする状況



2 供給を必要とする内容等

| 要請期日 | 数量 | 運搬先 | 備考欄 |
|---------------------------------------|----|-----|-----|
| 1 | | | |
| · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | | |
| | ì | | |
| | | | |
| | | , | |
| | | | |
| | | | |
| s | | | |
| *** | | | |

(様式2)

年 月 日

山形県知事 様



特定非営利活動法人 ボランタリー・アーキテクツ・ネットワーク 代表

完了報告書

避難所用間仕切りシステムの供給等に関する協定第3条第1項の規定に基づき、次のとおり供給が完了しましたので、報告します。

1 間仕切りシステム供給完了内容

| 引渡し日時 | 数量 | 運搬先 | 備考 |
|-------|----|---------------------------------------|----|
| | | | |
| | | | |
| | | • | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | , | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | |
| | | , | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |



災害時における防災力向上に関する協定書

山形県(以下「甲」という。)と損害保険ジャパン日本興亜株式会社(以下「乙」という。)とは、山形県の防災力向上を推進するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が平素から防災への取組について連携することで、災害発生時における山形県の防災力の向上を図り、災害から県民の生命、身体及び財産並びに県土を災害から保護することを目的とする。

(協力の内容)

- 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携・協力して防災力向上に取り 組むものとし、乙は、次に掲げる事項について甲から協力を要請された場合には、 自らの業務に支障のない範囲でこれに応じる。
- (1) 災害時におけるドローンによる情報収集及び急速充電器の利用に関すること
- (2) 甲が行う防災フォーラム、防災に関する研修会等への協力に関すること
- (3) 県民や企業への防災意識の啓発及び防災知識の普及に関すること
- 2 前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な実施事項、遵守事項等については、甲乙協議の上、決定する。

(協力の要請)

- 第3条 甲は、前条第1項の規定による要請をするときは、別紙1により行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後において速やかに書面を提出するものとする。
- 2 乙は、前項の規定により協力を実施したときは、終了後速やかに別紙2により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第4条 第2条の規定による協力を行うために要した費用については、乙が負担する。 2 前項の規定に依りがたい場合は、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

(連絡責任者)

第5条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう連絡責任者を定め、相互に通知する。連絡責任者に変更があった場合も同様とする。

(情報管理)

第6条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た相手方の情報の管理を徹底するものとし、相手方の書面による事前の承諾なしに本協定の目的以外で使用してはならず、 又は第三者に公表し、若しくは漏らしてはならない。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有 効期間が満了する日の1月前までに甲又は乙から意思表示がないときは、更に、1 年間延長するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各自1通を保 有する。

平成30年5月31日

甲 山形県山形市松波二丁目8-1

山形県

山形県知事

吉村 美荣子

Z 東京都新宿区西新宿一丁目26-1 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 執行役員 東北本部長

災害時における宿泊施設の提供等に関する協定

山形県(以下「甲」という。)と山形県旅館ホテル生活衛生同業組合(以下「乙」という。)は、大規模災害時における要配慮者等への支援に関して次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき甲が行う要配慮者等への支援に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この協定で「大規模災害」とは、災害救助法及び武力攻撃事態等における国民の 保護のための措置に関する法律の適用を受ける災害等並びにその他知事が特に要配慮者 等への支援が必要と認める災害をいう。
- 2 この協定で「要配慮者等」とは、次に掲げる者をいう。
- (1) 高齢者(65歳以上の者をいう。)のうち、避難生活において特に配慮が必要な者
- (2) 障がい者(原則として身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の 交付を受けている者に限る。)のうち、避難生活において特に配慮が必要な者
- (3) 前各号に掲げる者と同一世帯の者又は介護者
- (4) 乳児及びその保護者
- (5) 妊産婦及びその介助者
- (6) 避難所での集団生活では健康を損なうおそれがある等、甲又は市町村が特に配慮 が必要と認める者

(要請)

- 第3条 甲は、大規模災害発生時において、市町村から要配慮者等のための宿泊施設の確保の要請があったときは、乙に対し、協力を要請することができるものとする。
- 2 甲の要請の方法は、乙に対し、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、 電話又はFAX等により要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

(要請する業務の範囲)

- 第4条 前条の規定による要請に基づき、乙が実施する業務の範囲は、次に掲げるものとする。
- (1) 乙の組合員が所有する宿泊施設における要配慮者等の宿泊並びに宿泊に付随する 入浴及び食事の提供
- (2) 前号の業務を実施するに当たっての空室等の状況の把握及び調整
- (3) その他必要とする事項

(実施)

- 第5条 乙は、甲から第3条の規定による協力の要請を受けたときは、要請事項を実施するため の措置を速やかに取るものとする。
- 2 乙は、前項の規定により業務を実施した場合は、甲に対し、その状況を文書で報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はFAX等により報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(受入対象期間)

第6条 宿泊施設への受入対象期間は、原則として、災害救助法等による救助基準による。ただ

し、これにより難い場合は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(経費)

- 第7条 甲は、第4条の規定により乙が実施した業務に係る経費(以下「経費」という。)を負担するものとする。
- 2 前項の規定により甲が負担する経費は、原則として、甲乙協議の上別途定めるものとする。

(経費の請求)

第8条 乙は、業務が完了したときは、組合員の業務実績を集計し、甲に対し一括して経費を請求するものとする。

(経費の支払い)

第9条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

(連絡調整体制の整備)

(実施細目)

第11条 この協定の実施に際し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の定める事項に関し疑義や変更が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(協定の有効期限・解除)

第13条 この協定の有効期限は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日から1ケ月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の意思表示がないときは、更新されたものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成31年3月5日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号

重村美学子

乙 山形県山形市松波三丁目2番12号山形県旅館ホテル生活衛生同業組合

理事長

族縣信幸

2-13-12

災害時における宿泊施設の提供等に関する協定書

災害時における段ボール製品の調達に関する協定書

山 形 県 東日本段ボール工業組合

災害時における段ボール製品の調達に関する協定書

山形県(以下「甲」という。)と、東日本段ボール工業組合(以下「乙」という。)は、災害時における段ボール製品の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、山形県内で災害(災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。) が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難所の設営等に必要な物資(以下「物資」とい う。)の調達について定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害が発生し、物資を必要とするときは、文書により、乙に対して物資の供給、運搬等 (以下「供給等」という。) について協力を要請することができる。ただし、甲が緊急を要すると認 めるときは、口頭、電話、電子メール等により行うことができるものとし、その場合は事後に速やか に書面を提出するものとする。

(協力の実施及び受諾等)

- 第3条 乙は、前条の規定による要請があったときは、乙の組合員のうち、以下の条件を満たすものを 選定する。
 - (1) 山形県内、最寄りの場所等に事業所を有するもの
 - (2) 生産設備が被災しておらず、甲の要請を満たす生産能力を有しているもの
 - (3) 甲の要請に優先的に対応することが可能なもの
- 2 乙は、前項の条件を満たす組合員を選定し、当該組合員の承諾を得たときは、甲に対して次の事項を連絡するものとする。
- (1)組合員の名称、所在地
- (2) 連絡窓口、連絡方法
- (3)物資の種類、数量、提供可能時期
- (4) その他必要な事項
- 3 甲は、乙から前項の連絡を受けた後、同項の承諾をした乙の組合員(以下「組合員」という。)と 物資の調達に必要な基本的条件について協議するものとする。
- 4 乙及び組合員は、可能な範囲において物資の供給等に協力するよう努めるものとし、甲は、乙及び組合員が物資の供給等を迅速かつ安全に行うことができるよう必要な協力を行うものとする。

(物資の種類)

- 第4条 物資の種類は、次に掲げるものとする。
- (1) 段ボール製簡易ベッド
- (2) 段ボール製シート
- (3) 段ボール製間仕切り
- (4) その他組合員の取扱商品

(物資の引渡し)

- 第5条 甲及び組合員は、第3条3項の協議において引き渡し場所等を決める。引き渡しは、甲又は甲 が指定する者をもってこれを確認させ、受け取るものとする。
- 2 組合員は、引渡し終了後、速やかに書面により物資の種類、数量等を甲に報告するものとする。
- 3 乙は、組合員もしくは関係者(配送業者等)に最大限の努力をもって協定を履行するよう求めるが、 履行することが困難な事情がある場合、甲はこれを承諾する。

(費用)

- 第6条 甲は、組合員が供給する物資の対価及び運搬等の費用について、相当額を負担するものとする。
- 2 前項の物資の対価及び運搬等の費用については、災害発生時の直近の価格を基準とし、甲及び組合 員が第3条3項の協議等において決定するものとする。

(連絡体制等)

- 第7条 甲及び乙は、この協定に関する窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。
- 2 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、組合員に対する連絡体制の確立を図るものとする。

(車両の通行等)

第8条 甲は、第2条の要請に基づき事業所が物資を運搬等する際に使用する車両について、緊急又は 優先車両としての通行に可能な限り配慮するものとする。

(協議等)

- 第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、情報を共有するとともに、随時協議を行うものとする。
- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、組合員の生産能力及び災害時の連絡体制について報告を求めることができる。
- 3 乙は、日頃から、本協定の趣旨及び手続等について組合員の理解を深めるよう努力するものとする。

(実施細目等)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、甲又は乙で既に締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨 げるものではない。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、解約の 予定日の1か月前までに文書により解約又は変更の申し出をしない限り、その効力を継続するものと する。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の 上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和元年 12月 26日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事 吉村 美栄

乙 東京都中央区八丁堀四丁目1番4号 八丁堀中央ビル8階 東日本段ボール工業組合 理事長 齋藤英男



災害時における段ボール製品の調達に関する協定実施細目

山 形 県 東日本段ボール工業組合

災害時における段ボール製品の調達に関する協定実施細目

山形県(以下「甲」という。)と、東日本段ボール工業組合(以下「乙」という。)は、災害時における段ボール製品の調達に関する協定(以下「協定」という。)第10条に基づき、協定の実施に必要な事項を次のとおり定める。

(要請手続き)

- 第1条 協定第2条に定める甲の乙に対する要請は、別記様式第1号(段ボール製品調達要請書)によるものとする。
- 2 前項の要請を受けた乙は、別記様式第2号(段ボール製品調達可能数量等に係る報告書)により調達可能数等を報告するものとする。

(連絡責任者)

- 第2条 甲と乙は、要請に関する連絡責任者の氏名、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認する ものとする。
- 2 前項の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(段ボール製品の確保)

第3条 乙は災害時に必要な生活物資として、協定第4条に定める物資の確保に努めるものとする。

(基本的条件の協議)

- 第4条 協定第3条の3に定める基本的条件の協議は、製品の種類、数量、対価、引渡し場所、輸送費、 遅延等に関すること、甲、乙及び組合員のいずれかから提起されたこと等とする。
- 2 自然災害その他やむを得ない事情により供給遅延等が発生した場合、甲は基本的条件を尊重するものとする。

(段ボール製品の納入等)

- 第5条 乙は甲指定の場所に段ボール製品を納入する場合、段ボール製品の種類、数量等を記載した納品書を、甲又は甲の指定する者(次項において「引取人」という。)に提出するものとする。
- 2 前項の納品書を受け取った引取人は、段ボール製品の種類、数量等を確認し受領書を発行するものとする。

(費用弁償)

第6条 協定第6条に規定する費用の請求及び支払いは遅滞なく行うものとし、その時期及び方法は、 甲と乙が協議の上決定するものとする。

令和元年 12月 26日

Z

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号 山形県知事 吉村 美 栄

東京都中央区八丁堀四丁目1番4号 八丁堀中央ビル8階 東日本段ボール工業組合

理事長 齋藤英

(実施細目:別記様式第1号)

令和年月日時分

東日本段ボール工業組合 理事長 殿

山形県知事 吉村 美栄子

段ボール製品調達要請書

「災害時における段ボール製品の調達に関する協定」第2条に基づき、下記のとおり要請しますので、本要請に対する貴組合の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

| 要請品目 | 要請数量 | 納品希望場所 |
|------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 段ボール製簡易ベッド | | |
| 段ボール製シート | | |
| 段ボール製間仕切り | | |
| その他取扱商品 | | |
| | 段ボール製簡易ベッド 段ボール製シート 段ボール製間仕切り | 段ボール製簡易ベッド 段ボール製シート 段ボール製間仕切り |

問合せ先 部 署 氏 名 電 話 - - -FAX - - - (実施細目:別記様式第2号)

 令和
 年
 月
 日

 時
 分

山形県知事 吉村 美栄子 殿

東日本段ボール工業組合 理事長

段ボール製品調達可能数量等に係る報告書

「災害時における段ボール製品の調達に関する協定」第2条に基づく物資の調達要請について、当方の供給可能数量等を下記のとおり報告します。

記

1 物資の調達可能数量

| 発災直後 | | 発災後3日以降 | | | | |
|------------|--------|------------|--------|--|--|--|
| 品 名 | 調達可能数量 | 品 名 | 調達可能数量 | | | |
| 段ボール製簡易ベッド | | 段ボール製簡易ベッド | | | | |
| 段ボール製シート | | 段ボール製シート | | | | |
| 段ボール製間仕切り | | 段ボール製間仕切り | | | | |
| その他取扱商品 | | その他取扱商品 | | | | |

2 物資の納品等の場所・方法等(陸路) 甲及び組合員の基本的条件の協議により納品等の場所、方法等を決める。

災害に係る情報発信等に関する協定

山形県およびヤフー株式会社(以下「ヤフー」という)は、災害に係る情報発信等に関し、 次のとおり協定(以下「本協定」という)を締結する。

第1条(本協定の目的)

本協定は、山形県内の暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の災害に備え、山形県が山形県民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ山形県の行政機能の低下を軽減させるため、山形県とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条(本協定における取組み)

- 1 本協定における取組みの内容は次の中から、山形県およびヤフーの両者の協議により 具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、山形県の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的 として、山形県の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に 掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 山形県が、山形県内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 山形県が、山形県内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 山形県が、災害発生時の山形県内の被害状況、ライフラインに関する情報および 避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 山形県が、山形県内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 山形県が、山形県内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフ が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2 山形県およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる 連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速 やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第 1 項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、山形県およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条(費用)

前条に基づく山形県およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるもの

とし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条(情報の周知)

ヤフーは、山形県から提供を受ける情報について、山形県が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法(提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む)により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条(本協定の公表)

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、山形県およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条(本協定の期間)

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条(協議)

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、山形県およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、山形県とヤフー両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

令和元年 12月26日

山形県:山形県山形市松波二丁目8番1

山形県知事 吉 村 美 栄



ヤフー:東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役 川 邊 健 太 郎



災害時における災害応急対策業務の支援に関する協定書

山形県警察(以下「甲」という。)と東北電力株式会社山形支店(以下「乙」という。)とは、地震、風水害その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)における警察活動に必要な災害応急対策業務の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対する災害応急対策業務の支援要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援の要請)

- 第2条 甲は、災害応急対策業務を行う上で必要があるときは、乙に対し、次に掲げる事項について、支援を口頭で要請することができる。
 - (1) 災害時において救出・救助活動の障害となる乙が管理する設備(電力柱、電力線等)の撤去(土砂崩れ等に伴い発生したものは除く。)
 - (2) 救出・救助活動に必要な電力の確保
 - (3) 警察本部及び警察署等災害警備活動の拠点施設への電力復旧

(要請に基づく乙の措置)

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、早期に災害応急対策業務の 支援に努めるものとする。

(情報の提供)

- 第4条 甲及び乙は、それぞれが迅速に災害情報を提供するものとする。
 - (1) 甲が把握した情報
 - ア 乙が管理する設備の被害に関する情報
 - イ 乙が行う電力復旧活動に必要な情報
 - (2) 乙が把握した情報
 - ア 大規模又は長時間の停電が発生した場合の停電地域、停電戸数、復旧見通し等の情報
 - イ 甲が行う災害応急対策業務に有用な情報

(連絡責任者)

第5条 この協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙は、協定締結後速やかに連絡 責任者を選定し相互に連絡するものとし、変更があった場合は直ちに相手方に連 絡するものとする。

(訓練等)

第6条 乙は、甲から防災訓練等への参加について要請があった場合は、可能な限 り協力するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定は締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって 協定の終了を通知しない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各自1 通を保有するものとする。

令和元年11月18日

甲 山形市松波二丁目8番1号

乙 山形市本町二丁目1番9号

東北電力株式会社

執行役員山形支店長 藤原正雄



東北電力株式会社と東北電力ネットワーク株式会社の 吸収分割契約に伴う覚書

山形県警察(以下「甲」という。)と東北電力株式会社山形支店(以下「乙」という。)及び東北電力ネットワーク株式会社山形支社(以下「丙」という。)は、甲と乙が令和元年 11 月 18 日に締結した「災害時における災害応急対策業務の支援に関する協定書」(以下「本協定」という)の内容について、以下のとおり覚書を交換する。

(権利義務承継の確認)

第1条 甲は、平成31年4月25日に乙と丙との間で締結した「吸収分割契約」(以下「分割契約」という。)に基づき、分割契約の効力発生日である令和2年4月1日をもって、乙の送配電事業等に関して有する権利義務が丙に承継されることを確認する。

(本協定の取扱い)

第2条 甲、乙及び丙は、丙が本協定の当事者として参加することを確認する。 2. 本協定において「乙」とあるのは「乙及び丙」と読み替える。

(効力発生)

第3条 本覚書は、分割契約の効力発生日をもってその効力を生ずるものとする。

本覚書の成立を証するため本書を3通作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 2年 4月 /日

甲 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部長 一瀬 圭



乙 山形市本町二丁目1番9号 東北電力株式会社 執行役員山形支店長 藤原 正雄

丙 山形市本町二丁目1番9号 東北電力ネットワーク株式会社 山 形 支 社 長 茂木 明浩



災害時における帰宅困難者の受入れに関する協定書



災害時における帰宅困難者の受入れに関する協定書

山形市(以下「甲」という。)と山形県(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模災害発生時において、帰宅困難者が災害時拠点強靭化緊急促進事業により整備した乙の所有する一時滞在施設に一時滞在することが可能となるよう、当該施設の受入れの方法等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において使用する用語は、災害時拠点強靱化緊急促進事業制度要綱 (平成26年4月1日国住街第165号国土交通省住宅局長通知)において使用する用語の例による。

(一時滯在施設)

- 第3条 この協定の対象となる一時滞在施設の概要は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 名 称 山形県総合文化芸術館
 - (2) 所在地 山形市双葉町一丁目2番38号
 - (3) 面 積 15,789.60平方メートル
 - (4) 帰宅困難者の受入れ予定人数 3,030人

(帰宅困難者の受入れの要請等)

- 第4条 甲は、地震、風水害その他の災害(以下「災害」という。)により、帰宅困 難者のための一時滞在施設の開設が必要となったときは、乙に対して次に掲げる事 項の協力を要請することができる。
 - (1) 一時滞在施設における帰宅困難者の受入れ
 - (2) 備蓄品及びトイレの帰宅困難者への提供
 - (3) 一時滞在施設への帰宅困難者の誘導及び当該施設における災害関連情報の提供その他帰宅困難者に対する支援
- 2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、一時滞在施設の被害状況を調査し、 受入れの可否について速やかに甲に対して回答するものとする。
- 3 乙は、帰宅困難者の受入れが可能な旨を回答した場合には、最大限に可能な範囲でこれに協力するものとし、一時滞在施設及びその敷地内の人目につきやすい場所において一時滞在施設である旨を掲示するものとする。
- 4 第1項の規定による要請は、要請の理由、要請の期間その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。ただし、これにより難い場合は、口頭で要請することができる。
- 5 甲は、前項ただし書の規定により口頭で要請した場合においては、当該要請の後 速やかに乙に対して同項の書面を提出するものとする。

(一時滞在施設に関する情報の提供等)

- 第5条 帰宅困難者の円滑な受入れを図るため、甲は、乙から前条第2項の規定により受入れが可能な旨の回答があったときは、緊急時の情報伝達手段(テレビ、ラジオ、SNS等)により、一時滞在施設の開設状況等の情報を帰宅困難者に提供するとともに、一時滞在施設に誘導するものとする。
- 2 乙は、甲が行う前項の活動について、可能な範囲でこれに協力するものとする。

(受入れ期間)

第6条 一時滞在施設における帰宅困難者の受入れ期間は、3日以内とする。ただし、 乙が特に認めるときは、この限りでない。

(受入れの報告)

第7条 乙は、第4条第1項の規定による要請に応じたときは、その受入れ人数、受入れ期間等の受入れ実績を書面により甲に報告するものとする。

(費用負担)

- 第8条 甲は、第4条第1項の規定による要請に係る活動費用(災害救助法(昭和 22年法律第118号)その他の法令の適用がある費用を除く。)が乙に生じたと きは、当該費用を負担するものとする。
- 2 乙に生じた費用のうち前項に規定する費用以外の費用の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(原状回復)

第9条 甲は、一時滞在施設を使用した場合において、当該施設及び備品等を汚損し、 又は破損したときは、甲の負担により原状に回復するものとする。この場合におい て、乙が原状回復したときは、甲は、その費用を負担するものとする。

(損害補償)

第10条 甲は、第4条第1項の規定による要請に係る乙の活動に従事する者に損害が生じたときは、甲がその損害を補償するものとする。

(災害時連絡責任者)

- 第11条 甲及び乙は、災害時の連絡体制を確実なものとするため、災害時における 双方の連絡責任者を書面により通知する。
- 2 甲及び乙は、連絡責任者の変更があった場合は、速やかに相手方に連絡するものとする。

(災害時の情報共有)

第12条 甲及び乙は、一時滞在施設における帰宅困難者の受入れ期間中に得た情報

を相互に提供し合い、情報の共有化に努めるものとする。

(秘密保持義務)

第13条 甲及び乙は、この協定の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第 三者に漏らしてはならない。第16条に規定する有効期間が終了した後も同様とす る。

(協議)

第14条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の変更)

第15条 甲又は乙は、この協定を変更するときは、書面によりその旨を通知するものとし、甲及び乙が協議の結果合意に達した場合は、次条に規定する有効期間内であってもこの協定を変更することができる。

(協定の効力)

第16条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から一時滞在施設が存続するまでの期間とする。

この協定の締結の証として、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年12月1日

甲 山形市旅篭町二丁目3番25号
山形市
山形市長 佐 藤 孝 弘

乙 山形市松波二丁目8番1号山形県山形県知事 吉 村 美栄



山形県と公益社団法人日本青年会議所東北地区山形ブロック協議会との 災害時相互連携に関する協定書

山形県(以下、「甲」という。)と公益社団法人日本青年会議所東北地区山形ブロック協議会(以下、「乙」という。)は、自然災害が発生した場合(以下、「災害時」という。)の災害ボランティア活動における協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、山形県内における災害時において、甲及び乙が相互に協力して災害 ボランティア活動の支援を効率的かつ効果的に行うことを目的とする。

(協力の内容)

- 第2条 甲及び乙は、災害時において次に掲げる事項について、相互に協力して行うもの とする。
 - (1)被災地の情報収集と共有及びニーズの把握
 - (2) 災害ボランティア活動に関する情報発信
 - (3) 災害ボランティア活動に必要な資機材等の調達、仕分け及び輸送
 - (4) 専門的な技能を活用した支援活動
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、甲乙協議して定める活動

(車両の通行)

第3条 甲は、乙が資機材等を輸送する際は、緊急又は優先車両として通行できるよう支援するものとする。

(平時における活動)

第4条 甲及び乙は、災害時において本協定が円滑に運用されるよう、平時から情報交換を行うとともに、合同で研修や訓練等を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 乙が行う活動に係る経費については、原則として乙の負担とする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。但し、協定の有効期間満了の日から30日前までに、甲乙いずれからも特段の申し立てがない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間有効とし、以後も同様とする。

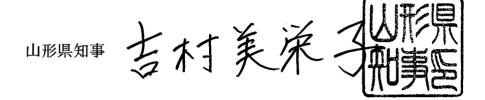
(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義等が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙それぞれの署名押印のうえ、 各自その 1 通を保管するものとする。

令和2年10月27日

(甲) 山形県山形市松波二丁目8番1号



(乙) 山形県天童市東本町一丁目3番21号 公益社団法人天童青年会議所内

公益社団法人日本青年会議所東北地区山形ブロック協議会

鱼鱼山惠治



災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの 電力供給の協力に関する協定書

山形県 山形トヨタ自動車株式会社 山形トヨペット株式会社 トヨタカローラ山形株式会社 ネッツトヨタ山形株式会社

災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの 電力供給の協力に関する協定書

山形県(以下「甲」という。)と山形トヨタ自動車株式会社、山形トヨペット株式会社、トヨタカローラ山形株式会社、ネッツトヨタ山形株式会社(以下「乙」という。)は、災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県内において災害が発生した場合に、甲、乙が相互に連携 し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、避難所等における外部給電 可能な車両からの電力供給の協力について必要な事項を定める。

(外部給電可能な車両の種類)

- 第2条 甲が乙に対して要請する外部給電可能な車両は、次に掲げるものとする。
 - (1) 燃料電池自動車
 - (2) 電気自動車
 - (3) プラグイン・ハイブリッド自動車
 - (4)ハイブリッド自動車

(協力の要請)

- 第3条 甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する外部給電可能な車両を 必要とする場合は、乙に対し書面(様式第2号)で要請するものとする。ただし、 緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。
- 2 乙は、前項の規定により要請があったときは、可能な限り通常業務に優先して、保有する外部給電可能な車両を貸与するよう努めるものとする。...

(外部給電可能な車両の引渡し)

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を貸与する場合は、乙が甲の指定する場所に運搬し、引渡しを行うものとする。乙が車両の 運搬が不可能な場合、甲乙両者で協議し、引渡しの方法を調整する。

(外部給電可能な車両の充電)

第5条 外部給電可能な車両の充電は、乙が定める場所で行うほか、県企業局県営酒田風力発電所で行うことができるものとする。

(貸与期間)

第6条 外部給電可能な車両の貸与期間は、災害発生から3日間程度とする。期間変更の必要がある場合は、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

(貸与期間中の移動)

第7条 貸与期間中に外部給電可能な車両の移動が必要な場合は、甲の責任において、甲が指定する者に運搬させることができるものとする。

(報告)

第8条 乙は、第3条の規定による甲からの要請に伴い、外部給電可能な車両を引渡した場合は、甲に対し口頭又は電話等により報告するものとし、事後速やかに書面 (様式第3号)を提出するものとする。

(外部給電可能な車両の返却)

第9条 乙が甲に貸与した外部給電可能な車両の返却時期及び場所については、甲及び乙が協議の上、決定する。

(費用負担)

- 第10条 甲の要請に基づき乙が行った外部給電可能な車両の貸与期間中の費用については、甲が負担するものとする。ただし、乙から費用負担の申し出があった場合には、この限りではない。
- 2 前項の費用は、発災直前における適正価格を基礎として、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払い)

第11条 甲は、乙から費用の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(補償)

- 第12条 外部給電可能な車両の貸与期間中に生じた損害の補償については、以下のとおり取り扱うものとする。
 - (1)事故により、第三者に与えた物的あるいは人的損害については、その損害の帰 責理由があるものが、補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な 場合は、甲、乙が協議の上、その賠償にあたるものとする。
 - (2) 自動車保険が適用される場合の取扱いは、第13条の規定による。

(車両保険の扱い)

- 第13条 乙は、外部給電可能な車両の貸与にあたり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。
- 2 前項の保険の適用を受けるに際しかかる費用については、全て乙の負担とする。 ただし、甲の故意または重過失によって保険の適用を受けるに至った場合、あるい は保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。

(使用上の留意事項)

- 第14条 甲は、貸与を受けた外部給電可能な車両を以下のとおり使用するものとする。
 - (1) 使用条件を守り、極力、安全な場所で使用する。
 - (2) 原則として、山形県内で使用する。
 - (3)外部給電可能な車両の故障又は何らかの原因により使用できなくなった場合は、第16条第3項の規定により、乙に速やかに報告する。

(連絡責任者)

- 第 15 条 甲、乙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、書面(様式第 1 号) により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都 度、相互に報告するものとする。
- 2 甲が第3条の規定による要請を行う場合及び乙が第8条の規定による報告を行う場合は書面(様式第2号及び第3号)により連絡責任者を報告するものとする。

(外部給電可能な車両の情報提供)

- 第16条 乙は、甲から求められた場合、災害時に外部給電可能な車両の情報を甲に提供する。
- 2 甲は、乙から求められた場合、貸与された外部給電可能な車両の使用状況に関する情報を、適宜、乙に提供する。
- 3 甲は、貸与期間中、外部給電可能な車両に不調が生じた場合など、災害応急対策を進めるにあたり、問題が発生した場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙で対応を協議する。

(訓練)

- 第17条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。
- 2 前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(普及活動)

第18条 甲と乙は、住民の自助による減災を促進するため、外部給電可能な車の普及や、災害時の車中泊について、協力して周知に取り組む。

(協議)

第19条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第20条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。 ただし、この協定の有効期間満了の日の2ヶ月前までに、甲、乙のいずれからも書

面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間 有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名の上、 各1 通を保有するものとする。

令和3年7月16日

甲 山形県山形市松波2-8-1 山形県

山形県知事 吉村美菜子

Z 山形県山形市南一番町11-16 山形トヨタ自動車株式会社

代表取締役社長

鈴木吉德

山形県山形市飯田西5-5-2 山形トヨペット株式会社

代表取締役社長

给不寿昭

山形県山形市南一番町1-15 トヨタカローラ山形株式会社

代表取締役社長

龄木肇子

山形県山形市東青田5-1-1 ネッツトヨタ山形株式会社、

代表取締役社長

連絡責任者届

団体名【

1

連絡先 (窓口責任者)

| | 第1連絡先 | 第2連絡先 |
|------------|-------|-------|
| 担当部署 | | |
| 役職・氏名 | | |
| 電話番号 | | |
| FAX | | |
| E メールアト レス | | |

夜間・休日等の緊急連絡先

〈第1連絡先〉

| 担当部署 | | | 役職・氏名 | | |
|---------|------------|------|-------|-----|---|
| 電話番号 | · | 携帯番号 | | FAX | , |
| 携帯メールアド | レス | | | | |
| /笠り連数4 | a \ | | | | |

〈第2連絡先〉

| 担当部署 | • | | 役職・氏名 | |
|---------|----|------|-------|-----|
| 電話番号 | | 携帯番号 | | FAX |
| 携帯メールアド | レス | | | |

〈第3連絡先〉

| 担当部署 | | | 役職・氏名 | | |
|---------|----|------|-------|-----|--|
| 電話番号 | | 携帯番号 | | FAX | |
| 携帯メールアド | レス | | | , | |

〈第4連絡先〉

| 担当部署 | | | 役職・氏名 | · |
|---------|----|------|-------|-----|
| 電話番号 | ż. | 携帯番号 | | FAX |
| 携帯メールアド | レス | | | |

注:夜間・休日等の緊急連絡先は4名以上の記入をお願いします。 :携帯メールアドレスについては、可能な範囲で記載をお願いします。

(目的外使用禁止)

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」に記載する事項以外には利用しないこと。

外部給電可能な車両の提供協力要請書

様

 $\circ\circ$

| 「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」 | 第3 | •] | Ĺ |
|--|----|-----|---|
| 5条に基づき、下記のとおり要請します。 | | | |

| 5 第 | をに基づき、下記の | とおり要請します。 | | | | | |
|-----|-----------------------|---|----------|-------------|-----------------|--|-------------------|
| | | | 記 | | | | |
| 1 | 災害の状況及び協 | 力を要請する埋田 | | | | | |
| | | A | | | | | |
| | | ¥ | | | | | |
| | | . 3 | | | | | |
| _ | mara mada , I , malan | | | | | | |
| 2 | 要請内容 | てカッパ士王然の拝却 | | | | | |
| | ı | 所及び車両等の情報 □ 対 郊 絵館 子宮 担 庇 | | * | | 台数 | 使用自治体担当者 |
| | 搬送場所 | 外部給電予定場所 (施設名·住所) | 提信 | 共期 間 | 1 | (台) | (連絡先・職氏名) |
| | (自治体名・庁舎住所) | (地武43 1 1 1 1 1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 | 自: | | Ξ | (147 | (ALMI) I IMAG III |
| 1 | | | 至: | 月月 | E E | | |
| | | | 自: | | <u>出</u> 目 | | |
| 2 | | | 至: | 月 | 日日 | | |
| | , | | 自: | 月 | <u>日</u> 日 | | |
| 3 | | | 至: | 月 | 日 | | |
| | | | 自: | | — <u>円</u> 日 | | |
| 4 | | | 至: | 月 | E E | | |
| | / 生がてロオス担合 | <u> </u> ・には別紙としてもより | <u> </u> | / 1 | Н | <u> </u> | |
| , | 《衣が个足りる場合 | マスクラス C C C C C C C C C C C C C C C C C C C | 10 | | | | |
| | (2) その他特記 | 転 佰 | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 3 | 要請に係る連絡責 | 行者 | | | | | |
| | 所属名 | | | | | | |
| | 職氏名 | | | | | ······································ | |
| | | | | | | | |

外部給電可能な車両の提供協力受書

様

会社名

代表者名

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」第8・1 5条に基づき、車両を提供しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 外部給電可能な車両の提供実施内容

| | , , p | | | | | | | | |
|---|-------|------------|---------------------|----------|--|---------|----|----|-------------|
| | 提供到 | 尾施日 | 提供場所 (自治体名·庁舎住所) | 提供期間 | | 提供期間 車種 | | 車種 | 台数 . (a) |
| 1 | 月 | E | | 自:至: | | 月月 | | | |
| 2 | 月 | В | | 自:至: | | 月月 | 日日 | | |
| 3 | 月 | В | | 自:至: | | 月月 | 日日 | | |
| 4 | 月 | B | | 自: 至: | | 月月 | 日日 | | |

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

2 報告に係る連絡責任者

| 会社名 | |
|-----|--------|
| 職氏名 | 2 - 11 |
| 連絡先 | |

災害時における支援協力に関する協 定 書

 山
 形
 県

 山
 形
 県
 警
 察

 山
 形
 基
 協
 同
 組
 合

災害時における支援協力に関する協定書

山形県(以下「甲」という。)、山形県警察(以下「乙」という。)と山形県遊技業協同組合(以下「丙」という。)は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、山形県内において災害(災害対策基本法「昭和36年法律第223号第2条第1号に規定する災害をいう。」以下同じ。)が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)において、甲、乙の災害対策に必要な支援活動に関し、丙の協力について必要な事項を定める。

(協力の範囲)

- 第2条 本協定の協力は、次の各号に掲げる事項とする。
 - (1) 車両を利用して避難する避難者(以下「車中避難者」という。)の安全確保を目的とした対象施設(本条第2項に定義する。以下同じ。)の提供
 - (2) 浸水想定区域等から避難する車両(以下「避難車両」という。) の受け入れを目的とした対象施設の提供
 - (3) 乙の災害対応等のための一時集結場所としての対象施設の提供
 - (4)対象施設に受け入れた車両での避難を行う者に対する飲料水、食料等の提供
 - 2 前項の協力は、山形県内に所在する丙の組合員が管理する施設のうち、以下の施設(以下「対象施設」という。)を対象とする。
 - (1) 駐車場
 - (2)トイレ、水道施設及びその他の店舗部分(ただし、当該部分の使用については、甲、乙、丙が協議の上、決定するものとする。)

(協力の要請)

- 第3条 甲は、災害時において、災害対策のために施設使用について必要であると認めるとき、又は市町村からの要請があった場合は、丙に対して支援の協力を要請するものとする。ただし、急を要する場合は、市町村が直接、自市町村内における丙の組合員が管理する施設等の所在地、特性、及び被災状況等を考慮した上で、丙の組合員に支援の協力を要請できるものとし、この場合、甲が丙に対して要請したものと同様とする。
 - 2 乙は、災害時において災害対策のために対象施設の使用について必要であると認めるときは、丙に対して支援の協力を要請するものとする。
 - 3 協力要請は、災害時における支援協力要請書(様式第1号)により行うものとする。ただし、急を要し、文書をもって要請することができないときは、適

宜の方法により要請を行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

4 丙、丙の組合員は、甲、乙の要請を待たずに必要な支援を行うことができるものとする。

(協力)

第4条 丙は、前条の規定により支援協力の要請を受けたときは、丙の組合員ととも に可能な限り支援協力をするものとする。

(対象施設の使用期間)

第5条 対象施設の使用期間は、3日以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙丙協議のうえ、期間を延長することができる。

(支援協力結果の報告)

第6条 丙は、支援協力を終了したときは、支援協力結果報告書(様式第2号)により、速やかに支援要請を受けた甲又は乙に報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 第4条の規定による支援協力は、無償とする。

但し、丙は、組合員に過大な費用が発生するおそれがある場合は、事前に 甲又は乙と協議するものとする。

(担当者名簿等の提供)

- 第8条 甲、乙、丙は、この協定締結日、及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿を 作成し、相互に交換するものとする。
 - 2 丙は、丙の組合員の施設名簿(組合員名簿)を毎年1回、甲及び乙に提供するものとし、施設に変更等があった場合は、甲、乙に報告するものとする。 なお、甲、乙は、丙から提出された丙の組合員の施設名簿(組合員名簿)について、必要に応じて市町村及び警察署等の関係機関と共有することができるものとする。
 - 3 甲、乙、丙は、平常時から相互の連絡体制等について情報交換を行い、災害発生時にそなえるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義が生じたときは、その 都度、甲、乙、丙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 10 条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙、丙から特 段の意思表示がない限りその効力を継続する。 この協定の締結を証するために本書3通を作成し、甲、乙、丙が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年3月24日

甲山形県山形市松波二丁目8-1山形県山形県第年第十十美洋子

乙 山形県山形市松波二丁目 8-1 山形県警察本部長 佐藤 正 顕

丙 山形県山形市宮町五丁目 10-19 岡田ビル 1 階 山形県遊技業協同組合 理 事 長 井 上 諄 夫

災害時における電動車両等の支援に関する協定書

山形県 三菱自動車工業株式会社 山形三菱自動車販売株式会社

災害時における電動車両等の支援に関する協定書

山形県(以下「甲」という。)、三菱自動車工業株式会社(以下「乙」という。)及 び山形三菱自動車販売株式会社(以下「丙」という。)とは、災害時における電動車 両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県内において災害(異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。)の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く地域住民に周知し、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

(電動車両等の種類)

第2条 乙又は丙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) プラグインハイブリッド EV
- (2) 電気自動車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

(貸与の要請)

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙又は丙が保有する電動車両等(第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。)の貸与を必要とする場合(行政区内から要請があった場合を含む。)は、乙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた乙は、乙又は丙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、丙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

(以下、電動車両等の貸与を行う者を「貸与者」という。)

- 2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、貸与者に対し、電動車両等の貸与について要請書(様式1号)により要請するものとする。
- 3 貸与者は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支 障を来たさない範囲で、貸与者が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよ う努めるものとする。
- 4 乙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、 貸与者が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保 に努めるものとする。

(電動車両等の引渡し等)

- 第4条 貸与者は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の 上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。
- 2 貸与者は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに 口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書(様式2号)を提出するも のとする。

(貸与期間)

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度 とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定 するものとする。

(電動車両等の返却)

第6条 貸与者が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲 乙丙協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

- 第7条 貸与期間中の電動車両等の貸与に係る費用は無償とし、その他の費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用)については、甲が負担するものとする。
- 2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲乙丙協議の上、 決定するものとする。

(補償)

- 第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。
- (1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは 電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、 当該帰責事由が不明な場合は、甲乙丙協議の上、その賠償に当たるものとする。
- (2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

- 第9条 貸与者は、電動車両等の貸与に当たり自らの負担により自賠責保険及び任 意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やか に貸与者へその旨を連絡し、加入している保険の適用を受けるものとする。
- 2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分(保険加入者負担分)が発生した 場合は、原則甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第 10 条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

- 第 11 条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。
- (2) 貸与者が説明する使用方法を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。
- (3) 原則として、山形県内で使用する。
- (4) 故障又は何らかの原因により使用できなくなったときは、第14条第3項の規定により、貸与者に速やかに連絡する。

(電動車両等の管理)

第 12 条 甲は、第 4 条に定める引渡しから第 6 条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式3号)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

- 第 14 条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車 両等の情報を甲に提供するものとする。
- 2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。
- 3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに 当たり問題が生じた場合には、速やかに貸与者に連絡し、甲、乙及び丙で対応を 協議するものとする。

(平時の取組)

- 第 15 条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く 地域住民に周知し、理解を醸成していくことに努めるものとする。
- 2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、 甲が行う防災訓練等に協力するものとする。
- 3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として丙の負担とする。

(不可抗力免責)

第 16条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第 18 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の 2 月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に 1 年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各1 通を保有するものとする。

令和4年11月4日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号 山形県

山形県知事

吉村美荣子

乙 東京都港区芝浦三丁目1番21号 三菱自動車工業株式会社

上席執行役

中村達夫

丙 山形県山形市五十鈴三丁目1番6号 山形三菱自動車販売株式会社

代表取締役 会長

浏览系统

災害時における電動車両等の貸与要請書

| 会社名 代表 | 様 |
|-----------|---|
| | |

山形県知事

災害時における電動車両等の支援に関する協定第3条第2項の規定に基づき、次の通 り要請します。

| | 部署 | | | | | | | |
|---------------|-----------------------|-----|---|---|---|---|---|----------|
| | 氏名 | | | | | | | |
| 担当者 | 電話番号 | | | | | | | |
| | FAX番号 | | | | | | | |
| | メールアド | ゛レス | | | | | | |
| 口頭・電話等による要請日時 | | | 年 | 月 | 日 | 時 | 分 | |
| | | | | | | | | |
| 貸与要請理由 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | 種類 | | | | | | | |
| 電動車両等の種類・数量 | | | | | | | | |
| | 数量 | | | | | | | |
| (h / 18 = / | <i>\</i> → = <i>r</i> | | | | | | | |
| 貸与場所 | 住所 | | | | | | | |
| 貸与期間 | | 年 | 月 | 日 | ~ | 年 | 月 | 日 |
| | | | | | | | | <u> </u> |
| その他必要な事項 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | <u> </u> | | | | | | | |

年 月 日

災害時における電動車両等の貸与報告書

山形県知事

| | , | |
|-------|---|--|
| 会社名 | | |
| | | |
| 代表 | | |
| 1 323 | | |
| | | |
| | | |

災害時における電動車両等の支援に関する協定第4条第2項の規定に基づき、 次の通り報告します。

| | 部署 | | | | | | | |
|-------------|-------|-----|---|---|---|---|---|---|
| | 氏名 | | | | | | | |
| 担当者 | 電話番号 | | | | | | | |
| | FAX番号 | | | | | | | |
| | メールア | ドレス | | | | | | |
| | 種類 | | | | | | | |
| 電動車両等の種類・数量 | | | | | | | | |
| | 数量 | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 貸与場所 | 住所 | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 貸与期間 | | 年 | 月 | 日 | ~ | 年 | 月 | B |
| | | | | | | | | |
| その他必要な事項 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

連絡担当部署報告書

| 団体・会社名 | | |
|--------|--|--|
| | | |
| | | |

災害時における電動車両等の支援に関する協定第13条の規定に基づき、次の通り報告 (年 月 日現在)

| and the second s | WELLER STATE OF THE STATE OF TH |
|--|--|
| 第一順位 部署 | |
| 氏名 | |
| 電話番号 | |
| FAX番号 | |
| メールアドレス | |
| 第二順位 部署 | |
| 氏名 | |
| 電話番号 | |
| FAX番号 | |
| メールアドレス | |
| 第三順位 部署 | |
| 氏名 | |
| 電話番号 | |
| FAX番号 | |
| メールアドレス | |

※電話番号については緊急時にも繋がるものが望ましい

【本報告書の変更連絡先】

本報告書の記載内容を変更した場合、下記メールアドレス宛てにご連絡ください。 なお、三菱自動車側の記載内容に変更が生じた場合、同メールアドレスから本報告書記載の ご担当者様(メールアドレス)宛てにご連絡いたしますので予めご了承ください。

「三菱自動車 DENDOコミュニティサポートプログラム連絡事務局」

メールアドレス: info.dcsp@mitsubishi-motors.com

津波避難ビルとしての指定に関する協定書

酒田市(以下「甲」という。)と山形県庄内総合支庁産業経済部酒田農業技術普及課(以下「乙」という。)は、津波被害から避難するビル(以下「津波避難ビル」という。)の指定に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、乙が所有する施設を津波避難ビルとして指定することにより、山形県沿岸に津波警報が発令された場合、地域住民等が津波から安全 に避難できるようにすることを目的とする。

(指定)

- 第2条 指定する施設は、下記のとおりとし、甲は、避難者が津波避難ビルであることを認識できる標識を掲示するものとする。
 - (1)所在地酒田市若浜町1番40号
 - (2) 施設の名称 山形県庄内総合支庁産業経済部酒田農業技術普及課

(立ち入り場所の指定)

第3条 乙は、津波避難ビルの避難者立ち入り場所を指定できるものとする。

(損害賠償)

第4条 甲は、避難に際して避難者が施設又は備品に損害を与えた場合は、当 該損害を乙に賠償するものとする。

(甲の資務)

第5条 甲は、地域住民に対して、避難する際に乙の職員がいる場合はその指示に従うこと及び津波警報が解除された場合には、津波避難ビルから速やかに退去しなければならないことを周知するよう努めるものとする。

(協定期間)

第6条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了の1箇月前までに甲、乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって更に1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その 都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1通を保有する。

平成25年1月24日

甲 酒田市本町二丁目2番45 酒田市長 本 間 正



乙 酒田市若浜町1番40号 山形県庄内総合支庁産業経済部 酒田農業技術普及課 (同形宗、四 課 長 髙 取 (算過去) 災害時における協力に関する協定書

山 形 県 一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

災害時における協力に関する協定書

山形県(以下「甲」という。)と一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会(以下「乙」という。) は災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、山形県内で災害が発生し、もしくは発生のおそれがある場合又は山形県 以外で災害が発生した場合(以下「災害時」という。)に多数の死者及び被災者が一時的また は集中的に発生する場合の迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な手続き等について定 めるものとする。

(協力)

- 第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、 乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。
 - (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
 - (2) 遺体を安置する施設(葬儀式場等)の提供
 - (3) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
 - (4) 帰宅困難者に対する一時滞在施設の提供(結婚式場等)
 - (5) 県内市町村が設置した避難所及び、乙が提供する一時滞在施設における、被災者に対する炊き出しや継続的な食事等(弁当等)の提供
 - (6) その他甲の要請により乙が応じられる事項

(要請)

- 第3条 前条の要請は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、や、むを得ない事態が発生したときは、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに災害時協力要請書(第1号様式)を乙に送付するものとする。
 - (1) 要請を行なった者の職氏名及び担当者氏名
 - (2) 要請の理由
 - (3) 要請の内容
 - (4) 履行の場所
 - (5) 協力を要請する期間
 - (6) その他要請に必要な事項

(協力の方法)

第4条 乙は前条による甲の要請があった場合、乙のできうる範囲において、甲の指示に従い、 第2条各号の協力を行うものとする。

(報告)

- 第5条 乙は、第2条各号の協力をしたときは、次に掲げる事項を災害時要請業務報告書(第2号様式)をもって甲に報告するものとする。 '
- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所
- (2) 遺体を安置した施設(葬儀式場等)の使用した部屋の数及び使用した日数
- (3) 避難所等に供給した食事等の数量
- (4) その他甲が乙に指示した事項

(経費の負担)

- 第6条 甲は、前条による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が 要した経費について、甲が負担するものとする。
- 2 前項に規定する費用は、原則として、山形県災害救助法施行細則(昭和35年1月山形県規則第4号)に規定する埋葬、死体の処理の費用を限度とする。

(経費の請求)

- 第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。
- 2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その経費は当該要請を行なった遺族等に請求する。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに 支払うものとする。

(一時滞在施設における受入者名簿の提供)

- 第9条 一時滞在施設における対応状況や、災害救助法が適用された場合に施設の収容状況等 を国へ報告する必要があることから、乙は受入者名簿を作成し、甲より受入者名簿の提出を 求められた場合は、甲に提供するものとする。
- 2 乙は、施設管理者に対し、受入者名簿の情報提供を求める場合があることについてあらか じめ周知し、施設管理者は、受入者に名簿の利用目的を明示した上で、必要な個人情報を取 得するものとする。

(支援体制の整備)

第 10 条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報 収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡責任者)

第 11 条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を選任し、互いに報告を行うものとする。連 絡責任者を変更したときも同様とする。

廷

(災害時の情報提供)

第12条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第13条 乙は、支援を行う場合において知り得た災害に係わる情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(通知)

第 14 条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員 名簿を毎年 3 月までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第16条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、令和6年7月10日までとする。 ただし、期間満了の2ヶ月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、 なお、1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和5年7月11日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県

山形県知事



乙 東京都港区西新橋1丁目18番12 COMS虎ノ門6階

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会



年 月, 日

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会会長 様

山形県知事

災害時協力要請書

災害時における協力に関する協定第3条規定に基づき、次のとおり協力要請します。

| 要請担当者 | 職名 | | | | 電話番号 | - | | |
|--------------------|----|----|---|-----|------|---|----|---|
| 口頭、電話等に よる要請の日時 | | 年 | 月 | 日 (|) | 時 | 分頃 | |
| 要請理由 | | | | | | • | | |
| 要請內容 | | | | | | | | |
| 履行の場所 | | | | 3 | | | | |
| 履行の期日 又は期間 | | 年年 | | 日日 | ~ | 年 | 月 | 目 |
| 備考 | | | | | | | | |

年 月 日

山形県知事

様

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会 会 長 渡邊 正 典 印

災害時要請業務報告書

災害時における協力に関する協定第5条の規定に基づき、次のとおり要請業務を実施しました。

| 要請担当者 | 職名 | | | | 電話番 | 子号 | | |
|--------------------|--------|--------|--------|-----|----------|----|--------|---|
| 口頭、電話等に よる要請の日時 | | 年 | 月 | 日 (|) | 時 | 分Ⅰ | 項 |
| 実施業務内容 | | | | | | · | | |
| 従事者氏名 | | | | | | | | |
| 履行の場所 | | 4 | | | | | | |
| 履行の期日 又は期間 | 期日:期間: | 年 年 | 月 月 | | l l ~ | 年 | · 月 | 目 |
| 備考 | | | | | | | | |